

奈良県御所市 史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群 保存活用計画

令和四年（二〇二三年）三月 御所市教育委員会

奈良県御所市

史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群  
保存活用計画

令和4年（2022年）3月  
御所市教育委員会

奈良県御所市

史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群  
保存活用計画

令和4年(2022年)3月  
御所市教育委員会



## 序 文

御所市は、大和平野の南西端に位置する田園都市であり、大阪府との境に屹立する金剛・葛城の山々の麓に広がっています。縄文時代より数多くの遺跡が連綿と形成され、古代の大豪族である葛城氏の本貫地として殊に有名です。市域には7つの国指定史跡が分布しますが、宮山古墳は大正10年(1921)に、巨勢山古墳群は平成14年(2002)にそれぞれ指定され、宮山古墳においては、令和3年(2021)が史跡指定を受けてから100年目の記念の年となりました。

宮山古墳は、古墳時代中期に築造された、墳丘の長さが238メートルと葛城地方最大の規模を誇る前方後円墳です。巨勢山古墳群は、その宮山古墳の築造を契機にして背後の丘陵に造営が開始し、その結果として700基以上の小規模な古墳が累々と築かれたと考えられています。つまり、宮山古墳と巨勢山古墳群は密接な関係が想定されることから、本市は、両史跡の保存活用計画を策定するに際して、それらを一体のものとして捉えて、『史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群保存活用計画』と致しました。

葛城襲津彦の墳墓との説もある宮山古墳と、宮山古墳の被葬者を共通の祖と仰ぐ人々が営んだ巨勢山古墳群の調査・研究成果は、今後、市内に点在する南郷遺跡群や秋津遺跡、国指定史跡條ウル神古墳などの古墳時代遺跡の造営氏族等の研究にも大きな影響をもたらすと考えられます。

そして、本計画は、本市の最も貴重な歴史遺産の一つである室宮山古墳と巨勢山古墳群を、郷土の歴史や文化の学びの場として次代に残し、さらには、史跡をはじめとする市全体の文化財の保全と活用の第一歩となるものと、大いに期待ができるものであります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、御指導、御助言を賜りました秋津地区史跡等調査整備審議会委員の皆様をはじめ、文化庁、奈良県並びに関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

御所市教育委員会  
教育長 濱中 誠

## 例 言

- 1 本書は、史跡宮山古墳及び史跡巨勢山古墳群の保存活用計画を定めたものである。
- 2 本書の計画策定は、令和2・3年度にかけて素案の検討を行った。
- 3 本書の計画策定にあたっては、秋津地区史跡等調査整備審議会においてその内容を検討し、文化庁、奈良県からの指導・助言を受けた。
- 4 参考文献は各章の末尾に記した。
- 5 本書の編集は、御所市教育委員会事務局文化財課が行った。
- 6 本計画の策定と並行して、宮山古墳の追加指定に関する意見具申を文化庁長官に行っているが、その地点については本計画では指定地としては取り扱っていない。

## 目 次

序文

例言

<b>第1章 計画策定の沿革・目的</b> . . . . .	<b>1</b>
1 計画策定の沿革 . . . . .	1
2 計画の目的と対象範囲 . . . . .	2
3 審議会の設置・経緯 . . . . .	3
(1) 審議会の設置 . . . . .	3
(2) 審議会の経緯 . . . . .	5
4 関連計画との関係 . . . . .	5
5 計画の実施 . . . . .	8
<b>第2章 史跡周辺の環境</b> . . . . .	<b>9</b>
1 自然的環境 . . . . .	9
2 歴史的環境 . . . . .	12
3 社会的環境 . . . . .	16
<b>第3章 史跡等の概要</b> . . . . .	<b>27</b>
1 宮山古墳 . . . . .	27
(1) 指定に至る経緯 . . . . .	27
(2) 指定の状況 . . . . .	27
2 巨勢山古墳群 . . . . .	41
(1) 指定に至る経緯 . . . . .	41
(2) 指定の状況 . . . . .	43
<b>第4章 史跡の本質的価値</b> . . . . .	<b>112</b>
1 指定時に示された本質的価値 . . . . .	112
(1) 宮山古墳 . . . . .	112

(2) 巨勢山古墳群	112
2 本質的価値の再構成	113
(1) 宮山古墳	113
(2) 巨勢山古墳群	113
(3) 両史跡の複合的な価値	114
3 構成要素の区分と特定	114
(1) 構成要素の区分	114
(2) 構成要素の特定	114
<b>第5章 現状・課題</b>	<b>120</b>
1 調査・研究	120
(1) 宮山古墳	120
(2) 巨勢山古墳群	121
(3) 両史跡に共通する課題	122
2 保存管理	123
(1) 宮山古墳	123
(2) 巨勢山古墳群	124
3 活用	126
(1) 宮山古墳	126
(2) 巨勢山古墳群	127
4 整備	128
(1) 宮山古墳	128
(2) 巨勢山古墳群	129
5 体制・運営・連携	130
<b>第6章 大綱・基本方針</b>	<b>132</b>
1 大綱	132
2 基本方針	132
(1) 調査・研究	132
(2) 保存・管理	132
(3) 活用	132
(4) 整備	133
(5) 体制・運営・連携	133
<b>第7章 調査・研究</b>	<b>134</b>
1 調査の方法	134
(1) 両史跡に共通する事項	134
(2) 宮山古墳	134
(3) 巨勢山古墳群	134
2 研究の方法	134
(1) 両史跡に共通する事項	134
(2) 宮山古墳	134

(3) 巨勢山古墳群	135
<b>第8章 保存（保存管理）</b>	<b>136</b>
1 地区割	136
(1) 指定地内	136
(2) 指定地外	136
2 指定地内の保存の方向性	136
3 指定地外の保存の方向性	139
4 保存の方法	140
(1) 法的な措置	140
(2) 行政的な措置	144
(3) 技術的な措置	145
<b>第9章 活用</b>	<b>146</b>
1 方向性	146
(1) 公開	146
(2) 諸施設の設置	146
(3) ソフト面の施策	146
2 活用の方法	146
<b>第10章 整備</b>	<b>149</b>
1 方向性	149
(1) 宮山古墳	149
(2) 巨勢山古墳群	149
2 整備の方法	150
(1) 宮山古墳	150
(2) 巨勢山古墳群	151
3 整備の主体	152
<b>第11章 体制・運営・連携</b>	<b>153</b>
1 方向性	153
2 体制整備・運営・連携の方法	153
<b>第12章 施策の実施日程</b>	<b>155</b>
1 実施日程の策定	155
2 実施日程遂行に向けた課題への対応	157
<b>第13章 経過観察</b>	<b>158</b>
1 方向性	158
2 経過観察の方法	158
(1) ①現状の把握、施策の進捗状況や実現状況の確認	158
(2) ②実行した施策によって得られた効果の確認・分析	158
(3) ③基本理念への寄与と改善点・課題の把握	160
<b>資料：関係法規</b>	<b>161</b>

# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 1 計画策定の沿革

御所市のほぼ中央、我が国最古の歴史書である『古事記』『日本書紀』に登場する国産みの地「秋津州」の名を冠する地区に宮山古墳と巨勢山古墳群は存在する。これらの遺跡は、今から1,400～1,700年ほど前、列島が古墳時代であった頃に築造され、地域住民を中心とする様々な人たちの手を借りて現在まで伝えられてきた。これら古墳の詳細については後述するが、いずれも我が国の歴史を明らかにする上で欠くことのできない重要な資料として、国の史跡に指定されている。

宮山古墳は、我が国の文化財保護行政において史跡を対象にした初めての法である史蹟名勝天然紀念物保存法のもと、大正11年（1921）に最初に指定された史跡のうちの1つである。古くには盗掘や乱掘の被害にあうこともあったものの、平成10年（1998）に襲来した台風7号によって、墳丘上の樹木200本以上が根こそぎ倒れるという自然災害があったことを除くと、近年は大きな損傷を受けることもなく、その姿を保ち続けている。

しかし、課題もあり、最初期の史跡指定であるため、現在史跡に指定されている範囲は、本来の古墳の範囲の一部に過ぎないことがその後の調査・研究によって明らかになっている。そして、宮山古墳は2つの国道が交差する地点にあり、古墳の東600mには京奈和自動車道が開通するなど、近年における自動車交通の利便性向上から、指定されていない本来の墳丘範囲内における土地開発の動きが見られるようになってきている。

活用の点では、後円部頂の竪穴式石室に納められた長持形石棺については、現地で見学できる全国唯一のスポットとして多くの見学者が訪れているものの、宮山古墳のもつ多様な価値を十分に伝えることができているとは言いがたい状況がある。

巨勢山古墳群は、明治26年（1893）の野淵龍潜らによる調査の頃から既に認識されていたが、昭和47年（1972）、昭和58年（1983）に実施された古墳群の分布調査によって、総数700基を超える我が国最大級の群集墳であることが明らかになり、その歴史的重要性が認識されるようになってきた。

しかし、巨勢山古墳群が位置する丘陵は、良質な真砂土が採取できる地質であるため、昭和30年代後半頃から土砂採取を中心とした古墳群の破壊が進行し、いよいよ看過できない状況となった平成14年（2002）に至り、その一部が国の史跡に指定された。

史跡指定後は、継続的な公有化事業を実施し、史跡公園としての整備に向けた準備を進めていたものの、御所市の財政事情悪化のため、具体的な整備事業を実施することができないまま年月が過ぎることになった。史跡地内の多くは指定以前から放置林と化しており、指定地の広大さも災いし、指定地内の日常的な管理すら十分に行うことができず、史跡境界部分の除草作業を実施することしかできない状態が続いている。

このような不十分な史跡管理、山林管理が、丘陵自体の地耐力低下を招き、元々が脆い花崗岩の地盤であることも相まって、近年の異常気象による土砂災害が頻発し、史跡の保存自体に大きな問題が生じている。これは、史跡の保存という問題だけに留まらず、流れ出した土砂が丘陵裾の集落や耕作地に流れ込み、経済的な被害を与えてしまう状況にまで至っている。

そして、このような状況であるため、巨勢山古墳群は史跡としての活用が全く行われていないことも大きな課題として存在する。

両史跡は、それぞれに抱える課題が異なるものの、地理的に近接するだけでなく、歴史的にも強い関係を有している。そして、史跡の活用という観点から見た場合、その強い関係が大きな柱となることは自明のことと思われる。

よって、ここに両史跡一体の保存活用計画を策定し、中・長期的な視野に立って御所市の宝である宮山古墳、巨勢山古墳群の保存活用に取り組んでいくものである。

## 2 計画の目的と対象範囲

本計画は、以上のような史跡の保存・活用に関する様々な課題を改善するべく、適切な保存・活用の方針・方法を策定することを目的としている。

そのため、計画対象範囲の中心は当然現在の両史跡指定地内となるが、加えて宮山古墳については、まだ史跡に指定されていない古墳本来の範囲についても計画の対象範囲とする。巨勢山古墳群については、指定地の南東隣接地が既にゴルフ場に造成されているものの、ゴルフ場の敷地内には残置森林として複数の古墳が保存されており、京奈和自動車道を越えた東側にも遺跡としての巨勢山古墳群は広がっている。巨勢山古墳群の範囲や周辺古墳との関係については課題が山積しており、特に北流する曾我川

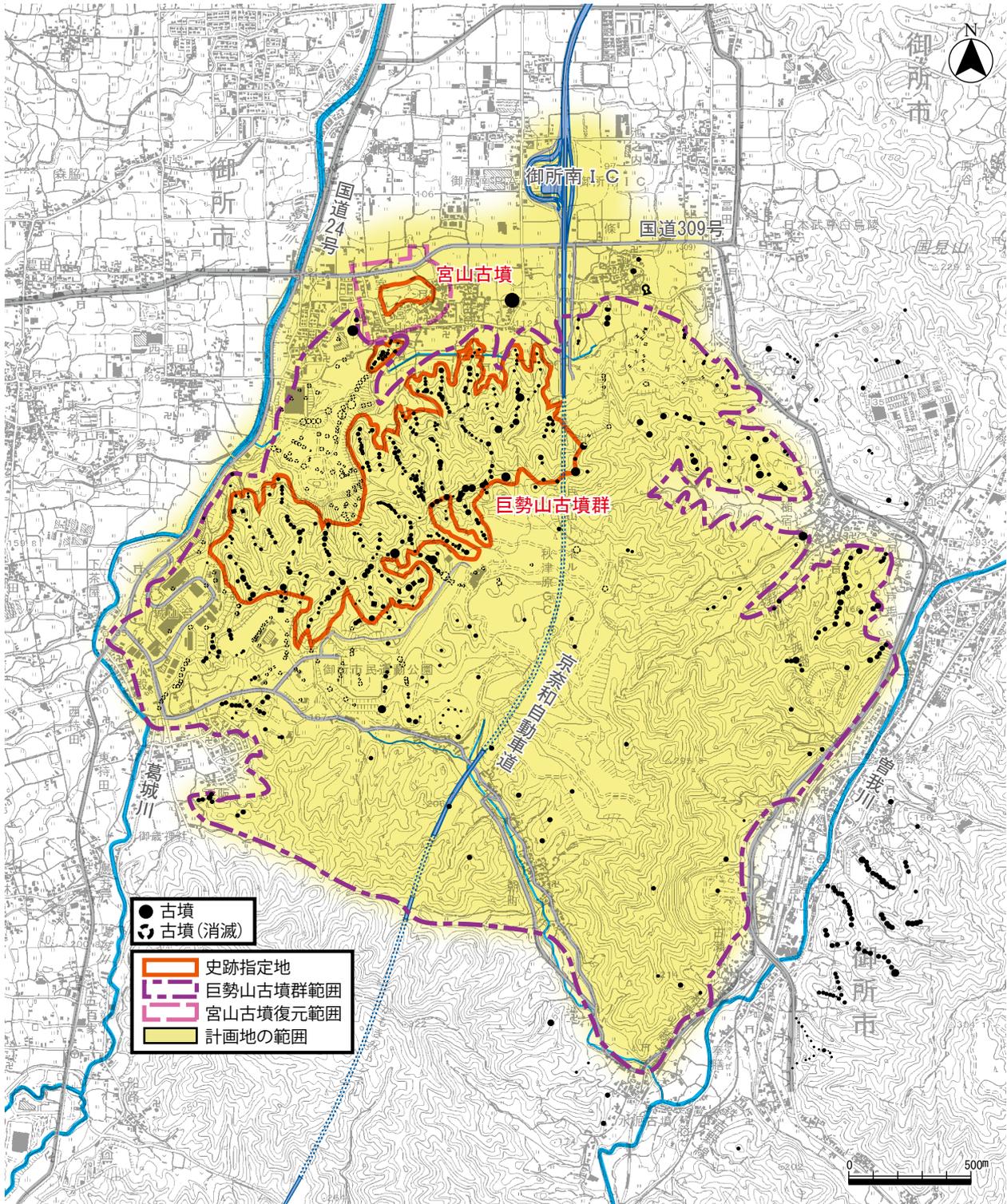


図1-1 計画地の範囲

によって形成された巨勢谷地域の小型群集墳や大型横穴式石室をもつ首長墳群との関係については、発掘調査事例の少なさも相まって歴史的評価が定まっていない部分も少なくない。そのため、本計画の対象範囲としては、現段階で大型群集墳として捉えている巨勢山古墳群全体を含み込むこととし、今後の調査・研究の進展を見ながら適宜改めていくこととする（図1-1）。また、両史跡の活用を考えるにあたっては、北・西に隣接する国道や近接する京奈和自動車道御所南IC・PAについても検討の対象となるため、それらについても本計画の対象範囲に含むこととする。

なお、本計画対象範囲の北東には、令和3年に新たに国史跡に指定された條ウル神古墳が存在するが、本計画で対象とする2つの史跡との歴史的関係については、まだ十分に検討が深められていないため、條ウル神古墳の保存活用計画については機会を改めて策定する予定である。

### 3 審議会の設置・経緯

#### (1) 審議会の設置

本計画は、平成24年に設置した「秋津地区史跡等調査整備審議会」において、有識者や地元関係者を交えた審議を行い、その中での意見等を踏まえて策定した。

#### 秋津地区史跡等調査整備審議会 委員名簿

名 前	所 属	専門分野
白石 太一郎（会長）	大阪府立近つ飛鳥博物館 名誉館長	考古学
土生田 純之（副会長）	専修大学 教授	考古学
木許 守	龍谷大学 教授	考古学・文化財行政学
内田 和伸	奈良文化財研究所 遺跡整備研究室長	遺跡整備
堤 大三	三重大学 教授	砂防工学
大住 克博	鳥取大学 元教授	山林保全
鍵本 幹雄	室自治会	地元代表
塚口 義信	堺女子短期大学 名誉教授・名誉学長	古代史

#### オブザーバー出席者

名 前	所 属
浅野 啓介	文化庁 文化財第二課 文化財調査官（史跡部門）
光石 鳴巳	奈良県 文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 課長補佐
宇野 隆志	奈良県 文化・教育・くらし創造部 文化財保存課

#### 事務局

名 前	所 属
秋元 直樹	御所市教育委員会 教育長（R2.04～R3.03）
濱中 誠	御所市教育委員会 教育長（R3.04～R4.03）
桑原 信治	御所市教育委員会 事務局長（R2.04～R3.03）
吉田 直美	御所市教育委員会 事務局長（R3.04～R4.03）
波左間 勝也	御所市産業建設部 参事（R3.04から産業建設部 部長）
中井戸 隆	御所市教育委員会事務局 文化財課長
中谷 美知代	御所市教育委員会事務局 文化財課 文化財係長
金澤 雄太	御所市教育委員会事務局 文化財課 文化財係員
後藤 愛弓	御所市教育委員会事務局 文化財課 文化財係員
小松 明日香	御所市教育委員会事務局 文化財課 文化財係員

●秋津地区史跡等調整合備審議会条例（平成 24 年 6 月 22 日 条例第 17 号）

（設置）

第 1 条 秋津地区及びその周辺に所在する史跡宮山古墳、史跡巨勢山古墳群等の古墳、古墳群及び遺跡（以下「史跡等」という。）の調査、保存及び整備並びに有効な活用について審議するため、秋津地区史跡等調整合備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、御所市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 史跡等の調査及び保存に関すること。
- (2) 史跡等の活用方法に関すること。
- (3) 史跡等の保存管理計画保存活用計画及び整備計画に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、史跡等の調査、保存及び整備並びに有効な活用に関する重要事項について、教育委員会に建議することができる。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財に関し識見を有する者
- (2) 遺跡整備に関し識見を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 地元関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取）

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、教育委員会が定める機関において所掌する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 6 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 審議会の経緯

本計画の策定にあたっては、計7回の審議会を開催することで、様々な意見を賜った。以下にその開催概要を記す。

- 【第1回】日時：令和2年（2020）9月30日（水）  
場所：御所市役所本館3階 会議室1 ⇒ 現地視察  
内容：史跡の概要及び保存活用計画策定に至る経緯について  
今後のスケジュールについて  
現地視察（史跡地の現状と土砂流出頻発地点の確認）
- 【第2回】日時：令和2年（2020）12月20日（日）  
場所：御所市文化財事務所 整理室  
内容：保存活用計画 第1章～第3章の検討・審議
- 【第3回】日時：令和3年（2021）3月8日（月）  
場所：御所市役所新館3階 会議室B  
内容：保存活用計画 第1章～第3章の修正確認  
第4章～第5章の検討・審議
- 【第4回】日時：令和3年（2021）6月23日（水）  
場所：御所市役所本館3階 第4会議室  
内容：保存活用計画 第1章～第5章の修正確認  
第6章～第7章の検討・審議
- 【第5回】日時：令和3年（2021）9月15日（水）  
場所：御所市文化財事務所 整理室  
内容：保存活用計画 第1章～第6章の修正確認  
第7章～第10章の検討・審議
- 【第6回】日時：令和3年（2021）12月2日（木）  
場所：御所市文化財事務所 整理室  
内容：保存活用計画 前回までの修正確認  
第11章～第13章の検討・審議  
保存活用計画（概要版）の内容について
- 【第7回】日時：令和4年（2022）3月3日（木）  
場所：御所市文化財事務所 整理室  
内容：保存活用計画 全体の調整

## 4 関連計画との関係

本計画は、第6次御所市総合計画ほか御所市の行政計画と密接に関連しており、連携が求められる。市の最上位計画である「第6次御所市総合計画」のもとに、「御所市教育大綱」「秋津地区史跡整備基本計画」「第2次御所市都市計画マスタープラン」等の関連計画が位置付けられている（図1-2）。

また、上記とは別に策定された「御所市第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国が定めた「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を勘案し、市の将来の人口ビジョンの実現に向けて、総合計画とも整合を図りながら、効果の高い施策を集中的に実施することを目指すものである。

各行政計画等における宮山古墳及び巨勢山古墳群の保存と活用に関連する部分は、以下のとおりである。



写真1-1 第1回審議会



写真1-2 第1回審議会（現地視察）



写真1-3 第2回審議会



写真1-4 第3回審議会



写真1-5 第4回審議会



写真1-6 第5回審議会



写真1-7 第6回審議会



写真1-8 第7回審議会

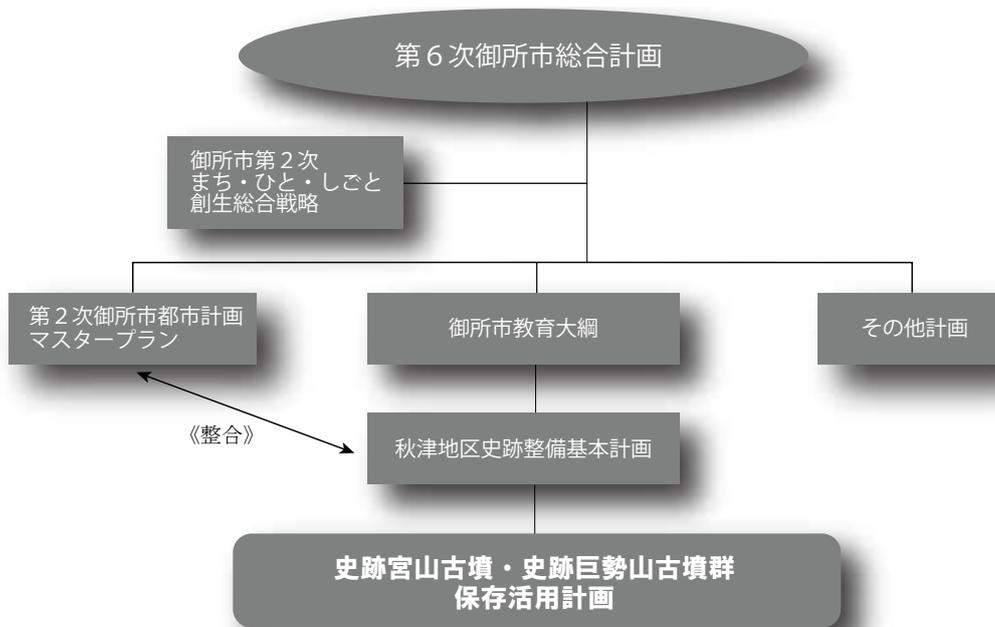


図1-2 本計画とその他の計画との関係

●第6次御所市総合計画（令和3年（2021）3月策定）

「行きたい、住みたい、語りたい。

～自然と歴史を誇れるまち ごせ～」

御所市のめざす将来の都市像を実現するため、「若い世代が住みやすく、豊かな心を育むまち」「誰もが元気で豊かに暮らせるまち」「人が輝き、魅力のあるまち」「地域経済が活性化し、活力のあるまち」「安全・安心な暮らしを支える生活基盤が整備されたまち」「自然と歴史・文化を活かすまち」「市民とともに推進する持続可能なまち」の7つの方針に基づくまちづくりを進めるための計画である。

「地域経済が活性化し、活力のあるまち」においては歴史・文化資源を活用したまちの魅力づくりを、「自然と歴史・文化を活かすまち」においては市内に所在する貴重な歴史・文化資源を調査・保存・活用するための取り組みを推進することを施策として定めている。

●第2次御所市都市計画マスタープラン（平成23年（2011）4月策定。令和3年度次期計画策定予定。）

「御所市総合計画」に掲げる将来都市像を都市整備の分野から実現するための計画である。基本テーマである「住み心地の良いまち、住み続けたいまちづくり」を、さらに3つのテーマ（「活力・賑わいのあるまちづくり」「個性的で魅力的なまちづくり」「市民が主役のまちづくり」）に分類し、戦略的に展開することを目的とする。

テーマ「個性的で魅力的なまちづくり」において、巨勢山古墳群等の保全・活用など個性的で魅力的なまちづくりを進めることが謳われている。

●御所市第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年（2020）3月策定）

国や奈良県の長期ビジョン（人口ビジョン）や総合戦略を勘案し、本市の人口ビジョンの見直しと地方創生の充実・強化に向けて5年ごとに策定されるもので、総合計画と互いに整合を取る形で、計画として明確な上下関係はない。

基本方針に基づく3つの目標（①みんなが安心して暮らし続けられるまちづくり、②若い世代の人も暮らしたいと感じられるまちづくり、③地域資源を活用したまちづくり）で構成されており、③地域資源を活用したまちづくりにおいて、古墳群や町家等の歴史資源を活用した、観光地としてさらなる魅力を向上させるため事業を推進することとされる。

個別事業「秋津地区の史跡整備の推進」として、「巨勢山古墳群、條ウル神古墳、宮山古墳を一体的に良好な風致景観を保全するとともに、公園的空間として広く活用する取り組みを推進する」ことが定められている。

#### ●御所市教育大綱（平成 28 年（2016）3 月策定）

「御所市教育大綱」は、平成 27 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い設置された総合教育委員会議において策定されたもので、市の教育目標や施策の方針を定める。

3つの教育目標（①地域ぐるみで子育てを支援し、家庭の教育力を高める～子育ての環境づくり～、②子どもの「生きる力」を育み、学校の教育力を高める～活力ある学校づくり～、③生涯学習の環境を整え、地域の教育力を高める～生きがいづくり・地域づくり～）を掲げ、家庭・学校・地域が互いに連携することで、子供たちの豊かな人格形成、たくましい身体作り及び学力の向上を図り、市民一人ひとりが生涯学び続けることができる「夢・絆・誇り」を育む教育の創造をめざす。

「③生涯学習の環境を整え、地域の教育力を高める～生きがいづくり・地域づくり～」において、文化財事業を通じ、地域の財産である貴重な歴史・文化資源を市民と共に保存・継承・活用して発信することとされている。

#### ●秋津地区史跡整備基本計画（平成 24 年（2012）3 月策定）

豊かな歴史・文化遺産が点在する御所市の中でも、殊に秋津地区には国史跡「宮山古墳」「巨勢山古墳群」及び、巨大な石室と特異な家形石棺で知られる「條ウル神古墳」が所在し、それぞれの時代背景を代表する古墳、古墳群として高く評価されている。

本計画策定時の「第 5 次御所市総合計画」では、御所市のまちづくりの将来像を「自然と笑顔があふれる、誇れるまち」としており、秋津地区の古墳・古墳群については、まちづくりの重要な核として位置づけ、「史跡公園の整備」や「歴史を感じるレクリエーションの場としての利用」を図るとしている。

総合計画に基づき本計画は策定され、秋津地区の各古墳・古墳群に関しては、適切に保存し、周辺の良い風致景観を保全するとともに、古墳を中心とする公園的空間として整備することで、市・県民はもとより広く国民の利用に供するものとしている。

なお本計画は、上記の「御所市教育大綱」に先んじて策定されたものであるが、御所市教育大綱を上位とする。

このように本計画は、御所市の行政計画と緊密な関係をもちながらも、直接的には秋津地区史跡整備基本計画の下部計画として、より個々の史跡の具体的課題に即したものとなっている。

## 5 計画の実施

本計画は、令和 4 年度（2022）から実施することとする。

計画の実施に関わる今後の展開については、「第 12 章 施策の実施日程」および「第 13 章 経過観察」で示している。一般的な手順は、「保存活用計画の策定⇒整備基本計画の策定⇒施策・事業の実施（原則、実施計画の作成）」となるが、本計画の対象となる 2つの史跡は、整備基本計画を策定するための基礎調査等に相当の期間を要するため、当面は保存活用計画に則った各種事業の実施に注力する。

また、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方を取り入れ、計画・事業の推進に努めるとともに、必要に応じて本計画の適切な見直しに対応する。なお、本計画に関わる PDCA サイクルの考え方については、「第 13 章 経過観察」において示している。

## 第2章 史跡周辺の環境

### 1 自然的環境

**御所市の位置** 御所市は、奈良県の中部、奈良盆地の南西部に位置する面積60.58km<sup>2</sup>の都市であり、北は葛城市・大和高田市、西は大阪府千早赤阪村・河南町、南は五條市、東は橿原市・高取町・大淀町に接している（図2-1）。

**御所市の地勢** 御所市は、市域の北部が低平な奈良盆地の西南端に位置し、その平野部を囲むように西に金剛山地、南部から南東部に竜門山地の西端にあたる巨勢山丘陵や国見山などが連なっている。金剛山地は標高1,125 mの金剛山を主峰とし、その北に標高958.9 mの葛城山などの山々が大阪府との境をなしている。これらの山々を水源として曾我川、葛城川などの大和川水系の一級河川が市域を北流しており、市域の南部ではそれらの河川によって谷地形が形成されている（図2-2）。

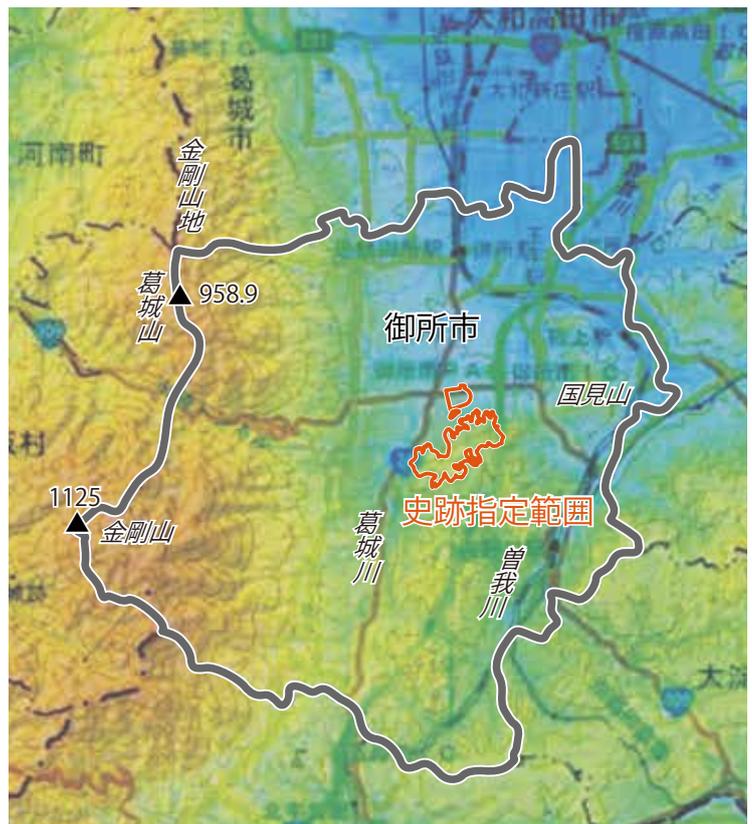
市域の南側に中央構造線がはしる内帯と外帯の接する地域といえ、自然景のみならず人々の生活や風習等においても奈良盆地と吉野山地との漸移・連結地帯をなしている（堀井1965）。

**史跡地の地形・地質** 宮山古墳・巨勢山古墳群は、御所市のほぼ中央に位置する。巨勢山古墳群が築かれた巨勢山丘陵は、標高150～300 m程の丘陵で、急傾斜で起伏の激しい尾根筋に数多くの古墳が築造されている。丘陵の地質は、その大半が中生代白亜紀の領家帯に含まれる花崗岩層からなり、丘陵北部に広がる平野は沖積層からなっている（図2-3）。この基盤となる花崗岩層は、全体に風化が進んでいるため真砂土化が顕著である。この真砂土が「御所土」として知ら

れており、水はけが良く締りがいいことから、古くから採掘が盛んに行われている。巨勢山古墳群の周辺は、現在も採土・採石が行われ、過去に消失した古墳も多い。十分な調査は行われていないが、宮山古墳も巨勢山丘陵の先端部を利用して造られているものと考えられており、西から伸びる丘尾を切断し盛土を行っているものと考えられる。

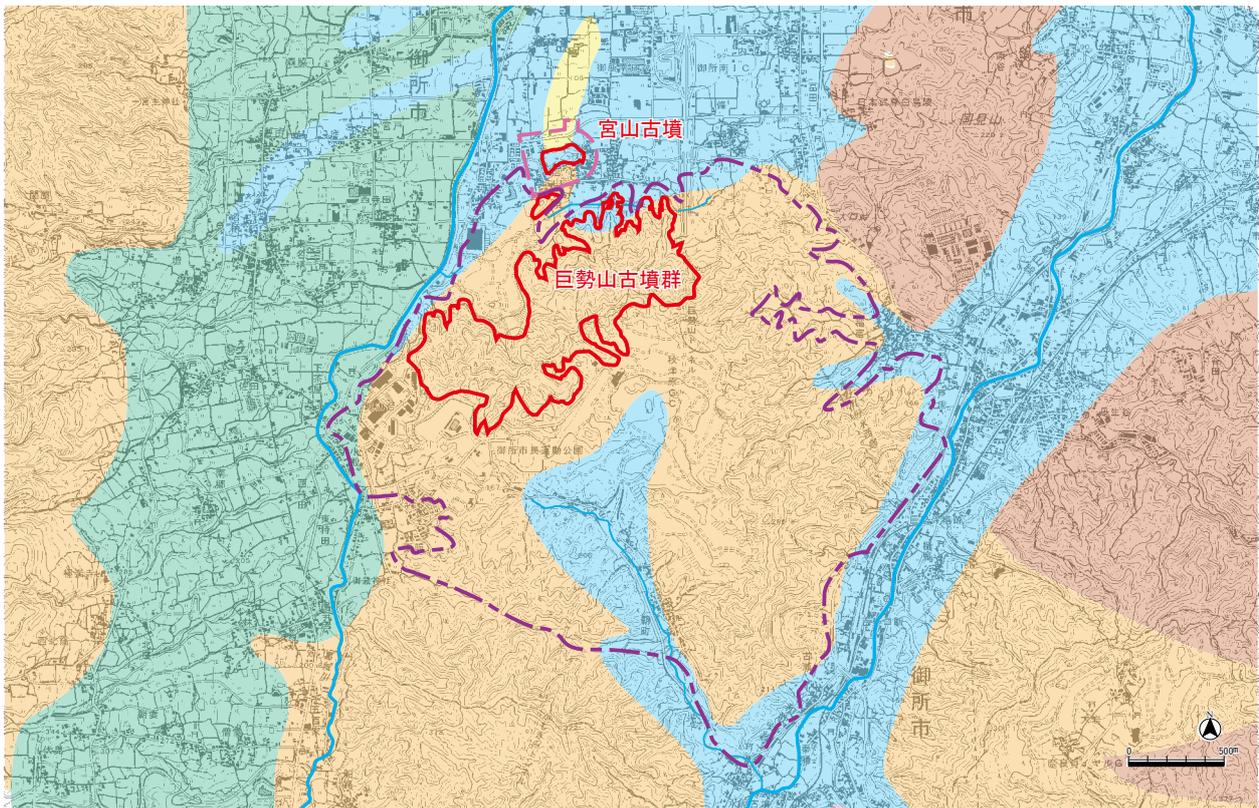


図2-1 御所市の位置



出典:国土地理院 デジタル標高図

図2-2 御所市の地勢



- 堆積岩(段上堆積物)
  - 堆積岩(自然堤防堆積物)
  - 堆積岩(谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物)
- 火成岩(花崗岩 塊状 島弧・大陸)
  - 火成岩(花崗閃緑岩・トーナール岩・片麻状 島弧・大陸)

出典: シームレス地質図 V2-2

図 2-3 史跡周辺の地質

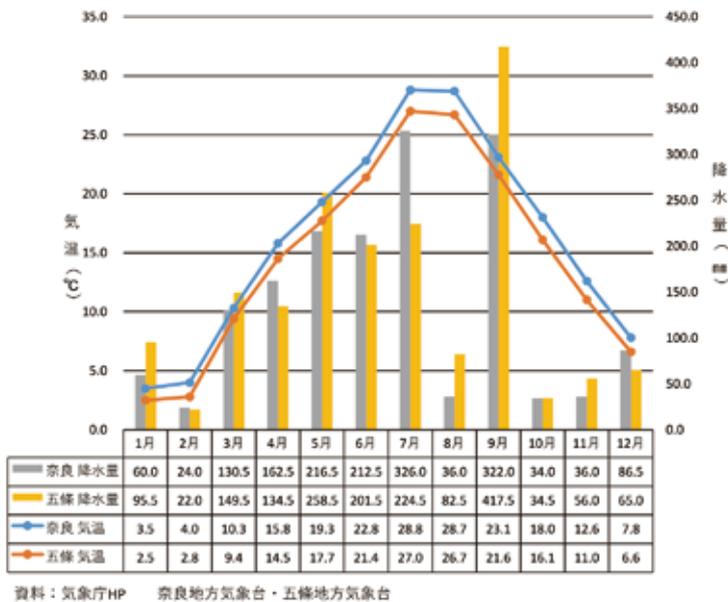


図 2-4 奈良と五條の気温と降水量 (令和 2 年)

**御所市の気候** 概して温暖で、市域の大半を占める盆地部は、海洋から隔たり、気温の差がやや大きく、降水量も割合少ない内陸型気候となっている (図 2-4)。金剛山地のみは標高が高いため、盆地部に比べ気温は低く、降水量は多くなっている。

奈良盆地における近年 10 年間の年平均気温は 15.6 度、年間降水量は 1,495mm と比較的過ごしやすい。最低気温は 2 月に表れ、観測史上では  $-7.8^{\circ}\text{C}$  (1977.2.16) を記録している。一日の最大 1 時間降水量は、79mm (2000.5.13) が記録されている (いずれも奈良地方気象台観測値)。

近年の気象記録では、令和 2 年 (2020)

7 月の梅雨前線による大雨で奈良県下各地に大きな被害が発生した。降り始めの 7 月 5 日から 14 日までの総雨量は、御所市最奇りの観測地である五條市で 223.5mm、葛城市で 210.0mm を観測し、御所市でも土砂災害警報等が発せられた。

**自然災害の履歴** 宮山古墳・巨勢山古墳群周辺における自然災害としては、平成 10 年 (1998) に近畿地方一円を襲った台風 7 号による被害が特筆される。台風 7 号は、奈良で西の風  $37.6\text{m/s}$  の最大瞬間風速 (22 日 15 時 23 分) を記録するなど、強風による災害を多くもたらした。宮山古墳では、墳丘上



写真2-1 宮山古墳後円部 台風被害状況(平成10年)



写真2-2 巨勢山古墳群裾部 被害状況(平成29年)

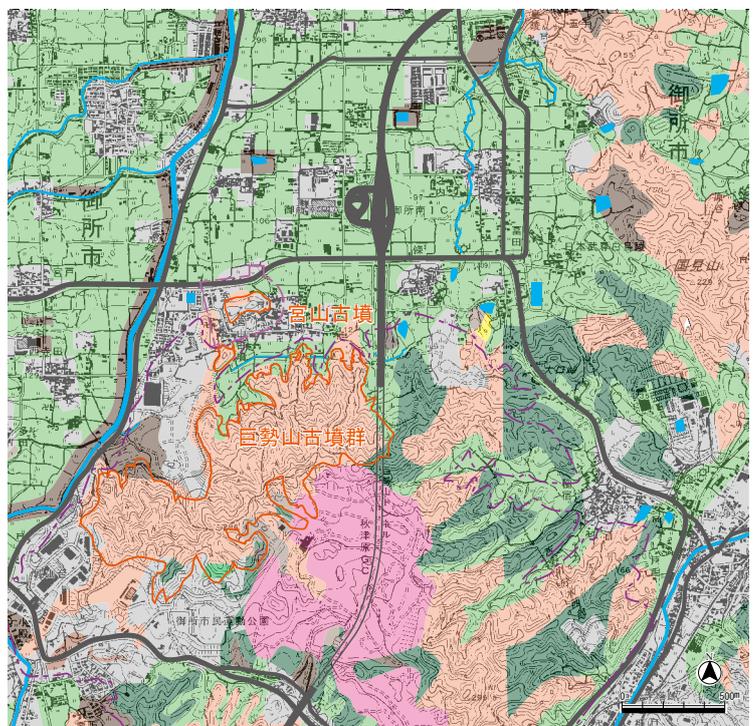
の樹木200本以上が根こそぎ倒れ、墳丘上に多数の窪みを生じさせ、倒木の根が墳頂部の植輪列をそのまま持ち上げた箇所もあった(写真2-1)。巨勢山古墳群については、当時まだ史跡指定されていなかったこともあり、被害の全貌は不明と言わざるを得ないが、303号墳の所在する史跡地北西部において、尾根上の樹木が倒れる被害があったようである(藤田・木許編1999)。

巨勢山古墳群において顕著な被害が確認されたのは、平成29年(2017)の台風21号が挙げられ、一週間ほど続いた長雨の最後に大型台風が直撃するという不幸が重なり、古墳群の各所で大規模な土砂崩れが生じた(写真2-2)。この土砂崩れにおいて直接的に群内の古墳が損傷したわけではなかったが、大量の土砂が古墳群北側に隣接する耕作地や集落に流れ込み、多くの被害をもたらした。

**史跡地の植生** 巨勢山丘陵の植生は、ほとんどがヒノキやスギの植林地であり、指定地南西部に部分的にコナラ等の落葉広葉樹、丘陵裾部に竹林が認められる(図2-5)。植林地では、長い間、間伐等の管理がなされていないため、根付きの悪い細い立木が多く、土砂流出の1つの要因となっている。

宮山古墳については、後円部周辺はヒノキの植林が主体を占め、部分的に広葉樹の雑木、北東部は竹林となっている。前方部は全体に竹林が主体となる。

**史跡地周辺の動物** 巨勢山丘陵や金剛・葛城山に生息している動物については、昭和40年刊行の『御所市史』における記述が参照できる唯一のデータであり、イノシシやキツネ、タヌキ、ウサギ、イタチ、ムササビ、リス、サル等の哺乳類、キジ、ヤマドリ、ヤマバト、ウグイス、メジロ、ヤマガラ、シジュウガラ、キツ



ゴルフ場	造成地(市街地、採石場)
耕作地(水田雑草群落)	植林地(スギ・ヒノキ植生)
耕作地(休耕田雑草群落)	落葉広葉樹二次林(クヌギ・コナラ群集)
竹林	河川・池

出典:エコリス植生図

図2-5 史跡周辺の植生

ツキ、ヒガラ、ミソサザイ、モズ、ホオジロ、アオジ、ホトトギス、ウズラ、スズメ、カラス、ヒバリ、カワセミ等の鳥類の存在が指摘されている（津田・吉村 1965）。しかし、市史刊行後 50 年以上が経過している中で、動物相にも変化があったと思われ、巨勢山丘陵北麓集落の住民の話では、上記の中でもイノシシの増加が目立ち、その食害や丘陵斜面の掘り返しなどが顕著になっているようである。また、イノシシほどではないが、シカの存在も報告されており、その食害についても注意を払う必要がある。

**史跡地周辺の景観史** 宮山古墳・巨勢山古墳群周辺の景観に関しては、『日本書紀』や『万葉集』などの古代の文献に既に記されている。『日本書紀』履中天皇 3 年 11 月条には、物部長真胆連が天皇に命じられて桜を探し求め、掖上室山で見つけて献上したことが記されており、『万葉集』坂門人足の歌には、「巨勢山の つらつら椿 つらつらに見つ思はな 巨勢の春野を」と歌われており、その時代から桜や椿などの花木が咲いている風景が描かれている。

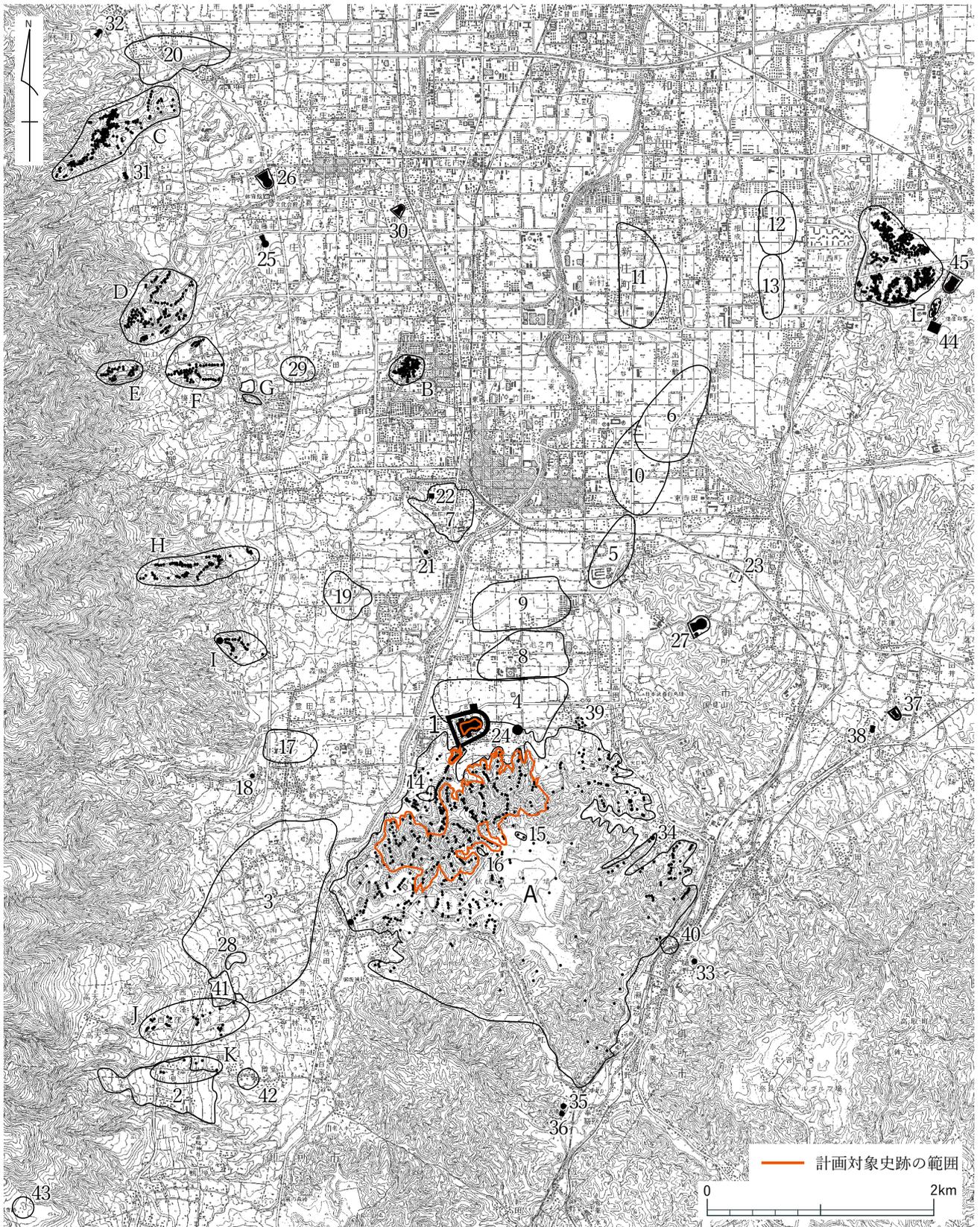
周辺の発掘調査の成果として、宮山古墳・巨勢山古墳群の北側平野部に広がる秋津遺跡・中西遺跡では、弥生時代前期に遡る全国最大規模の水田跡とその南側に接する里山的風景を想起させる樹木の跡が検出されており、古墳時代においては農地や集落、豪族居館などが点在する風景が広がっていたと思われる。中世から近世にかけての当該地域の景観については、史料に恵まれず全く記すことができない状況であるが、巨勢山古墳群を中心とする丘陵部については、高度経済成長期までは里山として利用されており、現在のように樹木が密生する状態ではなく、疎林であったと思われる。

## 2 歴史的環境

**縄文時代** 御所市域では旧石器時代の遺跡は現状で確認されておらず、縄文時代から一定の人類の足跡が確認できる。以前までは市域でも標高の高い山麓部に位置する伏見遺跡（廣岡・十文字 2005）や南郷遺跡地蔵谷地区（坂編 2000）での土器の出土が知られていたが、近年の京奈和自動車道建設に伴う発掘調査によって、市域の低地部に位置する中西遺跡（藤元 2019 ほか）や玉手遺跡（木許ほか編 2017）、観音寺本馬遺跡（岡田編 2013、木許・西村編 2015、本村編 2017）などにおいて縄文時代の住居や土器棺墓など多くの遺構が検出されるようになり、縄文時代における活発な交流の様相が明らかになってきている。

**弥生時代** 弥生時代になると、この地域への定住化が進行し、巨勢山古墳群の北方約 2.7 km にある鴨都波遺跡が南大和の拠点的大集落として繁栄することが明らかにされている（木許編 1992、藤田・尼子編 1992 ほか）。それに加えて、近年の道路建設に伴って大規模な発掘調査が行われた中西遺跡（岡田編 2017 ほか）や秋津遺跡（岡田・絹島編 2021 ほか）、今出遺跡（本村編 2019 ほか）、玉手遺跡（木許ほか編 2017）、茅原中ノ坊遺跡（花熊・木許編 2018）、新村・柳原遺跡（岡見 2017 ほか）、川西根成柿遺跡（福西編 2011 ほか）、萩之本遺跡（光石ほか 2008 ほか）において住居跡や広大な水田跡が検出されたことで、早くからこの地域に数多くの人々が暮らしていた様子を復元できるようになってきている。巨勢山丘陵上には巨勢山境谷遺跡・巨勢山八伏遺跡・巨勢山中谷遺跡などの高地性集落が営まれ（木許編 2007 ほか）、その成立経緯には諸説あるものの、紛争などの社会事象も窺えるようになってくる。また、名柄遺跡からやや南西の地点では、外縁付鈕 II 式の銅鐸と多鈕細文鏡が発見されており、青銅器埋納地として古くから著名である（高橋 1919）。

**古墳時代** 古墳時代になると、前期には鴨都波遺跡（豊岡 1989 ほか）において継続的な集落の展開が認められるとともに、檜原遺跡（藤田編 1994）や名柄遺跡（佐々木 2012）、太田遺跡（今尾ほか 1995）などの集落が金剛・葛城山麓に広がりを見せてくる。歴史的な評価は定まっていないものの、秋津遺跡において当該期最大級の方形区画施設や、独立棟持柱をもつ掘立柱建物なども検出されており（米川・菊井 2010 ほか）、当地域が成立当初のヤマト政権と密接な関わりがあった可能性が高い。ただし、大和東南部において大型前方後円墳が多数築造されていく時期にありながら、当地域における古墳の築造は顕著ではなく、鴨都波遺跡の付近に築かれた西浦古墳（梅原 1922）や、鴨都波 1 号墳（藤田・木



1. 宮山古墳 2. 伏見遺跡 3. 南郷遺跡 4. 中西遺跡 5. 玉手遺跡 6. 観音寺本馬遺跡 7. 鴨都波遺跡 8. 秋津遺跡 9. 今出遺跡 10. 茅原中ノ坊遺跡  
 11. 新村・柳原遺跡 12. 川西根成柿遺跡 13. 萩之本遺跡 14. 巨勢山境谷遺跡 15. 巨勢山八伏遺跡 16. 巨勢山中谷遺跡 17. 名柄遺跡  
 18. 名柄銅鐸・銅鏡出土地 19. 橋原遺跡 20. 太田遺跡 21. 西浦古墳 22. 鴨都波1号墳 23. オサカケ古墳 24. みやす塚古墳 25. 火振山古墳  
 26. 屋敷山古墳 27. 掖上籬子塚古墳 28. 極楽寺ヒビキ遺跡 29. 脇田遺跡 30. 北花内大塚古墳 31. 二塚古墳 32. 平林古墳 33. 権現堂古墳  
 34. 新宮山古墳 35. 水泥北古墳 36. 水泥南古墳 37. 市尾墓山古墳 38. 市尾宮塚古墳 39. 條ウル神古墳 40. 巨勢寺 41. 二光寺廃寺 42. 朝妻廃寺  
 43. 高宮廃寺跡 44. 樹山古墳 45. 鳥屋ミサンザイ古墳
- A. 巨勢山古墳群 B. 石光山古墳群 C. 寺口千塚古墳群 D. 寺口忍海古墳群 E. 山口千塚古墳群 F. 笛吹古墳群 G. 小林古墳群  
 H. 石川古墳群 I. 吐田平古墳群 J. 北窪古墳群 K. ドンド垣内古墳群 L. 新沢千塚古墳群

図2-6 史跡周辺の主要遺跡分布図

許編 2001)、やや離れた掖上地域のオサカケ古墳(島本 1938)などの小規模古墳しか確認されていない点は、当地域がもつ歴史的な意味を考える上で大変示唆的である。指定地外ではあるが、巨勢山 419 号墳(藤田編 2002)は、巨勢山古墳群中最古の、前期に遡る可能性のある一辺 11 m の方墳であり、巨大群集墳としての巨勢山古墳群とは切り離して考えるべきものかもしれないが、巨勢山丘陵における古墳築造の端緒として一定の評価は必要となろう。

古墳時代中期になると、当地域は古代豪族葛城氏の本拠として隆盛を極める。特にその象徴となるのが本計画の対象となる宮山古墳である。詳細は後述するが、墳長 238 m を誇る前方後円墳で、外堤を含めた全長は 300 m を越える規模であったと推定される。上述した前期の古墳築造動向からすると、突如としてこの地域に現れたと評価することができ、近畿地方の大型前方後円墳において埋葬施設やその上面に設置された墳頂埴輪列などの実態が明らかになっている学術的にも非常に貴重な古墳といえる(秋山・網干 1959)。古代豪族葛城氏の祖とされる葛城襲津彦の奥津城であると推定され(白石 1973)、巨勢山古墳群の築造に際しても宮山古墳の存在が重要な鍵になっていると考えられる。

他にも宮山古墳のすぐ東側にあり、宮山古墳と近接する時期に築造されたと考えられるみやす塚古墳(網干 1959)や、葛城山東麓に築かれた火振山古墳(久保 1975 ほか)、屋敷山古墳(菅谷 1975)、曾我川流域の山間部に築かれた墳長 150 m の規模を誇る掖上籬子塚古墳(楠元編 1978 ほか)の存在も当地域における歴史叙述には欠かせない一級資料といえる。

これら古墳に加えて、金剛山東麓に広がる南郷遺跡群の存在は特筆される(坂編 1996 ほか)。広範囲に居住・生産・祭祀の要素が散在するとともに渡来系要素の強い集落であり、板柱を用いた大型掘立柱建物が検出された極楽寺ヒビキ遺跡(北中編 2007)や、首長居館の一部が検出された名柄遺跡(藤田 1991)、継続的な金属器生産の痕跡が確認されている脇田遺跡(神庭・青柳ほか 2019)などと合わせて、古代豪族葛城氏の権勢をありありと伝えている。

古墳時代後期になると、いくつかの遺跡で住居跡などが確認できるものの、集落の展開は不明瞭になる。古墳の築造に関しても大きな変化が見られるようになり、葛城山東麓には北花内大塚(飯豊皇女陵)古墳(土生田 1980 ほか)や二塚古墳(伊達 1962 ほか)、平林古墳(坂編 1994)などの前方後円墳が築造されるものの分布は散漫であり、対照的に巨勢山丘陵の東側に細長く伸びる巨勢谷地域において、大型横穴式石室をもつ古墳が連綿と築かれるようになる。主要なものとしては、権現堂古墳(河上 2001 ほか)、新宮山古墳(奈良県教育委員会 1980)(ともに国史跡)、水鏡古墳(網干 1961b ほか)(国史跡)があげられ、高取町域の市尾墓山古墳(河上編 1984 ほか)や市尾宮塚古墳(木場編 2018)(ともに国史跡)なども含めて、古代の有力豪族である巨勢氏との関係が想定されている。厳密には巨勢谷地域から外れるものの、條ウル神古墳(金澤編 2019)(国史跡)についても列島最大級の横穴式石室をもち、その特徴が巨勢谷の例に似ることから、巨勢氏との関係が指摘されている。巨勢山古墳群は古墳時代後期の中頃に群形成のピークを迎え、これら大型横穴式石室墳と地理的に近接しているが、歴史的関係の有無については明確になっていない。

これら巨勢谷地域の大型横穴式石室は、狭い地域に連続して首長墳が築造される現象から多くの研究の素材として利用されており(河上 1979・1992 ほか)、大和における横穴式石室の編年研究や地域性研究などに大きな役割を果たしている。これら調査・研究の成果を巨勢山古墳群内の古墳の理解に役立てていくことが求められる。

古墳時代後期の金剛・葛城山東麓においては複数の群集墳が群形成を行っている。葛城山東部の独立丘陵上に立地する石光山古墳群(河上ほか編 1976)や、葛城山東側斜面の尾根上に位置する寺口千塚古墳群(坂編 1991)、寺口忍海古墳群(千賀編 1988)、山口千塚古墳群(泉森・菅谷 1971 ほか)、笛吹古墳群(関川 1987 ほか)、小林古墳群(藤田 1987 ほか)、石川古墳群(白石 1974、金澤ほか 2019)、吐田平古墳群(網干 1961a)、金剛山東側斜面の尾根上に位置する北窪古墳群(廣岡 2002 ほか)、ドンド垣内古墳群(十文字編 2007)などがあげられ、中期に築造が開始されるものや終末期にまで築造が

続くものも存在する。これら群集墳のなかには渡来系集団との密接な関わりが想定されるものも含まれており、金剛・葛城山東麓部は後期を中心に多様な集団の墓域として広く利用されていたと考えられる。**古代～中世** 古代の遺跡についてはほとんど明らかになっていないが、寺院の築造は盛んに行われている。伽藍配置が復元できるものは巨勢寺に限られるが（河上・木下編 2004）、近年の調査で新たに検出された二光寺廃寺（廣岡 2006）では、金堂と考えられる礎石建物の一部が検出されるとともに、その周囲から多量の埴瓦や瓦が出土している。その出土瓦の中には、近隣の朝妻廃寺（前園ほか 1978 ほか）や高宮廃寺（松田ほか 1993 ほか）の瓦と同範のものがあり、密接な関連を有する可能性が考えられる。

奈良時代、大宝律令の制定によって天皇を中心とした二官八省の行政組織が中央でつくられたのに対し、地方では国郡里を単位とした行政区分が設けられた。国郡里制によって大和国は 15 の郡に分けられ、その内の葛上郡（かつらぎのかみのこおり）が御所市域に相当する。承平 5 年（935）に成立した『和名類聚抄』によると葛上郡は、日置・高宮・牟婁・桑原・上梟・下梟・大坂・檜原・神戸・余部の 10 郷からなり、その内の牟婁郷は、江戸時代の地誌である『大和志』では現在の御所市室に比定されている。なお、現在の古瀬付近にあったとされる巨勢郷は高市郡に属していた。

平安時代になると、都が京都に遷ったこともあり、大和は藤原氏を中心とした貴族層によって田地が開墾され、荘園と呼ばれる私領が増加した。それと同時に並行で興福寺や東大寺などの有力寺社も荘園を増やし、大和平野には国司の支配権が及ばない土地が広がった。葛上郡は興福寺の支配が及んでいたようで、延久 2 年（1070）の『興福寺大和国雑役免坪付帳』によると、葛上郡にあった長柄庄、西菓子庄、石摩庄、今木庄、西井殿庄が興福寺の雑役免田となっていた。その中で、巨勢山古墳群の北部に石摩庄の一部（現在の蛇穴・條・室）、北西部に長柄庄（現在の名柄・豊田・西寺田・多田）が分布していたとされる。

平安末期の興福寺は、平清盛が大和国の知行国主になったことや南都焼き討ちの影響もあり、一時的に権力は低下したが、鎌倉時代になると幕府によって守護に任命され、興福寺が大和国の事実上の支配者となった。興福寺は荘園支配を基盤におきつつ、地侍たちを家来化し、衆徒・国民として編成し軍事的役割を担わせた。衆徒は興福寺を中核とした北大和に拠点を置いた集団だが、国民は南大和に集中し春日社末社の神人であった。この衆徒・国民は南北朝から戦国期にかけて活躍し、後に大和国支配を成し遂げた筒井氏も興福寺の衆徒の棟梁である。葛上郡の地侍は国民であり、檜原・吐田・俱戸羅氏などが存在したが、室町時代以降は檜原・吐田の両氏が勢力を伸長させ、北部に檜原郷、西南部に吐田郷が形成された。

中世の巨勢山丘陵には室庄と呼ばれる荘園があった。室庄は鎌倉時代から見える荘園であり、後鳥羽天皇皇子の桜井宮覚仁法親王の所領であった。延慶 3 年（1310）の「春日若宮領伴田東荘注文」（『千鳥家文書』）の坪付に「三十七条二里 三十五坪 二反半 ムロ 観世王殿」と記載されており、この坪付は現在の御所市室に相当する。下って室町後期になると、当該地域は吐田氏被官の室氏の拠点となる。室町後期の史料である「越智郷反銭収納算用状」（『春日大社文書』）には室方として「室庄 五町」とあり、戦国期の「春日進官領納帳」（天理図書館所蔵文書）には「吐田室領 合式斗式升」と室氏の拠点を示すような記録がある。『経覚私要抄』文明 3 年（1471）6 月 9 日条には「今朝自奈良原室城へ押寄候、吐田ノ豊田ハ室賀ナル間、城馳入之間」とあり、室氏は応仁・文明の乱の際に越智・古市方（西軍）に属したため、筒井・十市方（東軍）の檜原氏に攻められている。なおここに登場する室氏の居城である「室城」は「城山」とも称されており、宮山古墳南方丘陵（現在の御所市城山台）にあったとされる。また、室庄の南方の巨勢山丘陵のほぼ中央に所在した朝町荘は室町期に成立したとされ、当初は興福寺大乗院門跡領であったが、室町後期になると檜原氏の所領となった。さらに南方の寺田郷は一乗院門跡領として南北朝期に成立しており、中世の巨勢山丘陵は複数の支配者が入り組んでいたことが分かる。

**近世** 戦国時代の争乱で在地武士たちの勢力が衰退していくと、代わって豊臣秀吉の弟秀次が郡山城主として入部した。大和は豊臣政権のもと、検地や刀狩りが実施されたことで兵農分離が進み近世村落

社会へ移行する。

巨勢山丘陵には室村をはじめ、朝町村や寺田村、多田村などがあつた。室村は慶長郷帳けいちょうごうちょうによると新庄藩領であり、寛永期かんえいに一部が旗本桑山氏と新庄藩の複数領主による領地となって以降は、幕府や郡山藩、櫛羅藩くじらなど支配者が幾度も交代した。また、延宝7年(1679)に室村の一部が幕府領になっているが、それ以外は条村と呼称された。対して朝町村は当初は新庄藩領となり、天和2年(1682)からは幕府領に編入される。船路・五百家付ふなじ いうか近まで続く朝町鉾山は江戸時代初期から銅鉾山として知られていたという。寺田・多田両村は近江小室藩領、天明期以降は幕府領となった。上記のように近世の巨勢山丘陵は中世に引き続き複数の領主が入り組んでおり、その変遷も激しかったことが分かる。

**近代** 明治4年(1871)7月の廃藩置県によって、現御所市域の村々は奈良県または櫛羅県に属したが、同年11月には大和を管轄する奈良県が設置されることとなった。その後、奈良県は堺県または大阪府に併合された時期もあったが、明治20年(1887)には奈良県の再設置が実現し、現在に至る。

明治22年(1889)の町村制施行に伴い、御所町、吐田郷村、秋津村、掖上村、葛城村、忍海村、櫛羅他七ヶ村組合村(のち大正村)が成立した。第二次大戦後、町村合併促進法に基づく町村合併が相次ぎ、昭和33年(1958)には現在の市域を包括する御所市が発足した。

※上記の「2 歴史的環境」の古代から近世にかけての記述は主に以下の文献を参考に作成した。

- ①平凡社編『日本歴史地名大系第30巻 奈良県の地名』平凡社、1981年
- ②「角川日本地名大辞典」編『角川日本地名大辞典29 奈良県』角川書店、1990年
- ③奈良県史編集委員会『奈良県史 1 地理－地域史・景観』名著出版、1985年
- ④御所市史編纂委員会『御所市史』御所市役所、1965年

### 3 社会的環境

**人口** 御所市の人口・世帯数は、令和元年(2019)12月末時点で25,525人、世帯数12,072世帯、高齢化率39.8%である。人口の増減状況を見ると、平成8年から減少傾向となっている。国勢調査によると、10年前の平成22年で30,287人、平成27年で26,868人であり、前回の調査時点から1,343人減少、減少率は約5%となっている(図2-7)。総務省統計局による将来の人口推計をみると、2045年には人口13,830人、高齢化率53.6%となっており、このままでは市勢の減衰に歯止めが効かない状態といえる(図2-8・9)。

**産業** 御所市の産業は、製造業や卸売・小売業の事業所が多く、従業者数では医療・福祉の数が多い。製造業では特に化学、電気機械器具、プラスチック製品の出荷額が多く、本計画地の北側にもそういった製造業の事業所が複数存在している。

農業については、総農家数1,376戸(平成27年調査時点)のうち45.2%が自給的農家、農業所得を従とする第2種兼業農家が37.5%であり、近年その規模は大きく減少している。

**交通** 御所市の幹線道路は、市域を南北に縦貫し京都と和歌山方面を結ぶ国道24号線と、大阪府と吉野方面を結ぶ東西道の国道309号線がある。これら国道に、主要地方道御所香芝線ごせかしほ、大和高田御所線やまとたかだ、玉手茅原線などの県道が連絡している。「山麓線」と呼ばれている御所香芝線は、南阪奈道路と接続するなど、広域アクセス道路としても利用されている。

また、京都－奈良－和歌山を結ぶ高規格道路の京奈和自動車道も整備され、市内には御所ICと御所南IC・PAがある。京奈和自動車道の整備によって、近畿一円への自動車交通の利便性が向上し、観光振興や産業活動の活性化も期待されている。

鉄軌道では、王寺駅おうじで関西本線と接続するJR和歌山線が南北に走り、市内に4つの駅が設置されている。また、尺土駅しゃくどで近畿日本鉄道南大阪線と接続し、近鉄御所駅を終点とする近鉄御所線が走る。また、橿原神宮前駅かしはらじんぐうまえから吉野駅までを結ぶ近畿日本鉄道吉野線が市域の東部を南北に走っており、2つの駅が設置されている。

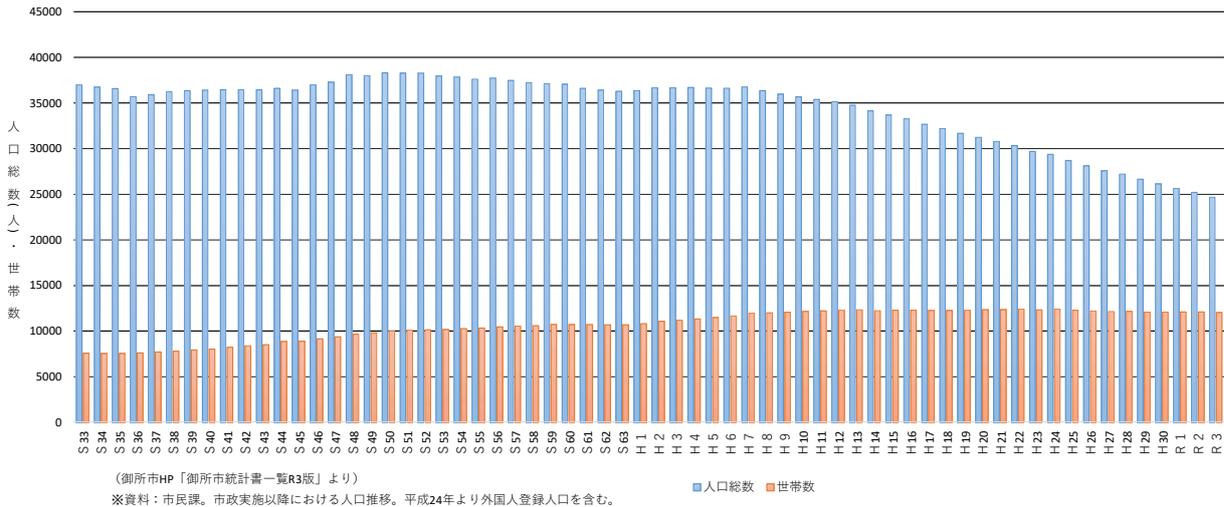


図2-7 御所市の年次別人口・世帯数

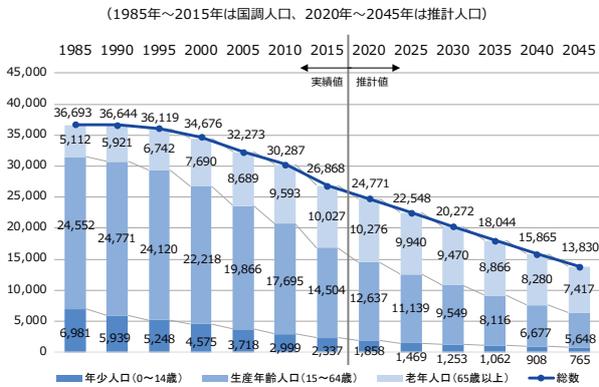


図2-8 年齢別人口の推移

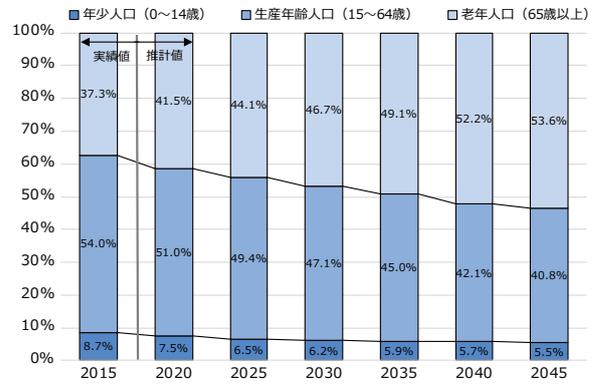


図2-9 今後の高齢化率の予想

バス路線では、奈良交通バスが近鉄御所駅発着で、新宮駅・五條バスセンター行きおよび八木駅・高田駅行きの南北の路線が運行されている。また、市役所などの公共施設や鉄道駅を結ぶ市営のコミュニティバスもあり、東西2つのコースで運行されている（図2-10）。

周辺の主要都市および空港から御所市までのアクセス手段と所要時間は図2-11の通りで、奈良市内や大阪市内、関西国際空港などからは自動車でのアクセスが1時間程度であり、利便性は悪くない。

さらに計画地までのアクセスをみると、計画地は国道24号線と国道309号線の交差点の南東部に位置し、鉄道の最寄り駅であるJR御所駅・近鉄御所駅から南へ約3.5kmの距離であるため、徒歩の場合は約50分を要する。近鉄御所駅からバスを利用する場合、奈良交通バスではバス停宮戸橋まで約6分、コミュニティバスではバス停室東口まで約25分かかり、各バス停からは徒歩約5分でアクセスできる。ただしバス路線については、1日の本数が非常に少なく、決して利用しやすい交通手段とは言い難い。計画地のすぐ北側には京奈和自動車道御所南ICがあり、自動車でのアクセス性は非常に良好といえる。

このようにみると、自動車を除く計画地へのアクセス性は良いとは言えず、唯一アクセス性の高い自動車についても史跡地近辺に公的な駐車スペースが全く用意されていないことが今後の大きな課題となっている。

**土地利用** 計画地周辺の土地利用をみると、北側・西側については集落が点在するものの大半が耕作地となっており、一部丘陵を削平して工業団地が造成されている。計画地の東側は、南北に細長い巨勢谷地域があり、谷の中央を北流する曾我川に沿って集落が展開し、山際部に耕作地が作られている。巨勢山古墳群の南側は、古墳が存在した丘陵を削って市民運動公園やゴルフ場などが造成されている。

**地域資源** 地域資源は、文化財とその他に分けて考えることができる。

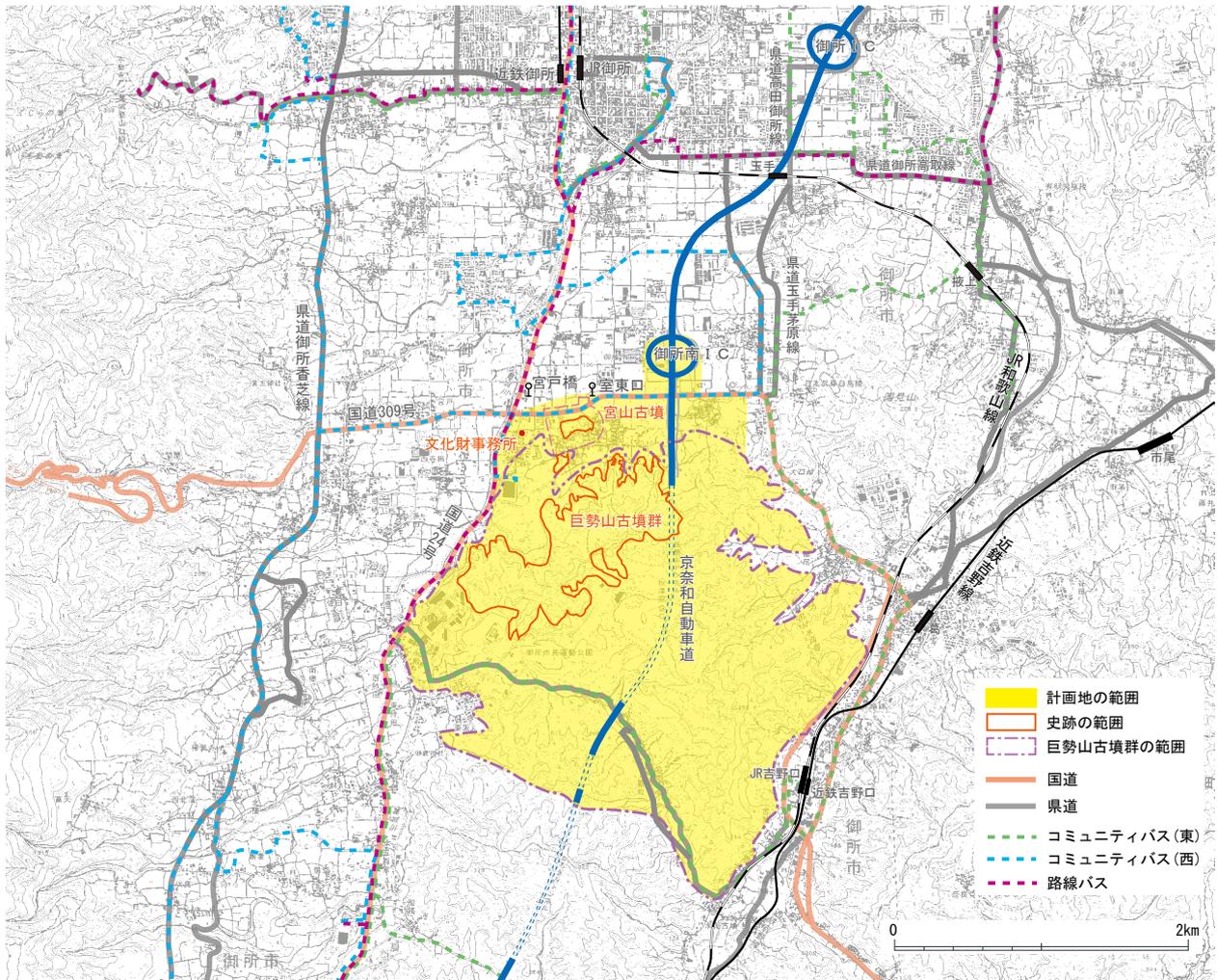


図2-10 計画地周辺の交通網

- 奈良市方面から
  - [鉄道] JR 奈良駅→御所駅(王寺経由)(約40分)
  - 近鉄奈良駅→近鉄御所駅(西大寺・樞原神宮前・尺土駅経由)(約50分)
  - [道路] 京奈和自動車道経由(約40分)
- 京都方面から
  - [鉄道] JR 京都駅→JR 御所駅(奈良・王寺駅経由)(約100分)
  - 近鉄京都駅→近鉄御所駅(西大寺・樞原神宮前・尺土駅経由)(約80分)
  - [道路] 京奈和自動車道・第二京阪道路・近畿自動車道・南阪奈道路経由(約80分)
- 大阪方面から
  - [鉄道] JR 天王寺駅→JR 御所駅(王寺駅経由)(約40分)
  - 近鉄阿部野橋駅→近鉄御所駅(尺土駅経由)(約40分)
  - [道路] 近畿自動車道・南阪奈道路経由(約40分)
- 和歌山方面から
  - [鉄道] JR 和歌山駅→JR 御所駅(五条駅経由)(約100分)
  - JR 和歌山駅→JR 御所駅(天王寺・王寺駅経由)(約90分)
  - [道路] 阪和自動車道・南阪奈道路経由(約80分)
- 関西国際空港から
  - [鉄道] JR 関西空港駅→近鉄御所駅(天王寺・阿部野橋駅経由)(約80分)
  - [道路] 関西空港自動車道・阪和自動車道・南阪奈道路経由(約60分)
- 大阪国際空港から
  - [鉄道] 大阪国際空港→近鉄御所駅(空港バス利用・阿部野橋駅経由)(約90分)
  - [道路] 中国自動車道・近畿自動車道・南阪奈道路経由(約60分)
- 名古屋方面から
  - [鉄道] 近鉄名古屋駅→近鉄御所駅(樞原神宮前・尺土駅経由)(約130分)
  - [道路] 東名阪自動車道・名阪国道・京奈和自動車道経由(約170分)



関西主要幹線道路整備状況図

出典：国土交通省 近畿地方整備局HP

図2-11 周辺主要地点からのアクセス手段と所要時間

## ●文化財

御所市には、国指定文化財 12 件、県指定文化財 11 件、市指定文化財 7 件、国認定文化財（重要美術品）4 件、国登録文化財 8 件がある（表 2 - 1、図 2 - 12）。常時見学できないものもあるが、宮山古墳や巨勢山古墳群のほかに、国史跡の條ウル神古墳、水泥古墳、県史跡の新宮山古墳や権現堂古墳は日々見学者が絶えない。『万葉集』に多く詠われた巨勢谷を通る巨勢路沿いに残る国史跡巨勢寺塔跡は、飛鳥～平安時代の寺院跡である。

市域の西側を画する金剛・葛城山は修験道の行場として知られ、初期の山岳寺院である国史跡の高宮廃寺跡をはじめとして、山麓部には未指定のものも含めると多数の古代寺院が造営された。また、延喜式内社である神社も多く残っており、指定文化財をもつ高鴨神社や長柄神社、鴨都波神社をはじめとして、高天彦神社、多太神社などが集中して存在している。令和 2 年（2020）には、和歌山県和歌山市友ヶ島から奈良県王寺町亀の瀬に至る葛城修験にまつわるストーリーが日本遺産に認定された。

御所市の中心市街地は「御所まち」と呼ばれ、江戸時代に商人町の西御所と寺内町の東御所として発展し、現在も当時の地割や伝統的建造物群の街並みを良く残している。

このように御所市域は、古代葛城氏・巨勢氏の本拠地として、また金剛・葛城山の自然を背景にした宗教関連施設や歴史的建造物などが多く残る地域として、豊かな文化遺産に恵まれた地といえる。

## ●その他の地域資源

計画地の中には、文化財の調査・整理・研究の中心となる御所市文化財事務所があり、小規模ではあるものの、市域の歴史・文化遺産を扱った企画展示などを実施している。ただし、各史跡に対する常設のガイダンス施設は未整備であり、今後ソフト・ハード両面からの対応が必要である。

御所市内の観光施設としては、京奈和自動車道御所南 P A 内に「御所の郷」と呼ばれる多目的施設がある。施設内にはフードコートや特産品販売、情報発信スペースがあり、京奈和自動車道建設に先立つ発掘調査で明らかとなった秋津遺跡・中西遺跡の調査成果などを解説するパネル展示もなされている。

他に、葛城山頂の宿泊施設である葛城高原ロッジや葛城公園キャンプ場、水平社運動の歴史を継承・発信する水平社博物館、葛城の歴史を伝えるだけでなく地域の環境保全活動の拠点的役割を担う葛城の道歴史文化館、大正レトロな郵便局舎をリノベーションし郵便の歴史資料を展示するカフェスペース郵便名柄館などが市域各所に点在している。これら主要観光地への入込客数は、平成 27 年（2015）において約 19 万人であったものが、ここ数年減少傾向にあり、近年は 16 万人前後で推移している（図 2 - 13）。

自然環境としては、やや計画地から離れるが、市域の西部に自然公園である金剛生駒紀泉国定公園があり、金剛・葛城山ともに近畿地方の人口集中地である大阪や京都からのアクセスが良いことから、登山・ハイキングに訪れる人が多い。特に、葛城山頂には「一目百万本」といわれるツツジの大群落があり、満開を迎える 5 月中頃には真っ赤に染まった葛城山に観光客が後を絶たない（図 2 - 14）。

加えて、葛城山の頂上には市指定天然記念物である「葛城山のギフチョウ」が生息しており、4 月を中心とする一月ほどの間、その小さく可憐な姿が登山客を喜ばせている。

金剛・葛城山の山麓部には、美しい棚田の風景が現在も広く残っており、9 月頃には黄金色に色づき始めた稲と、畦道を埋め尽くす彼岸花の目の覚めるような赤色のコントラストが、全国から多くのフォトグラファーを惹きつけている。

**法的規制** 計画地周辺における文化財保護法以外の法的規制については、以下のものがあり、これら対象となる地域においては開発等の行為に際して一定の制限がある。

- ・宅地造成等規制法に基づく宅地造成規制区域
- ・奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区
- ・都市計画法に基づく都市計画地域・市街化調整区域
- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域および農用地区域

表2-1 御所市内指定文化財一覧

No.	区分	指定年月日	名称	員数	所有者又は管理者	
1	史跡	大正10年3月3日 (1921. 3. 3)	宮山古墳		管理 御所市 (大字 室)	
2		平成14年12月19日 (2002. 12. 19)	巨勢山古墳群		御所市・個人 (大字 室・西寺田・ 城山台・多田・朝町・條)	
3		昭和2年4月8日 (1927. 4. 8)	巨勢寺塔跡		管理 御所市 (大字 古瀬)	
4		昭和2年4月8日 (1927. 4. 8)	高宮麿寺跡		管理 御所市 (大字 鴨神)	
5		昭和9年3月13日 (1934. 3. 13)	金剛山		葛木神社 (大字 高天)	
6		昭和36年7月6日 (1961. 7. 6)	水泥古墳		個人 (大字 古瀬)	
7		令和3年10月11日 (2021. 10. 11)	條ウル神古墳		国・個人 (大字 條)	
8		県	昭和53年3月28日 (1978. 3. 28)	権現堂古墳		大字 樋野
9			昭和53年3月28日 (1978. 3. 28)	新宮山古墳		個人 (大字 稲宿)
10	天然記念物	昭和58年3月15日 (1983. 3. 15)	大川杉		高鴨神社 (大字 東佐味)	
11		平成26年11月28日 (2014. 11. 28)	葛城山のギフチョウ(卵、幼虫、蛹、成虫)	不定	金剛葛城観光開発株式会社他7名	
12	建造物	明治35年7月31日 (1902. 7. 31)	高鴨神社本殿 三間社流造、正面軒唐破風付、檜皮葺 附 棟札 1枚	一棟	高鴨神社 (大字 鴨神)	
13		昭和36年3月23日 (1961. 3. 23)	安楽寺塔婆 桁行三間、梁間三間、一重、宝形造、 本瓦葺 (本三重塔初重)	一基	安楽寺 (大字 稲宿)	
14		昭和43年4月25日 (1968. 4. 25)	中村家住宅 桁行22.14m、梁間13.194m、 入母屋造段違、本瓦葺	一棟	個人 (大字 名柄)	
15		県	昭和33年3月20日 (1958. 3. 20)	高鴨神社摂社東神社本殿 三間社流造、檜皮葺 附 棟札 5枚	一棟	高鴨神社 (大字 鴨神)
16			昭和33年3月20日 (1958. 3. 20)	長柄神社本殿 一間社春日造、銅板葺 附 棟札 17枚	一棟	長柄神社 (大字 名柄)
17		市	平成15年6月1日 (2003. 6. 1)	八幡神社 本殿 同 摂社 天兒屋根命社 本殿 同 摂社 天照皇大神社 本殿	一棟 一棟 一棟	伏見八幡神社 (大字 伏見)
18			平成15年6月1日 (2003. 6. 1)	鴨都波神社 本殿	一棟	鴨都波神社 (御所)
19		国 (登録)	平成19年10月2日 (2007. 10. 2)	中井家住宅 主屋	一棟	個人 (南中町)
20				中井家住宅 座敷棟	一棟	
21	中井家住宅 土蔵			一棟		
22	令和3年10月14日 (2021. 10. 14)		南家住宅 主屋	一棟	個人 (池之内)	
23			南家住宅 別座敷	一棟		
24			南家住宅 道具蔵	一棟		
25			南家住宅 門屋及び庭門	一棟		
26	南家住宅 木塀	一基				

No.	区分	指定年月日	名 称	員数	所有者又は管理者	
27	彫刻	国 (重要文化財)	昭和24年2月18日 (1949. 2. 18)	木造 大日靈命座像 御霊大神座像	二軀	鴨山口神社 (大字 櫛羅)
28			昭和24年2月18日 (1949. 2. 19)	木造 阿弥陀如来座像	一軀	九品寺 (大字 櫛原)
29		重要美術品	昭和24年5月26日 (1949. 5. 26)	木造 阿弥陀如来座像	一軀	龍正寺 (大字 名柄)
30			昭和24年5月26日 (1949. 5. 26)	木造 十一面観音立像	一軀	勝福寺 (大字 西寺田)
31			昭和24年5月26日 (1949. 5. 26)	木造 阿弥陀如来座像	一軀	勝福寺 (大字 西寺田)
32		県	昭和59年3月14日 (1984. 3. 14)	木造 地藏菩薩立像	一軀	福応寺 (大字 出屋敷)
33	工芸品	県	昭和35年3月30日 (1960. 3. 30)	大刀 銘 景光	一口	管理責任者葛木神社 (大字 高天)
34	考古資料	重要美術品	昭和13年9月5日 (1938. 9. 5)	帽形埴輪	一筒	個人 (大字 僧堂)
35	歴史資料	市	平成9年3月25日 (1997. 3. 25)	草場権関係文書一括	五点	水平社博物館 (大字 柏原)
36			平成18年4月1日 (2006. 4. 1)	文政十三年おかげ参り施行関係文書	二九点	御所市教育委員会
37			平成29年3月1日 (2017. 3. 1)	吉村虎太郎の襦衣(肌襦袢) 附 徳富蘇峰筆「吉村重郷 襦衣 盡忠報國」極め箱	一点 一点	個人 (大字 重阪) 御所市教育委員会寄託
38	有形民俗	県	平成8年3月22日 (1996. 3. 22)	鴨都波神社祭礼渡御図絵馬	一面	鴨都波神社 (御所)
39	無形民俗	県	昭和53年3月28日 (1978. 3. 28)	東佐味 六斎念仏		東佐味六斎講 (大字 東佐味)
40			昭和58年3月15日 (1983. 3. 15)	茅原のトンド		吉祥草寺 茅原のトンド 行事保存会 (大字 茅原)
41			平成12年3月31日 (2000. 3. 31)	御所の献灯行事		鴨都波神社 ススキ提灯保存会(御所)
42			市	平成26年11月28日 (2014. 11. 28)	蛇穴の蛇曳き汁掛け祭り 附 木造龍像 嘉永七年銘『野口大明神社記』 明治六～老九年銘『野口社祭礼旧式』 明治二八～三八年銘『野口神社祭典式并ニ什宝帳』 昭和八年銘「野口神社祭礼書類箱」	一件 一点 一点 一点 一点

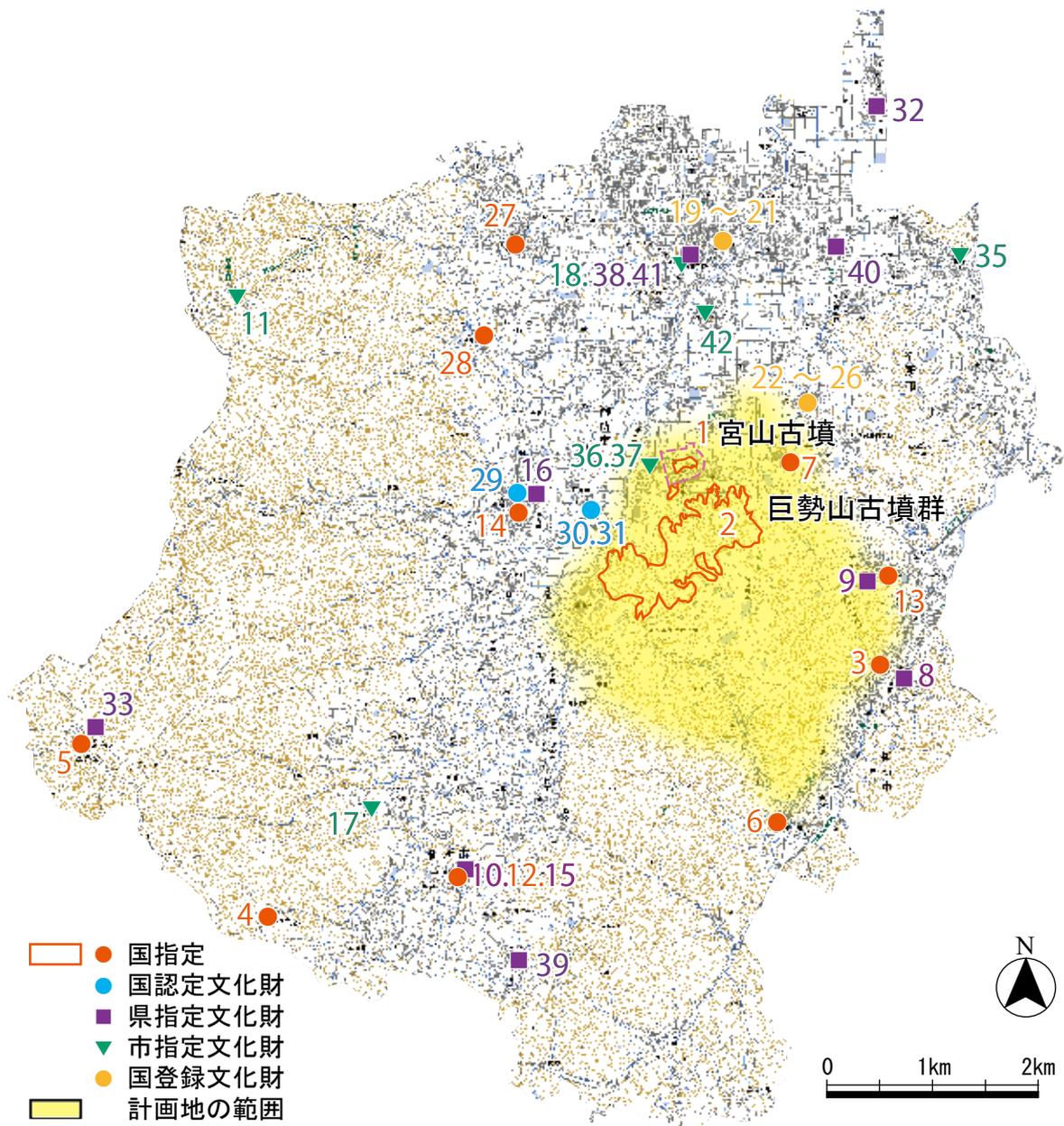


図 2 - 12 御所市内指定文化財等分布図

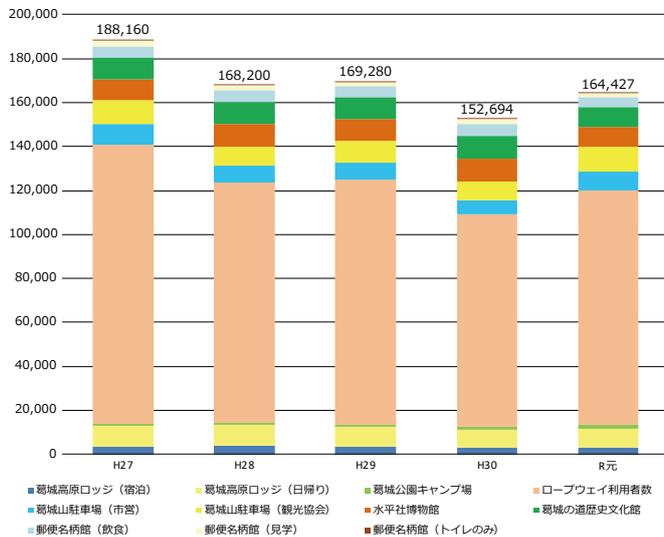


図 2 - 13 御所市主要観光施設 入込客数

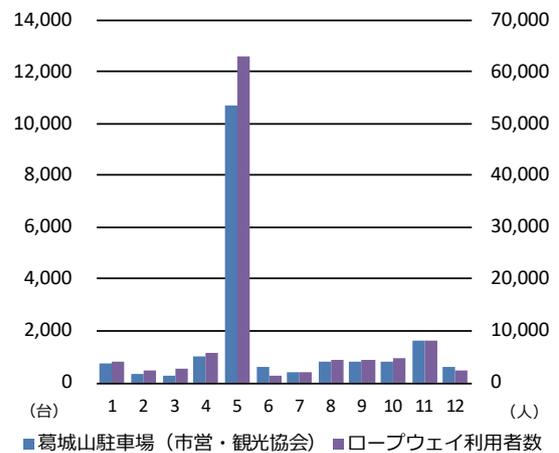


図 2 - 14 葛城山来訪者数の推移 (令和元年)

・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域

宅地造成規制区域（図2-15）は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれが多い市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、宅地造成に関する工事について規制を行う必要がある区域であり、区域内で該当する宅地造成に関する工事を行う場合には、県知事の許可が必要である。史跡巨勢山古墳群は、その全域が規制区域に該当しており、史跡宮山古墳は、現在の指定地は規制区域に含まれていないものの、<sup>しゅうごう</sup>周濠や<sup>しゅうてい</sup>周堤を含む復元範囲についてはその南西部が規制区域に該当している。

景観保全地区（図2-16）は、森林、山岳、高原、丘陵、古墳、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区として指定されており、工作物等の新・増・改築や土地の形質変更等の行為に際しては県知事への届出が必要である。史跡巨勢山古墳群の大半が「国見山景観保全地区」に含まれ、史跡宮山古墳は復元範囲の西側の一部が該当している。当該地は奈良盆地西南部の青垣山を形成する良好な丘陵、森林等の保全を目的として指定されているものである。

市街化調整区域（図2-15）は、都市計画において市街化を抑制する地域として指定されており、許可手続きが不要と定められている内容以外の開発行為に関しては、県知事の許可が必要である。史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群の指定地は、その全域が調整区域に該当している。なお、規制緩和に関わる法令として、「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」に基づいて、住宅等の立地を認める区域が計画地周辺に指定されており、史跡宮山古墳の復元範囲内には「秋津A地区」「秋津C地区」が指定され、住宅や店舗、工場等の立地が認められている。また、国道24号沿いの市街化区域は、工業系用途の指定がなされているが、採土・採石場を含む準工業地域と工業地域の全域および工業専用地域の一部には、地区計画の区域に指定されており、風俗営業の禁止など建築物の用途の制限がある。

農業振興地域（図2-16）は、農業の健全な発展を図るために、必要な施策を計画的に推進することを定めた地域で、主として耕作等のための土地として農地以外の開発制限がある農用地区域が定められる。史跡巨勢山古墳群の中では北端の一部が農用地区域に指定されている。史跡宮山古墳では、現在の指定地および復元範囲のいずれについても農業振興地域内ではあるが、農用地区域には指定されていない。

土砂災害警戒区域（図2-17）は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域である。また、特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や、居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域である。史跡巨勢山古墳群の中では、13カ所の谷部から指定地外に向けて警戒区域に、そのうち11カ所の谷奥部については特別警戒区域に指定されており、近隣住民への影響という点では前者により注意が必要である。史跡宮山古墳については、復元範囲の南西隅部および南東部に土砂災害警戒区域が存在する。

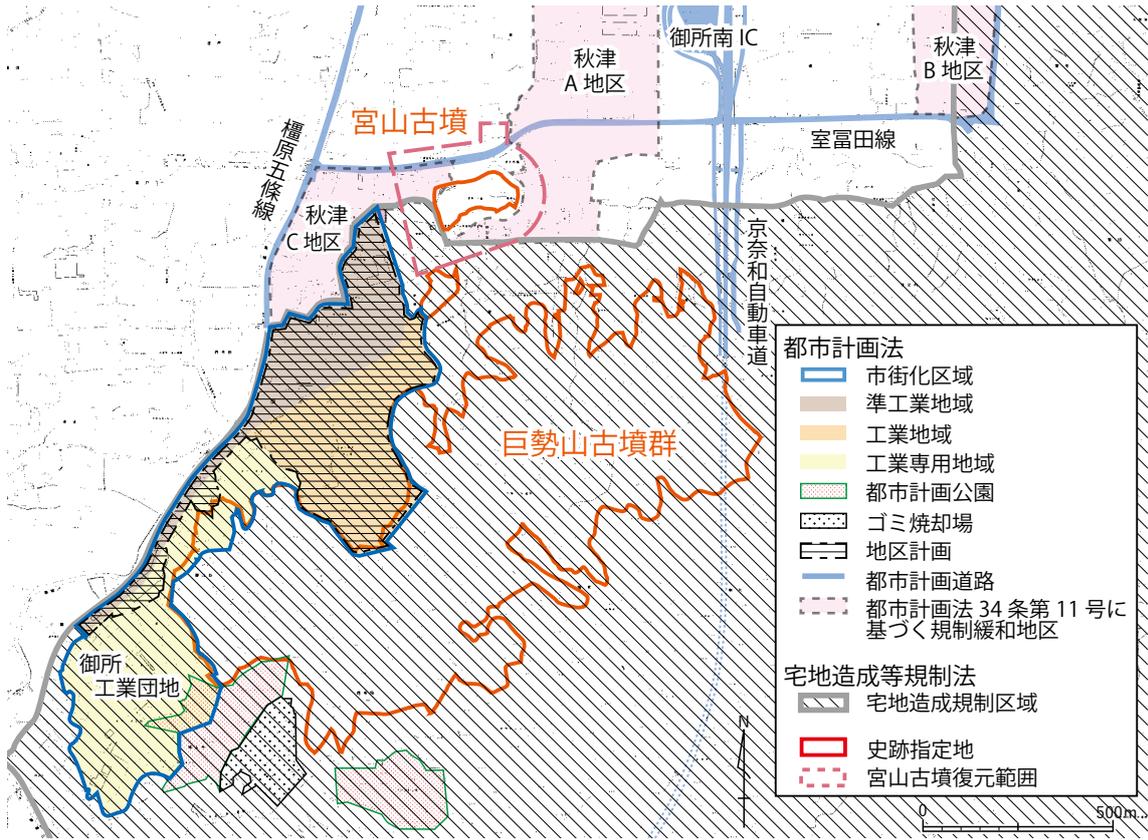


図 2 - 15 法規制図①

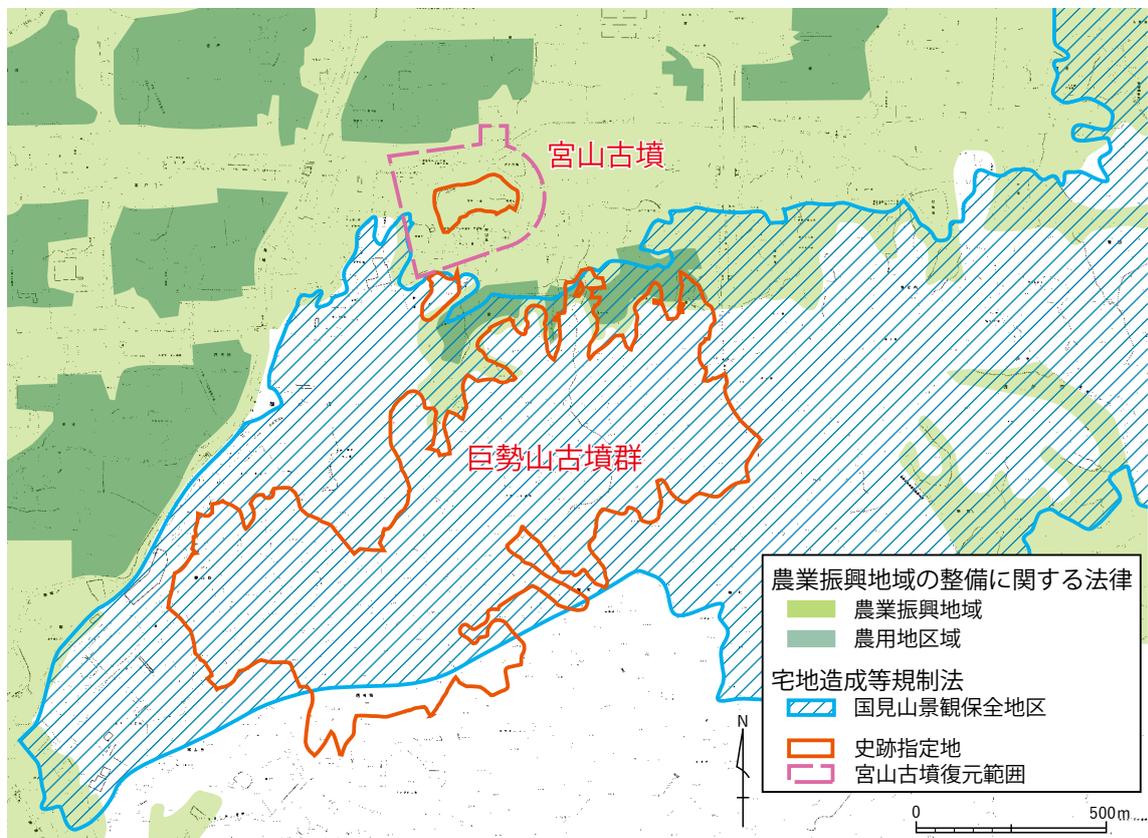


図 2 - 16 法規制図②

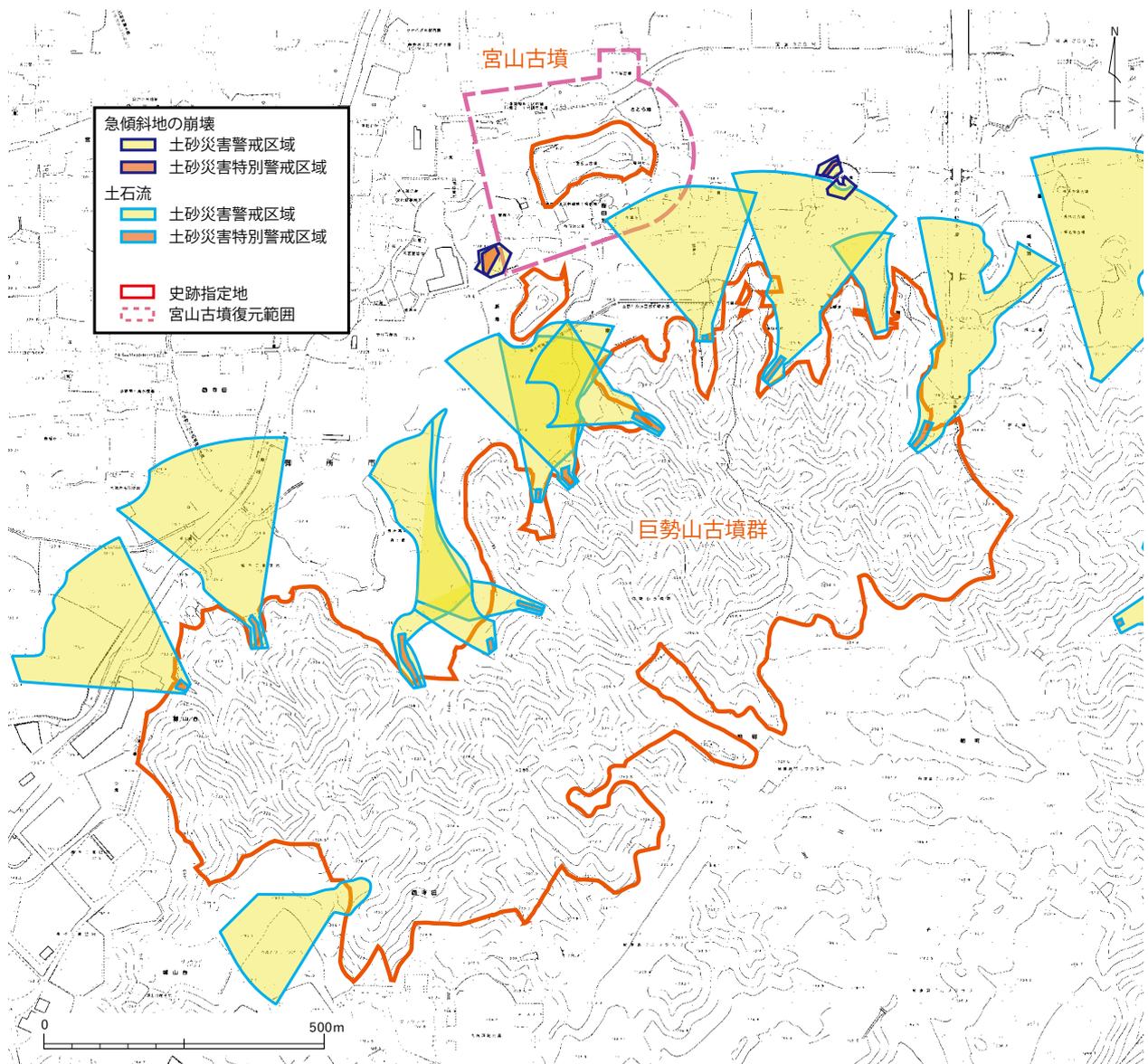


図2-17 法規制図③

参考文献

秋山日出雄・網干善教 1959『室大墓』奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告第18冊 奈良県教育委員会  
 網干善教 1959「御所市大字室 みやす古墳」『奈良県史蹟名勝天然記念物調査抄報』第12輯 奈良県教育委員会  
 網干善教 1961a「御所市森脇吐田平古墳群」『奈良県文化財調査報告(埋蔵文化財編)』第4集 奈良県教育委員会  
 網干善教 1961b「御所市古瀬「水泥蓮華文石棺古墳」及び「水泥塚穴古墳」の調査」『奈良県史蹟名勝天然記念物調査抄報』第14輯 奈良県教育委員会  
 泉森皎・菅谷文則 1971「大和葛城の笛吹・山口古墳群の分布」『古代学研究』第60号 古代学研究会  
 今尾文昭・平松良雄・大西貴夫 1995「太田遺跡第1次調査」『奈良県遺跡調査概報 1994年度』第2分冊 奈良県立橿原考古学研究所  
 梅原末治 1922「大和御所附近の遺蹟研究」『歴史地理』第39巻第4号 日本歴史地理学会  
 岡田憲一編 2017『中西遺跡Ⅰ』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第123冊 奈良県立橿原考古学研究所  
 岡田憲一・絹島歩編 2021『秋津遺跡Ⅰ(下層編)』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第128冊 奈良県立橿原考古学研究所  
 岡田雅彦編 2013『観音寺本馬遺跡Ⅰ』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第113冊 奈良県立橿原考古学研究所  
 岡見知紀 2017「新村・柳原遺跡第6・7次調査」『奈良県遺跡調査概報 2015年度』第2分冊 奈良県立橿原考古学研究所  
 金澤雄太編 2019『條ウル神古墳-範囲確認発掘調査報告-』御所市文化財調査報告書第56集 御所市教育委員会  
 金澤雄太・前田俊雄・絹島歩・岩越陽平 2019「葛城山東麓における群集墳の展開と多様性の意義-御所市石川古墳群・櫛羅古墳群からの視点-」『研究紀要』第23集 由良大和古代文化研究協会  
 河上邦彦 1979「大和の大型横穴式石室の系譜」『橿原考古学研究所論集』4 吉川弘文館  
 河上邦彦 1992「大和巨勢谷の横穴式石室の検討」『有坂隆道先生古稀記念日本文化史論集』日本文化史論集刊行会

- 河上邦彦 2001「大和巨勢谷権現堂古墳の測量調査と副葬品(後期大型円墳の意義)」『実証の地域史－村川行弘先生頌寿記念論集－』大阪経済法科大学出版部
- 河上邦彦編 1984『市尾墓山古墳』高取町文化財調査報告第5冊 高取町教育委員会
- 河上邦彦・亀田博・千賀久編 1976『葛城・石光山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第31冊 奈良県教育委員会
- 河上邦彦・木下亘編 2004『巨勢寺』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第87冊 奈良県教育委員会
- 神庭滋・青柳泰介・岡田憲一・川上洋一・中野咲・鈴木一議・大西貴夫・本村充保 2019「脇田遺跡の研究～奈良県葛城地域における大規模集落の様相～」『研究紀要』第23集 由良大和古代文化研究協会
- 北中恭裕編 2007『極楽寺ヒビキ遺跡』奈良県文化財調査報告書第122集 奈良県立橿原考古学研究所
- 木許守編 1992『鴨都波 11次 発掘調査報告』御所市文化財調査報告書第11集 御所市教育委員会
- 木許守編 2007『巨勢山古墳群VI』御所市文化財調査報告書第30集 御所市教育委員会
- 木許守・西村慈子編 2015『観音寺本馬遺跡』御所市文化財調査報告書第48集 御所市教育委員会
- 木許守・小泉翔太・村島有紀編 2017『玉手遺跡』御所市文化財調査報告書第52集 御所市教育委員会
- 楠元哲夫編 1978「御所市掖上籙子塚前方部周濠発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1977年度』奈良県立橿原考古学研究所
- 久保哲正 1975「新庄神塚古墳」『青陵』No.29 橿原考古学研究所
- 木場幸弘編 2018『市尾宮塚古墳発掘調査報告書』高取町教育委員会
- 佐々木健太郎 2012『名柄遺跡 第6次 発掘調査報告』御所市文化財調査報告書第41集 御所市教育委員会
- 島本一 1938「琴柱形石製品の事例」『考古学雑誌』第二十八卷第六号 考古学会
- 十文字健編 2007『ドンド垣内古墳群』奈良県文化財調査報告書第119集 奈良県立橿原考古学研究所
- 白石太一郎 1973「大型古墳と群集墳－群集墳の形成と同族系譜の成立－」『橿原考古学研究所紀要 考古学論攷』第2冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 白石太一郎 1974「御所市石川古墳群」『奈良県の主要古墳II』奈良県教育委員会
- 菅谷文則 1975『新庄屋敷山古墳』奈良県教育委員会
- 関川尚功 1987『笛吹古墳群現地説明会資料』奈良県立橿原考古学研究所
- 高橋健自 1919「南葛城郡名柄發掘の銅鐸及銅鏡」『奈良縣史蹟勝地調査會報告書』第六回 奈良縣
- 伊達宗泰 1962『大和二塚古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第21冊 奈良県教育委員会
- 千賀久編 1988『寺口忍海古墳群』新庄町文化財調査報告第1冊 新庄町教育委員会
- 津田松苗・吉村昭雄 1965「動物」『御所市史』御所市役所
- 豊岡卓之 1989「鴨都波遺跡第7次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1988年度』第1分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 奈良県教育委員会 1980「新宮山古墳」『奈良県指定文化財－昭和54年度版－』
- 花熊祐基・木許守編 2018『茅原中ノ坊遺跡－第5次発掘調査報告－』御所市文化財調査報告書第55集 御所市教育委員会
- 土生田純之 1980「埴口丘陵外堤の樋管改修箇所の調査」『書陵部紀要』第31号 宮内庁書陵部
- 坂靖編 1991『寺口千塚古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第62冊 奈良県教育委員会
- 坂靖編 1994『平林古墳』當麻町埋蔵文化財調査報告第3集 當麻町教育委員会
- 坂靖編 1996『南郷遺跡群I』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第69冊 奈良県教育委員会
- 坂靖編 2000『南郷遺跡群IV』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第76冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 廣岡孝信 2002「北窪遺跡」『奈良県遺跡調査概報 2001年度』第3分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 廣岡孝信 2006「二光寺廃寺」『奈良県遺跡調査概報 2005年』第2分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 廣岡孝信・十文字健 2005「北窪遺跡 2004－第1次調査 伏見遺跡 2004－第1・2次調査」『奈良県遺跡調査概報 2004年』第二分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 福西貴彦編 2011『川西根成柿遺跡』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第107冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 藤田和尊 1987「御所市・小林遺跡の調査」『季刊明日香風』第23号 財団法人飛鳥保存財団
- 藤田和尊 1991「奈良県御所市名柄遺跡」『日本考古学年報』42(1989年度版) 日本考古学協会
- 藤田和尊編 1994『橿原遺跡I』御所市文化財調査報告書第17集 御所市教育委員会
- 藤田和尊編 2002『巨勢山古墳群III』御所市文化財調査報告書第25集 御所市教育委員会
- 藤田和尊・尼子奈美枝編 1992『鴨都波 12次 概報』御所市文化財調査報告書第12集 御所市教育委員会
- 藤田和尊・木許守編 1999『台風7号被害による室宮山古墳出土遺物』御所市文化財調査報告書第24集 御所市教育委員会
- 藤田和尊・木許守編 2001『鴨都波1号墳 調査概報』学生社
- 藤元正太 2019「中西遺跡第30次調査」『奈良県遺跡調査概報 2017年度』第2分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 堀井甚一郎 1965「自然地理」『御所市史』御所市役所
- 前園実知雄・関川尚功・中井公 1978「御所市朝妻廃寺発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1977年度』奈良県教育委員会
- 松田真一・近江俊秀・清水昭博 1993「御所市高宮廃寺について」『青陵』第83号 奈良県立橿原考古学研究所
- 光石鳴巳・菊井佳弥・波多野篤 2008「萩之本遺跡(川西町5・7～9区)」『奈良県遺跡調査概報 2007年』第二分冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 本村充保編 2017『観音寺本馬遺跡III(観音寺I区)』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第121冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 本村充保編 2019『今出遺跡II』奈良県文化財調査報告書第178集 奈良県立橿原考古学研究所
- 米川仁一・菊井佳弥 2010「秋津遺跡」『奈良県遺跡調査概報 2009年度』第3分冊 奈良県立橿原考古学研究所

## 第3章 史跡等の概要

### 1 宮山古墳

#### (1) 指定に至る経緯

宮山古墳は、従来より、巨大な古墳が存在する大和の中においても屈指の規模をもつものと捉えられ、墳丘には花崗岩の割石を用いた葺石や、円筒埴輪の破片が散乱し、後円部頂上の窪地には前後2つの縄掛突起をもつ花崗岩の大きな板石が残存し、石棺の蓋石、あるいは堅穴式石室の天井石と考えられていた。

明治41年(1908)頃、開墾目的で前方部の掘削が行われた際には、木棺と思われる木片とともに三角縁神獣鏡を含む銅鏡約11面、滑石製勾玉29個、管玉7個、棗玉1個、ガラス製小玉約100個、石製刀子1個など、多くの副葬品が検出され、後円部付近に散乱する形象埴輪の破片には直弧文や鋸齒文を刻むものが含まれていた。

このように、宮山古墳は、古墳の規模、前方部の埋葬施設、銅鏡を含む豊富な副葬品などの点で優れているとともに、徐々に開墾が及び原型が崩される恐れがあることなどから、史蹟名勝天然記念物保存要目第三の規定(古墳及著名なる人物の墓並碑)により、大正10年(1921)3月3日に、当時の内務省によって「史跡宮山古墳」として指定された(秋山・網干1959)。

#### (2) 指定の状況

##### ア 指定告示

内務省告示第38号

史蹟名勝天然記念物保存法第1條ニ依リ左ノ通指定ス

大正10年3月3日 内務大臣 床次竹二郎

##### 第1類

種別	名称	所在地	地番	地目	面積(町)	所有者
史蹟	宮山古墳	奈良県南葛城郡秋津村大字室字宮本	1322	神地	0.1811	国
		同字キトラ	1323	同	0.3600	
		同字ミヤ山	1335	山林	0.0700	個人
		同	1336	同	0.0800	個人
		同	1337	同	0.2410	個人
		同	1338	同	0.2706	個人
		同	1339	同	0.0400	個人
		同字西口	1342	畑	0.0221	個人
		同	1343	同	0.0308	個人
		同	1344	山林	0.0108	個人
		同字小谷川	1345	同	0.0220	個人
		同	1346	同	0.0109	
		同	1347	同	0.0118	個人
		同字小谷	1353	同	0.0012	八幡神社
				以上区域内ニ包含スル道路		

##### イ 指定説明文とその範囲

##### (ア) 指定説明文

丘陵ヲ利用セル前方後圓墳ニシテ封土ハ二段ニ築カレ松樹及雑木繁茂シ葺石並ニ埴輪圓筒ヲ存ス

墳丘ノ東北麓ニハ環濠ヲ利用セル貯水池アリ封土ノ長軸六百八十四尺後圓部ノ直径三百四十八尺高サ八十八尺前方部幅三百六十九尺高サ六十八尺

後圓部頂上ニ石櫛ノ蓋石ト認ムヘキモノ露出シ附近ニ石材ノ破片ヲ存ス

(イ) 史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、上記の地域（地番等）であり、図面上で示すと概ね図3-1・2のようになる。

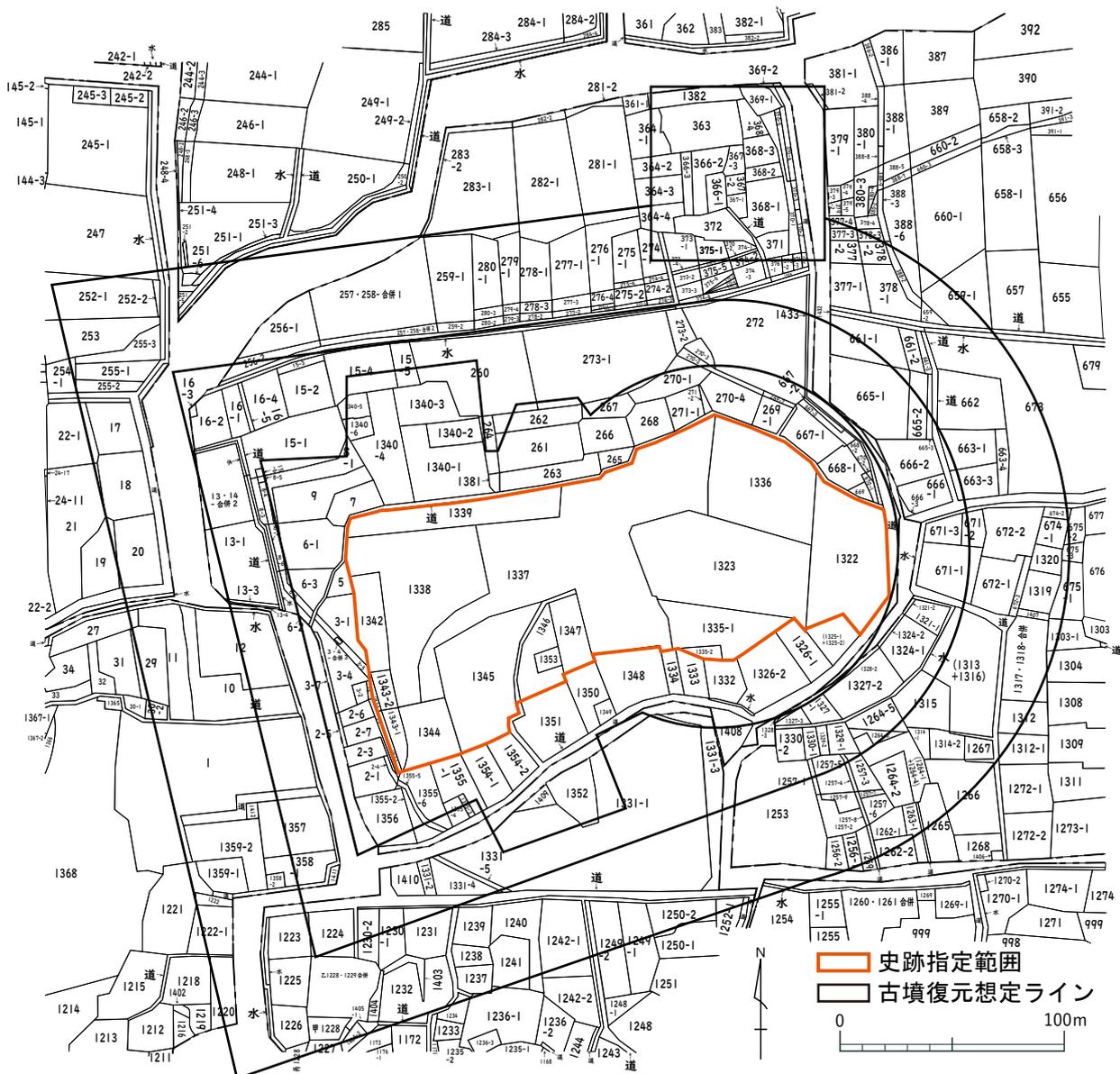


図3-1 宮山古墳 史跡指定範囲図（公図合成）



写真3-1 宮山古墳全景（南から、令和元年撮影）

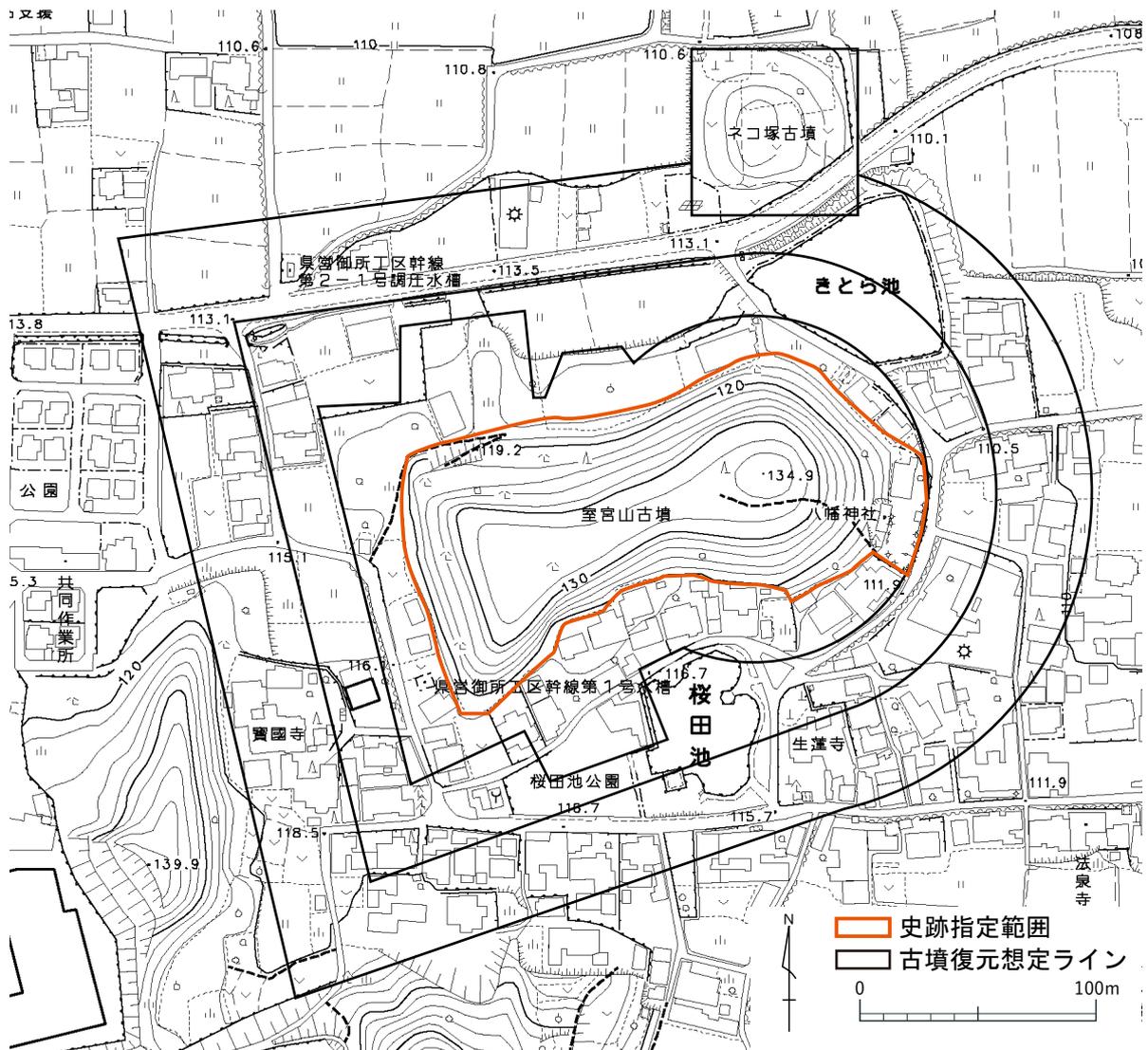


図3-2 宮山古墳 史跡指定範囲図

## ウ 調査結果

### (ア) 指定時の調査

宮山古墳は、史跡に指定された時期が古く、指定に先だって行われた調査についてはその詳細が確認できない。しかし、概ね聞き取りや現地踏査、開墾時出土資料の調査が主たるものであったと考えられ、それに基づき上記指定説明文が作成されたものと推測できる。

### (イ) 指定後の調査

宮山古墳の具体的な内容が明らかとなったのは、史跡指定から 30 年ほど経った昭和 25 年（1950）、盗掘をきっかけに実施された後円部南石室の発掘調査である。この調査が宮山古墳の第 1 次調査であり、その後現在に至るまでの間に計 17 回の調査が行われている（表 3-1、図 3-3）。それら調査によって得られた成果の概要は以下のとおりである。

### ● 墳丘

墳端の確認は、11・12 次調査で検出した前方部端の成果に限られ（写真 3-2）、以下に述べる構造や規模については、基本的に測量図や周辺地形の観察に基づく。宮山古墳は三段築成さんだんちくせいの前方後円墳で、墳丘南側及び西側の 1 段目については、民家などによって大きく削平を受けている。規模は、墳丘長

表 3-1 宮山古墳 調査一覧

調査回数	調査地番	調査主体	調査期間	調査種別	調査契機	文献等
1 次	室	奈良県教育委員会	S25.05.17 ~ S25.08.28	発掘調査	盗掘後の緊急調査	秋山・網干 1959
2 次	室	奈良県立橿原考古学 研究所	S46.01.13	発掘調査	粘土槨の露出	泉森・河上 1971
3 次	室	奈良県立橿原考古学 研究所	H01.01.23 ~ H01.02.28	発掘調査	国道 309 号線歩道増 設工事	関川 1989
4 次	室 1304	御所市教育委員会	H04.02.06	立会調査	個人住宅建築	木許 1992
5 次 (H4-1 次)	室字堤 1317	御所市教育委員会	H05.02.18	発掘調査	個人住宅建築	木許 1993
6 次 (H5-1 次)	室字馬場 1272-1	御所市教育委員会	H05.05.13	発掘調査	個人住宅建築	木許 2008a
7 次 (H5-2 次)		御所市教育委員会	H05	立会調査	個人住宅建築	御所市教育委員会調査
8 次 (H7-1 次)	室 7	御所市教育委員会	H07.03.13 ~ H07.03.31	発掘調査	範囲確認調査	木許編 1996
9 次 (H8-1 次)	室 1340-1・ 1340-2	御所市教育委員会	H09.03.17 ~ H09.03.31	発掘調査	範囲確認調査	御所市教育委員会調査
10 次 (H11-1 次)	室 1255-1	御所市教育委員会	H11.09.20 ~ H11.09.21	発掘調査	個人住宅建築	木許 2008b
11 次	室	奈良県立橿原考古学 研究所	H18.12.18 ~ H19.02.28	発掘調査	大和紀伊平野農業水 利事業	水野・北中 2008
12 次	室	奈良県立橿原考古学 研究所	H20.01.22 ~ H20.02.20	立会調査	大和紀伊平野農業水 利事業	水野・北中 2008
13 次 (H21-1 次)	室 1351 の一部	御所市教育委員会	H21.10.26 ~ H21.10.30	発掘調査	個人住宅建築	御所市教育委員会調査
14 次 (H22-1 次)	室 1322	御所市教育委員会	H22.07.16 ~ H22.08.02	立会調査	室八幡神社境内地に おける手水舎改修工 事	御所市教育委員会調査
15 次 (H22-2 次)	室 1339	御所市教育委員会	H22.11.19	立会調査	NTT 支線アンカー の撤去	御所市教育委員会調査
16 次 (H22-3 次)	室 1322	御所市教育委員会	H23.01.11 ~ H23.01.14	立会調査	古墳登り口の手すり 工	御所市教育委員会調査
17 次 (H27-1 次)	室 1295	御所市教育委員会	H27.11.19 ~ H27.11.20	発掘調査	個人住宅建築	御所市教育委員会調査

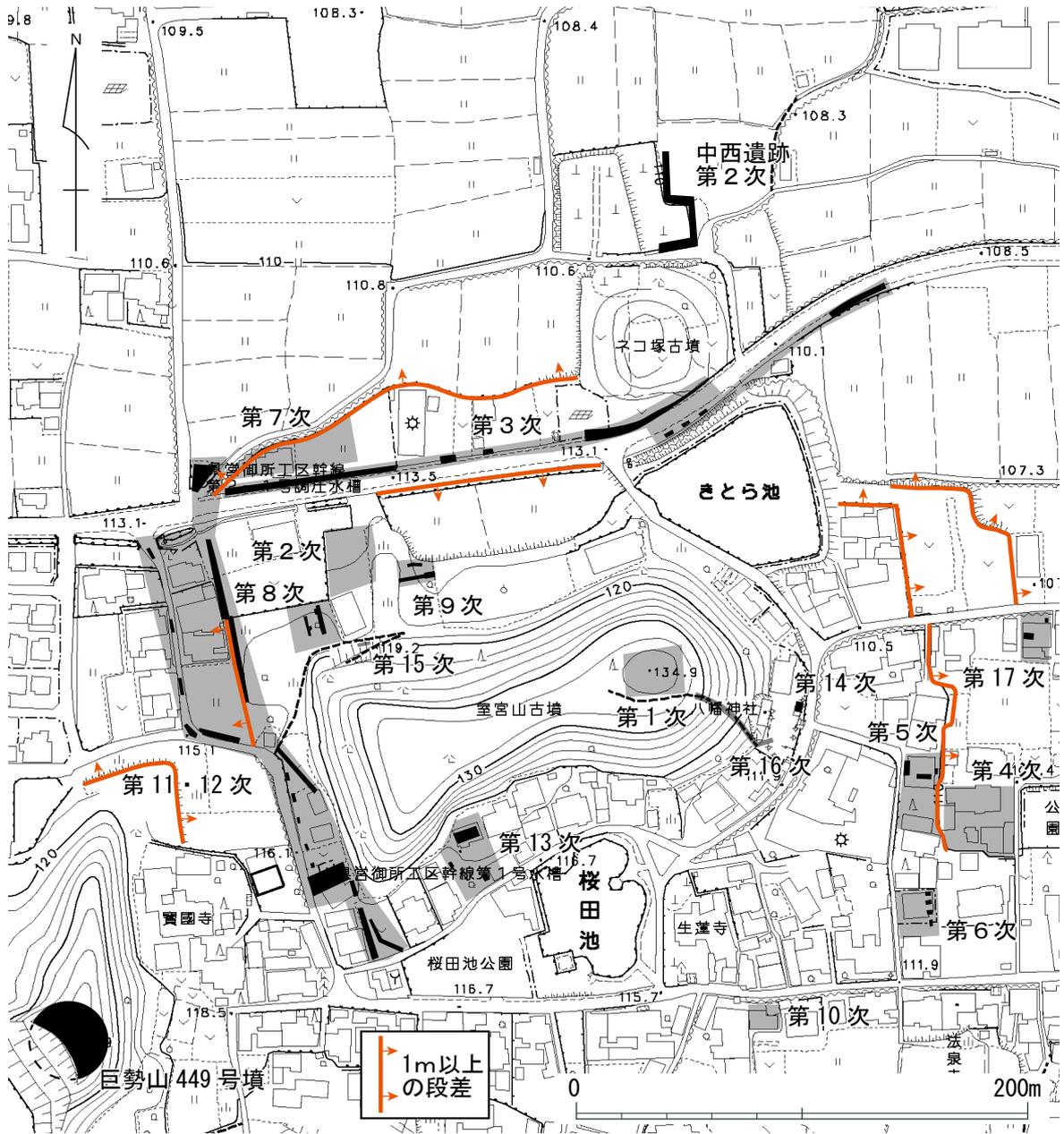


図3-3 宮山古墳 既往の調査地位置図



写真3-2 前方部南辺の葺石(第11次調査)  
(奈良県立橿原考古学研究所提供)



写真3-3 前方部北側造出の埴輪列と葺石  
(第8次調査)

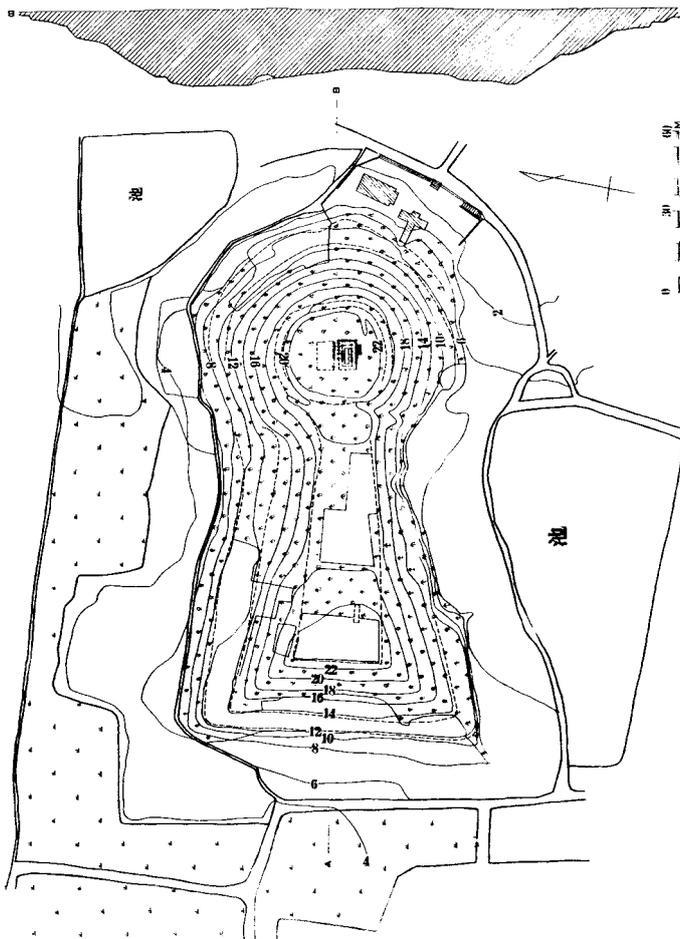


図3-4 宮山古墳 墳丘測量図

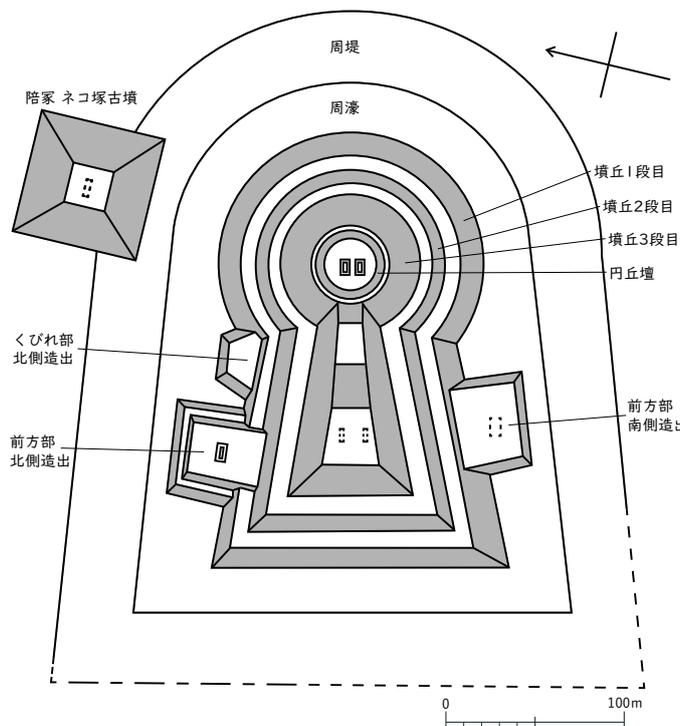


図3-5 宮山古墳 墳丘復元図及び各部名称

238 m、後円部径 148 m、高さ 25 m、前方部幅 164 m、高さ 22 m、くびれ部幅 107 m を測る。前方部の南北側面には、一辺 50 m 弱の方形の造出<sup>つくりだし</sup>が取り付いていると考えられ(石部ほか 1982、木許 1996)、北側の造出では、平成 7 年(1995)・9 年(1997)の範囲確認調査で、段築平坦面に設置された埴輪列や斜面の葺石を検出し、造出のうち北西部の形状を確定する成果となった(写真 3-3、木許編 1996)。北側くびれ部には、等高線の膨らみから一般的な造出も存在するとみられるが、南側くびれ部については削平のため、造出の存在は不明と言わざるを得ない。

周濠は、墳丘北東のきとら池や墳丘南に以前存在した中池の存在、そして墳丘北側の一段低い田んぼの存在などから、四周を廻る盾形周濠の存在が想定される。ただし、墳丘周囲の標高の変化を考慮すると、部分的に渡り土手などが存在した可能性も考えられる。

周濠外側には幅 40 m 程度の周堤の存在が想定できるが、墳丘北側のみ存在したとする考え(関川 1989)と、墳丘西側を除き、北・東・南に存在したとする考え(木許 1996)の 2 説が存在する。なお、中期の大型古墳には周堤のさらに外側に二重濠<sup>にじゅうぼり</sup>などの施設が付帯する場合もあり、宮山古墳の墳丘規模を考えるとその可能性は十分に考えられる。ただし現状は、その存在を検討するだけの調査成果が得られておらず、今後の課題といえよう。

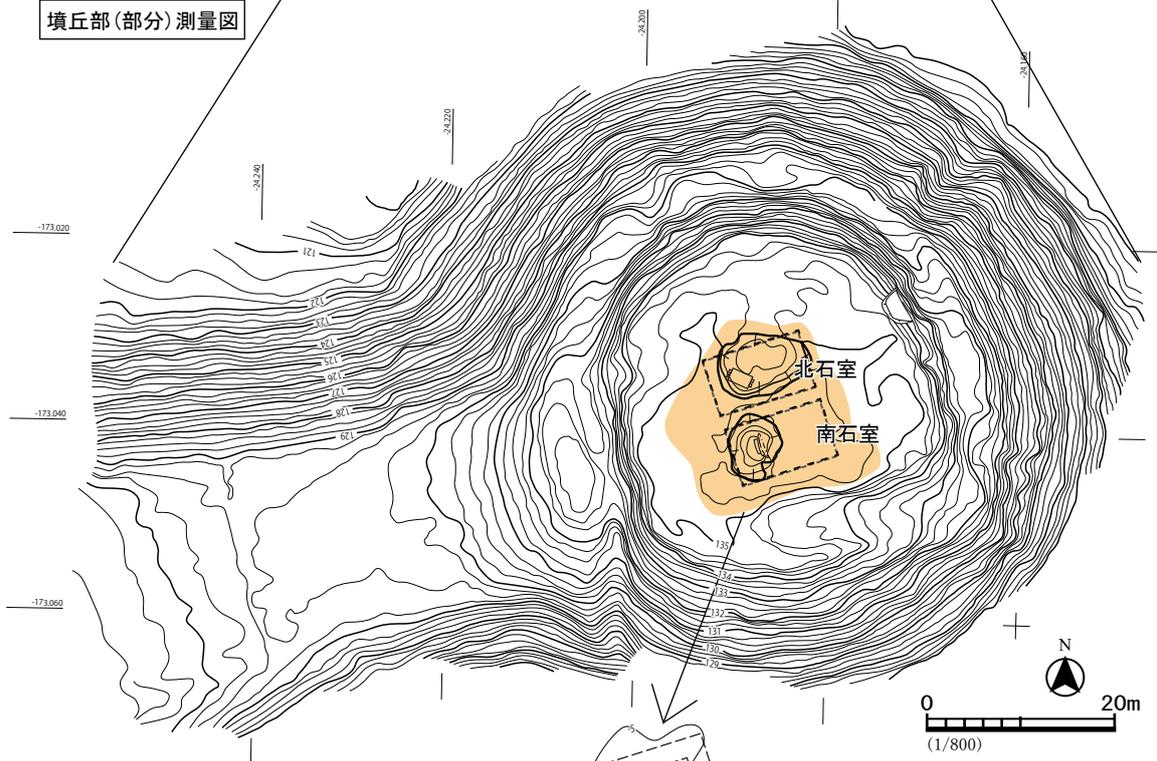
墳丘の各段平坦面には円筒埴輪が樹立されたとみられ、実際に埴輪列を検出した前方部北側造出の 1 段目平坦面では、隙間なく並べられた円筒埴輪の 4 本に 1 本が朝顔形円筒埴輪であった。また各斜面には、人頭大の花崗岩を主として用いた葺石が施されている。

●埋葬施設

後円部頂には、墳丘中軸線を挟んで 2 基の竪穴式石室が存在する。南石室が発掘調査され、凝灰岩<sup>ぎょうかいがん</sup>の切石<sup>きりいし</sup>で造られた石室天井石の上面は良質な粘土で被覆されていた。石室は、西壁を中心に盗掘による破壊の影響を受けているが、結晶片岩<sup>けっしょうへんがん</sup>を垂直に小口積みしたも



墳丘部(部分)測量図



石室・周辺埴輪列配置状況

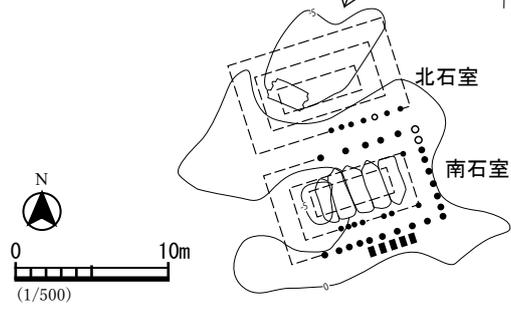


図3-6 宮山古墳 後円部埋葬施設の位置と埴輪列配置状況図

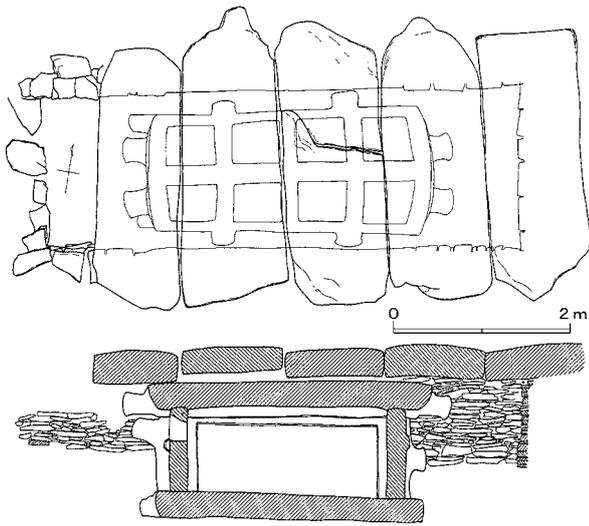


図3-7 宮山古墳 竪穴式石室と長持形石棺

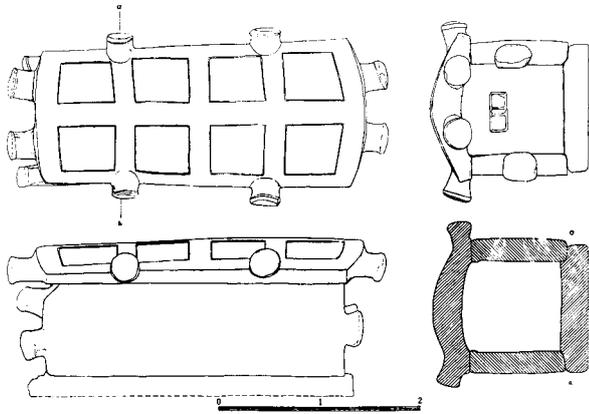


図3-8 宮山古墳 長持形石棺



写真3-4 宮山古墳 竪穴式石室と長持形石棺

ので、全長は5.51 m、幅は東部で1.88 m、西部で1.71 m、高さは残存する東部で1.06 mである（図3-7、写真3-4）。

石室内の<sup>たつやまいし</sup>竜山石製長持形石棺は、内外の全面に朱が塗られていた。蓋石の最大長3.77 mの豪壮なものである。蓋石には8箇所<sup>ちようそくせき</sup>に縄掛突起があり、天井部は外面を緩やかな山形にして、表面に縦一条、横三条の凸帯<sup>とつたい</sup>を設けることで、8箇所<sup>ちようそくせき</sup>の格子状の凹面を掘りこんで亀甲状の装飾を施す。身の長側石にもそれぞれ2つの縄掛突起があり、<sup>たんそくせき</sup>短側石外面には方形の装飾が2箇所浮き彫りされている（図3-8）。

竪穴式石室内に長持形石棺が納められた状態を現地で見学できる古墳は、全国でも宮山古墳のみであり、しかもその長持形石棺も大王墓級の規模を有することから、全国からの見学者が絶えない。

北石室は発掘調査が行われていないが、古くから縄掛突起をもつ石室天井石が露出している状況が伝えられている（写真3-5）。その天井石は原位置を保っていないため、既に盗掘を受けている可能性が高い。先述のとおり、平成10年（1998）に襲来した台風7号によって、宮山古墳では200本あまりのヒノキの植林が被害を受けた。起こされた根には墳丘盛土がそのまま抱え込まれ、多くの遺物が出土したが、北石室の周囲では竜山石の存在が判明し、南石室同様に長持形石棺が採用されていることが確実視されるに至った。

宮山古墳では、前方部頂においても埋葬施設の存在が判明している。発掘調査はなされていないものの、先述のとおり、明治41年の開墾時に多くの副葬品とともに木片が出土していることから、<sup>ねんどかく</sup>粘土槨や木棺直葬<sup>じきそう</sup>などの埋葬施設であったと考えられる。また、戦時中の開墾の際にも、前方部頂部中心から西南寄



写真3-5 宮山古墳 北石室の露出した天井石

りて木棺の一部と思われるコウヤマキの板が掘り出されている（写真3-6）。その板は墳丘主軸に平行して置かれ、両脇に鉄製刀剣類が存在したようで、明治の開墾で出土した木片との関係は明らかでないものの、前方部埋葬の一端を示す重要な知見といえる。



写真3-6 宮山古墳 前方部出土木棺片  
(奈良県立橿原考古学研究所附属博物館提供)

前方部北側造出頂上の中心では、昭和46年(1971)の緊急調査によって復原長8.6m前後となる長大な粘土槨が、墳丘主軸に平行して検出されている。

このように宮山古墳は、大型前方後円墳における複数埋葬の実態を伝える国内でも貴重な事例といえる。

### ●後円部の埴輪列

後円部埋葬施設の各々周囲には、方形に廻る埴輪列が検出されており、南石室の方形埴輪列のさらに南外側では倉庫や母屋などの家形埴輪が5個体出土した。方形埴輪列の中には盾（盾持人）、韃、草摺・革綴短甲形埴輪などの形象埴輪が含まれ、いずれも正面を外側に向けており、侵入者を威圧するかのようである（図3-9、写真3-7）。

この埴輪列の状況は中期の大前方後円墳の典型例として広く知られている。また、再整理によって南石室直上には大型家形埴輪がおかれていたことが判明した（写真3-8、千賀1995）。この大型家形埴輪の柱は板状であるが、御所市極楽寺ヒビキ遺跡で検出された身舎も板状の柱を採用していたことが判明し、その共通性が注目される（写真3-9、北中編2007）。宮山古墳の大型家形埴輪の板状柱には直弧文が施されており、お互いのイメージを補完するものとなっている。

### ●副葬品

後円部南石室は盗掘が著しかったが、出土遺物として三角縁神獸鏡片、三角板革綴短甲片約1領分、鉄剣および鉄刀片多数、滑石製勾玉623個や琴柱形、刀子形などの滑石製模造品や各種玉類などがある。また、その後の表面採集や遺物の再整理によって、三角板革綴衝角付冑の存在も明らかになっている（木許編1996、吉村2006）。

後円部北石室は発掘調査が行われておらず不明な点が多いが、先述の通り台風被害によって、長持形

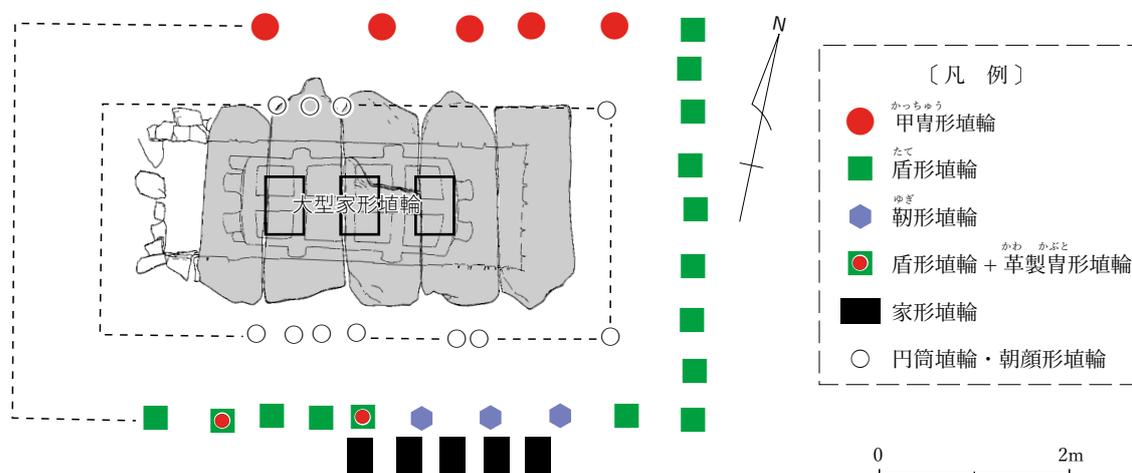


図3-9 宮山古墳 南石室 方形埴輪列配置図



写真3-7 宮山古墳 南石室の形象埴輪  
(奈良県立橿原考古学研究所附属博物館提供)



写真3-9 極楽寺ヒビキ遺跡の板柱痕跡  
(奈良県立橿原考古学研究所提供)



写真3-8 宮山古墳 南石室上出土大型家形埴輪  
(奈良県立橿原考古学研究所附属博物館提供)

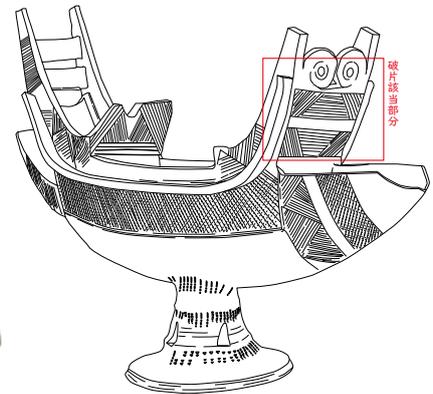


写真3-10 宮山古墳 北石室付近出土船形陶質土器  
(左：表、中央：裏、右：参考例、慶尚南道馬山市縣洞遺跡出土品)

石棺の存在が知られたほか、<sup>りよくしよくぎょうかいがん</sup>緑色凝灰岩原石や<sup>とうしつどき</sup>陶質土器の出土が注目される。とりわけ<sup>ふながた</sup>船形陶質土器(写真3-10)の出土は特筆され、後述する被葬者像を彷彿させるものとなっている。

明治の開墾によって明らかとなった前方部頂の埋葬施設からは、木棺材とともに三角縁神獸鏡など11面以上の銅鏡、滑石製勾玉29個、管玉7個、棗玉1個、ガラス製小玉約100個、石製刀子1個など、多くの副葬品が検出された。同一埋葬施設かは定かではないが、戦時中の開墾でみつかった前方部の埋葬施設には、刀剣類が木棺材とともに並んでいたという。

前方部北側造出の粘土槲からは、革製<sup>かぶと</sup>冑、三角板革綴短甲片、<sup>あかべよろい</sup>頸甲片、<sup>てつぞく</sup>鉄鏃、鉄刀が検出され、

革製冑の性格から、後円部被葬者に対する親衛隊の長が葬られたとする見解などもある（藤田 1996）。

●<sup>ばいちょう</sup>陪冢 ネコ塚古墳

宮山古墳の北側周堤には、一辺 70 m 前後の方墳で、陪冢と考えられるネコ塚古墳が接している（図 3 - 10）。明治年間に大規模な盗掘にあったようで（梅原 1922）、墳頂部に結晶片岩が散乱する様子から、埋葬施設に竪穴式石室を採用しているものと考えられる。墳頂を中心に採集された遺物には、鉄製刀剣類のほか、鉄鏃、衝角付冑に伴う<sup>さんびてつ</sup>三尾鉄、三角板革綴短甲、頸甲などの破片がある（藤田編 1985）。

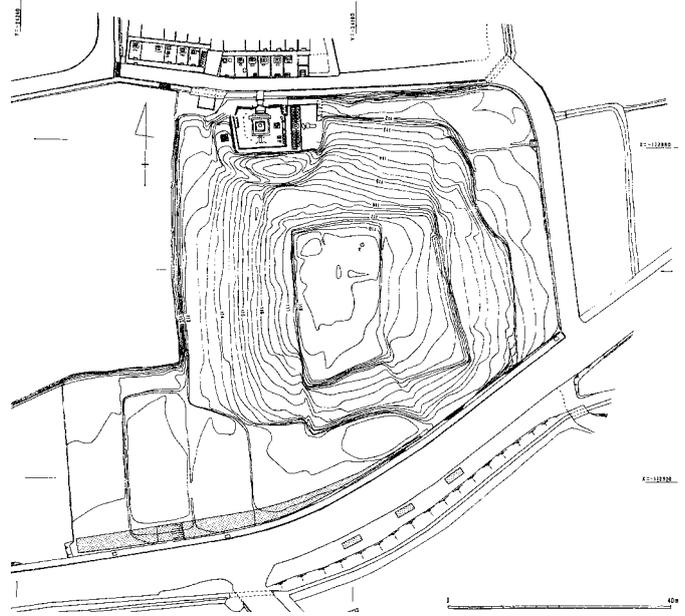


図 3 - 10 ネコ塚古墳墳丘測量図

●築造時期と被葬者像

後円部南石室に納められた長持形石棺の型式や、三角板革綴短甲、三角板革綴衝角付冑、多量の滑石製模造品などの副葬品の品目、後円部埋葬施設上に立て並べられた形象埴輪の型式、前方部北側造出に立て並べられた円筒埴輪の型式などから、宮山古墳は古墳時代中期前葉（5 世紀初頭）に築造されたものと考えられる。

宮山古墳は古墳時代中期前葉に築造された葛城地域最大の前方後円墳であり、古墳時代前期には顕著な前方後円墳が築造されなかった南葛城の地域において、突如出現するという歴史的脈絡を有している。

そのような宮山古墳の被葬者像としては、今までにいくつかの理解がなされてきた。元禄年間の<sup>げんろく</sup>陵墓探索時には<sup>りょうぼ</sup>孝安天皇陵と定められ、現在の後円部頂に竹垣や小さな社が設けられていたようである。これは孝安天皇の宮が<sup>むろのあきつしまのみや</sup>室秋津島宮とされていたことによるようであるが、『大和志』では孝安天皇の陵号が<sup>たまてのおかのえのみささぎ</sup>玉手丘上陵であることから、孝安天皇陵を玉手の地に求め、宮山古墳を<sup>こうしやう</sup>孝昭天皇陵としている。その後は『日本書紀』<sup>いんぎやう</sup>允恭天皇五年条で<sup>たまだのすくね</sup>玉田宿禰が<sup>たけしうちのすくね</sup>武内宿禰の墓に逃げ込む記事や室町時代に記された『帝王編年記』で<sup>むろはか</sup>武内宿禰の墓が<sup>むろはか</sup>「室波賀」であると記されたのをもとに、宮山古墳を武内宿禰の墓とする考えが出されることもあった（秋山・網干 1959）。

このような諸説を経て、現在は宮山古墳の被葬者を葛城襲津彦に当てる見解が多く、研究者の支持を得ている。葛城襲津彦は、第 12 代から第 16 代の天皇に仕えた伝説上の忠臣とされる武内宿禰の子の 1 人で、5 世紀代に<sup>がいせき</sup>天皇家の外戚として力を振るった古代豪族葛城氏の祖とされる人物である。『日本書紀』には、葛城襲津彦に関して以下の 5 つの記事が記されている。

①<sup>じんぐうこうごうせつしやう</sup>神功皇后撰政五年春三月条

新羅の王、汗禮斯伐・毛麻利叱智・富羅母智等を遣して朝貢る。仍りて先の質微叱許智伐早を返したまはむといふ情有り。是を以て、許智伐早に逃へて、給かして日さしむらく、「使者汗禮斯伐・毛麻利叱智等、臣に告げて曰へらく、『我が王、臣が久に還らざるに坐りて、悉に妻子を没めて 孥とせり』といへり。冀はくは<sup>ねが</sup>暹く本土に還りて、<sup>いつほりまこと</sup>虚實を知りて請さむ」とまうさしむ。皇太后、<sup>おほきさき</sup>則ち聽したまふ。因りて、葛城襲津彦を副へて遣す。共に對馬に到りて、鉦海の水門に宿る。時に<sup>すなは</sup>新羅の使者毛麻利叱智等、竊に船及び水手を分り、<sup>すなは</sup>微叱早岐を載せて、新羅に逃れしむ。乃ち<sup>すなは</sup>葛靈を造り、<sup>すなは</sup>微叱許智の床に置きて、詳りて病する者の爲にして、襲津彦に告げて曰はく、「<sup>すなは</sup>微叱許智、<sup>すなは</sup>忽に病みて死なむとす」といふ。襲津彦、人を使して病する者を看しむ。即ち欺かれたることを知

りて、新羅の使者三人を捉へて、檻中に納めて、火を以て焚き殺しつ。乃ち新羅に詣りて、蹈躡津に次りて、草羅城を抜きて還る。是の時の俘人等は、今の桑原・佐麿・高宮・忍海、凡て四の邑の漢人等が始祖なり。

### ②神功皇后摂政六十二年条

新羅朝ず。即年に、襲津彦を遣して新羅を撃たしむ。百濟記に云はく、壬午年に、新羅、貴國に奉らず。貴國、沙至比跪を遣して討たしむ。新羅人、美女二人を莊飾りて、津に迎え誘る。沙至比跪、其の美女を受けて、反りて加羅國を伐つ。加羅の國王己本早岐、及び兒百久至・阿首至・國沙利・伊羅麻酒・爾汶至等、其の人民を將て、百濟に來奔ぐ。百濟厚く遇ふ。加羅の國王の妹既殿至、大倭に向きて啓して云さく、「天皇、沙至比跪を遣して、新羅を討たしめたまふ。而るを新羅の美女を納りて、捨てて討たず。反りて我が國を滅す。兄弟・人民、皆爲流沈へぬ。憂へ思ふにえ任びず。故、以て來り啓す」とまうす。天皇、大きに怒りたまひて、即ち木羅斤資を遣して、兵衆を領みて加羅に來集ひて、其の社櫻を復したまふといふ。一に云はく、沙至比跪、天皇の怒を知りて、敢へて公に還らず。乃ち自ら竄伏る。其の妹、皇宮に幸ること有り。比跪、密に使人を遣して、天皇の怒解けぬるや不やを問はしむ。妹、乃ち夢に託けて言さく、「今夜の夢に沙至比跪を見たり」とまうす。天皇、大きに怒りて云はく、「比跪、何ぞ敢へて來る」とのたまふ。妹、皇言を以て報す。比跪、免れざることを知りて、石穴に入りて死ぬといふ。

### ③応神天皇十四年春二月条

百濟の王、縫衣工女を貢る。眞毛津と日ふ。是、今の來目衣縫の始祖なり。是歲、弓月君、百濟より來歸り。因りて奏して日さく、「臣、己が國の人夫百二十縣を領みて歸化く。然れども新羅人の拒くに因りて、皆加羅國に留れり」とまうす。爰に葛城襲津彦を遣して、弓月の人夫を加羅に召す。然れども三年經るまでに、襲津彦來ず。

### ④応神天皇十六年八月条

平群木菟宿禰・的戸田宿禰を加羅に遣す。仍りて精兵を授けて、詔して日さく、「襲津彦、久に還こず。必ず新羅の拒くに由りて滞れるならむ。汝等、急に往りて新羅を撃ちて、其の道路を抜け」とのたまふ。是に、木菟宿禰等、精兵を進めて、新羅の境に莅む。新羅の王、愕ぢて其の罪に服しぬ。乃ち弓月の人夫を率て、襲津彦と共に來り。

### ⑤仁徳天皇四十一年春三月条

紀角宿禰を百濟に遣して、始めて國郡の壇場を分ちて、具に郷土所出を録す。是の時に、百濟の王の族酒君、禮無し。是に由りて、紀角宿禰、百濟の王を訶ひ責む。時に百濟の王、悚りて、鐵の鎖を以て酒君を縛ひて、襲津彦に附けて進り上ぐ。爰に酒君來て、則ち石川錦織首許呂斯が家に逃げ匿る。則ち欺きて日さく、「天皇、既に臣が罪を赦したまひつ。故、汝に寄けて活はむ」といふ。久にありて、天皇、遂に其の罪を赦したまふ。

※『日本古典文学大系 67 日本書紀 上』から引用

これらの記事で葛城襲津彦は、度々朝鮮半島に渡って戦争をしている將軍として描かれている。その实在性については、②で引用されているように、『日本書紀』とは別の形で伝えられたと考えられる「百濟記」に『日本書紀』と一致する記述がみられることが重要であり、葛城襲津彦が5世紀を前後する時期に対外交渉、特に軍事面で活躍した實在の人物であるとの考えが通説化している（井上1956）。

そして、①に記された桑原と高宮という地名は、『和名類聚抄』に現在の御所市域にあたる葛上郡の郷名として挙げられ、佐麿・忍海についても現在の御所市近辺の地名に確認することができるため、葛城襲津彦の本拠が現在の御所市域にあったことはほぼ間違いない。襲津彦の娘で仁徳天皇の皇后となつた磐之姫命が、葛城の高宮に吾家があるという歌を詠んだことが『日本書紀』仁徳天皇三十年秋九月条に記されていることや、『古事記』孝元天皇段に記された建内宿禰の系譜に「葛城長江曾都毘古」という、

御所市「名柄」に通じる表記が認められることも大きな論拠といえる。

このように考えてくると、南葛城地域に築造された5世紀を前後する時期の大前方後円墳で、副葬品に甲冑類や朝鮮半島製と思われる船形陶質土器をもつ宮山古墳が、葛城襲津彦の葬られた墓である蓋然性は非常に高いものと判断できよう。

### エ 指定地の状況

#### (ア) 土地等の所有関係

史跡宮山古墳の指定地は、指定後の分筆などがあり現在は計18筆と区域内に包含する道路となっている(表3-2)。総面積13,886㎡の内、1筆3,570㎡が国有地、1筆2,023㎡が神社有地であることを除き、全てが民有地となっ

表3-2 宮山古墳 指定地一覧

NO	所在地	地番	地目	面積 (㎡)	所有者
1	御所市大字室	1322番	境内地	2,023.00	八幡神社
2	御所市大字室	1323番	境内地	3,570.00	文部省
3	御所市大字室	1335番1	山林	628.00	個人
4	御所市大字室	1335番2	山林	65.00	
5	御所市大字室	1336番	山林	793.00	個人
6	御所市大字室	1337番	山林	2,413.00	個人
7	御所市大字室	1338番	山林	2,697.00	個人
8	御所市大字室	1339番	山林	396.00	
9	御所市大字室	1342番	畑	267.00	個人
10	御所市大字室	1343番1	畑	147.00	個人
12	御所市大字室	1343番3	畑	13.00	
11	御所市大字室	1343番2	畑	135.00	個人
13	御所市大字室	1343番4	畑	25.00	
14	御所市大字室	1344番	山林	125.00	個人(5名)
15	御所市大字室	1345番	山林	264.00	個人
16	御所市大字室	1346番	山林	128.00	
17	御所市大字室	1353番	山林	39.00	
18	御所市大字室	1347番	山林	158.00	個人
19	以上区域内に包含する道路				
合計				13,886.00	

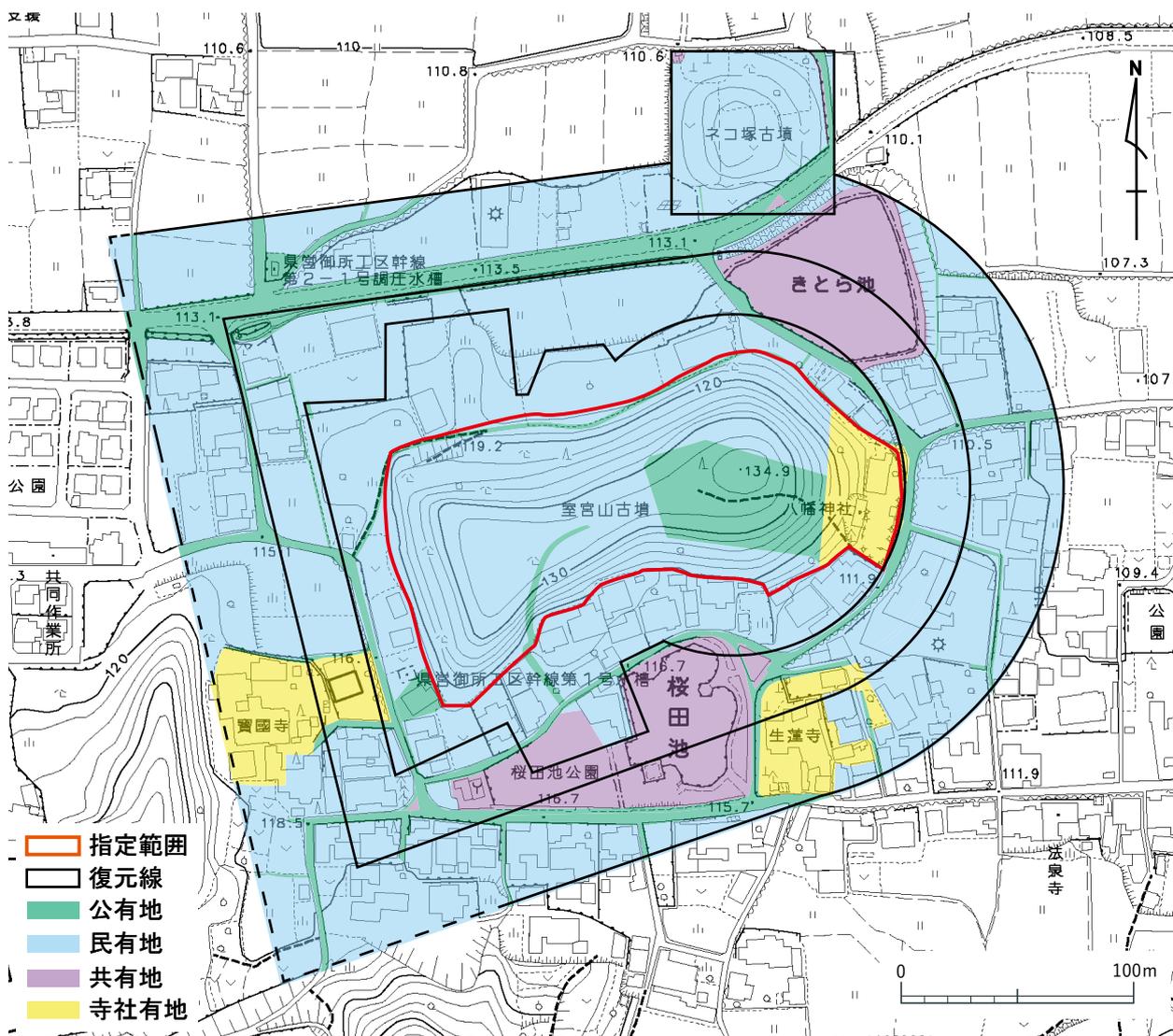


図3-11 宮山古墳 土地所有状況図

ている（図3-11）。

（イ）管理団体の指定

史跡指定後の大正11年5月23日に、御所市が史跡の管理団体に指定されている。

（ウ）公有化の経緯と進捗状況

宮山古墳指定地の公有化は、当初から国有地である1筆を除いて、今まで実施していない。

（エ）土地利用の状況

宮山古墳の史跡指定地内の土地利用状況は、後円部側がヒノキの植林を中心とする山林であり、前方部側は一部ヒノキが混じるものの、竹林を主体としている。指定地東端は地元集落の<sup>うじや</sup>氏社である八幡<sup>はちまん</sup>神社の境内として利用されており、その中に室区の集会所も存在する。指定地の中央やや南西には前方部頂へ至る里道が存在するが、現在はあまり利用されていないようである。（図3-12）。

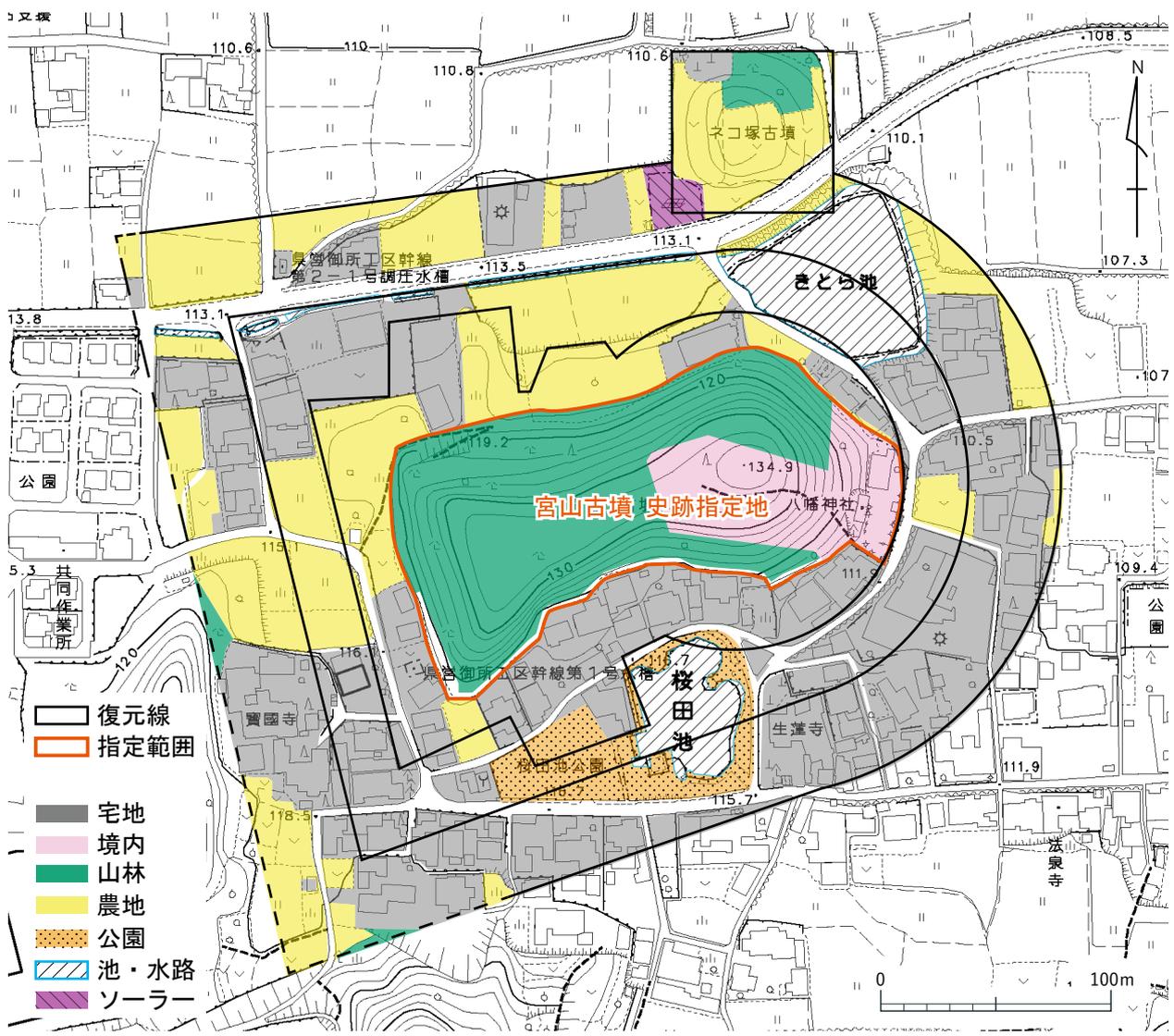


図3-12 宮山古墳 土地利用状況図

## 2 巨勢山古墳群

### (1) 指定に至る経緯（表3-3）

現在巨勢山古墳群と呼んでいる群集墳は、昭和40年代半ばを過ぎた頃に行われた友成誠司らの巨勢山丘陵全体の踏査によって把握されたものである。その踏査で当時において400基を超える古墳及び古墳状隆起が確認されるに至り、この成果は昭和47年に刊行された『奈良県遺跡地図』に収められた（奈良県立橿原考古学研究所編1972）。元々地元では巨勢山丘陵の中にあるいくつかの山頂それぞれに名称を付けており、鉢伏山や陣笠山などと呼ばれていたが、それら全体を包括して巨勢山古墳群という名称が付されたのもこの遺跡地図作成の頃のものである。

巨勢山古墳群が群集墳として把握される一方、地元業者による土砂採取や大型公共事業が丘陵の各所で行われ、この間に古墳の破壊が大きく進行した。発掘調査を経ずに破壊された古墳も多く、今後の保存に対処するための基礎資料の必要性から古墳群の実態把握が急務となり、昭和58年度には改めて詳細な分布調査が実施され、総数766基の古墳が数えられるようになった（田中1984）。

その後も運動公園や工業団地、ゴルフ場などの大規模開発に伴う発掘調査が実施され、丘陵北西部を中心とする土砂採取事業の活発化も加わり、平成2年度以降でも20基以上の古墳が発掘調査の後に消滅することとなった。

古墳の総数については、分布調査以後の発掘調査の進展によって多少の増減が認められるが、金剛葛城山系を間近に望むことができる丘陵の西側、及び、盆地を一望できる丘陵北側では、現状よりかなりの増加が見込まれる。このような実状から必ずしも実数を明らかにすることはできないが、増減を相殺しても、巨勢山古墳群が、700基を超えるわが国最大級の群集墳であることは間違いない。

このように700基ほどある古墳群中の約2割が消滅する中、古墳群保護の気運が高まり、平成12年に巨勢山丘陵を対象とした大規模な土砂採取事業計画が持ち上がったことを直接的なきっかけとして、これ以上の古墳群の破壊を食い止めるため史跡に指定して保存を目指すことになった。

そのため、平成13年度には史跡指定のための範囲内容確認調査として、丘陵頂部付近の支群559～562号墳の測量調査を実施し、発掘調査として、同所に隣接する前方後円墳563号墳・丘陵北西端部の室地区所在支群・條地区所在の條ウル神古墳の調査を行った。特に室地区所在支群では、新たに横穴式石室墳（772号墳）のほか、平安時代初期とみられる木炭木槨墓（巨勢山室古墳）などを検出した。また、條地区の條ウル神古墳では巨大石室の存在が明確になるなど、多大な成果をあげた。

これら調査によって、古墳群の学術的価値の大枠が解明されたことで、平成14年に史跡指定となった。なお、平成26年には、地籍図と現地形の照合に不備があった地点について追加指定を行っている。

表3-3 巨勢山古墳群 史跡指定に至る経緯とその後の経過

年度	時期	事項（ローマ数字は報告書番号に対応）	備考
昭和33年度	S33	県の288号墳（小殿1号墳）の発掘調査。	巨勢山古墳群における最初の発掘調査。この頃に285～288号墳の4基が破壊か。
昭和34年度	S34.10	県の287号墳（小殿2号墳）の発掘調査。	
昭和35年度	S35	全国遺跡地図作成に伴う県の分布調査。	巨勢山丘陵では17基しか示されていない。（小殿古墳は入っているが、破壊表記）
昭和47年度	S47	奈良県遺跡地図作成のための踏査。	巨勢山古墳群の古墳数が飛躍的に増加。この時点で、240・241・270～273・283～288・294・295・297・298・440～442・445～448号墳は全壊・消滅、239・274・280・318・444号墳は半壊と表記。
	S47.3～4	県の718・719号墳（稲宿2・3号墳）の発掘調査。	安楽寺本堂の改修に伴う寺域の拡張が契機。最終的に現状保存された。
昭和48年度	S48.7～10	県の境谷支群、394・431～434・436～439号墳の発掘調査（記録保存）。	民間の土砂採取に先立つ調査。概報の挿図中では、435・444・454・468号墳が消失扱いになっている。

昭和 57 年度	S57.5 ~ 10	市のミノヤマ支群、41 ~ 46・50 ~ 52・89・90 号墳の発掘調査（記録保存）。47 ~ 49 号墳は測量のみ。	国体ラグビー場建設に伴う調査。47 ~ 49 号墳は現地に保存。2 地点は古墳状隆起。概報挿図中では、63 ~ 66 号墳が消滅扱いになっている。
昭和 58 年度	S58.8 ~ 10	県のタケノクチ支群、71 号墳の発掘調査（記録保存）。	県道敷設に伴う調査。県道計画変更により 74 号墳は保存。
	S59.1 ~ 3	市の分布調査及び条池北・南古墳（641・640 号墳）の学術調査。	消滅したものも含め、全体で 707 基の古墳及び古墳状隆起を把握。
昭和 59 年度	S59.8 ~ 10	市の境谷 10 号墳（458 号墳）の発掘調査。調査時点で墳丘西半が破壊されていた。調査後、古墳は保存。	自然崩落の危険性があったため、国庫・県費補助事業の範囲確認調査として実施。報告挿図中では、457・461 ~ 464 号墳まで大きな削平の表現あり。
昭和 59 年度 ~ 60 年度	S60.1 ~ 8	市の 321 ~ 324・769 号墳の調査。（記録保存の予定であったが、最終的に現地保存、II）。	みどり台開発に伴う 1 次調査。報告挿図中では、256・257・261 ~ 263 号墳まで削平の表現あり。71・244 ~ 253・269 号墳が消滅扱い。
昭和 60 年度	S61.2 ~ 3	市の 243 号墳の発掘調査（II）。	みどり台開発に伴う 2 次調査。調査を経ず栗阪墓地周辺の土砂採取が進行。
昭和 62 年度	S62.8 ~ S63.3	市の 282・283・289 ~ 292・767 号墳の発掘調査（記録保存）。	工業団地開発に伴う発掘調査。261 号墳は現状保存と表記。現説資料に記載がないが、257 号墳も調査された模様。昭和 62 年 11 月 23 日に現地説明会を開催。
昭和 62 年度 ~ 平成 3 年度	S63.3.28 ~ H3.9.12	市の 21・22・29 ~ 32・53・145 ~ 147・149・150・153 ~ 156・194・197・202・565・768 号墳の発掘調査（記録保存）。	ゴルフ場開発に伴う発掘調査。平成元年 4 月 2 日と平成 2 年 9 月 24 日に現地説明会開催。202 号墳の横口式石櫛の石材は、ゴルフ場進入路のトンネル上に移築し保存。
平成元年度	H2.1 ~ 3	県の 744・745 号墳（戸毛向井 7・6 号墳）の発掘調査（記録保存）。	国道 309 号線バイパス工事に伴う調査。
平成 2 年度	H2.4	市の 449 号墳の発掘調査（III）。	民間の土砂採取に伴う調査。半壊で残存か。報告書挿図では、378 ~ 382・384 ~ 388・422・425 号墳が消滅表記。
平成 5 年度	H5.9 ~ H6.1	市の 74・75 号墳の発掘調査（IV）。最終的に消滅。	自然崩落の危険性があったため、国庫・県費補助事業の範囲確認調査として実施。
平成 7 年度 ~ 8 年度	H7.12 ~ H8.1	市の 373・374 号墳の発掘調査（記録保存、III）。	民間の土砂採取に伴う調査。
平成 8 年度	H8.4 ~ 9	市の 414 ~ 419・770 号墳の調査（記録保存、III）。	民間の土砂採取に伴う調査。
	H8.11 ~ H9.3	市の 420・421・771 号墳の調査（記録保存、III）。	民間の土砂採取に伴う調査。
平成 9 年度	H9.10 ~ H10.3	市の 371・407・408 号墳の発掘調査（記録保存、V）。	民間の土砂採取に伴う調査。
平成 10 年度	H10.10 ~ 12	市の 409 号墳の発掘調査（記録保存、V）。	民間の土砂採取に伴う調査。
平成 11 年度	H11.8 ~ 10	市の 428 ~ 430 号墳の発掘調査（記録保存、III）。	民間の土砂採取に伴う調査。
平成 13 年度 ~ 14 年度	H13.6 ~ H14.7	市の 456 ~ 466 号墳の発掘調査（記録保存、VI）。	民間の土砂採取に伴う調査。
	H13.8.6 ~ H14.3.29	市の 559 号墳 ~ 562 号墳の測量調査および 471 ~ 473 号墳、563 号墳、772 号墳、條ウル神古墳・室古墳の発掘調査。	史跡指定を目指した範囲確認調査。平成 14 年 3 月 23・24 日に現地説明会を開催。
平成 14 年度	H14.12.19	史跡指定。	
平成 22 年度	H22.8	市の 773 号墳の発掘調査（記録保存、VII）。	京奈和自動車道建設に伴う緊急調査。
平成 23 年度	H23.10.8	ゴルフ場による史跡指定地内古墳毀損事件。	ゴルフ場の打球練習場拡幅によって史跡指定地内の古墳が毀損。
平成 25 年度	H25.5.10	ゴルフ場毀損箇所の復旧完了。	復旧工事に併せて、ゴルフ場敷地内に史跡巨勢山古墳群の解説板を設置。
平成 26 年度	H26.10.6	史跡追加指定。	
平成 30 年度	H31.2 ~ 3	市の 281 号墳の発掘調査（記録保存、VIII）。	市の健康増進施設建設に伴う調査。

(2) 指定の状況

ア 指定告示

文部科学省告示第 202 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成 14 年 12 月 19 日

文部科学大臣 遠山敦子

名称	所在地	地域
巨勢山古墳群	奈良県御所市大字室	808 番 1、809 番、810 番、811 番、812 番、813 番、814 番、815 番、816 番、818 番 1、818 番 2、819 番、820 番、821 番、822 番、823 番、824 番、825 番、826 番、827 番、832 番、833 番、834 番、835 番、836 番、837 番、838 番、839 番、845 番、846 番、847 番、848 番、849 番、850 番、851 番、852 番 1、852 番 2、853 番、854 番、855 番、856 番、857 番 1、858 番、859 番、860 番、861 番、862 番、863 番、864 番、865 番、866 番、867 番、868 番、869 番、870 番、871 番、872 番、873 番、874 番、875 番、876 番、877 番、878 番、879 番 1、879 番 3、880 番、881 番、961 番、962 番、963 番、964 番、965 番 1、966 番、967 番、974 番、977 番、978 番、979 番、980 番、981 番、982 番、983 番、984 番、985 番、1017 番、1018 番、1022 番、1023 番、1024 番、1025 番、1029 番、1047 番、1067 番、1068 番、1069 番 1、1069 番 2、1069 番 3、1069 番 4、1081 番、1082 番、1083 番、1084 番、1087 番、1093 番、1094 番、1095 番、1096 番、1096 番 1、1096 番 2、1097 番、1098 番、1099 番、1100 番、1101 番、1102 番・1103 番・1104 番合併、1105 番、1106 番 1、1106 番 2、1107 番、1108 番のうち実測 17,699 平方メートル、1109 番、1110 番 1、1110 番 2、1111 番 1、1111 番 2、1112 番、1172 番、1174 番、1175 番、1176 番 1、1176 番 2、1176 番 3、1392 番、1393 番、1394 番、1398 番
	同 大字城山台	90 番 16、90 番 17、90 番 25
	同 大字西寺田	540 番、541 番、542 番、543 番、544 番、545 番、546 番、547 番、548 番、549 番、550 番、551 番、552 番、553 番、554 番、555 番、562 番、563 番 1、563 番 2、563 番 3、564 番 2、565 番 1、566 番 1、567 番 1
	同 大字條	544 番、556 番 2、557 番、558 番、559 番、571 番、572 番、575 番
	同 大字多田	577 番、578 番
	同 大字朝町	1424 番 1、1424 番 2、1424 番 3、1424 番 4 のうち実測 7,131.40 平方メートル、1520 番 1 のうち実測 11,328.54 平方メートル、1520 番 2 のうち実測 13,591.28 平方メートル、1520 番 3 のうち実測 5,817.79 平方メートル、1520 番 5 のうち実測 3,438.80 平方メートル、1520 番 6 のうち実測 1,377.65 平方メートル、1520 番 7 のうち実測 602.94 平方メートル、1524 番 2 のうち実測 31,025.40 平方メートル、1525 番 1、1525 番 2 のうち実測 19,874.73 平方メートル、1527 番 2 のうち実測 7,993.23 平方メートル、1527 番 6 のうち実測 1,404.68 平方メートル、1531 番 13、1531 番 14 のうち実測 30,586.70 平方メートル、1532 番 2
		右の地域に介在する道路敷及び水路敷、奈良県御所市大字室 1106 番 2 と同 1108 番に挟まれる道路敷を含む。
		備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を奈良県教育委員会及び御所市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

文部科学省告示第 142 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 26 年 10 月 6 日

文部科学大臣 下村博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
巨勢山古墳群	平成 14 年文部科学省告示第 202 号	奈良県御所市大字條	525 番、531 番、532 番、533 番

## イ 指定説明文とその範囲

### (ア) 指定説明文

こせやまこふんぐん  
巨勢山古墳群

奈良県御所市

巨勢山古墳群は、奈良盆地の南部、巨勢山丘陵を中心とした東西 3.3 キロメートル、南北 3.5 キロメートルの範囲に分布する、5 世紀中ごろから 7 世紀中ごろに築造された約 700 基を数える大規模な群集墳である。山塊から派生する尾根上に、10 基程度からなる支群が多数展開している。大半は直径約 10 メートルから 20 メートル程度の小規模な円墳であるが、全長 40 メートル前後の前方後円墳 4 基や、直径 30 メートル程度の円墳、一辺 10 メートルから 20 メートルほどの方墳も確認している。

土取り等の開発の進行に伴って古墳群の破壊が進んだため、昭和 49 年度以降、奈良県立橿原考古学研究所と御所市教育委員会が、丘陵の西部、南部の支群を中心にして約 90 基の古墳の調査を行った。また、昭和 58 年には詳細な分布調査を実施している。

本古墳群は大規模な群集墳であり、支群ごとに埋葬施設、副葬品に特徴がある。丘陵最高部に所在する支群の前方後円墳である 563 号墳は 6 世紀中ごろの築造で、主体部は木棺直葬である。葺き石、埴輪等の施設は認められず、副葬品は概して少ない。また、北西部の室地区では、前方後円墳 1 基を確認し、これは 5 世紀後半の築造である。主体部は木棺直葬とみられる。隣接する円墳は横穴式石室を持ち、6 世紀後半の築造である。丘陵西部に所在する 323 号墳は横口式石槨を主体部とする方墳で、7 世紀前半の築造である。なお、開発に伴って調査を行った丘陵北西部の境谷支群では、5 世紀中ごろから 6 世紀前半までの木棺直葬の埋葬施設とともに、6 世紀前半に築造された横穴式石室を確認しており、これは奈良盆地でも初期の例である。

副葬品は、これまでに武器、馬具、装飾品、土器などが出土したが、金銅製歩揺付飾金具、鉄製鍛冶具、ミニチュア竈セットが特筆され、紀ノ川流域や朝鮮半島との関係もうかがわれる。

巨勢山古墳群は、いくつもの支群によって構成される大規模な群集墳であり、指定予定地内には、約 300 基の古墳が所在する。各支群は特徴的な埋葬施設や副葬品を持っており、前方後円墳は、5 世紀にこの地域に勢力を張った葛城氏の末裔が営んだものとも考えられるが、その他の古墳は、埋葬施設、副葬品の多様さが示すように、多様な集団が築造したことが推定され、その背景には、強力な勢力の存在も想定できる。このように、本古墳群は当時の政治動向を示すとともに、奈良盆地南部の古墳時代中期から後期における集団の動向を探る上で重要である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

※『月刊文化財』（473 号：平成 15 年 2 月 1 日発行）から引用

### (イ) 史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、上記の地域（地番等）であり、図面上で示すと概ね図 3 - 13・14 のようになる。

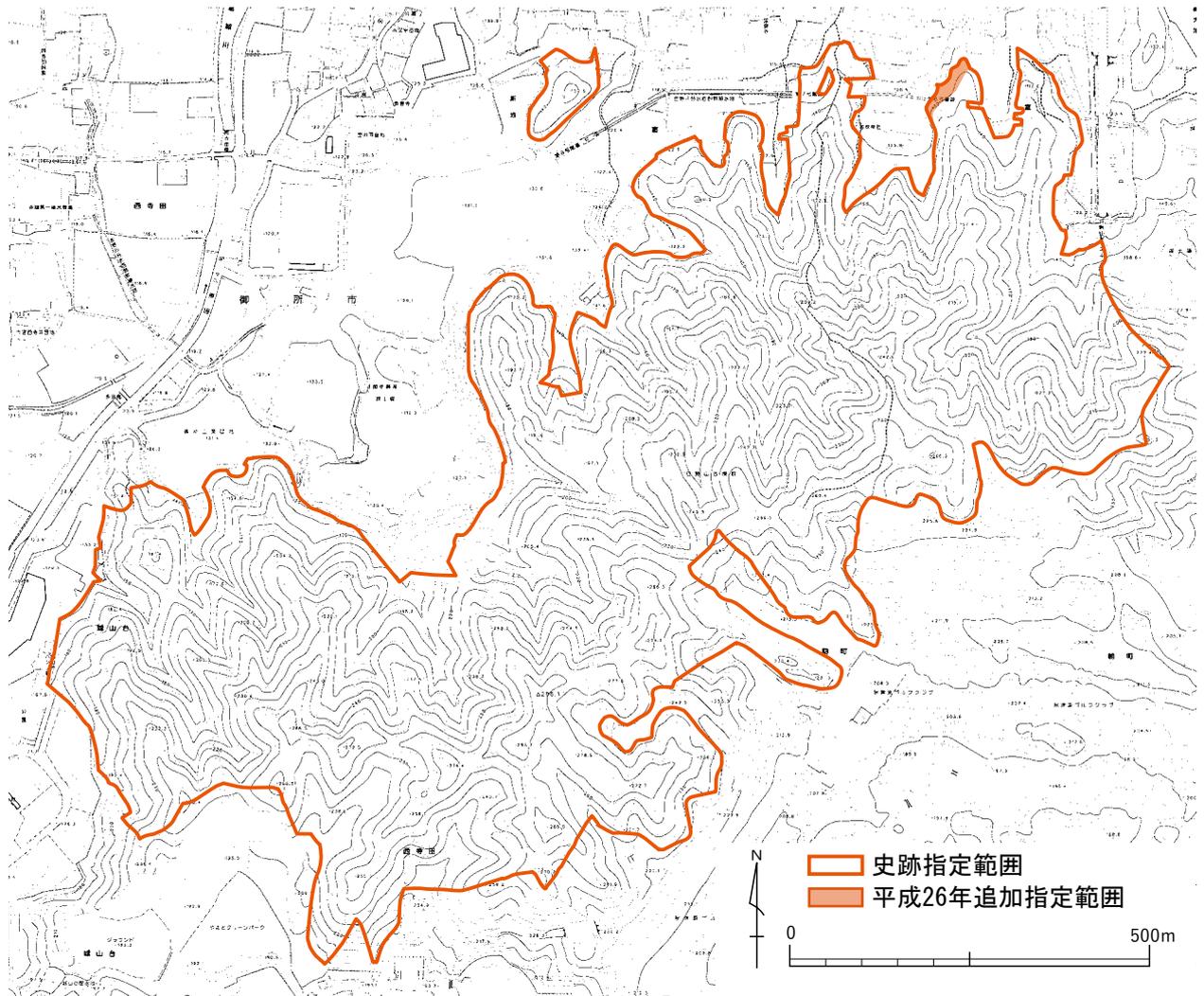


図3-13 巨勢山古墳群 史跡指定範囲図

## ウ 調査結果

### (ア) 指定に先立つ調査

発掘調査は、昭和33・34年(1958・1959)に古墳群南西部の<sup>おどの</sup>小殿で、国道24号開発に伴い287・288号墳の2基の古墳で実施されたことを端緒とする。当時はまだ巨勢山古墳群という大群集墳として認識されていなかったため、前者を小殿2号墳、後者を小殿1号墳と呼称していた(網干1960)。

昭和47年(1972)には、奈良県遺跡地図作成に伴う分布調査によって巨勢山古墳群の大きさが徐々に明らかとなり、同年に718・719号墳(稲宿2・3号墳)の2基(山田1976)、昭和48年(1973)には境谷支群の394・431～434・436～439号墳の9基が奈良県によって発掘調査され(久野・中井1974)、古墳群の一端が明らかとなった。

続いて昭和57年(1982)には、国体ラグビー場建設に伴い41～46号墳、50～52号墳、89・90号墳の11基の古墳(ミノヤマ支群)の調査が実施された(千賀・田中1983)。また、翌年の昭和58年には、71号墳(タケノクチ支群)についてもラグビー場に通じる県道敷設工事に伴い発掘調査が行われた(田中1984a)。

昭和58年(1983)度には、さらに詳細な分布調査が実施され、当時で計707基の大群集墳であることが示された。そして、石棺の存在が著名であった640号墳(条池南古墳<sup>じょういけみなみ</sup>)や隣接する641号墳(条池北古墳<sup>じょういけきた</sup>)について保存を目的とした発掘調査がなされた(田中1984b)。保存を目的とする調査は昭和59年(1984)にも継続され、458号墳(境谷10号墳)の調査では、弥生時代後期の高地性集落である巨勢山境谷遺跡の存在が明らかになるなどの成果が得られた(藤田1985)。

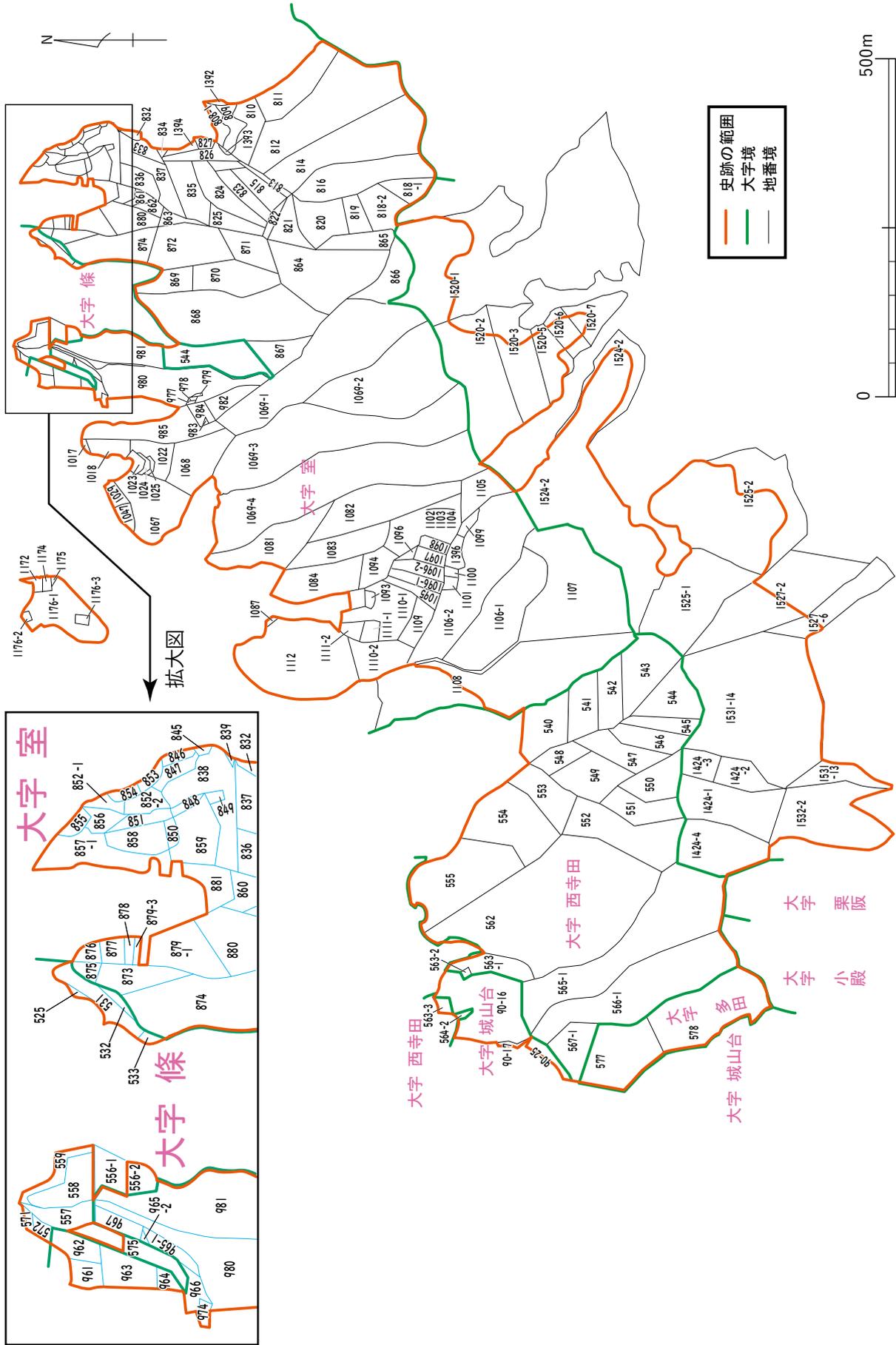


图 3 - 14 巨勢山古墳群 史跡指定範囲地番図

昭和 60 年 (1985) 以降、市の活性化を図る目的で巨勢山丘陵の開発が盛んに行われた。市と民間の共同事業で進められた「みどり台総合開発」事業では、まず 321 ~ 324・769 号墳の発掘調査が行われ、323 号墳 (写真 3 - 11・12、図 3 - 15) が遺存状態の良好な横口式石槨<sup>よこぐちしきせつかく</sup>である事が確認されるなどの成果が得られたため、これらについては現状保存されることとなった。なお、昭和 61 年 (1986) には、同じくみどり台総合開発事業の一環として、243 号墳の調査が行われている (藤田編 1987)。

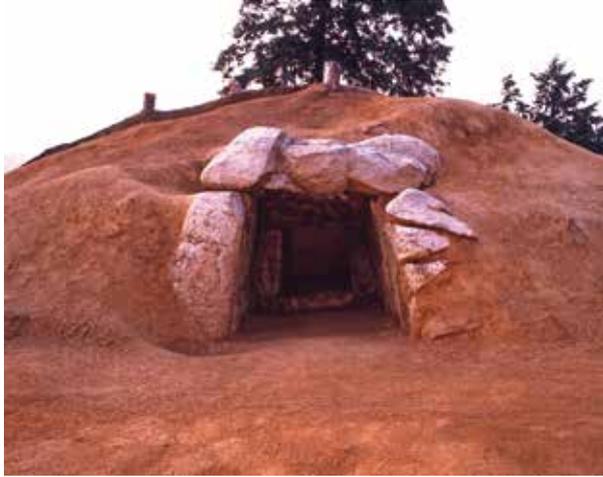


写真 3 - 11 巨勢山 323 号墳 横口式石槨

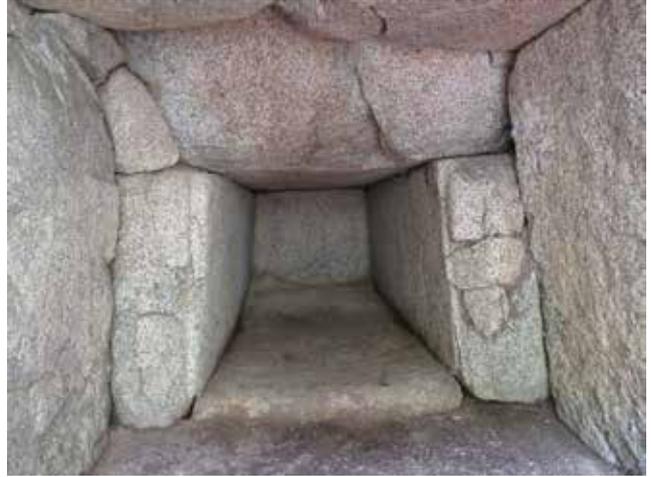


写真 3 - 12 巨勢山 323 号墳 横口式石槨奥室

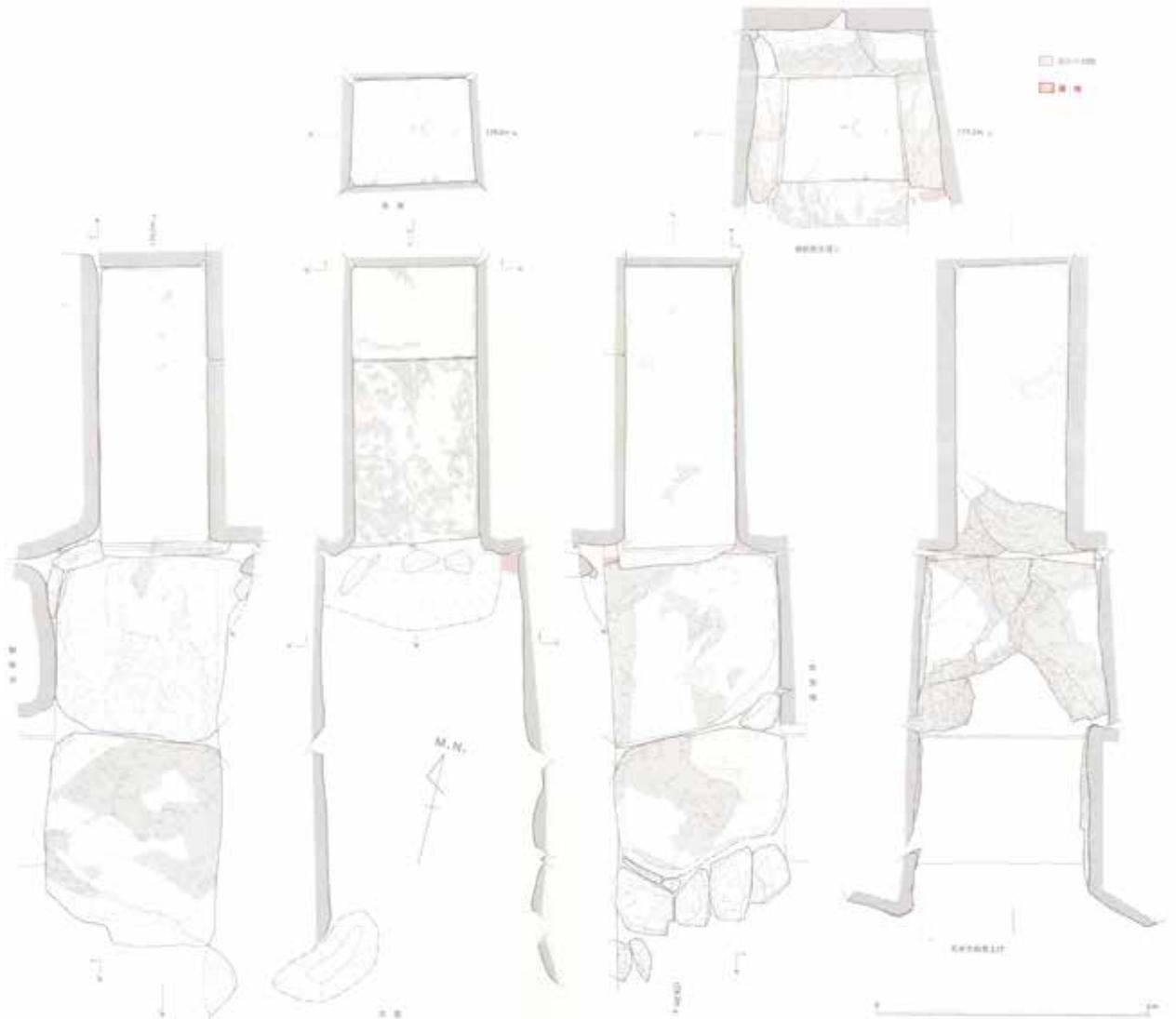


図 3 - 15 巨勢山 323 号墳 横口式石槨実測図

昭和 62 年 (1987) の工業団地開発では、257、282、283、289 ～ 292、767 号墳が記録保存となった (御所市教育委員会 1987)。

昭和 63 年 (1988) ～平成 3 年 (1991) に行われたゴルフ場建設に伴う事前調査では、21・22・29 ～ 32・53・145 ～ 147・149・150・153 ～ 156・194・197・202・565・768 号墳の 21 基が記録保存となった。弥生時代の高地性集落としては、155 号墳の北から 155 号墳にかけて巨勢山中谷遺跡、192 地点では巨勢山八伏遺跡を検出している。歴史時代の遺構としては、150 号墳北側から 157・158 号墳にかけての道状遺構があり、木棺直葬墓や土坑を 15 基検出している (御所市教育委員会 1990)。

土砂採取地においても、平成 2 年 (1990) の 449 号墳、平成 5 年 (1993) に 74・75 号墳 (写真 3 - 13)、平成 7 年 (1995) に 373・374 号墳、平成 8 年 (1996) に 414 ～ 421、770・771 号墳、平成 9 年 (1997) に 371・407・408 号墳 (写真 3 - 14)、平成 10 年 (1998) に 409 号墳、平成 13 年 (2001) に 456 ～ 466 号墳の調査を実施した (木許・藤田編 2002、藤田編 2002、木許 2005、木許編 2007)。また、平成 2 年には、国道 309 号バイパス建設に伴って、奈良県によって 744・745 号墳 (戸毛向井 7・6 号墳) が調査されている (入倉 1990)。

こうして総数 700 基を超える古墳群のうち 2 割程度が消滅する中、古墳群保護の気運が高まり、平成 13 年 (2001) 度には史跡指定を目指した範囲確認調査を行った。559 ～ 562 号墳の測量調査のほかに、471 ～ 473・563 (写真 3 - 15、図 3 - 15)・772 号墳の発掘調査を行い、471 号墳が前方後円墳であることが新たに判明した (図 3 - 16)。また、この調査で條ウル神古墳の巨大な石室・石棺を再確認した (御所市教育委員会 2002)。

以上の成果によって、古墳群の学術的価値の大枠が解明されたことで、平成 14 年に史跡指定となった。

#### (イ) 指定後に行われた調査

指定地外ではあるものの、平成 22 年 (2010) の京奈和自動車道工事により横穴式石室墳である 773 号墳が不時発見された。緊急調査ではあったものの、追葬の遺存状況が良好であり、石室の構造や出土遺物から渡来系要素の強さが窺われた (奥田編 2015、写真 3 - 16)。

また 281 号墳についても、平成 31 年 (2019) 度に御所市による健康増進スポーツ施設の建設に先立って発掘調査が行われ、記録保存されるに至っている (金澤 2020)。

以下、表 3 - 4 に指定地外も含んだ巨勢山古墳群の一覧を示す。



写真 3 - 13 巨勢山 75 号墳出土馬具一式



写真3-14 巨勢山408号墳 ミニチュア炊飯具出土状況



写真3-15 巨勢山563号墳 埋葬施設

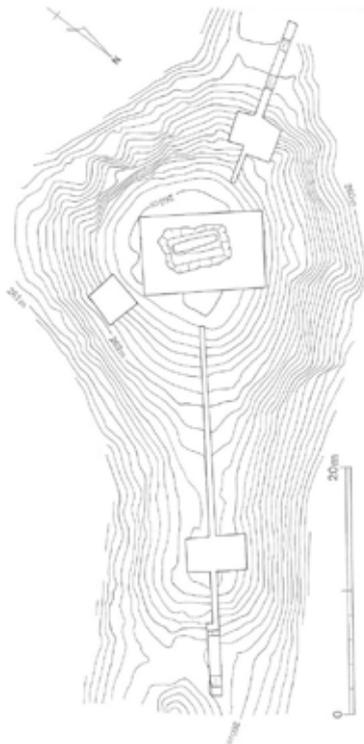


図3-15 巨勢山563号墳 墳丘測量図



図3-16 巨勢山471号墳 墳丘測量図



写真3-16 巨勢山773号墳 奥壁遺物出土状況

表3-4 巨勢山古墳群 一覧表

古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
004		16D-0716	朝町三ノ谷	円墳	9				完存	木棺直葬
005		16D-0540	朝町三ノ谷	円墳	9				完存	木棺直葬
009		16D-0149	朝町中谷	円墳					消滅	
012		16D-0542	朝町ミノ山	円墳?	9				部分破壊	木棺直葬?
013		16D-0543	朝町ミノ山	円墳?	10×8				部分破壊 流出著しい	木棺直葬?
014		16D-0148	朝町ミノ山	円墳	10				部分破壊	木棺直葬
015		16D-0547	朝町ミノ山	円墳	6				ほぼ全壊	木棺直葬?
016		16D-0548	朝町ミノ山	円墳	6				ほぼ全壊	木棺直葬?
017		16D-0549	朝町ミノ山	円墳	6				ほぼ完存	木棺直葬
018		16D-0544	朝町ミノ山	円墳	6×4				部分破壊 流出著しい	木棺直葬
019		16D-0545	朝町ミノ山	円墳	8×6				完存	木棺直葬
020		16D-0546	朝町ミノ山	円墳	8×5				全壊 流出著しい	木棺直葬
021		16D-0142	朝町ミノ山	円墳	18×16	○			消滅 記録保存	木棺直葬3 (初葬・第2主体部：舟形、第3主体部：箱形)
022		16D-0141	朝町ミノ山	円墳	15.5×14	○			消滅 記録保存	横穴式石室(右片袖式)、 緑泥片岩製石棺(赤色 顔料付着)
023		16D-0649	朝町ミノ山	円墳?	6				部分破壊	木棺直葬?
024		16D-0134	朝町ミノ山	円墳	7				部分破壊	木棺直葬
025		16D-0133	朝町ミノ山	円墳	13				部分破壊	木棺直葬
026		16D-0132	朝町ミノ山	円墳	9				部分破壊	木棺直葬?
027		16D-0650	朝町ミノ山	円墳?	9				部分破壊	木棺直葬?
028		16D-0131	朝町ミノ山	円墳	22				完存	横穴式石室?
029		16D-0140	朝町ミノ山	円墳	14×9	○			記録保存	木棺直葬(割竹形)
030		16D-0139	朝町ミノ山	円墳	15.5×12.5	○			記録保存	木棺直葬(舟形)
031		16D-0138	朝町ミノ山	円墳	9×8.5	○			記録保存	木棺直葬(舟形)
032		16D-0655	朝町ミノ山	-	-	○			現状保存	木棺直葬(箱形) 木棺南小口隅のみ棺と 墓坑の間に石材
033		16D-0137	朝町ミノ山	円墳	12				完存	木棺直葬?
034		16D-0136	朝町ミノ山	円墳	15				完存	横穴式石室?
035		16D-0135	朝町ミノ山	円墳	10				ほぼ完存	木棺直葬
036		16D-0656	朝町ミノ山	円墳?	7				-	木棺直葬?
039		16D-0653	朝町ミノ山	円墳	7				完存	木棺直葬?
040		16D-0654	朝町ミノ山	円墳	4				完存	木棺直葬?
041	ミノヤマ1号墳	16D-0129	朝町ミノ山	円墳	11×8	○			消滅 記録保存	木棺直葬?
042	ミノヤマ2号墳	16D-0128	朝町ミノ山	円墳	15×8	○			消滅 記録保存	木棺直葬2 (東棺：劔拔式、西棺： 箱形)

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			昭和48すでに消滅。
			古墳	13・15			
			古墳	13・15・17			墳丘上ボーリング、枯松。
盗掘坑			古墳	13・15			
			古墳	13・15・17			農道により切断。
			古墳	13・15・17			
			古墳	13・15・17			
			古墳	13・15・17			
			古墳	13・15・17			高さ1m。
			古墳	13・15・17			
盗掘坑		初葬：長頸鍬、(盗掘坑内)須恵、 鹿角製鞆尻 第2主体部：須恵 第3主体部：須恵、土師	6C 中葉 ～7C 初頭	13・21	○		主体部1：TK10。 主体部2：TK43。 主体部3：TK209。 境界杭。
石材拔取痕 (4×6.5×1.5)、 盗掘坑	西	袖部：土師 盗掘坑・流出土内：須恵、土師、耳 環(2対)、銀製指輪、鉄鍬、鉄鎌、 ガラス玉	6C 後葉 ～7C 初頭	13・21	○		玄門部に榫。 TK43～TK209に初葬と追葬。
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
盗掘坑			古墳	13・15			
盗掘坑			古墳	13・15			
盗掘坑			古墳	13・15			市境界杭。
			古墳	13・15			コンクリート杭。
盗掘坑2			6C	13・21	○		南側周溝は、30号墳の周溝に切ら れる。 主体部(東端)上面に奈良時代(8C 中葉)の土壇墓。
石材拔取痕		棺内：須恵、鉄鍬 棺外別区：須恵	6C 中葉	13・21	○		墳丘南側はS1(768号墳)の周溝 に切られている。TK10。 文献36には、他に主体部1として 舟形木棺の東側に盗掘坑と遺物を 検出しない割竹形木棺直葬があり 2棺並列として企画と記載。
盗掘坑		須恵、土師、鉄釘、ガラス小玉	6C 代	13・21	○		周溝最大幅2.0m。排水溝あり。
		棺内北側：銀釧、鉄釧、ガラス玉	古墳・後	13・15・21	○		埋め戻して現状保存予定と記載。 (図面・終了報告はX-3号墳)
			古墳	13・15			
盗掘坑			古墳	13・15			杭。
盗掘坑			古墳	13・15			TVアンテナ。
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
主体部流出		鉄刀子	古墳・後	11・13・15	○		
		須恵、馬具(環状鏡板付轡、木心鉄 板張壺鐙)、鏡、埋木製棗玉、銀環、 耳環、鉄刀、金銅製歩揺付装身具、 鉄鍬、金銅製胡籙金具、ガラス・銀・ 土各玉、鹿角柄付刀子、人骨	6C 中・ 後葉	11・13・15	○		西棺：6C中葉、棺台(人頭大石4 個)。東棺：6C後葉、2体の人骨(30 代男性、頭骨に赤色顔料、首に埋 木製棗玉と銀製空玉を交互に連ね た首飾、両肩から胸にかけて円形 歩揺付長方形透彫金銅板。人骨の 北側に金環とガラス小玉の耳飾を もつもう一体。)金銅製歩揺付飾金 具は、佐賀県関行丸古墳例に近く、 舶載品か？

古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
043	ミノヤマ3号墳	16D-0127	朝町ミノ山	円墳	8×7				消滅 記録保存	木棺直葬(割竹形)(ベンガラ)
044	ミノヤマ4号墳	16D-0126	朝町ミノ山	円墳	16×10	○			消滅 記録保存	木棺直葬(箱形)(ベンガラ)
045	ミノヤマ5号墳	16D-0532	朝町ミノ山	円墳	9.6	○			消滅 記録保存	小横穴式石室 榛原石の箱式石棺?
047	ミノヤマ7号墳	16D-0125	朝町ミノ山	円墳	15	○			消滅?	横穴式石室
048	ミノヤマ8号墳	16D-0124	朝町ミノ山	円墳	20				消滅?	木棺直葬?
049	ミノヤマ9号墳	16D-0123	朝町ミノ山	円墳	15×10				消滅?	木棺直葬?
050	ミノヤマ10号墳	16D-0534	朝町ミノ山	円墳	15×10	○			消滅 記録保存	木棺直葬(箱形)(ベンガラ)
052	ミノヤマ12号墳	16D-0536	朝町ミノ山	円墳	15×10	○			消滅 記録保存	横穴式石室
053		16D-0531	朝町ミノ山	円墳	17.2×13.9	○			消滅 記録保存	木棺直葬(舟形)
054		16D-0130	朝町ミノ山	円墳	18				完存	木棺直葬?
055		16D-0644	朝町ミノ山	方墳	8				ほぼ完存	木棺直葬
056		16D-0110	栗阪竹ノ口	円墳	12				消滅	
057		16D-0109	栗阪竹ノ口	円墳	13				消滅	
058		16D-0108	栗阪竹ノ口	円墳	13				消滅	
059		16D-0107	栗阪竹ノ口	円墳	12				消滅	
060		16D-0106	栗阪竹ノ口	円墳	15				-	
061		16D-0105	栗阪竹ノ口	円墳	10				消滅	
062		16D-0104	栗阪竹ノ口	円墳	11				消滅	
063		16D-0103	栗阪竹ノ口	円墳	10				消滅	
064		16D-0102	栗阪タケノ口	円墳	11				消滅	
065		16D-0101	栗阪タケノ口	円墳	10				消滅	
066		16D-0100	栗阪タケノ口	円墳	13				消滅	
067		16D-0099	栗阪タケノ口	円墳	11				消滅	
068		16D-0098	栗阪タケノ口	円墳	8				消滅	
069		16D-0097	栗阪タケノ口	円墳	8.5				消滅	
070		16D-0096	栗阪タケノ口	円墳	10				消滅	
071		16D-0095	栗阪タケノ口	円墳	15×13.5				消滅 記録保存	横穴式石室(右片袖式)
072		16D-0612	栗阪タケノ口	円墳					消滅	横穴式石室
073		16D-0094	栗阪タケノ口	円墳	15				完存?	木棺直葬
074		16D-0093	栗阪タケノ口	方墳	16				消滅 記録保存	木棺直葬(舟形)
075		16D-0092	栗阪タケノ口	円墳	11				消滅 記録保存	横穴式石室(右片袖式) 箱形木棺。
076		16D-0275	西寺田殿山	円墳	15				完存	横穴式石室?
077		16D-0621	朝町ミノ山	円墳?	7				完存	木棺直葬?
078		16D-0115	朝町ミノ山	円墳	15				完存	横穴式石室?
079		16D-0116	朝町ミノ山	円墳	14				完存	木棺直葬?
080		16D-0117	朝町ミノ山	円墳	15				完存	横穴式石室
081		16D-0622	朝町ミノ山	円墳?	8				完存	木棺直葬?
082		16D-0118	朝町ミノ山	円墳	16				完存	横穴式石室?



古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
083		16D-0623	朝町ミノ山	円墳?	8				-	木棺直葬?
084		16D-0119	朝町ミノ山	円墳	10				完存	木棺直葬?
085		16D-0624	朝町ミノ山	円墳?	8				半壊	木棺直葬?
086		16D-0120	朝町ミノ山	円墳	7				半壊	木棺直葬?
087		16D-0625	朝町ミノ山	円墳	12.5				-	木棺直葬?
088		16D-0626	朝町ミノ山	円墳	10				-	木棺直葬?
089	ミノヤマ 13号墳	16D-0121	朝町ミノ山	円墳	10×7				消滅 記録保存	木棺直葬2(箱形2)
090	ミノヤマ 14号墳	16D-0122	朝町ミノ山	円墳	10				消滅 記録保存	木棺直葬2?(西:箱形)
091		16D-0114	西寺田殿山	円墳	11				完存	木棺直葬?
092		16D-0596	西寺田墓谷・朝町ミノ山	円墳?	7				部分破壊	木棺直葬?
093		16D-0598	朝町ミノ山	円墳?	14				-	木棺直葬?
094		16D-0599	朝町ミノ山	円墳?	8				-	木棺直葬?
095		16D-0600	朝町ミノ山	-					-	
096		16D-0161	西寺田殿山	円墳	16				完存	横穴式石室?
097		16D-0160	朝町ミノ山	円墳	18	○			完存	木棺直葬
098		16D-0638	西寺田殿山・朝町ミノ山	円墳?	9				完存	木棺直葬
099		16D-0639	朝町ミノ山	円墳	9				完存	木棺直葬
100		16D-0147	朝町ミノ山	円墳	15				-	木棺直葬
101		16D-0640	朝町ミノ山	円墳	10				完存	木棺直葬
102		16D-0146	朝町ミノ山	方墳	20				完存	木棺直葬
103		16D-0641	朝町ミノ山	円墳?	7				-	木棺直葬
104		16D-0642	朝町ミノ山	円墳?	6				-	木棺直葬
105		16D-0145	朝町ミノ山	円墳	16				完存	木棺直葬
107		16D-0143	朝町ミノ山	円墳	8				完存	木棺直葬
108		16D-0643	朝町ミノ山	円墳	8				部分破壊	横穴式石室?
109		16D-0144	朝町ミノ山	円墳?	8				-	木棺直葬?
110		16D-0645	朝町ミノ山	円墳	12				部分破壊	横穴式石室
111		16D-0646	朝町ミノ山	円墳	14				部分破壊	横穴式石室
112		16D-0647	朝町ミノ山	円墳?					-	木棺直葬?
113		16D-0162	西寺田殿山・朝町中谷	円墳	15	○			完存	横穴式石室
114		16D-0163	西寺田殿山	円墳	12				完存	木棺直葬?
115		16D-0637	室城谷	円墳?	9				完存	木棺直葬
116		16D-0159	朝町中谷	円墳	11				完存	横穴式石室
117		16D-0158	朝町中谷	円墳	12.5				完存	木棺直葬
118		16D-0157	朝町中谷	円墳	14				完存	木棺直葬
119		16D-0156	朝町中谷	方墳	8.5	○			完存	木棺直葬
120		16D-0691	朝町中谷	円墳	9				完存	
121		16D-0155	朝町中谷	方墳?	10	○			完存	木棺直葬
122		16D-0154	朝町中谷	円墳	14				完存	木棺直葬
123		16D-0690	朝町ミノ山	円墳	7				部分破壊	横穴式石室
124		16D-0153	朝町中谷	円墳	22				完存	木棺直葬

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	東は道により削られる。
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	道により削られる（昭和48踏査径14m）。
盗掘坑			古墳	13・15		○	墳丘ボーリング。
			古墳	13・15		○	
		須恵、鉄鏃、鉄鎌、鉄刀子、胡籙金具、水晶製切子玉、碧玉製管玉	古墳・後	11・13・15	○		
		須恵	古墳・後	11・13・15	○		
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	北側土砂崩れ。
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑2			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	墳丘分断。
石材拔取痕			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15			
石材拔取痕 (4.5 × 3 × 1.5)			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15			
盗掘坑 (4 × 4.5 × 1)			古墳	13・15			
石材拔取痕 (6 × 4 × 1.5) 小石散乱			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
石材拔取痕 (7 × 3.5 × 1.5)			古墳	13・15		○	
盗掘坑、人頭大 石材			古墳	13・15		○	三角点。
			古墳	13・15		○	
石材拔取痕 (6 × 3 × 1)	南東？		古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
石材拔取痕 (4 × 2.5 × 1.5)			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	

古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
125		16D-0688	朝町中谷	方墳	10				完存	木棺直葬
126		16D-0151	朝町中谷	円墳?	12				完存	木棺直葬?
127		16D-0689	朝町ミノ山	円墳	7				完存	横穴式石室
128		16D-0687	朝町中谷	方墳	8	○			完存	木棺直葬
129		16D-0686	朝町中谷	円墳	10				完存	木棺直葬
130		16D-0152	朝町中谷	円墳	7				完存	木棺直葬?
131		16D-0164	朝町中谷・室城谷	円墳	13.5				完存	木棺直葬?
132		16D-0165	朝町中谷・室城谷	円墳	21				完存	木棺直葬?
133		16D-0236	室イヤダニ	円墳	14	○			完存	横穴式石室
134		16D-0235	室イヤダニ	円墳	15				完存	横穴式石室?
135		16D-0234	朝町中谷	円墳	14	○			完存	木棺直葬?
136		16D-0339	朝町中谷	円墳	10.5				半壊	横穴式石室
137		16D-0166	朝町中谷	円墳?	9	○			完存	木棺直葬
138		16D-0167	朝町中谷	円墳?	10				完存	木棺直葬?
139		16D-0168	朝町中谷	円墳	16				完存	横穴式石室?
140		16D-0169	朝町中谷	円墳	22	○			完存	木棺直葬
141		16D-0683	朝町中谷	円墳	8.5				完存	木棺直葬?
142		16D-0170	朝町中谷	円墳	8				完存	横穴式石室
143		16D-0171	朝町中谷	円墳?	6				完存	横穴式石室?
144		16D-0684	朝町中谷	円墳	15				部分破壊	横穴式石室
145		16D-0685	朝町中谷	円墳	15	○			部分破壊 記録保存 調査時既に著しく削平	木棺直葬2 (主体部1:舟形)
146		16D-0172	朝町中谷	円墳	21 × 17.5	○			消滅 記録保存	木棺直葬2 (主体部2:舟形、1・2両主体部に赤色顔料)
147		16D-0173	朝町中谷	前方後円墳	32				消滅 記録保存	木棺直葬2 (主体部1:舟形(未盗掘)。主体部2:主体部1の墓坑を一部掘込み)
149		16D-0175	朝町中谷	円墳	15				記録保存 墳頂部の盗掘坑により主体部痕跡なし	木棺直葬?
150		16D-0176	朝町中谷	円墳	15	○			消滅 記録保存	横穴式石室(無袖式?)
153		16D-0177	朝町中谷	方墳	20	○			消滅 記録保存 発掘調査時、盛土・地山流出著しい	木棺直葬(舟形)
154		16D-0178	朝町中谷	方墳	14.5	○			消滅 記録保存 発掘調査時、中心主体部含む墳丘2/3は崖下。	木棺直葬(箱形) (副次的埋葬施設、子供のものか?)

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
石材採取痕 (5 × 3 × 1.5)			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
石材採取痕 (6 × 7 × 4.5)			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
石材採取痕 (5.5 × 3)			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	墳丘南半は指定地外か。
盗掘坑			古墳	13・15			
盗掘坑			古墳	13・15			
盗掘坑			古墳	13・15			
盗掘坑			古墳	13・15			
盗掘坑			古墳	13・15			
石材有、盗掘坑			古墳・後	13・15			
石材採取痕 (4.5 × 3)			古墳	13・15			
盗掘坑		主体部1：土師、鉄鎌、鉄刀子、鉄鏃	6C 前葉	13・15・19	○		(主体部3もあるか?) 東側は146号墳の周溝により墳丘の一部を破壊。周辺下層で弥生後期の高地性集落に伴う建物遺構等を検出(巨勢山中谷遺跡)。
盗掘坑 (主体部1)		主体部1：須恵、水晶製切子玉、碧玉製管玉、鉄刀、有茎三角形鉄鏃、鉄鎌、鉄地金銅張鉾付飾金具(馬具?)。 主体部2：須恵、土師、馬具(鉄製素環鏡板付轡、鉄地金銅張面繫金具、絞具)、鉄刀、鉄刀子、長茎式鉄鏃、銀製勾玉、銀製丸玉、舌状金具を挿入する円錐形の鉄製品(鉄鐸)、歯	6C 中～ 後葉	13・15・19	○		主体部1：TK10、主体部2：TK43。 主体部2に遺存した歯から20歳前後の女性が葬られたとする。
盗掘坑2		主体部1：鉄鎌、歯、鉄鏃、鉄刀子、銀製指輪、短刀 主体部2：蕨手刀子、鉄鎌、須恵 陸橋：須恵、土師(韓式系)	古墳・後	13・15・19	○		後円部径15.8m、くびれ部幅9.6m、前方部幅12.2m、後円部高3.8m、前方部高2.3m。 前方部に陸橋。陸橋で祭祀か。
盗掘坑		盗掘坑(主体部か?)：須恵、土師	6C	13・15・19	○		墳頂部南西側に土壇あり、瓦質土器の短頸壺1点出土。
石材採取痕 (7 × 12 × 3.5) 盗掘坑	南東	土師、鉄器片、くさび(盗掘時)	7C 中頃	13・15・19	○		
盗掘坑		須恵、鉄鎌、鉄鏃、鉄刀子、銀製指輪(断面八角形)、鉄地金銅製带状金具、籠状製品(植物繊維)	6C 後葉	13・15・19	○		周溝埋土中から中世の土師器や黒色土器壺が出土しており、平安時代には周溝が埋没。
中心主体部は遺存せず。			6C 代	13・15・19	○		副次的埋葬施設は墳丘築造前の山焼き面から掘り込まれており、中心主体と同時に構築か。

古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
155		16D-0179	朝町中谷	円墳	14	○			消滅 記録保存	横穴式石室(右片袖式)、 柩状施設
156		16D-0180	朝町中谷	円墳	15 × 12.5				消滅 記録保存	横穴式石室(右片袖式) 初葬: 緑泥片岩箱式石棺 追葬: 棺台4石の上に木棺。 東北部に木棺直葬(箱形)
160		16D-0710	朝町中谷	円墳?	8				完存	木棺直葬
161		16D-0712	朝町中谷	円墳	12				完存	木棺直葬
163		16D-0713	朝町中谷	円墳	11				-	木棺直葬?
164		16D-0231	室イヤダニ	円墳	12	○			完存	木棺直葬
165		16D-0662	室イヤダニ	円墳	8				完存	木棺直葬
166		16D-0232	室イヤダニ	円墳	13	○			完存	木棺直葬
167		16D-0233	室イヤダニ	円墳	10	○			完存	木棺直葬
168		16D-0680	朝町中谷	円墳	8				完存	木棺直葬?
169		16D-0681	朝町中谷	円墳	8				完存	木棺直葬
170		16D-0682	朝町中谷	円墳	14				完存	木棺直葬
171		16D-0185	朝町中谷	円墳?	6				-	木棺直葬
172		16D-0184	朝町中谷	円墳	15				-	木棺直葬?
173		16D-0183	朝町中谷	円墳	11				部分破壊	横穴式石室
174		16D-0702	朝町中谷	円墳?	6				完存	木棺直葬
175		16D-0703	朝町中谷	円墳	8 × 7				完存	木棺直葬
176		16D-0182	朝町中谷	円墳	12				完存	木棺直葬?
177		16D-0704	朝町中谷	円墳?	8				半壊	木棺直葬
178		16D-0705	朝町中谷	円墳	7				完存	木棺直葬?
179		16D-0181	朝町中谷	円墳	15				完存	木棺直葬?
180		16D-0696	朝町中谷	円墳?	7				完存	木棺直葬?
181		16D-0697	朝町中谷	円墳	11				完存	木棺直葬?
182		16D-0698	朝町中谷	円墳?	8				完存	木棺直葬?
183		16D-0699	朝町中谷	円墳	13	○			-	横穴式石室
184		16D-0700	朝町中谷	円墳?	8				完存	木棺直葬
185		16D-0186	朝町中谷	円墳	13	○			完存	木棺直葬
186		16D-0701	朝町中谷	円墳?	9.5				完存	木棺直葬
187		16D-0694	朝町中谷	円墳?	7				完存	木棺直葬?
188		16D-0695	朝町中谷	円墳?	7				完存?	木棺直葬?
194		16D-0190	朝町八伏	円墳	7.5				消滅 記録保存	横穴式石室(小型無袖式)、棺台
195		16D-0552	朝町八伏						-	
196		16D-0191	朝町八伏						-	
197		16D-0341	朝町八伏	円墳	13				消滅 記録保存	横穴式石室(両袖式)
199		16D-0342	稲宿ナシンド	円墳	3				-	
200		16D-0343	稲宿ナシンド	円墳	6				-	
202		16D-0338	朝町八伏	円墳	14.5	○			消滅 記録保存 墳丘は版築、発掘調査時既に激しく攪乱	横口式石槨(葛城石英閃緑岩)

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
盗掘坑	西北	須恵、土師、鉄鏃、鉄鎌、耳環、人骨(追葬)、寛永通寶	6C 後葉	13・15・19	○		TK43。
石材拔取痕 (3.5×7.5×1.5) 盗掘坑、部分破壊	西	初葬：鞍金具、鞍、雲珠、辻金具、貴金具、留金具、鉄刀、鉄鉾、長頸式鉄鏃30本、柳葉系鉄鏃2本、鉄刀子、空玉、ガラス小玉20個、棗玉、滑石製白玉12個、須恵、鉄鎌 追葬：須恵、土師	6C 中葉	13・15・19	○		初葬：MT85、追葬：TK209。墳丘東北部を切る木棺直葬墓がある。その墓坑掘方長2.7m・幅2.02m、組合式木棺長1.86m・幅1.15m。木棺東側墓坑内で馬歯30本検出。木棺を設置した後に馬の頭部のみ殉葬。
			古墳	13・15			杭No.3, 4。
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			杭No.41。
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑2			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑多数			古墳・後	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
石材拔取痕 (5.5×4.5×1.5)			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
窪み (0.5×0.5×0.2)			古墳	13・15		○	
窪み (1.5×1.5×0.5)			古墳	13・15		○	墳丘西半は指定地外か。
盗掘	東	土師	7C 中葉	13・15・21	○		見通せる位置に202号墳。明確な墳丘はなし。
				13・15・17			
				13・15			
盗掘坑		鉄釘	7C ?	13・15	○		
盗掘坑			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
ゴルフ場入り口 トンネル上に移築。	南	土師	7C 中葉	13・15・21	○		飛鳥Ⅱ。 関西大学が調査。

古墳 番号	通称	遺跡地図 No	所在地	墳形	規模 (m)	周溝 (堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体) 残存状況	埋葬施設
205			朝町八伏・稲 宿高塚	円墳	10					
208		16D-0332	朝町	円墳	9				-	
210		16D-0324	朝町	円墳	9				-	
213		16D-0328	朝町大谷	円墳	7				-	
215		16D-0326	朝町大谷	円墳	11.5				-	
216		16D-0327	朝町大谷	円墳	6				-	
217		16D-0305	栗阪東山	円墳	12				-	
219		16D-0307	朝町コゼ	円墳	8				-	
220		16D-0298	栗阪ハッタ山	円墳	10				-	
221		16D-0299	栗阪ハッタ山	円墳	15				-	
222		16D-0300	栗阪ハッタ山	円墳	10				-	
223		16D-0301	栗阪ハッタ山	円墳	10				-	
224		16D-0302	栗阪ハッタ山	円墳	5				-	
225		16D-0303	栗阪引野	円墳	7				-	
226		16D-0304	栗阪引野	円墳	10				-	
227		16D-0083	栗阪タケノ口	円墳	8				全壊に近い	横穴式石室？
228		16D-0084	栗阪タケノ口	円墳	10				半壊	木棺直葬
229		16D-0085	栗阪タケノ口	円墳	11				半壊	横穴式石室？
230		16D-0614	栗阪中垣内	円墳	7				半壊	横穴式石室？
231		16D-0615	栗阪中垣内	円墳	9				半壊	横穴式石室？
232		16D-0616	栗阪中垣内	-					-	
233		16D-0617	栗阪中垣内	-					-	
234		16D-0618	栗阪タケノ口	-					-	
235		16D-0613	栗阪タケノ口	円墳	7				全壊	木棺直葬？
236		16D-0086	栗阪タケノ口	円墳	9				ほぼ完存	木棺直葬？
237		16D-0619	栗阪タケノ口	円墳	7.5				-	横穴式石室？
238		16D-0091	栗阪竹ノ口	円墳	10				半壊	横穴式石室
239		16D-0090	栗阪竹ノ口	円墳	11				半壊	
240		16D-0089	栗阪竹ノ口	円墳	10				消滅	
241		16D-0088	栗阪竹ノ口	円墳	10				消滅	
242		16D-0087	栗阪竹ノ口	円墳	9				消滅	
243		16D-0113	栗阪タケノ口	方墳	17				消滅	木棺直葬2 (主体部1：舟形、主体 部2：残存悪く不明)
244		16D-0112	栗阪竹ノ口	円墳	10				消滅	木棺直葬？
245		16D-0602	栗阪タケノ口	円墳	8	○			消滅	木棺直葬？
246		16D-0603	栗阪タケノ口	円墳	12				部分破壊	木棺直葬？
247		16D-0111	栗阪竹ノ口	円墳？	8				消滅	
248		16D-0604	栗阪タケノ口	円墳	8				消滅	木棺直葬？
249		16D-0605	栗阪タケノ口	円墳	13				消滅	木棺直葬？

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
				13・15			昭和48調査による。未踏査。 205号墳は208号墳の真北にあり、 現地に残っているはずだが、206 号墳と取り違えて奈良県遺跡地図 データベース上で削除されてし まっているか？
	東		古墳	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳・後	13・15			
盗掘坑			古墳	13・15			
盗掘坑			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
石材露出			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
盗掘坑			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
石材採取痕 (3.5 × 5)			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
				13・15			
				13・15			
				13・15			
			古墳	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳	13・15			
石材採取痕			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
盗掘坑		須恵、鉄刀子、鉄鏃	6C 前半	13・15	○		MT15。墳丘上で墓前祭祀か？
			古墳	13・15			みどり台1次調査と同時期に、土 砂採取により破壊。
盗掘坑				13・15			みどり台1次調査と同時期に、土 砂採取により破壊。
盗掘坑				13・15			みどり台1次調査と同時期に、土 砂採取により破壊。 杭 9.47。
			古墳	13・15			みどり台1次調査と同時期に、土 砂採取により破壊。 杭 9.44。
				13・15			みどり台1次調査と同時期に、土 砂採取により破壊。
			古墳	13・15			みどり台1次調査と同時期に、土 砂採取により破壊。

古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
250		16D-0606	栗阪竹ノ口	円墳	12				消滅	木棺直葬
251		16D-0607	栗阪竹ノ口	円墳	12				消滅	木棺直葬?
252		16D-0608	栗阪竹ノ口	円墳	14				消滅	横穴式石室?
253		16D-0609	栗阪タケノ口	-					消滅	
254		16D-0610	栗阪タケノ口	円墳	10					
255		16D-0611	栗阪タケノ口	円墳?	8				半壊	木棺直葬?
256		16D-0053	城山台	円墳	11				半壊以上	木棺直葬?
257		16D-0572	栗阪	円墳	12				消滅 記録保存	木棺直葬
258		16D-0573	栗阪竹ノ口	円墳	12				消滅	横穴式石室?
259		16D-0574	栗阪竹ノ口	円墳	10				消滅	横穴式石室?
260		16D-0575	栗阪竹ノ口	円墳	9				消滅	
261		16D-0082	小殿奥ノ谷	円墳	15				現状保存 一部破壊	横穴式石室?
262		16D-0576	小殿奥ノ谷	円墳	7				完存	
263		16D-0081	小殿奥ノ谷	円墳	8				一部破壊	木棺直葬?
264		16D-0080	小殿城山	円墳	12				完存	横穴式石室?
265		16D-0579	小殿城山	-					-	
266		16D-0577	小殿城山	円墳	9				ほぼ完存	木棺直葬?
267		16D-0578	小殿城山	-					-	
268		16D-0079	小殿城山	円墳	12				完存	横穴式石室?
269		16D-0580	小殿城山	円墳					消滅	横穴式石室?
270		16D-0078	小殿垣内	円墳	8				消滅	
271		16D-0077	小殿垣内	円墳	8				消滅	
272		16D-0076	小殿垣内	円墳	8				消滅	
273		16D-0075	小殿垣内	円墳	10				消滅	
274		16D-0074	小殿垣内	円墳	10				消滅	
275		16D-0073	小殿垣内	円墳	10				消滅	横穴式石室
276		16D-0072	小殿垣内	円墳	7				消滅	木棺直葬?
277		16D-0071	小殿垣内	円墳	6				消滅	
278		16D-0070	小殿垣内	円墳	6				消滅	
279		16D-0069	小殿垣内	円墳	6				消滅	
280		16D-0068	小殿垣内	円墳	8				消滅	
281		16D-0581	小殿コカゲ	円墳	16			○	消滅 記録保存	木棺直葬?
282		16D-0061	城山台	円墳	12				消滅 記録保存	不詳
283		16D-0062	城山台	円墳	15 × 10				全壊 記録保存 2/3 は土砂 採取により 破壊	中心主体：不明 副次主体：小型横穴式 石室（無袖）、榛原石箱 式石棺（作り付け石枕）
284		16D-0063	城山台	-					消滅	
285		16D-0064	小殿奥ノ谷	-					消滅	
286		16D-0065	小殿奥ノ谷	-					消滅	

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
			古墳	13・15			みどり台1次調査と同時期に、土砂採取により破壊。
			古墳	13・15			みどり台1次調査と同時期に、土砂採取により破壊。 杭 8-30。
			古墳	13・15			みどり台1次調査と同時期に、土砂採取により破壊。
	南			13・15			みどり台1次調査と同時期に、土砂採取により破壊。
			古墳	13・15			みどり台1次調査と同時期に、土砂採取により破壊。
	東		古墳	13・15			みどり台1次調査と同時期に、土砂採取により破壊。
			古墳	13・15・16		○	256号墳に至る墓道。
			古墳・中	13・15・27	○		文献 27P.11 に記載あり。 杭 7-24、ボーリング。
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
	東		古墳	13・15			
盗掘坑		埴輪（円筒、流出土）	6C 前葉	13・15・16			遺跡地図では木棺直葬？と記載。文献 16 に「調査の対象外」と記載。踏査のみ？杭。
			古墳	13・15			
			古墳・後	13・15			
盗掘坑			古墳・後	13・15			給水塔？
				13・15			
盗掘坑			古墳	13・15			
				13・15			
石材抜取痕 盗掘坑			古墳・後	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
天井石露出			古墳・後	13・15			杭 K26。
盗掘坑			古墳・後	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
盗掘坑。埋葬施設は削平。		埴輪（円筒、IV群）	5C 後葉	13・15・35	○		葺石一部残存、段築なし。
主体部流出		須恵、埴輪（円筒、流出したもの）	5C 末葉	13・15・16	△		
小型横穴式石室は調査後移設	副次主体：南	須恵、人骨（20～30代男性）	7C 中葉	13・15・16	○		
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			

古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
287	小殿第2号墳	16D-0067	小殿奥ノ谷	-	-				消滅	木棺直葬?
288	小殿第1号墳	16D-0066	小殿奥ノ谷	-	-				消滅	緑泥片岩製箱式石棺
289		16D-0054	城山台	円墳	15				消滅 記録保存 3/4は土砂 採取により 破壊	木棺直葬?
290		16D-0055	城山台	円墳	24×18	○			消滅 記録保存 2/3は土砂 採取により 破壊	不詳
291		16D-0565	城山台	円墳	12	○			消滅 記録保存 2/3は土砂 採取により 破壊	木棺直葬
292		16D-0564	城山台	円墳	13×10	○			消滅 記録保存	横穴式石室(右片袖式) 羨道部に天井石なし、 柩施設、木棺2
293		16D-0056	城山台	円墳?					消滅	
294		16D-0057	城山台	円墳?					消滅	
295		16D-0058	城山台	円墳?					消滅	
296		16D-0553	城山台	円墳					半壊以上	横穴式石室?
297		16D-0060	城山台	円墳?					消滅	
298		16D-0059	城山台	円墳?					消滅	
299		16D-0571	小殿竹ノ口・ 多田	円墳	11				完存	木棺直葬?
300		16D-0052	西寺田東受名 田	円墳	14				完存	横穴式石室?
301		16D-0569	西寺田東受名 田	円墳	11				完存	木棺直葬?
302		16D-0570	西寺田東受名 田	円墳?	8				完存	木棺直葬?
303		16D-0051	西寺田東受名 田	円墳?	10.5				完存	木棺直葬
304		16D-0568	西寺田東受名 田	円墳?	6.5				完存	木棺直葬?
305		16D-0567	西寺田東受名 田	円墳	12.5	○			完存	横穴式石室?
306		16D-0050	西寺田東受名 田	円墳	16				完存	横穴式石室?
307		16D-0566	西寺田東受名 田	円墳	11				半壊	横穴式石室
308		16D-0049	西寺田東受名 田	円墳?	9				完存	木棺直葬
309		16D-0047	西寺田東受名 田	円墳	12				-	木棺直葬?
310		16D-0046	西寺田東受名 田	円墳	10				完存	木棺直葬?
311		16D-0563	西寺田東受名 田	円墳?	7				-	
312		16D-0562	西寺田東受名 田	円墳?	8				完存	木棺直葬?

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
消滅		須恵、土師、鉄斧、鉄釘	6C 後半	6・13・15	○		TK43。 土地所有者が、土を崩していると副葬品が出土し届出、既に遺構は消滅、遺物のみ小学校に保管。
		須恵、土師	6C 中葉	5・13・15	○		TK10。 国道 24 号工事中に偶然検出。最初石棺と気づかず、土器の出土があったから注意し残余を保管した為、石棺の状態不明。石室のような施設もなく直葬されていたか？
			不詳	13・15・16	○		
		須恵、埴輪（形象）	5C 後葉	13・15・16	○		杭。
		須恵	7C 初頭	13・15・16	○		市境界工事杭。
	西	須恵、馬具、銀製釧、鉄鍬、鉄刀子、鉄釘、ガラス小玉	6C 前葉	13・15・16	○		初葬木棺の内面にベンガラ。釘（全長 28cm）は立ったままで検出。
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
石材採取痕 (5 × 4 × 1)			古墳	13・15			石材 3 露出。
			古墳	13			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15		○	墳丘東半は指定地外か。
盗掘坑			古墳	13・15		○	開発杭。
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
石材採取痕 左壁石材 2 残存			古墳	13・15		○	玄室長 5.5、幅 3.0、高 1.0m。
			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
	東		古墳	13・15		○	

古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
313		16D-0561	西寺田東受名田	円墳?	10				完存	木棺直葬?
314		16D-0560	西寺田東受名田	円墳?	8				-	木棺直葬?
315		16D-0045	西寺田墓谷東受名田	円墳	12				部分破壊	木棺直葬
316		16D-0044	西寺田墓谷東受名田	円墳	12				完存	木棺直葬
317		16D-0043	西寺田墓谷東受名田	円墳	8				半壊	木棺直葬?
318		16D-0042	西寺田墓谷東受名田	円墳	17				部分破壊	横穴式石室?
319		16D-0559	西寺田東受名田・墓谷	円墳?	11				半壊	木棺直葬?
321	みどり台2号墳	16D-0558	西寺田東受名田	円墳	8×7.3	○			現状保存	木棺直葬(箱形)
322	みどり台4号墳	16D-0556	城山台	方墳	8×7.5	○			現状保存	木棺直葬2(箱形)
323	みどり台1号墳	16D-0041	城山台	方墳	14.8×11.2				完存 現地保存	横口式石槨 (葛城石英閃緑岩)
324	みどり台3号墳	16D-0555	城山台	円墳	7×6	○			現状保存	木棺直葬?(流出)
325		16D-0554	西寺田墓ノ谷	円墳?	10				全壊	
326		16D-0040	西寺田墓谷	円墳	10×9				半壊以上?	木棺直葬?
327		16D-0294	西寺田墓谷	円墳	12				-	
328		16D-0293	西寺田墓谷	円墳	10				-	
329		16D-0292	西寺田墓谷	円墳	9				-	
330		16D-0291	西寺田墓谷	円墳	8.5				-	
331		16D-0297	西寺田東受名田	円墳	20				完存	木棺直葬?
332		16D-0672	西寺田東受名田	円墳	8				-	横穴式石室?
333		16D-0601	西寺田東受名田・朝町ミノ山	円墳	8				半壊	横穴式石室?
334		16D-0296	西寺田東受名田	円墳	15	○			部分破壊	
335		16D-0295	西寺田東受名田	円墳	13				部分破壊	横穴式石室
336		16D-0595	西寺田殿山	円墳?	10				-	木棺直葬
337		16D-0594	西寺田墓谷・殿山	円墳?	8	○			-	木棺直葬?
338		16D-0593	西寺田墓谷	円墳	12.5				完存	横穴式石室?
339		16D-0592	西寺田墓谷	円墳?	10				-	木棺直葬?
340		16D-0591	西寺田墓谷	円墳	9	○			完存	木棺直葬?
341		16D-0283	西寺田墓谷	円墳	18				完存	木棺直葬?
342		16D-0590	西寺田尊石	円墳?	10				-	木棺直葬?
343		16D-0589	西寺田尊石	円墳	8				-	木棺直葬?
344		16D-0284	西寺田尊石墓谷	円墳	11				完存	木棺直葬
345		16D-0285	西寺田尊石墓谷	円墳	8				完存	

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
石材採取痕 散乱			古墳・後	13・15		○	
				13・15		○	
		須恵、土師	6C 前葉	13・15	○	○	文献 13 記載の 321 号墳は古墳でないことが判明し、みどり台 1 次調査時に発見した古墳を新たに 321 号墳とする。 周溝：TK85、墓坑内上部：MT15。 焼土坑を墳丘中央の主体部の東側で検出。火を用いた祭祀に伴い形成された焼土を土坑内に投入？
		須恵、土製丸玉	6C 前葉	13・15	○	○	主体部 1：TK10。
盗掘坑	南		7C 中葉	13・15・21 ・26	○	○	先行して存在した古墳（769 号墳：TK23）を破壊して築造。769 号墳は支群形成の端緒となったか？
		須恵、土師、鉄鎌、コ字形金具、鉄刀子	5C 後葉	13・15	○	○	
			古墳	13・15			墓地。
			古墳・後	13・15			高 1 m。現在墓地。
			古墳・後	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
石材採取痕 (4 × 2.5)			古墳	13・15			
			古墳	13・15		○	石材 1 露出。 墳丘西半は指定地外か。
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
石材採取痕 (8 × 3 × 2) 盗掘坑			古墳・後	13・15		○	石材 1 露出。
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
				13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
窪み			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	

古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
346		16D-0286	西寺田尊石墓谷	円墳	10				完存	木棺直葬
347		16D-0287	西寺田尊石墓谷	円墳	10				完存	木棺直葬?
348		16D-0588	西寺田尊石	円墳	9				完存	木棺直葬
349		16D-0587	西寺田尊石	円墳?	6				-	木棺直葬?
350		16D-0288	西寺田尊石	円墳	10				完存	木棺直葬
351		16D-0289	西寺田尊石	円墳	9				完存	横穴式石室?
352		16D-0290	西寺田殿山	円墳	10				半壊	横穴式石室?
353		16D-0585	西寺田尊石	円墳	8				半壊	横穴式石室
354		16D-0586	西寺田尊石墓谷	円墳?	7				-	木棺直葬?
355		16D-0620	西寺田殿山	円墳?	7				完存	木棺直葬
356		16D-0276	西寺田殿山	円墳	11				-	横穴式石室
357		16D-0277	西寺田殿山	円墳	7.5				完存	木棺直葬
358		16D-0557	西寺田殿山	円墳?	7				完存	木棺直葬?
359		16D-0278	西寺田殿山	円墳	8				部分破壊	横穴式石室
360		16D-0279	西寺田殿山	円墳	11				部分破壊	横穴式石室
361		16D-0280	西寺田血取手	円墳	10				部分破壊	横穴式石室
362		16D-0281	西寺田殿山	円墳	5				-	
363		16D-0282	西寺田殿山	円墳	11				半壊	横穴式石室
364		16D-0633	室城谷・西寺田殿山	円墳	13				完存	木棺直葬?
365		16D-0632	室城谷・西寺田殿山	円墳	11				完存	木棺直葬?
366		16D-0237	室城谷・西寺田殿山	円墳	6				完存	木棺直葬?
367		16D-0629	室城谷・西寺田殿山	円墳?	9				完存	横穴式石室?
368		16D-0239	室城谷	円墳?	7				完存	木棺直葬
369		16D-0238	室城谷	円墳	9				半壊	横穴式石室
371		16D-0241	室城谷	円墳	21				消滅 記録保存	木棺直葬2(舟形2) 主体部1:棺底に赤色 顔料
372		16D-0242	室城谷	円墳	8				半壊	横穴式石室
373		16D-0243	西寺田血取手	方墳	7×4.8				消滅 記録保存	木棺直葬(舟形)
374		16D-0244	西寺田血取手・室城谷	方墳	22×13	○			消滅 記録保存	横穴式石室(左片袖式) 敷石(追葬?)
375		16D-0245	室城谷	円墳?	8				消滅	横穴式石室?
376		16D-0246	西寺田血取手・室城谷	円墳	10				消滅	横穴式石室?
377		16D-0247	室城谷	円墳	8				消滅	
378		16D-0248	室城谷	円墳	15				-	横穴式石室?
379		16D-0249	室城谷	円墳	9.5				-	横穴式石室?

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
石材採取痕？ 散乱			古墳・後	13・15		○	
石材採取痕 (2.5 × 0.5 × 1)			古墳	13・15		○	石材 3 露出。
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
石材採取痕 (6 × 3 × 2) 散乱			古墳・後	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
石材採取痕			古墳・後	13・15		○	
石材採取痕 (4.5 × 5 × 2)			古墳・後	13・15		○	
石材採取痕 (4.5 × 9)			古墳・後	13・15		○	
石材採取痕				13・15		○	
石材採取痕 (3 × 5)			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
石材採取痕？			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
石材採取痕 (6 × 7 × 3) 石材散乱			古墳・後	13・15		○	周辺に山城跡あり。
		須恵、鉄鏃、鉄鎌、鉄刀子、砥石、 ガラス玉、馬具（轡、雲珠、絞具、 辻金具）	6C 前半	13・15・30	○		MT15。この付近のピーク。
石材採取痕 (5 × 4.5 × 2)			古墳・後	13・15			
			6C 中葉	13・15・26	○		TK10。734号墳築造期からさほど 隔てず南堀割をそのまま利用して 築造。
石材採取痕	南	須恵、土師、鉄滓、鉄釘、足金具、 黒色土器	6C 後半	13・15・26	○		TK10、TK43 併行。巨勢山古墳群 では最大級の横穴式石室。737号墳 に削られる。
石材採取痕？			古墳	13・15			
石材採取痕			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
石材採取痕			古墳・後	13・15			
石材採取痕			古墳・後	13・15			

古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
380		16D-0250	室城谷	円墳	10.5				部分破壊	横穴式石室?
381		16D-0251	室城谷	円墳	10				部分破壊	横穴式石室
382		16D-0252	室城谷	円墳	11.5				部分破壊	横穴式石室
383		16D-0253	室城谷	円墳	9.5				-	横穴式石室
384		16D-0256	室城谷	円墳	9.5				-	横穴式石室
385		16D-0257	室城谷	円墳	8				完存?	木棺直葬?
386		16D-0258	室城谷	円墳	8				完存?	木棺直葬
387		16D-0254	室城谷	円墳	6				完存?	横穴式石室?
388		16D-0627	室城谷	円墳	6				完存?	木棺直葬?
389		16D-0255	西寺田血取手・室城谷	円墳	15				消滅	
390		16D-0259	室城谷	円墳	9				消滅	
391		16D-0260	室城谷	円墳?	10				消滅	
392		16B-0215	室サカイ谷	円墳	8				消滅	
393		16B-0217	室サカイ谷	円墳?	15				ほぼ消滅	
394	境谷5号墳	16B-0218	室サカイ谷	前方後円墳?	31				ほぼ消滅	木棺直葬?
395		16D-0636	室城谷	円墳	10				完存	木棺直葬
396		16D-0635	室城谷	円墳	9				完存	木棺直葬
397		16D-0634	室城谷	円墳	7.5				完存	木棺直葬
398		16D-0230	室イヤダニ・城谷	円墳	12				完存	木棺直葬
399		16D-0673	室城谷	円墳	13	○			完存	木棺直葬
400		16D-0674	室城谷	円墳	10				ほぼ完存	木棺直葬
401		16D-0675	室城谷	方墳	9				完存	木棺直葬
402		16D-0676	室城谷	円墳	15	○			完存	横穴式石室?
403		16D-0677	室城谷	方墳	13				完存	木棺直葬
404		16D-0678	室城谷	円墳?	6				ほぼ完存	木棺直葬?
405		16D-0679	室城谷	円墳	11				完存	木棺直葬
406		16D-0229	室城谷	円墳	11				完存	木棺直葬
407		16D-0274	西寺田殿山	円墳	13				消滅 記録保存	横穴式石室(右片袖式) 初葬時:箱形木棺
408		16D-0273	西寺田血取手・殿山	円墳	17				消滅 記録保存	横穴式石室?(右片袖式、窮隆式に近い) 箱形木棺
409		16D-0272	西寺田血取手	円墳	10				消滅 記録保存	木棺直葬2(舟形、割竹形)
410		16D-0261	西寺田血取手・室城谷	円墳	15				消滅	
411		16D-0262	西寺田血取手・室城谷	円墳	10				消滅	
412		16D-0263	西寺田血取手・境谷・室城谷	円墳	10				消滅	

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
石材拔取痕 (5 × 6.5 × 4.5)			古墳	13・15			
石材拔取痕 (4.5 × 6.5)			古墳・後	13・15			
石材拔取痕 (5 × 7 × 1.5)			古墳・後	13・15			
石材拔取痕 (4.5 × 6.5 × 2) 石材散乱			古墳・後	13・15			
石材拔取痕 (5 × 6 × 2)			古墳・後	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
石材拔取痕？			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳・後	13・15			
			古墳	13・15			遺跡地図上で、古墳のポイントに 印はあるが、遺跡地図No.の数字が 表示されない。
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	7・13・15	△		植林があり西側のみ外形測量調査。 後円部径 16 m、高さ 2.5 m、前方 部長 15 m、前方部先端部幅 10 m、 高さ 1.5 m。
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
石材拔取痕 (2 × 2.5) 石室残存状況良 好、盗掘坑、部 分破壊	南	須恵、土師、馬具（轡、雲珠、鞍、 絞具など）、鉄鏃、金銅製耳環、鉄 釘	6C 前半	13・15・27 ・30	○		407 と 408 で小支群か？ 初葬：MT15、追葬：飛鳥 I。 石材 3 残存。
石材拔取痕 (4 × 3 × 0.8) 石室残存状況良 好、盗掘坑、部 分破壊	南南東	須恵、土師、ミニチュア甕形土器、 同甕形土器、同鍋形土器、鉄釘、馬 具（轡、鐙、絞具など）	6C 前半	13・15・27 ・30	○		407 と 408 で小支群か？ MT15。407 号墳の後。単次葬墳。 石材多数残存。 墓道。
		須恵、鉄鏃、鉄刀子	5C 末	13・15・30	○		支群を形成せず単独か？ 初葬：TK47、追葬：MT15。
盗掘坑			古墳・後	13・15			
盗掘坑			古墳・後	13・15・30			
			古墳・後	13・15			

古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
413		16D-0264	西寺田血取手・境谷	円墳	8				414号墳発掘時既に消滅	木棺直葬?
414		16D-0265	西寺田血取手・境谷	円墳?	8	○			発掘時既に完全に削平	横穴式石室
415		16D-0266	西寺田血取手・境谷	円墳	15.1				消滅記録保存	横穴式石室(両袖式)初葬:組合式箱式石棺(緑泥片岩)、追葬:木棺、袖部分にも追葬棺?
416		16D-0267	西寺田測ヶ谷・境谷	円墳	6.6				消滅記録保存	横穴式石室(小型無袖式)敷石(角閃石黒雲母石英閃緑岩)
417		16D-0268	西寺田測ヶ谷・境谷	円墳	8				消滅記録保存	横穴式石室(小型無袖式)敷石なし
418		16D-0582	西寺田境谷	円墳?	14.7 × 12.3	○			半壊?記録保存	横穴式石室(右片袖式)緑色片岩箱式石棺?開口部に木柱(依代?)
419		16D-0269	西寺田測ヶ谷・境谷	方墳	11.3	○			消滅記録保存	木棺直葬(舟形)
420		16D-0270	西寺田測ヶ谷・境谷	円墳	24 × 20				消滅記録保存	横穴式石室(右片袖式)敷石(追葬面)
421		16B-0207	西寺田測ヶ谷・境谷	円墳	19.5 × 19				消滅記録保存	横穴式石室(右片袖式)第1次床面(初葬):土床、第2次床面(追葬):敷石、第3次床面:土床
422		16D-0271	西寺田測ヶ谷	円墳	8				消滅?	
423		16D-0584	西寺田境谷	円墳	5				消滅	
424		16D-0583	西寺田境谷	円墳	7				消滅	
425		16B-0462	西寺田境谷	円墳	5				全壊	
426		16B-0212	西寺田境谷	円墳	10				ほぼ全壊	
427		16B-0211	西寺田境谷	円墳	9				消滅	
430		16B-0208	西寺田境谷						消滅記録保存	
431	境谷8号墳	16B-0214	室サカイ谷	円墳	12				消滅記録保存	横穴式石室(右片袖式)
432	境谷9号墳	16B-0213	室サカイ谷	円墳	14				消滅記録保存	横穴式石室(右片袖式)
433	境谷6号墳	16B-0219	室サカイ谷	円墳	8				消滅記録保存	木棺直葬(箱形)
434	境谷7号墳	16B-0220	室城谷	円墳	10				消滅記録保存	木棺直葬(箱形)
435		16B-0253	室城谷	円墳	17				消滅	横穴式石室
436	境谷4号墳	16B-0461	西寺田境谷	円墳	10	○			消滅記録保存	木棺直葬(箱形)
437	境谷3号墳	16B-0224	室城谷	円墳	10				消滅記録保存	木棺直葬?
438	境谷2号墳	16B-0460	西寺田境谷	円墳	14 × 10	○			消滅記録保存	木棺直葬2(割竹形2)
439	境谷1号墳	16B-0225	西寺田境谷	円墳	14.5				消滅記録保存	横穴式石室 緑泥片岩箱式石棺

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
			古墳・後	13・15・26			
石材採取痕	南	須恵、鉄滓	6C末	13・15・26	○		初葬：TK209、追葬：TK217まで。
石材採取痕	南東	須恵、土師、ミニチュア竈（初葬）、 鉄鎌、馬具、鉄釘、銀環指輪、鉄滓	6C後葉	13・15・26	○		初葬：TK43 或いは TK209、追葬： TK217まで続く。 石室開口部に石室工事に伴うとみ られる柱。墳丘下墓道と土坑で祭 祀。
石材採取痕 (石材遺存なし)	南	鉄釘、弥生土器、サヌカイト	7C前半	13・15・26	○		TK217。 417号墳の墳丘に416号墳が乗る。 417号墳と双墓の意識の下に築造さ れた可能性。
	南		7C前半	13・15・26	○		TK217。 416号墳より先行。416号墳と双墓 の意識の下に築造された可能性。
石材採取痕	西	須恵、土師、鉄刀子、鉄滓	6C末	13・15・26	○		TK209。
		鉄短剣（棺内）、埴輪（円筒・朝顔・ 草摺・不明形象）	古墳・前	13・15・26	○		前期後葉から中期初頭。巨勢山古 墳群では最古。
石材採取痕 (11×7) 石室全壊	南	須恵、土師、馬具（鉄地金銅張棘葉 形杏葉、轡、鉸具指金）、鉄滓	古墳・後	13・15・26	○		墳丘の核を形成する版築状の地業。
石材採取痕（7）	南	須恵、土師、馬具（鉄地金銅張忍冬 楕円文心葉形杏葉）、鉄鏃、鉄鑿、 鉄刀、鉄釘	6C末	13・15・26	○		TK209。自然釉だが意図的な施釉 の可能性あり。771号墳を破壊して 築造。墳丘の核を形成する版築状 の地業。
石材採取痕			古墳・後	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
石材採取痕			古墳	13・15			
		瓦器、羽釜、埴輪（朝顔）、須恵	古墳	13・15・26	○		集落の下層に古墳が存在したもの とみられる。
盗掘坑	南	須恵、鉄鏃、馬具、鉄釘、鉄滓 (66.3kg)、赤色顔料（ベンガラ？）	6C前葉	7・13・15・ 18・27	○		MT15。
盗掘坑	南	須恵、鉄製品	6C前葉	7・13・15・ 27	○		MT15。
盗掘坑		須恵	6C代	7・13・15	○		
盗掘溝		須恵、鉄鎌、鉄鏃	6C初頭	7・13・15	○		
石材採取痕			古墳	13・15			
発掘調査時、墳 丘中央部は盗掘 及び流出により 平坦化		須恵、土師、鍛冶工具（鉄槌、鉄鉗）、 鉄刀、鉄斧、鉄鉾、鉄鏃、埴輪（円筒）	6C初頭	7・13・15・ 26・27	○		
発掘調査時、盗 掘溝により主体 部は完全に破壊		須恵	6C代	7・13・15	○		盛土なし、地山を整形。森浩一氏 の編年第Ⅲ形式前半。
		北棺：変形神獸鏡、珠文鏡、算盤玉、 碧玉製管玉、石製勾玉、赤色顔料（水 銀朱、ベンガラ？）、人骨 南棺：鉄剣、人骨	5C前葉	7・13・15・ 31	○		角丸長方形の墓坑内に主軸を東西 にして並行する2つの木棺遺構を 検出。
石材採取痕（8× 12×2.5）。発掘 調査時、大盗掘 溝により主体部 は破壊。	南	須恵、弥生土器、陶器	6C代	13・15	○		

古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
440		16B-0226	室西口						消滅	
441		16B-0227	室西口						消滅	
442		16B-0228	室西口						消滅	
443		16B-0230	室西口	円墳	9				消滅	
444		16B-0231	室西口	円墳	16				消滅	
445		16B-0229	室西口	円墳	14				全壊	
446		16B-0232	室西口	円墳?					消滅	
447		16B-0233	室西口	円墳					消滅	
448		16B-0234	室西口	円墳					消滅	
449		16B-0235	室西垣内	円墳	35	○			半壊?	粘土槨
450		16B-0236	室西垣内	円墳	19				-	
453		16B-0221	室城谷	円墳	9.5				消滅	
454		16B-0222	室サカイ谷	円墳?	9.5				消滅	
455		16B-0223	室サカイ谷	円墳?	8				ほぼ消滅	横穴式石室?
456		16B-0254	室サカイ谷	円墳	30	○			消滅 半壊状態での調査 記録保存	木棺直葬?
457		16B-0255	室奥ノ谷・城谷・サカイ谷	円墳	20				消滅 全壊に近い状態での調査 記録保存	木棺直葬?
458	境谷 10号墳	16B-0256	室奥ノ谷	円墳	25 × 12.5				消滅 S59 調査時、西側半分以上土砂採掘で崩落 記録保存	横穴式石室(小型無袖式、副次埋葬)
459		16B-0459	室城谷	円墳	17				消滅 記録保存	木棺直葬2 (主体部1:割竹形、赤色顔料。主体部2:箱形)
460		16B-0426	室城谷	円墳	15	○			消滅 墳頂部削平状態での調査 記録保存	木棺直葬
461		16B-0458	室奥ノ谷	円墳	10.9				消滅 半壊状態での調査 記録保存	木棺直葬?
462		16B-0252	室奥ノ谷	円墳	11				消滅 全壊に近い状態での調査。詳細不明。 記録保存	木棺直葬?
463		16B-0457	室奥ノ谷・城谷	円墳	12	○			消滅 記録保存	木棺直葬2(赤色顔料)
464		16B-0251	室奥ノ谷・城谷	円墳	12				消滅 記録保存	木棺直葬2(舟形2、赤色顔料)
465		16B-0250	室奥ノ谷・城谷	円墳	12				消滅 記録保存	木棺直葬(舟形)
466		16B-0249	室奥ノ谷・城谷	円墳	9.5				消滅 半壊状態での調査 記録保存	木棺直葬
467		16B-0248	室奥ノ谷	円墳	9					

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
盗掘坑			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
				13・15			
			古墳	13・15			
			古墳	13・15			
盗掘坑		甲冑片、埴輪（軀・家、墳頂部のみ？ 有黒斑）、鉄刀剣	古墳・中	13・15・26	○		巨勢山古墳群最大の円墳。
盗掘坑				13・15			
盗掘坑			古墳	13・15			
				13・15			
			古墳	13・15			
盗掘坑		須恵、鉄環（古墳に伴わない、16C 代？）、鉄滓	6C 前半	13・15・32	○		初葬：MT15、追葬：TK10。
盗掘坑			古墳	13・15・32	○		
盗掘坑？	南西	須恵、弥生土器、円筒埴輪	7C 前葉	13・14・15 ・32	○		TK209。 川西編年V期前半を下限とする円 筒埴輪は墳頂部盛土内より出土。 巨勢山境谷遺跡の上面。
		須恵、鉄鏃、鉄刀子、鉄鎌、留金具	古墳・後	13・15・32	○		459 と 460 で小支群か？ 巨勢山境谷遺跡の上面。
		土師、埴輪（朝顔、円筒、形象）	古墳・中	13・15・32	○		459 と 460 で小支群か？ 巨勢山境谷遺跡の上面。
盗掘坑。 主体部等残存な し。		埴輪（円筒、形象）	古墳・中	13・15・32	○		461 と 462 で小支群か？ 巨勢山境谷遺跡の上面。
		埴輪（円筒、形象）	古墳・中	13・15・32	○		461 と 462 で小支群か？ 461 号墳と相前後して築造か？ 巨勢山境谷遺跡の上面。
盗掘坑 2		須恵、土師、鉄鎌、鉄刀子、鉄鏃、 棒状鉄製品、齒	6C 中葉	13・15・32	○		463 ～ 466 で小支群か？ 初葬：TK10、追葬：TK209。 墓道検出か？周溝底部に焼土坑あ り、祭祀行為か？ 巨勢山境谷遺跡の上面。
		須恵、鉄鏃、鉄刀子	古墳・後	13・15・32	○		463 ～ 466 で小支群か？ 巨勢山境谷遺跡の上面。
盗掘坑		須恵、土師、粘土塊	古墳・後	13・15・32	○		463 ～ 466 で小支群か？ 墓道検出か？ 巨勢山境谷遺跡の上面。
		土師	古墳・後	13・15・32	○		463 ～ 466 で小支群か？
石材採取痕			古墳	13・15		○	

古墳 番号	通称	遺跡地区 No	所在地	墳形	規模 (m)	周溝 (堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体) 残存状況	埋葬施設
468		16B-0247	室奥ノ谷	円墳	9.5				部分破壊	木棺直葬
469		16B-0456	室奥ノ谷	円墳	8				消滅	横穴式石室？ 木棺直葬？
471		16B-0246	室奥ノ谷	前方後 円墳	44				-	前方部：木棺直葬2 (箱形・舟形)
473		16B-0245	室奥ノ谷	円墳	9				半壊	横穴式石室 (右片袖式) 緑泥片岩製石棺
474		16B-0454	室奥ノ谷	円墳	7				半壊	横穴式石室
475		16B-0244	室奥ノ谷	円墳	14				完存	横穴式石室？
476		16B-0453	室奥ノ谷	-					-	
477		16B-0240	室桜田	円墳	10				部分破壊	
478		16B-0242	室桜田	円墳	8				部分破壊	
479		16B-0241	室桜田	円墳？	9				ほぼ全壊	
480		16B-0452	室桜田	円墳？					-	
481		16D-0225	室城谷	円墳	9				ほぼ全壊	横穴式石室？
482		16D-0631	室城谷	円墳	6				半壊	木棺直葬
483		16D-0223	室城谷	円墳	12				完存	木棺直葬？
484		16D-0630	室城谷	円墳	7				-	木棺直葬
485		16D-0222	室城谷	円墳	12				完存	木棺直葬？
486		16B-0216	室城谷	円墳	15				半壊	横穴式石室？
487		16B-0264	室城谷	円墳	13.5				半壊	横穴式石室？
488		16B-0263	室城谷	円墳？	11				半壊	横穴式石室？
489		16B-0262	室城谷	円墳	12				半壊	横穴式石室？
490		16B-0463	室城谷	円墳	6				完存	木棺直葬
491		16B-0261	室城谷	円墳？	8	○			完存	木棺直葬
492		16B-0260	室城谷	円墳？	6				完存	木棺直葬
493		16B-0259	室城谷	円墳	12				完存	木棺直葬
494		16B-0257	室城谷	円墳	9				完存	木棺直葬
495		16B-0464	室城谷	円墳？	6				ほぼ完存	木棺直葬
496		16B-0258	室城谷	円墳	8				完存	木棺直葬
497		16D-0212	室アカガリ	円墳？	8				-	木棺直葬
498		16D-0670	室アカガリ	円墳	11				完存	木棺直葬
499		16D-0669	室アカガリ	円墳	6.5				完存	木棺直葬
500		16D-0213	室アカガリ	円墳	12				完存	木棺直葬
501		16D-0668	室アカガリ	円墳？	8				完存	木棺直葬？
502		16D-0215	室アカガリ	円墳	9				半壊	横穴式石室？
503		16D-0214	室アカガリ	円墳	16.5				完存	木棺直葬
504		16D-0216	室アカガリ	円墳	12	○			完存	木棺直葬？

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
石材採取痕 盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	南に大穴。
盗掘坑		主体部 1：土師、鉄鏃 主体部 2：須恵、土師	5C 後葉	13・15・25 ・28	○	○	後円部径 27 m、高 8.6 m、前方部 長 18.4 m、幅 17 m。 471 号墳はかつての 471 号墳を後 円部、470 号墳を前方部とする前方 後円墳。よって 470 号墳は欠番。 772 号墳および巨勢山室古墓は 471 号墳の前方部を一部削って構築。前 方部主体部 1：6 C 初頭、主体部 2： 6 C 後葉（主体部 1 の東側墓坑小口 を破壊して構築）。16B-0246 地点 には、他に巨勢山 772 号墳と室古 墓が登録。
石材採取痕 (5.5 × 6.5)	南		6C 後葉	13・15・25 ・28	○	○	
石材採取痕			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
				13・15		○	
			古墳	13・15			
盗掘坑			古墳	13・15		○	墳丘西半は指定地外か。
			古墳	13・15		○	指定地内に墳丘が一部残るか。
				13・15			
窪み (3.5 × 6.5)			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
石材採取により 二分？			古墳・後	13・15		○	
石材採取により 二分？、盗掘坑			古墳	13・15		○	
石材採取により 二分？				13・15		○	
石材採取により 二分？				13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
				13・15		○	
				13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
				13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
石材採取痕 (4.5 × 2.5 × 1) 盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	

古墳 番号	通称	遺跡地図 No	所在地	墳形	規模 (m)	周溝 (堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体) 残存状況	埋葬施設
505		16D-0666	室アカガリ	円墳	6	○			ほぼ完存	木棺直葬?
506		16D-0665	室アカガリ	円墳	7					木棺直葬?
507		16D-0217	室アカガリ	円墳	16	○			完存	木棺直葬?
508		16D-0218	室アカガリ	円墳	6				完存	木棺直葬?
509		16D-0664	室アカガリ	円墳	6				完存	木棺直葬?
510		16D-0219	室アカガリ	円墳	8				-	木棺直葬?
511		16D-0663	室アカガリ	円墳?	11				半壊	木棺直葬
512		16D-0667	室アカガリ	円墳	11	○			部分破壊	木棺直葬
513		16D-0628	室アカガリ	円墳	8				完存	横穴式石室?
514		16D-0220	室アカガリ・ イヤデン	円墳?	12				全壊に近い	木棺直葬?
515		16D-0661	室イヤデン	円墳?					-	
516		16D-0660	室イヤデン	円墳?	12				完存	木棺直葬
517		16D-0659	室イヤデン	円墳	9				完存	木棺直葬
518		16D-0658	室イヤデン	円墳	7				完存	木棺直葬
519		16D-0657	室イヤデン	円墳	11				完存	木棺直葬
520		16B-0265	室イヤデン	円墳	10				-	
521		16B-0466	室イヤデン	円墳	7.5				完存	木棺直葬 2
522		16B-0465	室イヤデン	-					-	
523		16B-0266	室イヤデン	円墳	9				完存	木棺直葬
524		16B-0267	室イヤデン	円墳	10				完存	木棺直葬
525		16D-0228	室城谷	円墳	10				完存	横穴式石室?
526		16D-0227	室城谷	円墳	8				完存	木棺直葬?
527		16D-0226	室城谷	円墳	8				半壊	木棺直葬?
528		16D-0224	室城谷	円墳	6.5				完存	木棺直葬?
529		16D-0671	室イノキ谷・ 朝町中谷	円墳	13				完存	木棺直葬?
530		16D-0211	室イノキ谷・ 朝町中谷	円墳	13				完存	木棺直葬
531		16D-0210	室イノキ谷・ 朝町中谷	円墳	7				-	木棺直葬?
532		16D-0209	朝町中谷	円墳	22				完存	横穴式石室?
533		16D-0208	室イノキ谷・ 朝町中谷	円墳?	10				完存	木棺直葬
534		16D-0207	室イノキ谷	円墳	10.5				完存	木棺直葬?
535		16D-0206	室イノキ谷	円墳	10				完存	木棺直葬
536		16D-0205	室イノキ谷	円墳	15				完存	木棺直葬?
537		16D-0204	室イノキ谷	円墳	15	○			完存	木棺直葬
538		16D-0203	室イノキ谷	円墳	7.5				完存	木棺直葬
539		16D-0693	室イノキ谷	円墳	15				完存	木棺直葬?
540		16D-0692	室イノキ谷	円墳	10				完存	木棺直葬
541		16B-0475	室イノキ谷	円墳	13				完存	横穴式石室?
542		16B-0474	室イノキ谷	円墳?	8				完存	木棺直葬
543		16B-0473	室イノキ谷	円墳	14				-	
544		16B-0472	室イノキ谷	-					-	
545		16B-0479	室イノキ谷	円墳?	8				完存	
546		16B-0478	室イノキ谷	円墳	10	○			完存	木棺直葬
547		16B-0477	室イノキ谷	円墳	8				半壊	横穴式石室?

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
			古墳	13・15		○	小型古墳。
			古墳	13・15		○	小型古墳？
			古墳・後	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	小型古墳。
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
石材散乱			古墳	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
				13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
				13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑				13・15		○	
石材拔取痕？ (4 × 7 × 3)			古墳	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	墳丘東半は指定地外か。
			古墳・後	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	墳丘北半は指定地外か。
盗掘坑			古墳	13・15		○	墳丘南半は指定地外か。
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
窪み			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳・後	13・15		○	
石材拔取痕 盗掘坑			古墳・後	13・15		○	墳頂ベフ。
			古墳・後	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
石材拔取痕 (2.5 × 5 × 1)	南東		古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
石材拔取痕				13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
石材拔取痕 (4 × 5 × 1.5)			古墳	13・15		○	

古墳 番号	通称	遺跡地区 No	所在地	墳形	規模 (m)	周溝 (堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体) 残存状況	埋葬施設
548		16B-0476	室イノキ谷	円墳?	9				完存	
549		16B-0471	室イノキ谷	円墳	10.5				完存	木棺直葬
550		16B-0269	室イノキ谷	円墳	12				半壊	木棺直葬
551		16B-0470	室イノキ谷	円墳	6				完存	小型小石室?
552		16B-0468	室イノキ谷	円墳?	6				部分破壊	木棺直葬
553		16B-0469	室イノキ谷	円墳	9.5				完存	木棺直葬?
554		16B-0270	室イノキ谷	円墳	8.5				完存	小型小石室?
555		16B-0271	室イノキ谷	円墳	10				完存	木棺直葬
556		16B-0268	室アカガリ	円墳	12				半壊	
557		16B-0467	室アカガリ	円墳	8				全壊に近い	
558		欠番	室アカガリ	円墳	9.5				確認出来ず	
559		16D-0202	朝町中谷・室 イノキ谷	前方後 円墳	35	○			完存	
560		16D-0201	朝町中谷・室 イノキ谷	円墳	9	○?			部分破壊	木棺直葬
561		16D-0200	朝町中谷・室 イノキ谷	円墳	24	○			完存	横穴式石室
562		16D-0199	朝町中谷・室 イノキ谷	円墳	24	○			完存	横穴式石室?
563		16D-0198	朝町中谷・室 イノキ谷	前方後 円墳	46	○	×?	×	完存	木棺直葬(割竹形)
564		16D-0333	朝町中谷・室 イノキ谷	円墳?	14				部分破壊	木棺直葬?
565		16D-0197	朝町中谷	円墳	15				記録保存	木棺直葬
566		16D-0331	朝町八伏	円墳	14				完存	木棺直葬
567		16D-0330	朝町八伏	円墳	15				部分破壊	木棺直葬
568		16D-0196	室クレハシ・ 朝町八伏	円墳	27				完存	横穴式石室
569		16B-0285	室キコ	円墳	13				完存	木棺直葬
570		16B-0284	室キコ	円墳	12				完存	木棺直葬
571		16B-0283	室キコ	円墳	14				-	横穴式石室
572		16B-0282	室キコ	円墳	15				完存	横穴式石室
573		16B-0280	室キコ	円墳	13				半壊	横穴式石室
574		16B-0281	室キコ	円墳	12	○			完存	木棺直葬
575		16B-0276	室吉田キコ	円墳	11				-	木棺直葬
576		16B-0484	室キコ吉田	円墳	7					木棺直葬?
577		16B-0485	室キコ吉田	円墳	5.5				完存	木棺直葬
578		16B-0483	室キコ吉田	円墳	8				部分破壊	木棺直葬
579		16B-0275	室吉田キコ	円墳	7				部分破壊	木棺直葬
580		16B-0274	室吉田キコ	円墳	15				ほぼ完存	横穴式石室
581		16B-0279	室吉田	円墳	8				破壊	
582		16B-0278	室吉田	円墳	18				ほぼ完存	横穴式石室
583		16B-0277	室吉田	円墳	12				-	
584		16B-0273	室吉田	円墳?	12				-	
585		16B-0482	室吉田	円墳?	8				完存	木棺直葬?
586		16B-0272	室吉田	円墳	12.5				完存	木棺直葬?
587		16B-0480	室吉田	円墳	12	○			半壊	木棺直葬

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	石材1露出。 小型古墳。
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
石材露出			古墳	13・15		○	小型古墳。
盗掘坑			古墳	13・15		○	
				13・15		○	
				13・15		○	
				13・15		○	昭和48調査による。
盗掘坑			古墳	13・15	△	○	
			古墳	13・15	△	○	
盗掘坑			古墳	13・15	△	○	
盗掘坑			古墳	13・15	△	○	
盗掘坑		須恵、鉄鏃、白玉、ガラス玉	6C 中葉	2・13・15・ 24・25・28	○	○	前方部幅 13 m、後円部径 26 m。
			古墳	13・15		○	
		須恵、鉄鏃、鉄鎌	6C 中葉	13・15	○	○	南側斜面に古代～中世の土壙墓3 基あり。墳丘南半は指定地外か。
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
石材採取痕 (5 × 12 × 4)	南		古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
石材採取痕			古墳・後	13・15		○	
石材採取痕 羨道破壊			古墳	13・15		○	玄室長 6 m、幅 4.5 m。
石材採取痕 (9 × 6.5)			古墳	13・15		○	石材 4 残存。
石材採取痕 盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	小型古墳。
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
				13・15		○	
石材採取痕 (10 × 5 × 3) 奥壁基底石露出			古墳	13・15		○	
石材採取痕			古墳	13・15		○	
石材採取痕			古墳	13・15		○	
				13・15		○	
				13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	道により切断。

古墳 番号	通称	遺跡地図 No	所在地	墳形	規模 (m)	周溝 (堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体) 残存状況	埋葬施設
588		16B-0307	室吉田	円墳	17				完存	木棺直葬?
589		16B-0481	室イノキ谷	円墳	8.5				部分破壊	木棺直葬?
590		16B-0503	室イノキ谷	円墳	9				南半分なし	木棺直葬?
591		16B-0502	室イノキ谷	円墳?	6				半壊 南側崖	木棺直葬?
592		16B-0501	室イノキ谷	円墳	10				半壊	木棺直葬?
593		16B-0286	室イノキ谷	円墳?	7				半壊	木棺直葬?
594		16B-0500	室イノキ谷	円墳	15				半壊以上	木棺直葬?
595		16B-0287	室イノキ谷	円墳	8				半壊	木棺直葬?
596		16B-0288	室上ノ坊	円墳?	10				半壊	
597		16B-0289	室上ノ坊	円墳	9				半壊	木棺直葬?
598		16B-0291	室キコ	円墳	13				半壊以上	横穴式石室
599		16B-0292	室キコ	円墳	13				完存	横穴式石室?
600		16B-0498	室キコ	円墳	12				半壊以上	木棺直葬
601		16B-0499	室キコ	円墳	8				-	横穴式石室
602		16B-0497	室キコ	円墳?	8				完存	木棺直葬
603		16B-0496	室キコ	円墳?	10				半壊以上	木棺直葬?
604		16B-0495	室キコ	円墳	18				完存	木棺直葬
605		16B-0494	室キコ	円墳	8				半壊以上	木棺直葬
606		16B-0493	室キコ	-					全壊	
607		16B-0492	室キコ	-					全壊	横穴式石室?
608		16B-0306	室笛吹	円墳	35				完存	木棺直葬
609		16B-0491	室笛吹	-					-	
610		16B-0490	室笛吹	-					-	
611		16B-0489	室笛吹	-					-	
612		16B-0305	室笛吹	円墳	9				部分破壊	木棺直葬
613		16B-0304	室笛吹	円墳	15	○			完存	木棺直葬
614		16B-0303	室出谷	円墳	14	○			完存	木棺直葬
615		16B-0302	室出谷	円墳	7				-	木棺直葬?
616		16B-0486	室出谷	円墳	10				完存	木棺直葬
617		16B-0301	室出谷	円墳	28		○		完存	木棺直葬?
618		16B-0487	室出谷	-					-	
619		16B-0299	室出谷	円墳	8				-	
620		16B-0488	室出谷	-					-	
621		16B-0298	室出谷	円墳	12				完存	木棺直葬
622		16B-0297	室出谷	円墳	11				完存	木棺直葬?
623		16B-0296	室出谷	円墳	10				部分破壊	木棺直葬
624		16B-0295	室出谷	円墳	11				部分破壊	木棺直葬
625		16B-0294	室出谷	円墳	10.5				-	木棺直葬?
626		16B-0451	室出谷	円墳?	11.5				半壊	木棺直葬?
627		16B-0300	室吉ノ谷	円墳?	8	○			半壊	
629		16D-0336	室初伏世	円墳	9				ほぼ完存	木棺直葬
630		16D-0334	室初伏世	円墳	14				ほぼ完存	木棺直葬?
631		16B-0509	室イノキ谷	円墳	7				-	木棺直葬?
632		16B-0508	室イノキ谷	円墳	8				完存	木棺直葬?
633		16B-0507	室イノキ谷	円墳	12				半壊	横穴式石室

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	南西側道により削られる。
				13・15		○	
			古墳	13・15		○	南側土砂崩れ、東側道により削られる。
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	東側道により削られる。
			古墳・後	13・15		○	東側道により削られる。
石材採取痕 緑泥片岩片			古墳	13・15		○	石室長7.0 m、幅5.0 m、高4.0m。
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
石材採取痕 石室奥壁有		埴輪	古墳	13・15		○	玄室長3.5 m、幅2.5 m。
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
石材採取痕	東?		古墳	13・15		○	
石材採取痕			古墳	13・15		○	石材散乱。
盗掘坑			古墳	13・15		○	
				13・15		○	土砂崩れ多い。
				13・15		○	西側に穴。
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	円筒埴輪列。
				13・15		○	
			古墳	13・15		○	屋根の残欠。雑木の為削られる。
				13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	植林により北側削平。
盗掘坑			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
			古墳	13・15		○	
盗掘坑			古墳	13・15		○	
石材採取痕 (4.5 × 7 × 2)			古墳	13・15		○	

古墳 番号	通称	遺跡地図 No	所在地	墳形	規模 (m)	周溝 (堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体) 残存状況	埋葬施設
634		16B-0506	室イノキ谷	円墳	13				半壊	横穴式石室
635		16B-0505	室イノキ谷	円墳	12				半壊以上	横穴式石室？
636		16B-0504	室イノキ谷	円墳	12				半壊	横穴式石室
637		16B-0311	室吉ノ谷	円墳	9				消滅	
638		16B-0312	室吉ノ谷	円墳	9				消滅	
639		16B-0313	室吉ノ谷	円墳	10				消滅	
640	条池南	16B-0315	條スルガ谷・ 吉ノ谷	円墳	16	○			部分破壊	横穴式石室 (左片袖式) 刳抜式家形石棺 (作り 付け石枕・内面朱)
641	条池北	16B-0316	條スルガ谷・ 吉ノ谷	円墳	15				部分破壊	横穴式石室 (右片袖式)
642	條庚申塚	16B-0317	條スルガ谷	円墳	16				ほぼ完存	横穴式石室
643		16B-0314	室吉ノ谷	円墳	8				消滅	
644		16B-0438	室吉ノ谷	-					-	
645		16B-0437	室吉ノ谷	円墳？	10				-	
646		16B-0436	室吉ノ谷	円墳？	10				-	
647		16B-0327	池之内スルケ 谷	円墳	20				消滅	
648		16B-0326	池之内スルケ 谷	円墳	15				消滅	
649		16B-0325	池之内スルケ 谷	円墳	7.5				消滅	
650		16B-0324	池之内スルケ 谷	円墳	8				消滅	
651		16B-0323	池之内スルケ 谷	円墳	15				消滅	
652		16B-0322	池之内スルケ 谷	円墳	8.5				消滅	
653		16B-0321	池之内スルケ 谷	円墳	12				消滅	
654		16B-0320	池之内スルケ 谷	円墳	8				消滅	
655		16B-0319	條スルガ谷	円墳	8				消滅	
656		16B-0442	條スルガ谷	-					消滅	
657		16B-0441	條スルガ谷	-					消滅	
659		16B-0440	條ウル神平松	円墳？	10				半壊以上	横穴式石室
660		16B-0439	條ウル神	円墳？					全壊	
661		16B-0332	稲宿神塚	-					消滅	
662		16B-0448	池之内田邊	円墳？	13				部分破壊	木棺直葬
663		16B-0328	池之内ウル神	円墳	15				完存	木棺直葬
664		16B-0444	池之内ウル神	円墳					-	
665		16B-0443	池之内ウル神	-					-	
666		16B-0331	池之内田邊	円墳	7				全壊	木棺直葬？
667		16B-0447	池之内田邊	円墳？	5				完存	木棺直葬
668		16B-0446	池之内田邊	円墳	4				完存	木棺直葬？
669		16B-0445	池之内田邊	円墳？	3				完存	木棺直葬？
670		16B-0449	池之内田邊	-					土砂採取で 西側消滅	
671		16B-0450	池之内田邊	円墳？	10				-	木棺直葬
672		16B-0329	池之内田邊	円墳	12				完存	木棺直葬？



古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
673		16B-0330	稲宿神塚	-					-	
674		16D-0195	室初伏世	円墳	13				完存	木棺直葬
675		16D-0551	室初伏世	-					-	
676		16D-0194	稲宿大ヶ谷	円墳	13				ほぼ完存	木棺直葬
677		16D-0193	稲宿	円墳	28				完存	木棺直葬?
678		16D-0192	稲宿	円墳	22				ほぼ完存	木棺直葬?
679		16B-0308	室吉ノ谷	円墳	18.5				ほぼ全壊 北側消滅	木棺直葬
680		16B-0309	室吉ノ谷	円墳	10				消滅	
681		16B-0310	室吉ノ谷	円墳	9.5				消滅	
682		16D-0550	稲宿	-					-	
683		16B-0333	池之内スルヶ谷	円墳	15				-	
684		16B-0334	朝町八伏	円墳	20				-	
685		16B-0335	稲宿エビス川	円墳	30				-	
686		16B-0336	稲宿北谷	円墳	15				-	
687		16B-0337	稲宿北谷	円墳	18				-	
688		16B-0338	稲宿北谷	円墳	18				-	
689		16B-0339	稲宿ハチ山	円墳	10				-	
690		16B-0340	稲宿ハチ山	円墳	10				-	
691		16D-0344	稲宿ハチ山	円墳	20				-	
692		16D-0345	稲宿ハチ山	円墳	6				-	
693		16B-0341	稲宿七尾	円墳	12				-	
694		16B-0342	稲宿七尾	円墳	10				-	
695		16B-0343	稲宿北谷	円墳	6				-	
696		16D-0348	稲宿シマタケ	円墳	8				-	
697		16D-0347	稲宿北谷	円墳	15				-	
698		16D-0346	稲宿北谷	円墳	7				-	
699		16B-0344	稲宿七尾	円墳	10				-	
700		16B-0345	稲宿七尾	円墳	15				-	
701		16D-0351	稲宿シマタケ	円墳	25				-	
702		16D-0350	稲宿シマタケ	円墳	10				-	
703		16D-0349	稲宿シマタケ	円墳	25				-	
704		16D-0529	稲宿シマタケ	円墳	10				-	
705		16B-0346	稲宿野竹	円墳	10				-	
706		16D-0352	稲宿野竹	円墳	5				-	
707	ヒガンド古墳	16D-0528	稲宿ヒガンド	前方後円墳	27		○		ミカン畑と植林により開墾	
708	新宮山古墳	16D-0356	稲宿新宮山	円墳	25				-	横穴式石室 箱式石棺・刳拔式家形石棺
709		16D-0357	稲宿ロウノ坊	円墳	7				-	
710		16D-0358	稲宿乳母	円墳	10				-	
711		16D-0359	稲宿乳母	円墳	11				-	
712		16D-0360	稲宿乳母	円墳	14				-	
713		16D-0361	稲宿乳母	円墳	7				-	
714		16D-0372	稲宿塔ノオク	円墳	15				-	
715		16D-0371	稲宿ウルイ	円墳	15				-	



古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
716		16D-0370	稲宿ウルイ	円墳	15				-	
717		16D-0373	稲宿寺ノ下	円墳	15				-	
718	稲宿2号墳	16D-0374	稲宿古安寺	円墳	12	○			安楽寺寺域 拡張の土砂 採取中に破 壊 現状保存	
719	稲宿3号墳	16D-0375	稲宿古安寺	円墳	19×17		○		安楽寺寺域 拡張の土砂 採取中に破 壊 現状保存	木棺直葬?
720	稲宿4号墳	16D-0376	稲宿古安寺	円墳	12				-	
721		16D-0377	稲宿古安寺	円墳?	7				-	
722		16D-0378	稲宿古安寺	円墳	8				-	
723		16D-0379	稲宿宮ノ奥	円墳	8				-	
724		16D-0380	稲宿宮ノ奥	円墳	15				-	
725		16D-0381	稲宿宮ノ奥	円墳?	8				-	
726		16D-0382	稲宿宮ノ奥	円墳	8				-	
727		16D-0383	稲宿宮ノ奥	円墳	15				-	
728		16D-0384	稲宿宮ノ奥	円墳	8.5				-	
729		16D-0385	稲宿宮ノ奥	円墳?	10				-	
730		16D-0386	稲宿宮ノ奥	円墳?	10				-	
731		16D-0387	稲宿宮ノ奥	円墳	15				-	
732		16D-0388	稲宿宮ノ奥	円墳	12				-	
733		16D-0389	稲宿宮ノ奥	円墳?	10				-	
734		16D-0390	稲宿宮ノ奥	円墳?	10				-	
735		16D-0714	戸毛春日社	円墳	8				-	
736		16D-0397	戸毛春日社	円墳	8				-	
737		16D-0396	戸毛春日社	円墳	8				-	
738		16D-0715	戸毛春日社	円墳	10				堀割により 南部分半壊	
739		16D-0395	戸毛上見	円墳?	10				-	
740		16D-0394	戸毛中井谷	円墳	15				-	
741		16D-0393	戸毛中井谷	円墳	8				-	
742		16D-0392	戸毛堂ノ奥	円墳	15				-	
743		16D-0391	戸毛中井谷	円墳	15				-	
744	戸毛向井7号墳	16D-0730	戸毛向ヒ	円墳	13	○			消滅 記録保存	木棺直葬(箱形)
745	戸毛向井6号墳	16D-0398	戸毛向ヒ	円墳	15	○			消滅 記録保存	木棺直葬(箱形)
746	戸毛向井5号墳	16D-0399	戸毛向ヒ	円墳	13				-	
747	戸毛向井3号墳	16D-0401	戸毛向ヒ	円墳	12				-	
748	戸毛向井2号墳	16D-0402	戸毛向ヒ	円墳	15				-	
749	戸毛向井1号墳	16D-0403	戸毛中井谷	円墳	8				-	
750		16D-0366	稲宿宮ノ奥	円墳?	15				-	
751		16D-0539	稲宿シシ伏	円墳	6				-	
752		16D-0367	稲宿シシ伏	円墳	15				-	
753		16D-0368	稲宿シシ伏	円墳?	8				-	
754		16D-0369	稲宿シシ伏	円墳	8				-	
755		16D-0365	古瀬弥谷	円墳?	17				-	
756		16D-0363	古瀬ウエ山	円墳	10				-	



古墳番号	通称	遺跡地図No	所在地	墳形	規模(m)	周溝(堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体)残存状況	埋葬施設
757		16D-0364	古瀬ウエ山	円墳?	10				-	
758		16D-0322	古瀬片山	円墳	5				-	
759		16D-0321	古瀬奥一の谷	円墳	14				全壊	
760		16D-0319	古瀬奥一の谷	円墳	10				-	
761		16D-0320	朝町大谷	円墳	9				-	
762		16D-0318	古瀬森山	円墳	8				-	
763		16D-0317	古瀬笠谷	円墳	13				-	
764		16D-0316	古瀬飛谷	円墳	5				-	
765		16B-0290	室笛吹	円墳	8				-	
766		16D-0048	西寺田東受名田	円墳					-	
767			城山台	円墳	8				消滅 記録保存	木棺直葬?
768		16D-0174	朝町ミノ山	方墳	7				消滅 記録保存	横穴式石室(小型無袖式)
769	323号先行墳	16D-0041	城山台	-					323号墳により破壊	
770		16D-0729	西寺田血取手・境谷	円墳	14.4	○			414・415号墳の築造により破壊	木棺直葬
771		16B-0551	西寺田淵ヶ谷・境谷	方墳	16				421号墳の築造により破壊	
772		16B-0246	室奥ノ谷							横穴式石室(小型無袖式)
773		16B-0576	條	円墳	16				消滅 道路工事中に発見	横穴式石室(無袖式、 竪穴系横口式石室の系統)
774	戸毛向井8号墳	16D-0731	戸毛向ヒ	円墳?	10				-	
775	戸毛向井4号墳	16D-0400	戸毛向ヒ	円墳	10				-	
776		16D-0325	朝町中谷							木棺直葬(箱形)
777			朝町中谷						現状保存	横穴式石室
778		16D-0597	西寺田殿山・三ノ谷	円墳?	7				部分破壊	木棺直葬?
779		16D-0537	戸毛春日社	円墳	8				盗掘坑	
780		16D-0538	戸毛春日社	円墳	10				堀割により南部分半壊	
781			西寺田東受名田							
782			西寺田東受名田							
783			西寺田東受名田・朝町ミノ谷							
784			栗坂タケノ口							
785			栗坂タケノ口							
786			室吉田							
787		16D-0221	室城谷	円墳?						
788			西寺田地取手・室城谷							
789			室吉ノ谷							
790			室吉ノ谷							

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
			古墳	15			墳頂に鉄柱あり。
			古墳	15			
			古墳	15			
			古墳	15			遺跡地図には(工事中)とある。
			古墳	15			
			古墳	15			
			古墳	15			
			古墳	28		○	
			古墳・後	28		○	
			不詳	16・27	○		256号墳北西側に新たに命名。
石材採取痕	南	須恵	7C 中葉	21	○		TK217。30号墳南側、文献21のS1号墳に新たに命名。遺跡地図の768号墳は787号墳に変更。
		須恵、鉄製品、埴輪(円筒)	5C 後葉	15・27	○	○	323号墳下層検出墳。TK23。川西編年IV期。墳丘上からの景観が極めて優れ、周辺に先行する古墳はなく、支群形成の端緒となったか？
		須恵、鉄鏃、鉄刀子、埴輪(円筒・家・脚柱、有黒斑)	5C 後半	27・29	○		TK208。414・415号墳の下層から検出。
		須恵、土師、韓式系土器	5C 前半	27・29	○		TK73 併行期。
	南東	須恵、鉄鏃	6C 後葉	15・25・28	○	○	471号墳の前方部を一部削って構築。
	南西	須恵、土師、瓦器、鉄刀、鉄鏃、馬具、琥珀製棗玉、人骨、銀製指輪	6C 中葉	33	○		TK10、TK43～209に3回の追葬。
			古墳	15・22			
			古墳	10・15・22			戸毛向井3号墳の前方部か？
			5C 前～中			○	563号墳南裾に新たに命名。
			7C 初頭			○	776号墳直上に新たに命名。
			古墳	13・15		○	93号墳北側に新たに命名。
			古墳				735号墳北東側に新たに命名。
			古墳				779号墳南側に新たに命名。
						○	321号墳北側に新たに命名。
						○	331号墳南側に新たに命名。墳丘南側は指定地外か。
							333号墳南側に新たに命名。
							255号墳西側に新たに命名。
							73号墳西側に新たに命名。
						○	584号墳北側に新たに命名。
							388号墳北東側に新たに命名。遺跡地図では768号墳とされていた。
							389号墳南側に新たに命名。
						○	627号墳北側に新たに命名。
						○	627号墳北側に新たに命名。

古墳番号	通称	遺跡地図 No	所在地	墳形	規模 (m)	周溝 (堀割)	埴輪列	葺石	(古墳本体) 残存状況	埋葬施設
791			室吉ノ谷							
792			室吉ノ谷							
793			室笛吹							
794			室笛吹							
795			室笛吹							
796			室笛吹							
797			室イノキ谷							
798			室上ノ坊							
799			室イノキ谷							
800			室イノキ谷							

### 表凡例

- ・「古墳番号」「遺跡地図 No」「所在地」「墳形」「規模」・「周溝 (堀割)」「埴輪列」「葺石」欄は、文献 13 (田中 1984b) で提示された一覧表をもとに、その後の調査成果を踏まえて加筆・修正した。
- ・文献 13 では、「支群番号」「種類」「立地」「墳丘高」「地目」欄があったが、本表では紙幅の関係で割愛した。
- ・「(古墳本体) 残存状況」「(埋葬施設) 残存状況」「遺物」欄は、文献 13 の「備考」欄の記述をもとにその後の調査成果を踏まえて加筆・修正した。
- ・「時期」欄は、奈良県遺跡地図における記載を基に、出土遺物などから詳細な年代が推定できるものについては具体的な時期を示した。
- ・「文献」欄の文献番号は、下記の文献一覧に対応する。
- ・「通称」欄は、古墳番号ではない呼称が過去に用いられている場合に付した。
- ・「調査」欄は、過去に発掘調査が行われている古墳に○を付し、測量調査が行われている古墳に△を付した。
- ・「史跡」欄は、史跡指定地内に位置する古墳に○を付した。
- ・「備考」欄は、文献 13 の記述を転記するとともに、その後の発掘調査や踏査によって得られた所見を加筆した。

### 表中文献

- 1 天沼俊一 1913「稲宿ノ石棺」『奈良縣史蹟勝地調査會報告書第一回』奈良縣
- 2 西崎辰之助 1916「條ノ古墳」『奈良縣史蹟勝地調査會報告書第三回』奈良縣
- 3 秋山日出雄・網干善教 1959『室大墓』奈良縣史蹟名勝天然記念物調査報告第十八冊 奈良縣教育委員会
- 4 網干善教 1959「御所市大字室 みやす古墳」『奈良縣史蹟名勝天然記念物調査抄報』第十二輯 奈良縣教育委員会
- 5 網干善教 1960「御所市小殿古墳」『奈良縣文化財調査報告 (埋蔵文化財編)』第三集 奈良縣教育委員会
- 6 網干善教 1961「御所市小殿第二号墳」『奈良縣文化財調査報告 (埋蔵文化財編)』第四集 奈良縣教育委員会
- 7 久野邦雄・中井一夫 1974『大和 巨勢山古墳群 (境谷支群) 一昭和 48 年度発掘調査概報』奈良縣教育委員会
- 8 山田良三 1976「飛鳥・巨勢周辺の古墳調査 稲宿古墳群と近世墓」『奈良縣古墳発掘調査集報 1』奈良縣文化財調査報告書第 28 集 奈良縣立橿原考古学研究所
- 9 奈良縣教育委員会 1979「新宮山古墳」『奈良縣指定文化財 昭和 54 年度版』
- 10 楠元哲夫編 1982『御所市麻ノ谷 1 号墳』奈良縣文化財調査報告書第 36 集 奈良縣立橿原考古学研究所
- 11 千賀久・田中一廣 1983「御所市 巨勢山古墳群ミノヤマ支群発掘調査概報」『奈良縣遺跡調査概報 1982 年度』(第 2 分冊) 奈良縣立橿原考古学研究所
- 12 田中一廣 1984a「御所市 巨勢山古墳群 (タケノクチ支群) 発掘調査概報」『奈良縣遺跡調査概報 1983 年度』(第 2 分冊) 奈良縣立橿原考古学研究所
- 13 田中一廣 1984b「巨勢山古墳群調査概要 II」『奈良縣遺跡調査概報 1983 年度』(第 2 分冊) 奈良縣立橿原考古学研究所
- 14 藤田和尊編 1985『巨勢山境谷 10 号墳発掘調査報告』御所市文化財調査報告書第 4 集 御所市教育委員会
- 15 藤田和尊編 1987『巨勢山古墳群 II 御所市みどり台総合開発事業に伴う発掘調査 1』御所市文化財調査報告書第 6 集 御所市企画課
- 16 御所市教育委員会 1987『工業団地開発に伴う 巨勢山古墳群第三次・第四次発掘調査現地説明会資料』
- 17 奈良縣立橿原考古学研究所 1987『国道 24 号線埋蔵文化財分布調査報告書』
- 18 千賀久 1988「寺口忍海古墳群の位置づけ」『寺口忍海古墳群 新庄町文化財調査報告第 1 冊 新庄町教育委員会』
- 19 御所市教育委員会 1989『ゴルフ場開発事業に伴う 第 1 回 巨勢山古墳群発掘調査成果の現地説明会資料』
- 20 関川高功 1989「室大墓古墳外堤部発掘調査報告」『奈良縣遺跡調査概報 1988 年度』第 2 分冊 奈良縣立橿原考古学研究所
- 21 御所市教育委員会 1990『ゴルフ場開発事業に伴う 第 2 回 巨勢山古墳群発掘調査成果の現地説明会資料』
- 22 入倉徳裕 1990「御所市 戸毛向井 6・7 号墳発掘調査概報」『奈良縣遺跡調査概報 1989 年度』(第 2 分冊) 奈良縣立橿原考古学研究所
- 23 藤田和尊・木許守編 1999『台風 7 号被害による室宮山古墳出土遺物』御所市文化財調査報告書第 24 集 御所市教育委員会
- 24 清水真一・泉武・岡林孝作編 2001『大和前方後円墳集成』奈良縣立橿原考古学研究所
- 25 御所市教育委員会 2002『巨勢山古墳群確認調査一現地説明会資料一』
- 26 藤田和尊編 2002『巨勢山古墳群 III』御所市文化財調査報告書第 25 集 御所市教育委員会
- 27 木許守・藤田和尊編 2002『巨勢山古墳群 IV』御所市文化財調査報告書第 26 集 御所市教育委員会
- 28 藤田和尊 2003『平成 14 年度奈良県内市町村埋蔵文化財発掘調査報告会資料』奈良県内市町村埋蔵文化財技術担当者連絡協議会
- 29 御所市教育委員会編 2003『古代葛城とヤマト政權』学生社
- 30 木許守 2005『巨勢山古墳群 V』御所市文化財調査報告書第 28 集 御所市教育委員会
- 31 水野敏典・山田隆文編 2005『三次元デジタル・アーカイブを活用した古墳の総合的研究』奈良縣立橿原考古学研究所
- 32 木許守編 2007『巨勢山古墳群 VI』御所市文化財調査報告書第 30 集 御所市教育委員会
- 33 奥田智子編 2015『巨勢山古墳群 VII 京奈和自動車道建設に係る巨勢山 773 号墳の発掘調査一』御所市文化財調査報告第 47 集 御所市教育委員会
- 34 金澤雄太編 2019『條ウル神古墳一範囲確認発掘調査報告一』御所市文化財調査報告第 56 集 御所市教育委員会
- 35 金澤雄太 2020『奈良縣御所市巨勢山古墳群 VIII 健康増進スポーツ施設建設に伴う巨勢山 281 号墳の発掘調査一』御所市文化財調査報告書 第 59 集 御所市教育委員会
- 36 藤田和尊 1988『巨勢山古墳群』『大和を掘る一 1987 年度発掘調査速報 VIII 一』奈良縣立橿原考古学研究所附属博物館

(埋葬施設) 残存状況	開口 方向	遺物	時期	文献	調査	史跡	備考
						○	627号墳北側に新たに命名。
						○	627号墳南側に新たに命名。
						○	611号墳南側に新たに命名。
						○	610号墳北側に新たに命名。
						○	597号墳東側に新たに命名。
						○	597号墳東側に新たに命名。
						○	591号墳北側に新たに命名。
							657号墳西側に新たに命名。
						○	636号墳南側に新たに命名。
						○	636号墳南側に新たに命名。

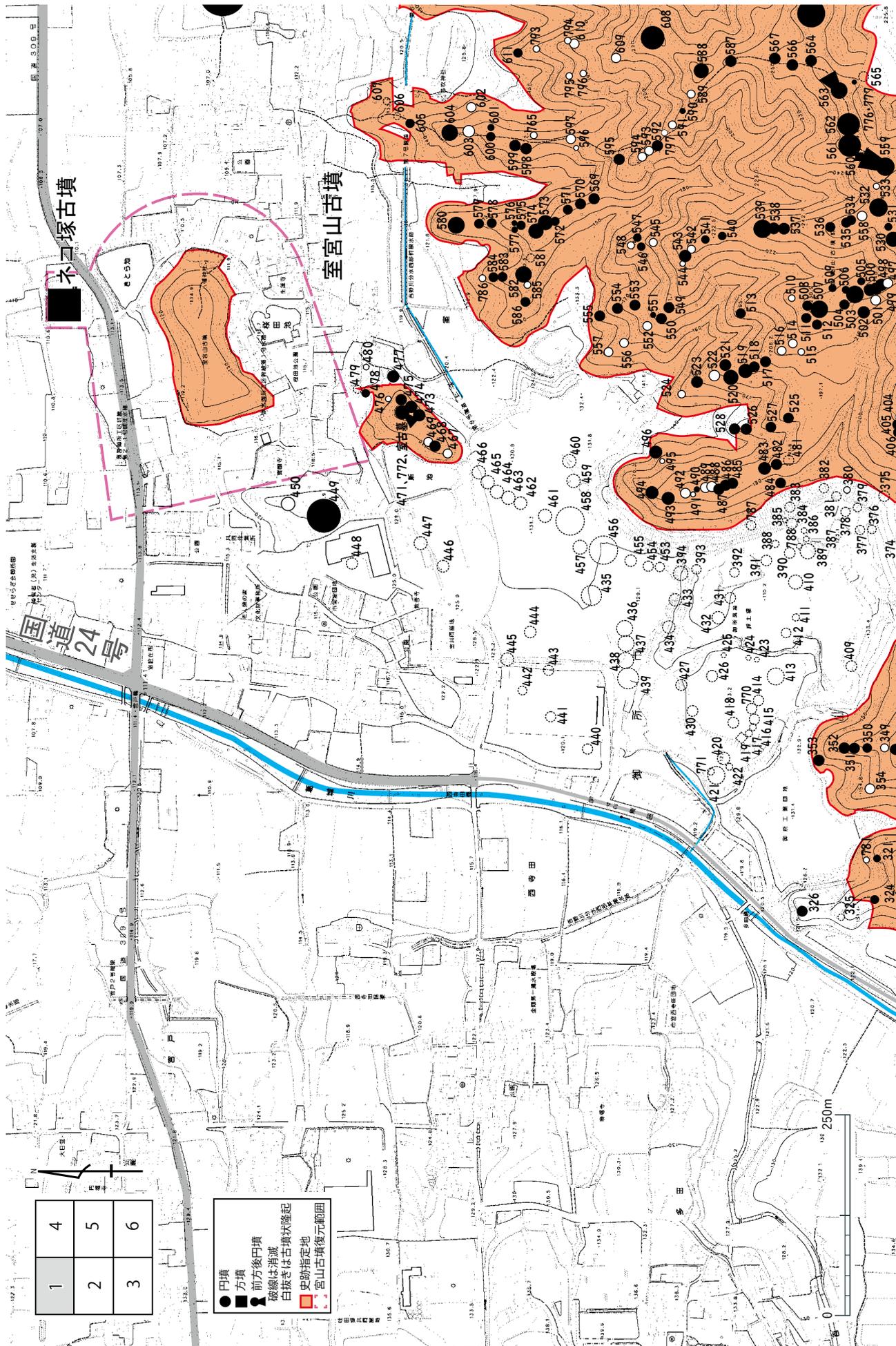


図3-17 巨勢山古墳群分布図(1)

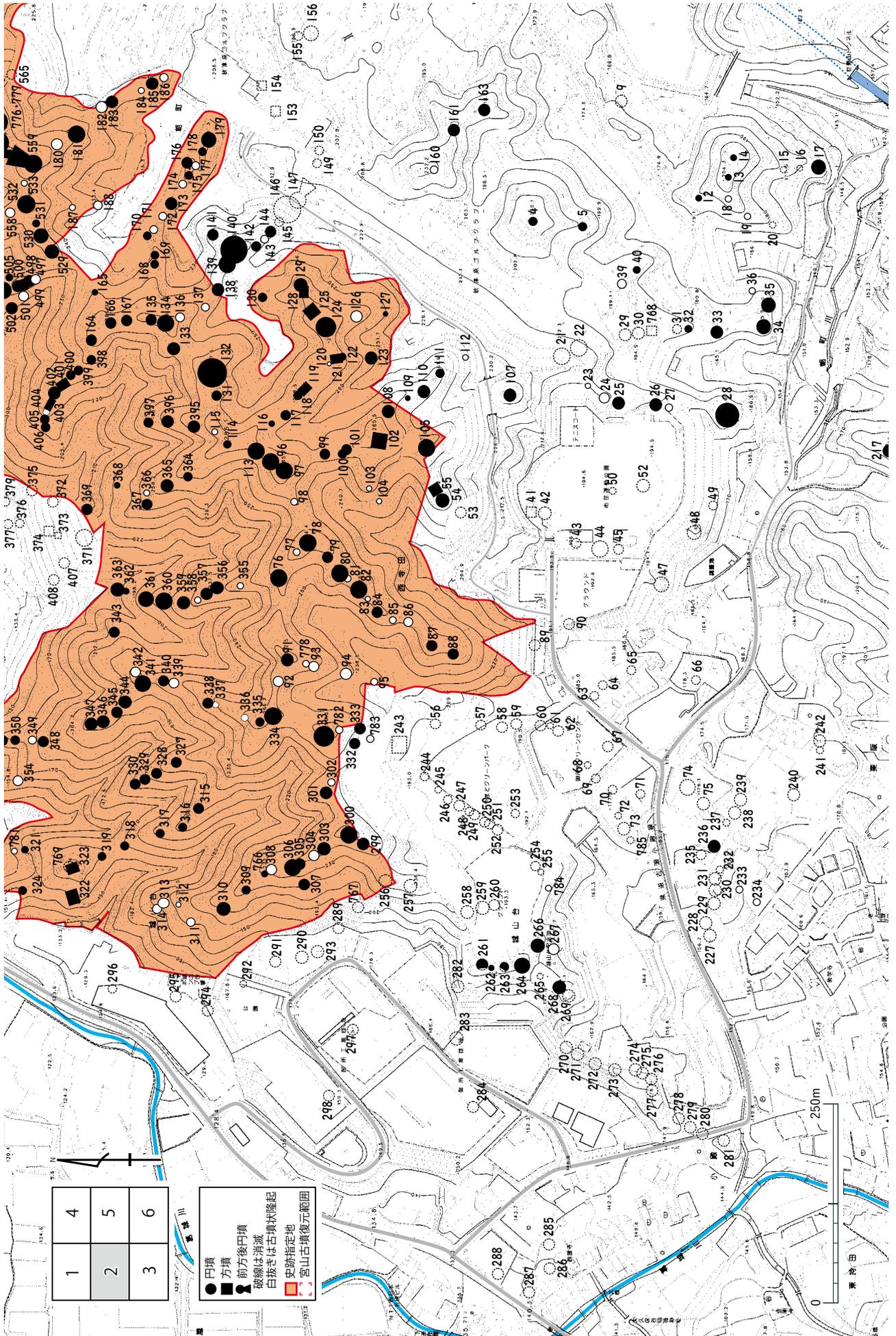


図3-18 巨勢山古墳群分布図(2)

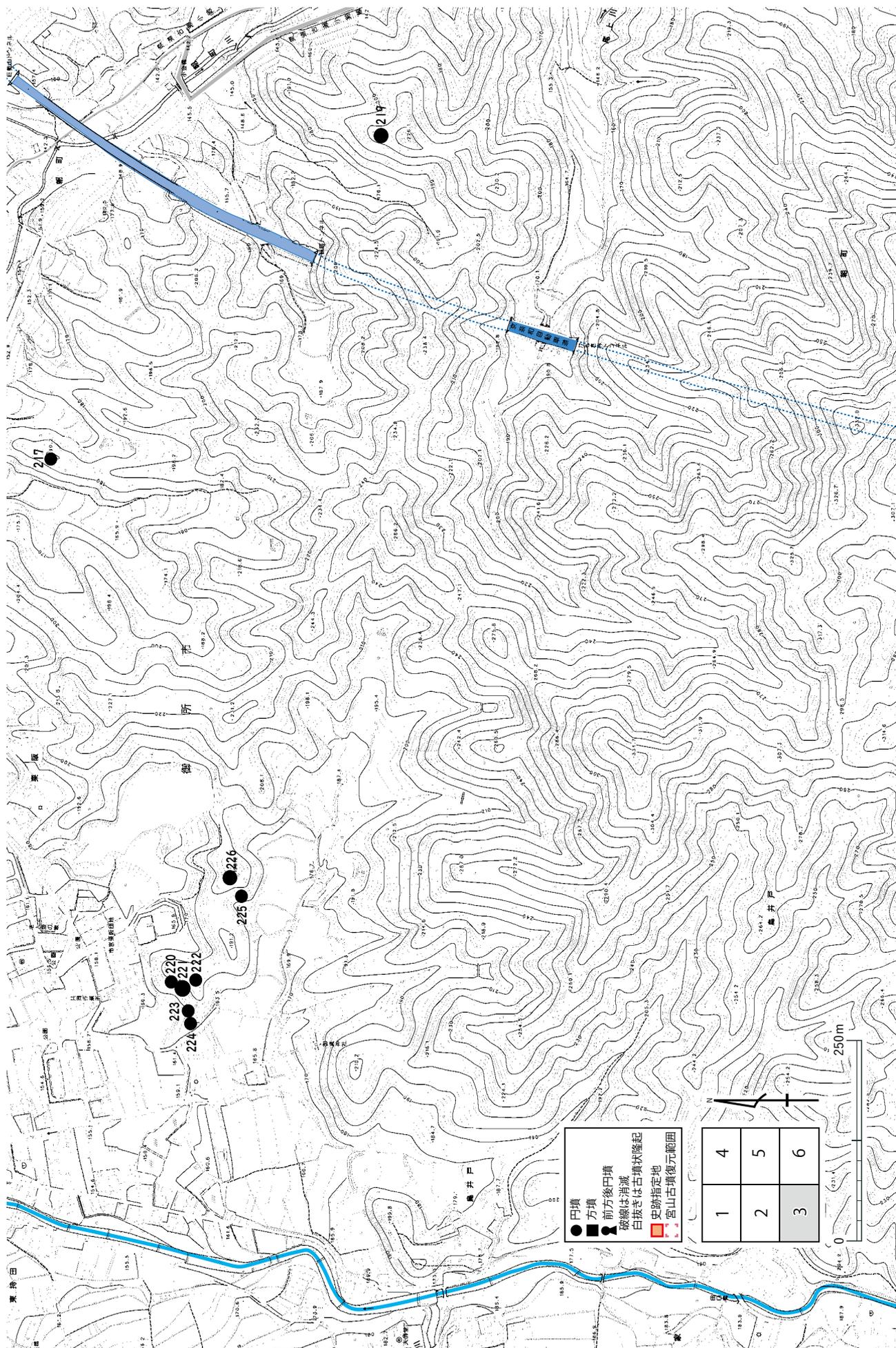


图 3-19 巨勢山古墳群分布图 (3)

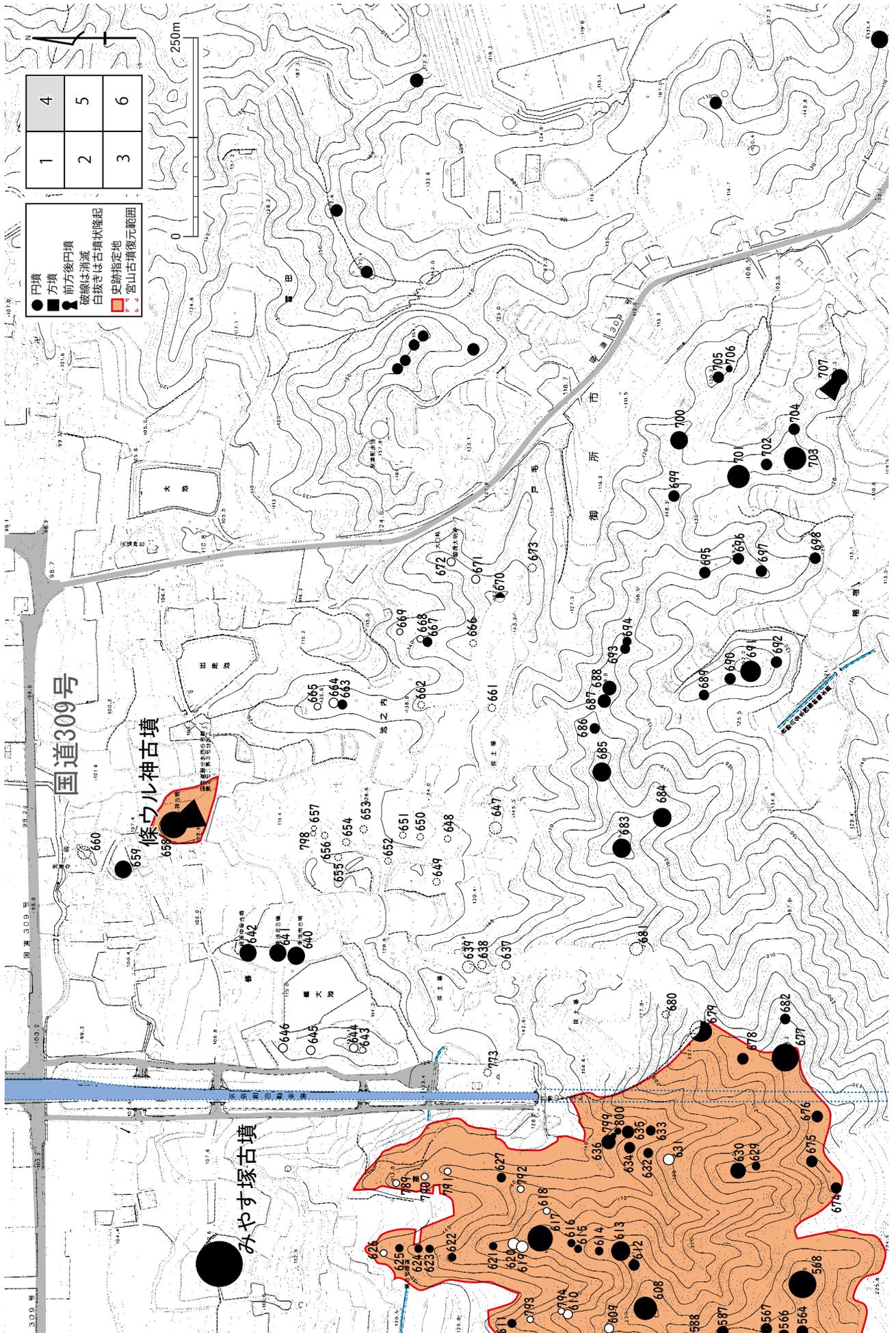


図3-20 巨勢山古墳群分布図(4)

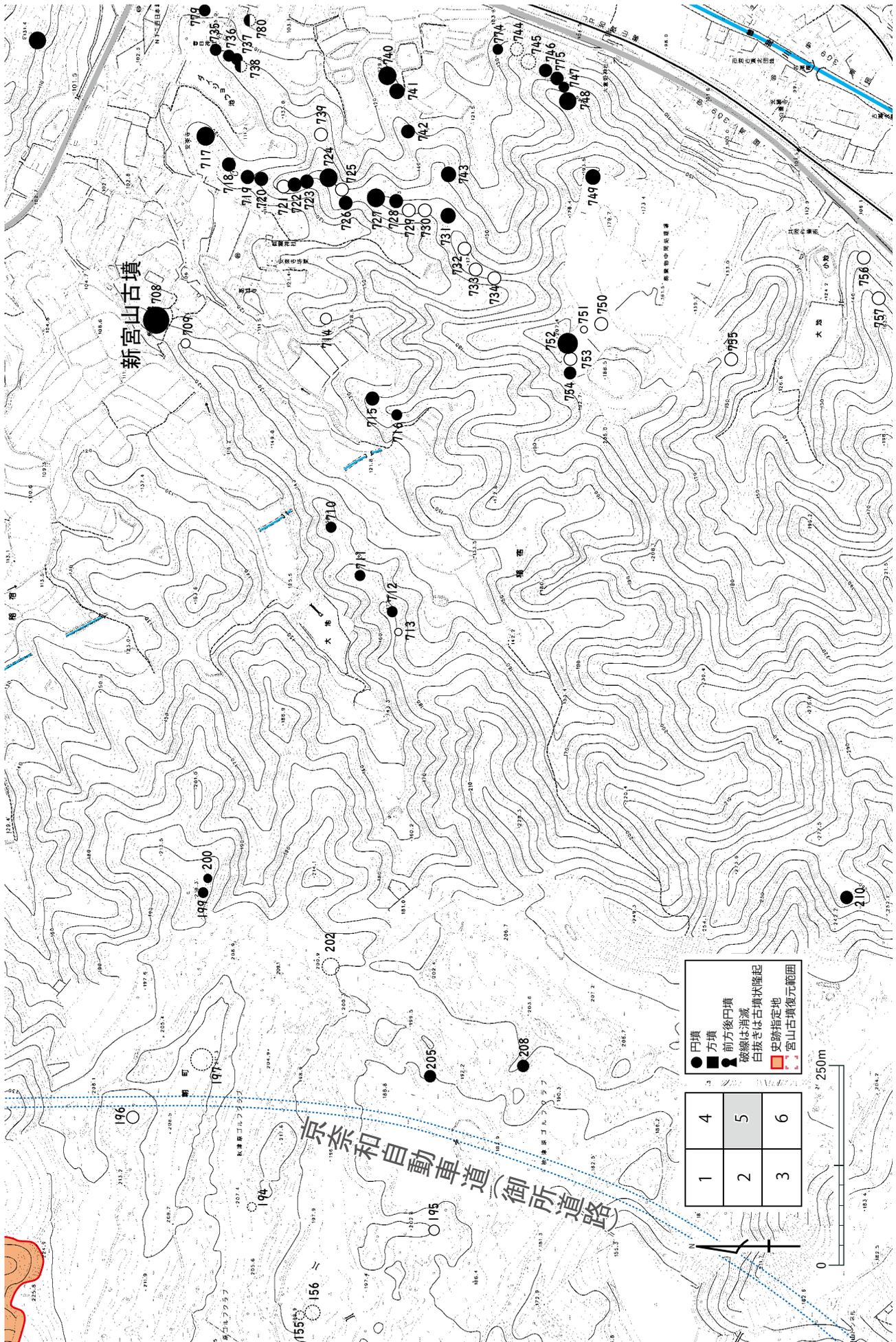


図3-21 巨勢山古墳群分布図(5)

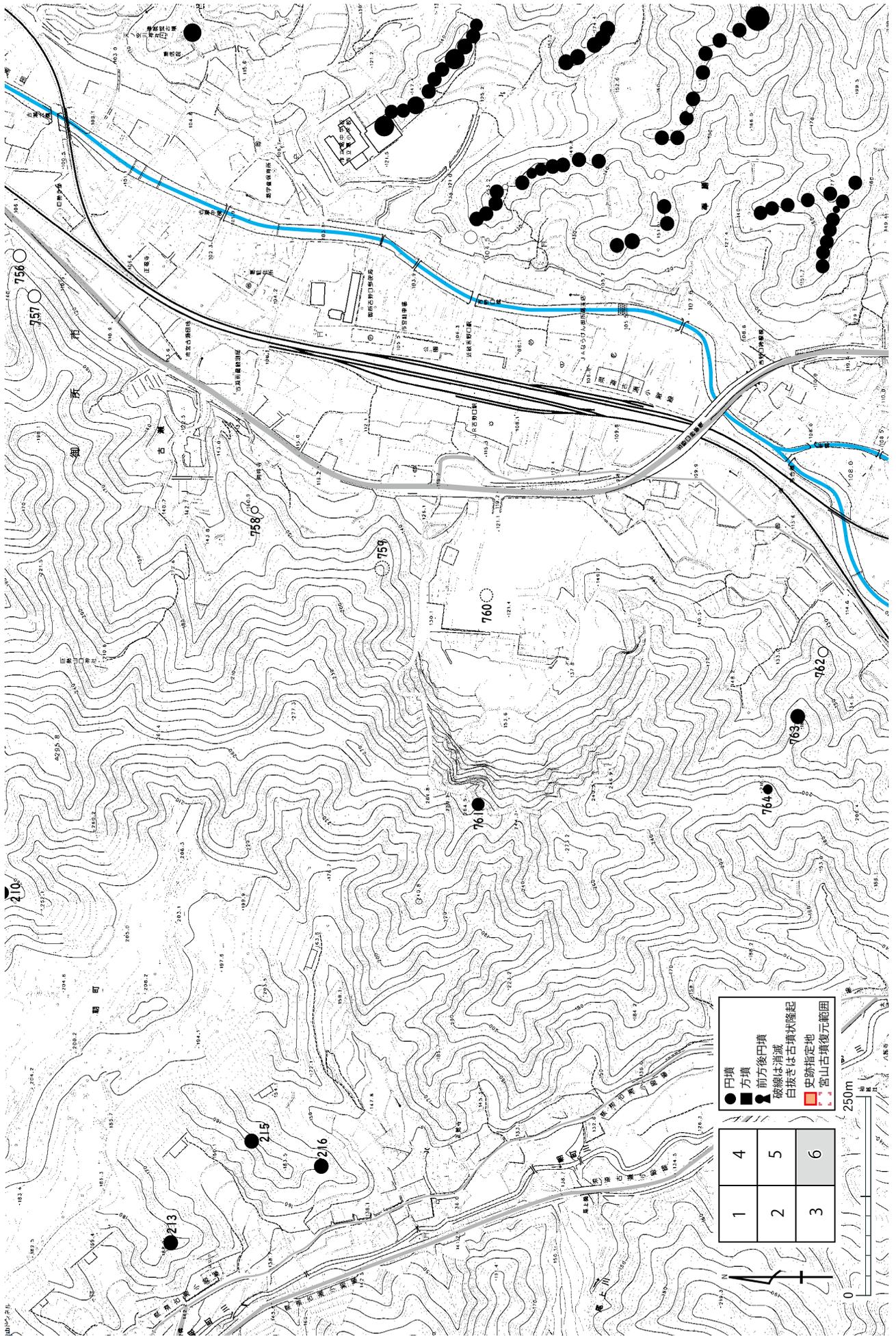


図 3 - 22 巨勢山古墳群分布図 (6)

(ウ) 巨勢山古墳群の基礎データの提示

上掲した表に基づき、以下に巨勢山古墳群の個々の古墳に関する基礎的な集計データを提示する。

●現状の古墳総数と調査状況

現時点で巨勢山古墳群の最終古墳番号は 800 となっているが、その中には発掘調査等の結果、自然地形であることが確認され古墳として計上しない 42 基や、巨勢山古墳群とは切り離れた単独墳として理解すべき 4 つの古墳（宮山古墳・ネコ塚古墳・みやす塚古墳・條ウル神古墳）が含まれている。そのため、それらを除いた現状の古墳数（可能性があるものを含む）は 754 基となる。

それらのうち史跡の中に含まれる古墳は 351 基、史跡外の古墳は 403 基となり（図 3-23）、指定地である巨勢山古墳群の北西部は全体の面積に占める割合は少ないものの古墳が密集していることがわかる。



図 3-23 史跡内外の古墳数の内訳

図 3-24 には、巨勢山古墳群の中で発掘調査や測量調査が行われている古墳の数を示した。何らかの調査が実施されている古墳は 108 基と全体の 15% 程度に留まり、史跡内に限定すると 14 基の古墳で調査が実施され、指定地内古墳数の 5% にも満たない数である。巨勢山古墳群の本質的価値を顕在化させていくためには、計画的な発掘調査の実施が望まれる。

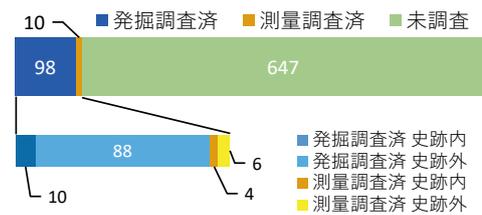


図 3-24 調査古墳数の内訳

●墳形の内訳

発掘調査数が少ないため参考の数値にはなるが、総数 754 基中、円墳が 669 基と全体の 90% 弱を占めており、方墳は 19 基、前方後円墳が 6 基、不明が 61 基を数える（図 3-25）。

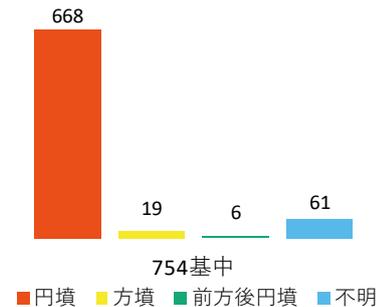


図 3-25 墳形の内訳

●外表施設（葺石・埴輪・周溝）の有無

葺石を伴う古墳としては、平成 30 年度に発掘調査を行った 281 号墳の 1 基に限られる。古墳群の中でも西端にあり、その立地との関係が想起されるが、現時点での評価は難しい。

発掘調査で埴輪列が検出された古墳は 719 号墳（稲宿 2 号墳）の 1 基に限られ、踏査等から埴輪列の存在が推測されるものには 617 号墳と 707 号墳（ヒガンド古墳）の 2 基がある。埴輪列の存在は判然としないものの、発掘調査等によって埴輪が出土している古墳は 17 基あるため、現状で巨勢山古墳群に埴輪を伴う古墳は計 20 基存在することになる。

堀割状の周溝を伴う古墳は、80 基を数える。

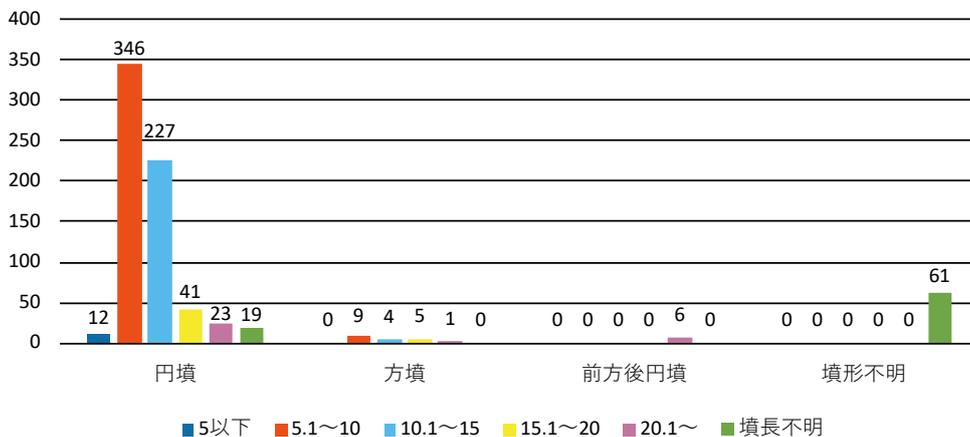


図 3-26 墳形別の墳丘規模の内訳

### ●墳丘規模の内訳

墳形別の墳丘規模を確認すると（図3-26）、古墳群の大多数を占める円墳は5.1～15mと小規模なものが大半であり、その中でも10m以下の規模のものが346基と最も多い。前方後円墳についてはいずれも20mを超えるものの、大きなもので46mの563号墳や44mの471号墳であり30m級のものが多くなっている。

### ●埋葬施設の内訳

古墳内に築造された埋葬施設の種類を比較すると（図3-27）、754基中不明の273基を除いて最も多いのは木棺直葬の338基（45%）で、続いて138基（18%）の横穴式石室が続く。粘土槨や小型小石室、横口式石槨も存在するが非常に少数となっている。ただし、この木棺直葬の数量は、多くが踏査時の観察所見に基づくものであるため、今後の発掘調査によって幾分変化することが予想される。

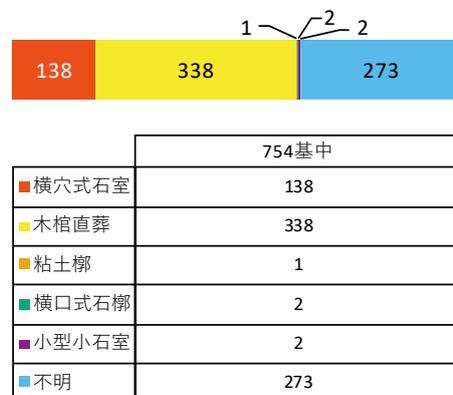


図3-27 埋葬施設の内訳

これらの展開を時期別に分布図に落としたものが図3-28～32である。これをみると、中期は全てが木棺直葬を埋葬施設にしていることがわかる。分布は古墳群の北西側に偏りつつも丘陵頂部や古墳群東端にも認められるが、総じて散漫である。

後期前葉になると、木棺直葬の分布は大きく変化しないが、横穴式石室の分布が古墳群北西にみられるようになる。散漫な分布ではあるものの、2基が近接して存在する分布状況が確認でき、南方向へ開口する石室が多い。

後期中葉になると、古墳群に広く木棺直葬が分布するようになり、横穴式石室の分布は数を減らしている。その分布も巨勢山丘陵の北側や中央付近にあり、前段階の古墳群北西部には認められなくなる。

後期後葉になると、埋葬施設の状況は一変し、木棺直葬の数が激減し横穴式石室が増加する。その分布は古墳群北西部に集中し、南から西の方向に石室を開口するものが多い。

終末期もそのほとんどが横穴式石室であり、前段階とは異なって南から東の方向に石室を開口するものが多くなっている。横口式石槨も2基存在するが、それぞれの分布は独立しており、関係は見いだしにくい。いずれも南方向に開口している。

巨勢山古墳群の埋葬施設の分布を時期ごとに概観したが、これらの図をみてもわかるように、指定地内の古墳データはほとんどなく、分布傾向についてもあくまで現時点の調査成果に依拠した不安定なものといえる。巨勢山古墳群の尾根ごとの築造内容の違いなど、群集墳の築造動態については、今後の調査成果に依る部分が非常に大きいといえよう。

### (エ) 巨勢山古墳群の性格について

大型群集墳が成立するに当たっては、<sup>ぎせいてきどうぞく</sup>擬制的同族集団関係の存在がその背景に想定されており、巨勢山古墳群についても、宮山古墳の被葬者を祖と仰ぐ集団が宮山古墳の背後の丘陵に大群集墳を造営したと理解することが可能である。700基を超える非常に規模の大きな群集墳の成立にあたっては、隣接する宮山古墳との関係性を抜きにして考えることは困難と考えられよう。

ただし、未調査古墳の多い巨勢山古墳群の性格については異論も提示されている（藤田2003）。そこで重要になるのが、巨勢山古墳群中に築造された前方後円墳の実態である。まず古墳群内の4基の前方後円墳について記すと、いずれも規模が30～40m級という共通性がある。丘陵最高所に所在する563号墳（現存、写真3-15、図3-15）は6世紀中葉の築造であり、主体部は木棺直葬である。葺石、



図3-28 時期別の埋葬施設の分布(中期)

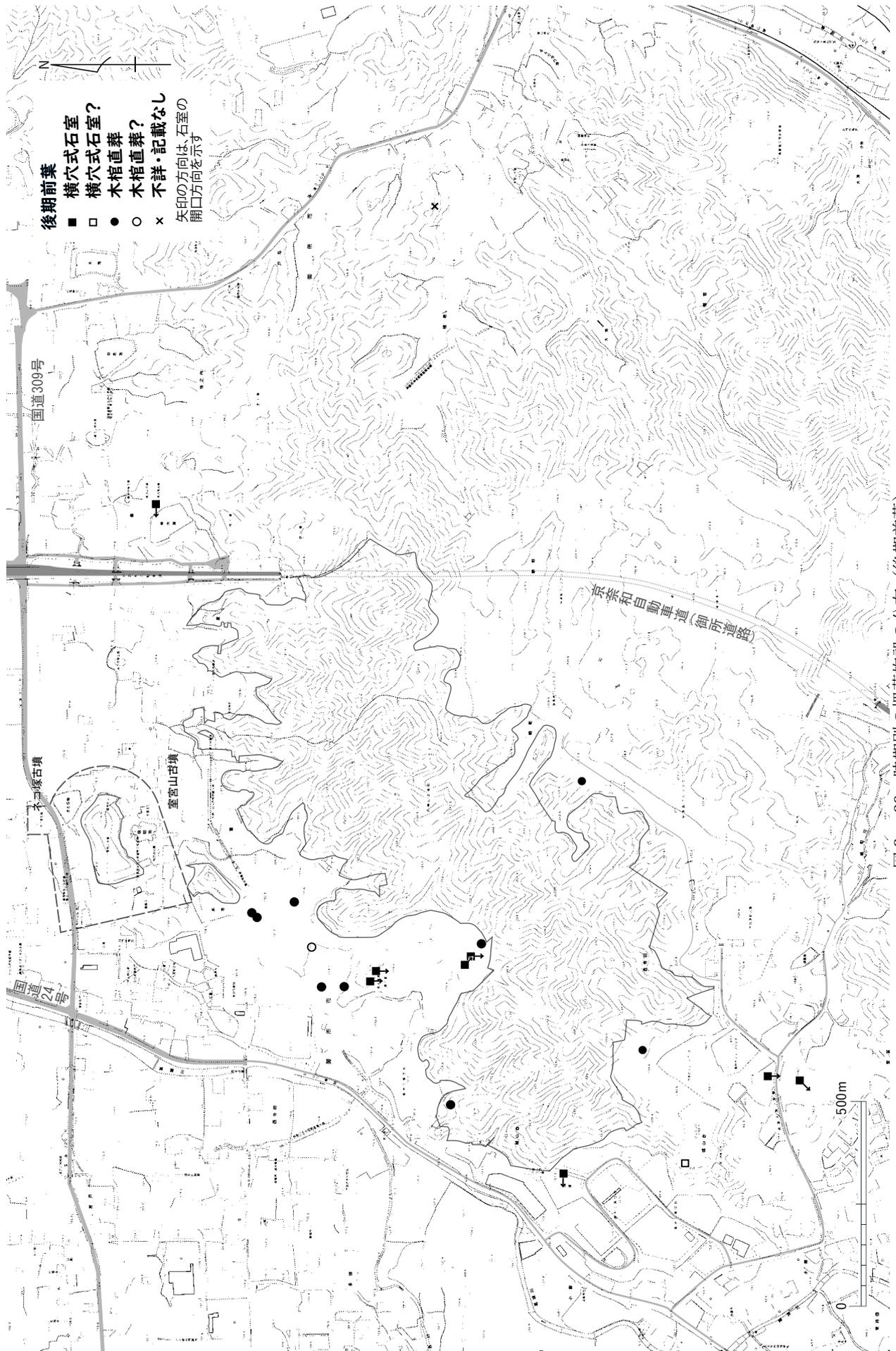


図3-29 時期別の埋葬施設の分布 (後期前葉)



図3-30 時期別の埋葬施設の分布（後期中葉）

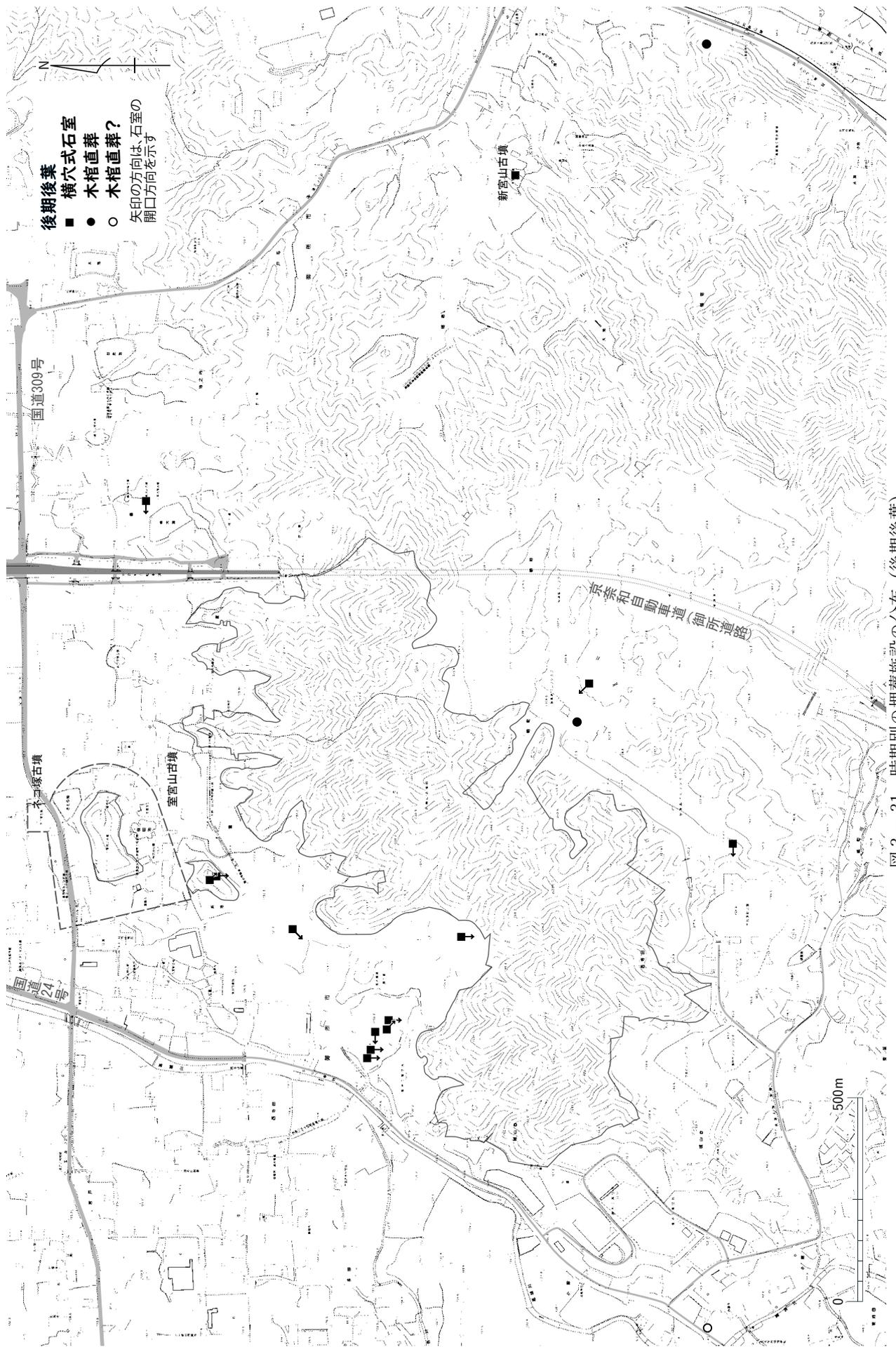


図3-31 時期別の埋葬施設の分布 (後期後葉)



図3-32 時期別の埋葬施設の分布(終末期)

埴輪等の外表施設は認められず、副葬品も少ない。同じく丘陵最高所に所在する 559 号墳（現存）については調査は行われていないが、563 号墳に類似した内容と推測される。

丘陵最高所から南に派生する尾根上には 147 号墳（消滅）があった。5 世紀末～6 世紀初頭の築造で、2 つある埋葬主体はいずれも木棺直葬で、やはり副葬品に顕著なものはみられない。

丘陵北西部、飛び地状の指定地になっている室地区では、471 号墳（現存、図 3 - 16）が前方後円墳であることが判明した。これは 5 世紀後葉の築造で、主体部は同様に木棺直葬であった。

このように巨勢山古墳群中の前方後円墳は 5 世紀後葉の 471 号墳にはじまり、6 世紀中葉の 563 号墳で系譜を終えたとみられる。

最高位の墳形でありながらも、副葬品などの内容にやや貧弱な様相をもつ巨勢山古墳群の前方後円墳に対して、群中の併行期の円墳や方墳では横穴式石室が採用され金銅装馬具などの副葬品も多くみられる。もしも巨勢山古墳群が擬制的同族関係によって成立しているとするならば、その階層構造の頂点にあるべき前方後円墳の内部主体や副葬品が、他の円墳や方墳に比して貧弱などということとはあり得ないと考えるのである。

そこで藤田が注目するのは、巨勢山古墳群の個性的な支群である。例えば、早くも 5 世紀末に横穴式石室を採用する支群がある一方、7 世紀近くになっても木棺直葬の支群もある。あるいは渡来系の要素の顕著な支群もあって、これらが隣接する尾根に混在する状況にある。したがって巨勢山古墳群は別々の性格を持った群集墳の集合体とも評価でき、このことは多様な集団がこの巨勢山古墳群に墓域を与えられたことを意味する。

その墓域を与えることのできる主体として、別の勢力を想定する必要がある。そこで注目されるのは、葛城氏本宗家滅亡後、この地域は葛城県<sup>かつらぎのあがた</sup>として朝廷の直轄地に編入されるとの見解である（塚口 1984 など）。そこに多様な集団が集められ、墓域を与えられたとするならば、その被葬者像としては朝廷に直属して仕える原初的官僚層を想定するのが妥当であろう。群形成のピークが 6 世紀中葉にあることもこのように考えれば理解しやすいと考えるのである。

しかし、史跡指定地内には約 300 基の古墳が知られるが、その内容についてはほとんど知られていない。巨勢山古墳群のまさに中心部に相当する分布密度のとりわけ濃い地域が指定地となっていることから、この地域の実態が明らかにならなければ、巨勢山古墳群の性格を正しく捉えることはできないだろう。今後の調査に期待されるところが大きい。

なお、古墳ではないが、471 号墳前方部側面に平安時代初期の巨勢山室古墓（現存、写真 3 - 17）が検出された。類例の少ない木炭木槨墓の主体部をもち、木槨には施錠することで魂を封じるとい<sup>えびじょう</sup>う蝦錠が用いられた。副葬品には金銅装短刀、水晶丸玉、石帯、碁石<sup>ごいし</sup>などがある。桓武天皇<sup>かんむ</sup>に仕えた高位の貴人の墓とみられる。巨勢山古墳群内では奈良時代の墓も一定数検出されており、大群集墳造営終了後の動向についても注意を払っておく必要がある。



写真 3 - 17 巨勢山室古墓

## エ 指定地の状況

### (ア) 土地等の所有関係

史跡巨勢山古墳群の指定地は、平成 26 年の追加指定地を含めて計 199 筆他、総面積 685,834.72 m<sup>2</sup> である（表 3 - 4）。そのうち 32.2% が民有地（会社有地が 24.5%、個人有地が 7.7%）であり、公有地は合計で 67.8%（御所市有地が 67%、国有地が 0.8%）となっている（表 3 - 5、図 3 - 33）。

表3-4 巨勢山古墳群 指定地一覽

NO	町名・大字・字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者	NO	町名・大字・字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者
1	御所市大字室	808番1	山林	106.00	御所市	62	御所市大字室	872番	山林	2,512.00	御所市
2	御所市大字室	808番3	山林	266.53	国土交通省	63	御所市大字室	873番	山林	753.00	御所市
3	御所市大字室	809番1	山林	473.00	御所市	64	御所市大字室	874番	山林	3,335.00	御所市
4	御所市大字室	809番2	山林	263.00	国土交通省	65	御所市大字室	875番	山林	92.00	御所市
5	御所市大字室	810番1	山林	78.27	個人	66	御所市大字室	876番	山林	85.00	御所市
6	御所市大字室	810番2	山林	173.03	国土交通省	67	御所市大字室	877番	山林	42.00	御所市
7	御所市大字室	811番1	山林	2,512.00	御所市	68	御所市大字室	878番	山林	72.00	御所市
8	御所市大字室	811番2	山林	310.21	国土交通省	69	御所市大字室	879番1	山林	72.00	御所市
9	御所市大字室	812番1	山林	3,935.00	御所市	70	御所市大字室	879番3	山林	5.29	御所市
10	御所市大字室	812番2	山林	106.28	国土交通省	71	御所市大字室	880番	山林	46.00	御所市
11	御所市大字室	813番	山林	198.00	御所市	72	御所市大字室	881番	山林	889.00	御所市
12	御所市大字室	814番	山林	6,280.00	御所市	73	御所市大字室	961番	山林	290.00	御所市
13	御所市大字室	815番	山林	942.00	御所市	74	御所市大字室	962番	山林	300.00	御所市
14	御所市大字室	816番	山林	16,102.00	御所市	75	御所市大字室	963番	山林	419.00	御所市
15	御所市大字室	818番1	山林	1,669.00	御所市	76	御所市大字室	964番	山林	59.00	御所市
16	御所市大字室	818番2	山林	1,666.00	御所市	77	御所市大字室	965番1	山林	105.00	個人
17	御所市大字室	819番	山林	2,033.00	御所市	78	御所市大字室	966番	山林	52.00	個人
18	御所市大字室	820番	山林	3,897.00	御所市	79	御所市大字室	967番	山林	62.00	個人
19	御所市大字室	821番	山林	2,304.00	御所市	80	御所市大字室	974番	山林	128.00	個人
20	御所市大字室	822番	山林	36.00	御所市	81	御所市大字室	977番	山林	135.00	個人
21	御所市大字室	823番	山林	373.00	御所市	82	御所市大字室	978番	山林	214.00	個人
22	御所市大字室	824番	山林	247.00	御所市	83	御所市大字室	979番	山林	79.00	個人
23	御所市大字室	825番	山林	181.00	御所市	84	御所市大字室	980番	山林	4,019.00	御所市
24	御所市大字室	826番	山林	442.00	御所市	85	御所市大字室	981番	山林	2,747.00	御所市
25	御所市大字室	827番	山林	62.00	個人	86	御所市大字室	982番1	山林	42,409.00	御所市
26	御所市大字室	832番	山林	79.00	御所市	87	御所市大字室	982番2	山林	43,399.00	御所市
27	御所市大字室	833番	山林	231.00	御所市	88	御所市大字室	983番	山林	39.00	御所市
28	御所市大字室	834番	山林	99.00	御所市	89	御所市大字室	984番	山林	85.00	御所市
29	御所市大字室	835番	山林	363.00	御所市	90	御所市大字室	985番	山林	3,229.00	御所市
30	御所市大字室	836番	山林	406.00	御所市	91	御所市大字室	1017番	山林	26.00	個人
31	御所市大字室	837番	山林	942.00	御所市	92	御所市大字室	1018番	山林	856.00	御所市
32	御所市大字室	838番1	山林	146.00	個人	93	御所市大字室	1022番	山林	961.00	御所市
33	御所市大字室	838番2	山林	3,418.00	御所市	94	御所市大字室	1023番	山林	300.00	御所市
34	御所市大字室	839番	山林	39.00	御所市	95	御所市大字室	1024番	山林	119.00	御所市
35	御所市大字室	845番	山林	142.00	御所市	96	御所市大字室	1025番	山林	62.00	御所市
36	御所市大字室	846番	山林	69.00	個人	97	御所市大字室	1029番	山林	224.00	御所市
37	御所市大字室	847番	山林	46.00	個人	98	御所市大字室	1047番	山林	23.00	御所市
38	御所市大字室	848番	山林	165.00	個人	99	御所市大字室	1067番	山林	5,596.00	御所市
39	御所市大字室	850番	山林	165.00	個人	100	御所市大字室	1068番	山林	2,085.00	個人
40	御所市大字室	851番	山林	323.00	個人	101	御所市大字室	1081番	山林	11,441.00	御所市
41	御所市大字室	852番1	畑	125.00	個人	102	御所市大字室	1082番	山林	9,494.00	御所市
42	御所市大字室	852番2	山林	254.00	個人	103	御所市大字室	1083番	山林	3,874.00	御所市
43	御所市大字室	853番	畑	79.00	御所市	104	御所市大字室	1084番	山林	4,571.00	御所市
44	御所市大字室	854番	畑	82.00	御所市	105	御所市大字室	1087番	山林	23.00	御所市
45	御所市大字室	855番	畑	204.00	個人	106	御所市大字室	1093番	山林	233.00	御所市
46	御所市大字室	856番	山林	152.00	個人	107	御所市大字室	1094番	山林	2,613.00	御所市
47	御所市大字室	857番1	山林	648.00	御所市	108	御所市大字室	1095番	田	1,212.00	御所市
48	御所市大字室	858番	山林	271.00	個人	109	御所市大字室	1096番	田	171.00	御所市
49	御所市大字室	859番	山林	231.00	御所市	110	御所市大字室	1096番1	田	633.00	御所市
50	御所市大字室	860番	山林	145.00	御所市	111	御所市大字室	1096番2	畑	629.00	御所市
51	御所市大字室	861番	山林	148.00	御所市	112	御所市大字室	1097番	田	701.00	御所市
52	御所市大字室	862番	山林	459.00	御所市	113	御所市大字室	1098番	田	1,396.00	御所市
53	御所市大字室	863番	山林	231.00	御所市	114	御所市大字室	1099番	ため池	1,437.00	御所市
54	御所市大字室	864番	山林	13,411.00	御所市	115	御所市大字室	1100番	田	551.00	御所市
55	御所市大字室	865番	山林	535.00	御所市	116	御所市大字室	1101番	畑	569.00	御所市
56	御所市大字室	866番	山林	1,537.00	御所市	117	御所市大字室	1102番	畑	4,246.00	御所市
57	御所市大字室	867番	山林	4,856.00	御所市	118	御所市大字室	1105番1	山林	1,419.00	御所市
58	御所市大字室	868番	山林	15,272.00	御所市	119	御所市大字室	1105番2	山林	1,324.00	御所市
59	御所市大字室	869番	山林	1,973.00	御所市	120	御所市大字室	1106番1	山林	7,933.00	御所市
60	御所市大字室	870番	山林	4,198.00	御所市	121	御所市大字室	1106番2	山林	17,450.00	御所市
61	御所市大字室	871番	山林	2,545.00	御所市	122	御所市大字室	1107番2	山林	14,484.00	御所市

NO	町名・大字・字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者	NO	町名・大字・字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者
123	御所市大字室	1107番3	山林	16,113.00	御所市	185	御所市大字朝町	1520番1	山林	11,328.54	会社
124	御所市大字室	1109番	山林	725.00	御所市	186	御所市大字朝町	1520番2	山林	13,591.28	会社
125	御所市大字室	1110番1	山林	6,262.00	御所市	187	御所市大字朝町	1520番3	山林	5,817.79	会社
126	御所市大字室	1110番2	山林	4,861.00	御所市	188	御所市大字朝町	1520番5	山林	3,438.80	会社
127	御所市大字室	1111番1	山林	1,363.00	御所市	189	御所市大字朝町	1520番6	山林	1,377.65	会社
128	御所市大字室	1111番2	山林	718.00	御所市	190	御所市大字朝町	1520番7	山林	602.94	会社
129	御所市大字室	1112番	山林	12,499.00	御所市	191	御所市大字朝町	1524番2	山林	31,025.40	会社
130	御所市大字室	1172番	山林	198.00	御所市	192	御所市大字朝町	1525番1	山林	3,371.00	御所市
131	御所市大字室	1174番	山林	218.00	御所市	193	御所市大字朝町	1525番2	山林	19,874.73	会社
132	御所市大字室	1175番	山林	13.00	御所市	194	御所市大字朝町	1527番2	山林	7,993.23	会社
133	御所市大字室	1176番1	山林	3,831.00	御所市	195	御所市大字朝町	1527番6	山林	1,404.68	会社
134	御所市大字室	1176番2	山林	66.00	御所市	196	御所市大字朝町	1531番13	山林	148.00	会社
135	御所市大字室	1176番3	山林	198.00	御所市	197	御所市大字朝町	1531番14	山林	30,586.70	会社
136	御所市大字室	1392番	山林	89.24	国土交通省	198	御所市大字朝町	1532番2	山林	12,848.00	会社
137	御所市大字室	1393番	山林	145.00	御所市	199	御所市大字室 他	界在する里道・水路	4,219.73	国土交通省	
138	御所市大字室	1394番	山林	284.00	御所市			合計	685,834.72		
139	御所市大字室	1398番	ため池	768.00	御所市						
140	御所市大字城山台	90番16	山林	10,454.00	御所市						
141	御所市大字城山台	90番17	雑種地	334.00	御所市						
142	御所市大字城山台	90番25	山林	1,205.00	御所市						
143	御所市大字西寺田	540番	山林	3,123.00	御所市						
144	御所市大字西寺田	541番	山林	4,082.00	御所市						
145	御所市大字西寺田	542番	山林	3,590.00	御所市						
146	御所市大字西寺田	543番	山林	2,307.00	御所市						
147	御所市大字西寺田	544番	山林	4,208.00	御所市						
148	御所市大字西寺田	545番	山林	846.00	御所市						
149	御所市大字西寺田	546番	山林	2,304.00	御所市						
150	御所市大字西寺田	547番	山林	3,599.00	御所市						
151	御所市大字西寺田	548番	山林	2,099.00	御所市						
152	御所市大字西寺田	549番	山林	4,016.00	個人						
153	御所市大字西寺田	550番	山林	3,586.00	個人						
154	御所市大字西寺田	551番	山林	3,421.00	御所市						
155	御所市大字西寺田	552番	山林	8,168.00	個人						
156	御所市大字西寺田	553番	山林	3,193.00	御所市						
157	御所市大字西寺田	554番	山林	5,163.00	御所市						
158	御所市大字西寺田	555番	山林	10,482.00	御所市						
159	御所市大字西寺田	562番	山林	31,246.00	御所市						
160	御所市大字西寺田	563番1	山林	463.00	御所市						
161	御所市大字西寺田	563番2	墓地	773.00	個人						
162	御所市大字西寺田	563番3	山林	283.00	御所市						
163	御所市大字西寺田	564番2	山林	175.00	御所市						
164	御所市大字西寺田	565番1	山林	13,628.00	御所市						
165	御所市大字西寺田	566番1	山林	14,023.00	御所市						
166	御所市大字西寺田	567番1	山林	1,029.00	御所市						
167	御所市大字條	525番	山林	297.00	御所市						
168	御所市大字條	531番	山林	2,003.00	御所市						
169	御所市大字條	532番	山林	105.00	御所市						
170	御所市大字條	533番	山林	254.00	御所市						
171	御所市大字條	544番	山林	3,907.00	個人						
172	御所市大字條	556番2	畑	548.00	御所市						
173	御所市大字條	557番	山林	323.00	御所市						
174	御所市大字條	558番	山林	423.00	御所市						
175	御所市大字條	559番	山林	502.00	御所市						
176	御所市大字條	571番	原野	102.00	御所市						
177	御所市大字條	572番	山林	171.00	御所市						
178	御所市大字條	575番	山林	373.00	個人						
179	御所市大字多田	577番	山林	3,966.00	御所市						
180	御所市大字多田	578番	山林	10,254.00	個人						
181	御所市大字朝町	1424番1	山林	17,252.00	会社						
182	御所市大字朝町	1424番2	山林	1,735.00	会社						
183	御所市大字朝町	1424番3	山林	1,735.00	会社						
184	御所市大字朝町	1424番4	山林	7,131.40	会社						

表3-5 史跡巨勢山古墳群の所有割合

公有地		民有地		合計
464,695.31 (67.8%)		221,139.41 (32.2%)		
御所市	国	個人	会社	
459,267.29 (67%)	5,428.02 (0.8%)	53,248.27 (7.7%)	167,891.14 (24.5%)	

#### (イ) 管理団体の指定

現在、史跡の管理団体は指定されていない。

#### (ウ) 公有化の経緯と進捗状況

巨勢山古墳群では、史跡指定のきっかけが土砂採取事業という開発行爲であったこともあり、史跡指定後直ちに公有化事業を進めている。平成 16 年度から平成 22 年度にかけて継続的に公有化を進め、その後は相続など地権者側の課題が解決したところから順に平成 26～28 年度、令和 3 年度に公有化を行っている。

#### (エ) 土地利用の状況 (図 3 - 34)

巨勢山古墳群の史跡指定地内の土地利用状況は、一部に広葉樹が認められるもののヒノキの植林を中心とした人工林であり、谷部に僅かではあるが畑や水田、溜池がみられる。また、山林内に里道がみられるほか、山裾等に農業用水路が走る。里道は、一部道としての形状が不明確なところもみられる。明確な山道は少なく、通常では山林内を通行することは難しい。

#### 参考文献

- 秋山日出雄・網干善教 1959『室大墓』奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告第 18 冊 奈良県教育委員会  
網干善教 1960「大殿古墳」『奈良県文化財調査報告 (埋蔵文化財編)』第 3 集  
石部正志・田中英夫・堀田啓一・宮川徂 1982「大和の若干の前期前方後円墳の築造企画」『橿原考古学研究所紀要 考古学論攷』第 8 冊 奈良県立橿原考古学研究所  
泉森皎・河上邦彦 1971「室大墓前方部張出部の調査」『青陵』第 18 号 奈良県立橿原考古学研究所  
井上光貞 1956「帝紀からみた葛城氏」『古事記大成』4 歴史考古篇 平凡社  
梅原末治 1922「大和御所附近の遺蹟研究」『歴史地理』第 39 巻第 4 号 日本歴史地理学会  
北中恭裕編 2007『極楽寺ヒビキ遺跡』奈良県文化財調査報告書第 122 集 奈良県立橿原考古学研究所  
木許 守 1992「宮山古墳周堤部隣接地立会調査」『平成 3 年度個人住宅建築に伴う市内遺跡発掘調査』御所市文化財調査報告書第 13 集 御所市教育委員会  
木許 守 1993「宮山古墳周堤部」『佐田遺跡範囲確認調査報告』御所市文化財調査報告書第 16 集 御所市教育委員会  
木許 守 1996「宮山古墳の墳丘とその系譜的位置」『橿原考古学研究所紀要 考古学論攷』第 20 冊 奈良県立橿原考古学研究所  
木許 守 2008a「室宮山古墳周堤部隣接地 (H5 - 1 次)」『平成 5～19 年度 市内遺跡発掘調査』御所市文化財調査報告書第 34 集 御所市教育委員会  
木許 守 2008b「室宮山古墳隣接地 (H11 - 1 次)」『平成 5～19 年度 市内遺跡発掘調査』御所市文化財調査報告書第 34 集 御所市教育委員会  
木許 守編 1996『室宮山古墳範囲確認調査報告』御所市文化財調査報告書第 20 集 御所市教育委員会  
関川尚功 1989「御所市室大墓古墳外堤」『奈良県遺跡調査概報 1988 年度』第 2 分冊 奈良県立橿原考古学研究所  
千賀 久 1995『古代葛城の王-王をささえた技術者集団-』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館特別展図録第 46 冊 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館  
塚口義信 1984「葛城県と蘇我氏 (上・下)」『続日本紀研究』第 231・232 号 続日本紀研究会  
奈良県立橿原考古学研究所編 1972『奈良県遺跡地図 第 3 分冊』奈良県教育委員会  
藤田和尊 1996「親衛隊と衛兵の武装」『室宮山古墳範囲確認調査報告』御所市文化財調査報告書第 20 集 御所市教育委員会  
藤田和尊 2003「大形群集墳としての巨勢山古墳群の性格」『古代近畿と物流の考古学』学生社  
藤田和尊編 1985『巨勢山境谷 10 号墳発掘調査報告』御所市文化財調査報告書第 4 集 御所市教育委員会  
水野敏典・北中恭裕 2008「室宮山古墳」『奈良県遺跡調査概報 2007 年』第 2 分冊 奈良県立橿原考古学研究所  
吉村和昭 2006「室宮山古墳出土の甲冑」『葛城氏の実像-葛城の首長とその集落-』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館特別展図録第 65 冊 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館

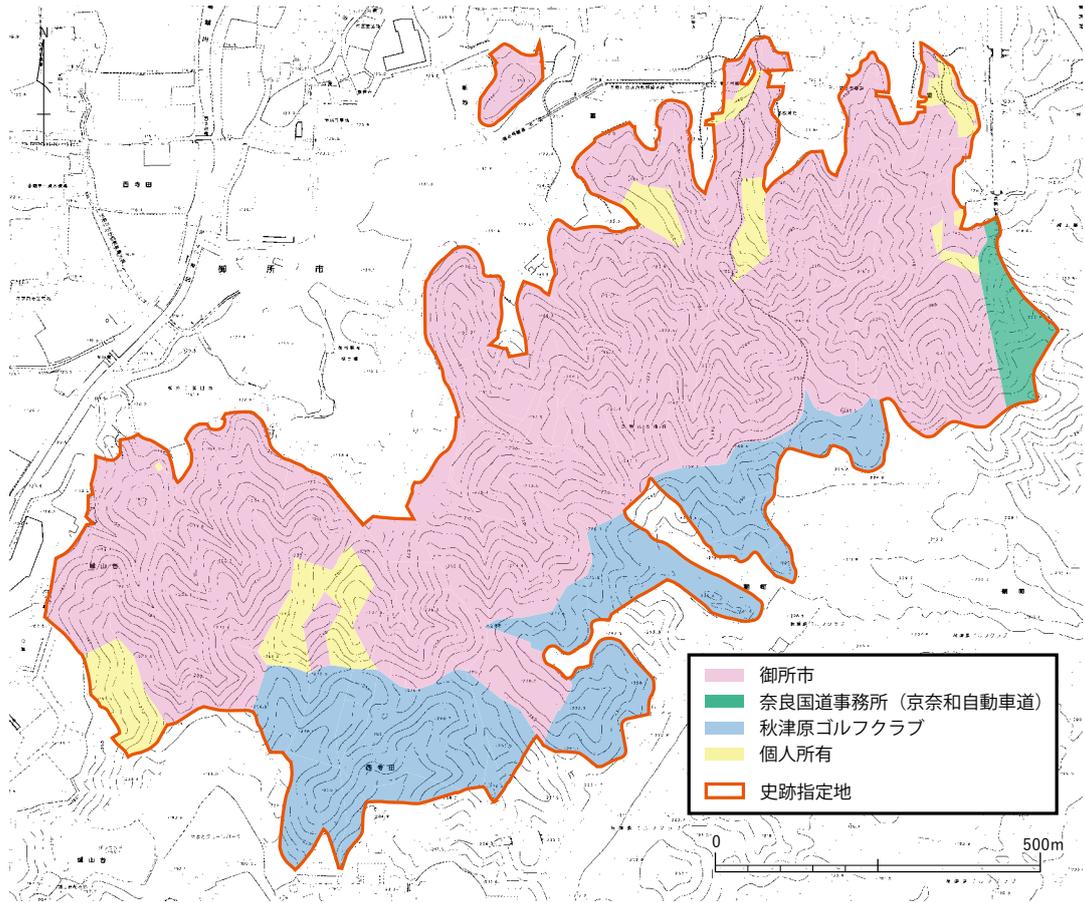


図3-33 巨勢山古墳群 土地所有状況図

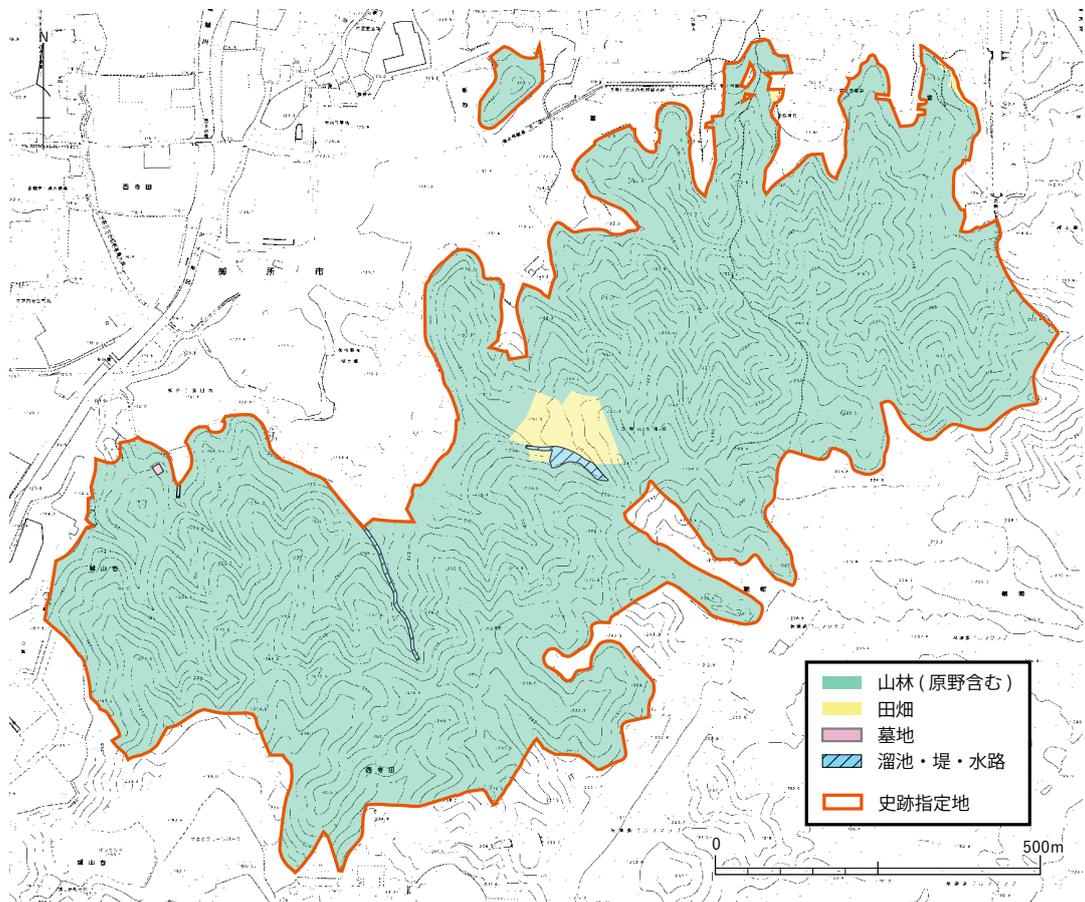


図3-34 巨勢山古墳群 土地利用状況図

## 第4章 史跡の本質的価値

### 1 指定時に示された本質的価値

史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値である。したがって、史跡の本質的価値は土地と一体の「遺跡」を構成している枢要の諸要素によって示されることになる。

「遺跡」はすべて過去の人々の活動の直接的な記録であり、人々が土地に刻んだ何らかの営為の痕跡である「遺構」と、それらに関連して残存する生活用具などの「出土遺物」、およびそれらと直接的な関係を有する空間（景観）からなる（文化庁2005『史跡等整備のてびき』70頁から引用）。

各史跡ともに、指定時にその本質的価値が確認されており、まずは以下に指定時の価値を整理する。

#### (1) 宮山古墳

大正10年の指定説明文によると、宮山古墳の価値については、以下のように捉えられていた。

- 巨大な古墳の存在する大和の中でも屈指の規模をもつ前方後円墳である。
- 古墳の規模は、長さ684尺（約226m）、後円部径348尺（約115m）、高さ88尺（約29m）、前方部幅369尺（約122m）、高さ68尺（約22m）を測る。
- 墳丘は三段に造られ、葺石や円筒埴輪をもつ。
- 墳丘の北東に周濠の名残が認められる。
- 後円部頂上には石室の蓋石と思われる石材が露出している。

#### (2) 巨勢山古墳群

平成14年の指定説明文で示された巨勢山古墳群の価値は、次のように整理できる。

##### ● 総数700基に及ぶ我が国最大級の群集墳としての価値

巨勢山古墳群は、巨勢山丘陵を中心とした東西3.3km、南北3.5kmの範囲に分布する群集墳で、丘陵全体では総数約700基、指定地内に限っても約300基の古墳が築造されている我が国最大級の群集墳である。山塊から派生する尾根上に、10基程度からなる支群が多数展開している。5世紀中ごろから7世紀中ごろに築かれた古墳は、大半は直径約10～20m程度の小規模な円墳であるが、全長40m前後の前方後円墳4基や、直径30m程度の円墳、一辺10～20mほどの方墳も確認されている。

##### ● 当時の政治・集団動向を示す多様な集団が葬られた古墳群としての価値

- ・ 初期の横穴式石室を採用する支群
- ・ 終末期においても木棺直葬を採用する支群
- ・ 渡来系要素の顕著な支群
- ・ 尾根頂部に築造された副葬品の希薄な前方後円墳  
→ 衰退後の葛城氏本宗家や原初的官僚層の造墓地とする歴史的評価

## 2 本質的価値の再構成

史跡指定後に新たに明らかとなった本質的価値や、本質的価値にはあたらないものの地域において価値として捉えられる関連事項も存在する。本計画では、各史跡の本質的価値と両史跡の複合的な本質的価値について、改めて以下のように整理する。

### (1) 宮山古墳

前章にまとめたこれまでの発掘調査成果、及びそこから導き出される宮山古墳の歴史的評価をふまえ、新たな本質的価値を提示する。

- 古墳時代中期前葉（5世紀初頭）に築造された葛城地域最大の前方後円墳であり、古墳時代前期には顕著な前方後円墳が築造されなかった南葛城の地域において、突如出現するという歴史的脈絡を有している。
- 後円部頂には墳丘主軸を挟んで南北2基の埋葬施設が計画的に構築され、両埋葬施設とも竪穴式石室の中に竜山石で造られた長持形石棺を納めている。南石室については、古墳現地で竪穴式石室に納められた長持形石棺が見学できる全国唯一の事例でもある。
- 畿内地域における古墳時代中期の大型前方後円墳では、後円部埋葬施設上の埴輪配置が発掘調査によって明らかとなっている唯一の事例である。
- 墳丘は、後円部・前方部とも三段築成で、斜面に葺石を葺き、段築平坦面に円筒埴輪を樹立し、北側くびれ部に造出を有する、当該期の大型前方後円墳の典型的な型式を有しながら、前方部の南北側面にも方形の造出を付設するという全国に例の無い特殊性も合わせもつ。
- 盗掘のため全容の復元は難しいが、古墳時代中期の大型前方後円墳では、後円部埋葬施設の副葬品について一定の情報が得られている数少ない古墳である。
- 大型前方後円墳において、後円部以外の複数の埋葬施設の存在、その副葬品の一端が明らかとなっており、当該期における前方後円墳の埋葬実態を検討する上で非常に貴重な資料である。
- 後円部南石室に納められた長持形石棺は、類例の中でも最大級の大きさを有しているとともに、身・蓋の構造、意匠の詳細が明らかとなっている希少な事例である。
- 後円部北石室に帰属すると考えられる船形陶質土器は、その希少性に加え、古墳被葬者の有していた歴史的役割を彷彿とさせる資料として重要な意味を有する。
- 当該期の畿内地域において、大阪府百舌鳥・古市古墳群、奈良県佐紀古墳群などの大型古墳群を除くと、陪冢をもつ数少ない古墳であり、その中でも最も三大古墳群に近い陪冢の在り方を示す。
- 宮山古墳を総合的に捉えたとき、その被葬者は葛城襲津彦である蓋然性が高い。

### (2) 巨勢山古墳群

史跡指定後の発掘調査が少ないため、指定時の本質的価値に大きな変更は認められない。ただし、本質的価値にはあたらないが、保存活用にあたり留意すべき価値として以下の点が捉えられる。

- 大和政権成立前史となる弥生時代の、大和における社会状況の一端を示す高地性集落としての価値  
本質的価値にはあたらないが、既存の調査成果から巨勢山丘陵には弥生時代の高地性集落が複数地点において確認されている。史跡地内においては今のところ確認されていないが、大和政権成立前夜である弥生時代の大和の状況を理解する上で、注意が必要である。
- 古墳時代から古代にかけての墓の変化を追跡できる、継続的墓地としての価値  
体系的な理解には至っていないが、巨勢山丘陵には少なくない数の古代の墓が存在する。古墳時代後期に大規模な墓所として利用されていた丘陵の、その後の利用主体・形態を考える上で重要な検討材料となりうる点で、注意が必要である。

### (3) 両史跡の複合的な価値

#### ●大型前方後円墳に近接して築造された大群集墳としての価値

群集墳の立地を全国的にみたとき、群集墳より遡る時期に築造された大型前方後円墳に近接して群集墳が営まれる場合が一定数認められる。考古学ではこのような現象について、大型前方後円墳の被葬者を共通の祖先とする擬制的同族関係で繋がった氏族が、祖先のシンボルである古墳を臨む場所に累々と古墳を築造した、と考える説（白石 1973）が一定の支持を得ている。研究者によって細部の理解に違いはあるものの、宮山古墳と巨勢山古墳群の関係は、大型前方後円墳と大型群集墳の有機的な関係を示す好例である。

## 3 構成要素の区分と特定

### (1) 構成要素の区分

史跡の保存・活用においては、本質的価値を構成するものが具体的に何であるかを把握しておく必要がある。加えて、本質的価値を構成する要素ではないが、史跡の保存・活用において合わせて考慮しておくべき要素というものも存在する。ここでは後段での検討に備え、それら各要素を以下のように区分し、該当する構成要素を分類・整理する。

#### **A：本質的価値を構成する要素及びそれと一体となる歴史的・地形的要素**

史跡の指定要件に関わる要素を指す。つまり、この要素が失われた場合、指定解除の検討要因となる要素でもある。また、指定要件に関わる要素ではないが、本質的価値と一体的な保存・活用を行うべき歴史的・地形的要素も含む。

#### **B：本質的価値と関連する歴史的要素（副次的価値）**

史跡地における前後の歴史に関連する要素で、Aとの関係を考慮しながら保存・活用を検討すべきものを指す。

#### **C：史跡の保存・活用に資する要素**

A～Bの保存・活用において必要な要素を指し、保存施設や便益施設、維持管理施設などが該当する。遺構の毀損や眺望の阻害となる樹木については、「D：その他の要素」に含めて考える。

今後、保存・活用のための施設（復元整備・案内板・解説板・休憩施設・トイレなど）や管理運営のための施設（防災設備、電気設備などの維持管理施設・管理棟・倉庫など）などを整備する場合は、それらも含まれる。

#### **D：その他の要素（保存・活用上、調整が必要な要素）**

各史跡の本質的価値の顕在化や景観的調和において、その在り方を検討する必要がある要素を指す（A～C以外）。

### (2) 構成要素の特定

以上の区分に基づき、各史跡に関わる構成要素を史跡地内と史跡地周辺（近接地）に分けた上で以下の通り整理し、具体的な要素を表4-1にまとめて示す。

#### **A：本質的価値を構成する要素及びそれと一体となる歴史的・地形的要素**

##### ●史跡地内

宮山古墳では、墳丘や埋葬施設などの各要素が該当する。

巨勢山古墳群では、群集墳を構成する個々の古墳及び支群が該当する。未調査古墳が多い現状では、古墳状隆起とされているものについても古墳と同様に扱う。

そして、両史跡の複合的な価値を表す巨勢山古墳群から宮山古墳に対する眺望もこの要素となる。

地形的要素としては、巨勢山古墳群の個々の古墳が存在し、その一部を利用して宮山古墳を築造した

表4-1 宮山古墳・巨勢山古墳群 構成要素の特定

区分	A		B	C	D
	本質的価値を構成する要素	本質的価値と一体となる歴史的・地形的要素	本質的価値と関連する歴史的要素	史跡の保存・活用に資する要素	その他の要素（保存・活用上、調整が必要な要素）
宮山古墳	<ul style="list-style-type: none"> <li>墳丘 規模 238 m 墳形：前方後円墳 段築：三段築成</li> <li>埋葬施設 後円部北側埋葬施設 (竪穴式石室天井石) 後円部南側埋葬施設 (竪穴式石室・長持形石棺) 前方部埋葬施設</li> <li>外表施設 葺石 段築平坦面の樹立埴輪</li> <li>後円部埋葬施設上の方形埴輪列や敷石</li> <li>副葬品など出土遺物</li> <li>周囲からの古墳の見え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巨勢山丘陵（史跡内）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『帝王編年記』に現れる室破賀の記述</li> <li>後円部頂から出土した近世瓦（孝安天皇廟か）</li> <li>八幡神社（本殿・拝殿・手水舎・石灯籠・玉垣など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>里道</li> <li>管理見学道</li> <li>史跡標識</li> <li>史跡境界標</li> <li>史跡解説板</li> <li>史跡案内板</li> <li>復元鞍形埴輪</li> <li>墳丘上の樹木（古墳の毀損や眺望の阻害となるものを除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>室区集会所</li> <li>孝安天皇室秋津島宮址標柱</li> <li>神武天皇遙拝所</li> <li>古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木</li> </ul>
宮山古墳	<ul style="list-style-type: none"> <li>《追加指定を目指すもの》</li> <li>本来の墳丘範囲 墳丘第1段目 くびれ部造出 前方部南北側面の造出</li> <li>附帯施設 周濠 周堤 陪家：ネコ塚古墳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡と併行する時期の古墳・遺跡（みやす塚古墳、名柄遺跡、南郷遺跡群、中西遺跡）</li> <li>巨勢山丘陵（史跡外）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巨勢山丘陵上の高地性集落（中谷遺跡・境谷遺跡・八伏遺跡）</li> <li>史跡の前史に関わる遺跡（秋津遺跡・中西遺跡）</li> <li>群集墳造営終了後の遺構（古代の墓、近代の炭焼窯など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡案内板</li> <li>文化財啓発標柱</li> <li>御所市文化財事務所</li> <li>御所南 IC・PA</li> <li>管理見学道</li> <li>アプローチ道路</li> <li>便益施設（駐車場・トイレ）</li> <li>202号墳移設石櫛石材</li> <li>丘陵上の樹木（古墳の毀損や眺望の阻害となるものを除く）</li> <li>防災施設（堆砂池など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路（京奈和自動車道・国道・市道）</li> <li>農業施設（農地・水路・溜池等）</li> <li>古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木</li> <li>墓地（西寺田）</li> <li>景観を阻害する建物・施設（住宅、社寺、倉庫、ゴルフ場、市民運動公園、御所市クリーンセンター、御所工業団地、民間採石場、事業所建物、太陽光発電施設など）</li> </ul>
巨勢山古墳群	<ul style="list-style-type: none"> <li>《追加指定を目指すもの》</li> <li>現指定地外にあるが、群集墳である巨勢山古墳群に含まれるべき巨勢山丘陵上の古墳（既に破壊され現存しない古墳及びその出土品は除く）</li> </ul>				
複合的価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮山古墳と巨勢山古墳群の位置関係（巨勢山古墳群から宮山古墳への眺望）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巨勢山丘陵先端を利用して宮山古墳が築造されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>互いに見通せる両史跡の立地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>互いの眺望を阻害する樹木</li> </ul>	

と考えられている巨勢山丘陵自体が対象となる。

#### ●史跡地周辺

宮山古墳では、未指定の墳丘範囲や附帯施設が該当する。

巨勢山古墳群では、現在は指定地外にあるが、史跡の本質的価値と同様の価値をもつ古墳が該当する。すでに破壊され現存しない古墳やその出土遺物については除いて考える。

一体となる歴史的要素としては両史跡の築造時期と並行し、密接な歴史的関係を有するみやす塚古墳や名柄・南郷遺跡群などが該当し、地形的要素としては、史跡地から連続する史跡地外の巨勢山丘陵が該当する。

### B：本質的価値と関連する歴史的要素（副次的価値）

#### ●史跡地内

宮山古墳では後円部墳頂で確認されている近世の陵墓探索に関わる遺構・遺物や、遅くとも近世から墳丘の一角にあり、地域住民の信仰の対象となっている八幡神社に関わる建造物・工作物（写真4-1～4）が該当する。また位置づけは難しいものの、『帝王編年記』などの文献に現れる宮山古墳と思しき墳墓の記述についても、往事の宮山古墳への意識が垣間見える史料として本要素の中に位置づけておきたい。

巨勢山古墳群では、室古墓（写真3-17）をはじめとした奈良時代以降の遺構や山城遺構などが該当する。

#### ●史跡地周辺

宮山古墳築造の前史に当たる秋津遺跡・中西遺跡や、巨勢山丘陵上に営まれた弥生時代の高地性集落、



写真4-1 宮山古墳指定地内に位置する八幡神社



写真4-2 八幡神社拜殿



写真4-3 八幡神社境内の小社



写真4-4 八幡神社手水舎

奈良時代以降の遺構などが該当する。

### C：史跡の保存・活用に資する要素

#### ●史跡地内

両史跡とも墳丘・丘陵上の樹木や昭和の終わり頃まで使われていた里道（山道）は史跡の保存・活用に一定程度資するものと思われる。

宮山古墳では、保存施設としての史跡標識（写真4-5・6）が2箇所、史跡境界標（写真4-7）が1箇所確認でき、解説板（写真4-8・9）、復元鞍形埴輪（写真4-10）、案内板（写真4-11）、



写真4-5 史跡標識（後円部側）



写真4-6 史跡標識（前方部側）



写真4-7 後円部側史跡境界標



写真4-8 宮山古墳 解説板



写真4-9 宮山古墳後円部頂の解説板



写真4-10 宮山古墳後円部頂の鞍形埴輪復元品



写真4-11 宮山古墳 案内板



写真4-12 宮山古墳後円部頂の文化財啓発標柱



写真4-13 後円部頂への見学道

文化財啓発標柱（写真4-12）、八幡神社境内から後円部墳頂に続く見学道（写真4-13）などの活用に資する要素が存在する。

巨勢山古墳群指定地内の323号墳の横口式石槨（写真3-11）は、A要素であるとともに現地に存在しているため活用に資することができる。

●史跡地周辺

解説板などの史跡の理解に資するものやトイレ等便益施設（写真4-14）があり、見学者用駐車場として利用できる桜田池公園（写真4-15）や京奈和自動車道御所南IC・PAなど史跡までのアクセスに資するものがある。また、市内の文化財保存活用の拠点施設である御所市文化財事務所（写真4



写真4-14 桜田池公園に設置されたトイレ



写真4-15 桜田池公園の広場



写真4-16 御所市文化財事務所



写真4-17 巨勢山202号墳 移築石槨石材

－ 16) も、両史跡に近接して存在する。

巨勢山古墳群固有の要素としては、202号墳の移設された散乱石槨石材が存在する(写真4－17)。

#### D：その他の要素（保存・活用上、調整が必要な要素）

##### ●史跡内

宮山古墳では、八幡神社境内に室区集会所(写真4－18)や孝安天皇室秋津島宮址と刻まれた標柱(写真4－19)、神武天皇遙拝所の標柱(写真4－20)が存在する。

巨勢山古墳群では、従来の土地利用に伴う施設(農地の石垣や溜池など)や、現在も利用されているインフラ(吉野川分水など)が存在する。

両史跡の毀損や眺望の阻害となる樹木については、ここに含まれる。

##### ●史跡地周辺

宮山古墳史跡地の周囲には、多くの農業施設や事業所建物、住宅などがあり、A要素を寸断する形で、周堤上に国道309号線が敷設されている。また、墳丘周囲に隣接して建てられている建物が、周囲から史跡への眺望を阻害している。

巨勢山古墳群史跡地の周囲には、北西に西寺田区の墓地、南西に多くの民間・公共施設が存在する。

#### 参考文献

白石太一郎 1973「大型古墳と群集墳－群集墳の形成と同族系譜の成立－」『橿原考古学研究所紀要 考古学論攷』第2冊 奈良県立橿原考古学研究所

文化庁文化財部記念物課 2005『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』I 総説編・資料編 同成社



写真4－18 室区集会所



写真4－19 孝安天皇室秋津島宮址の標柱



写真4－20 神武天皇遙拝所の標柱

## 第5章 現状・課題

### 1 調査・研究

両史跡とも、以前から考古学的な調査・研究が数多く行われていることで、第3・4章に記したような史跡としての評価、位置づけがなされている。前章までの記述と重複する部分も少なくないが、その現状と課題をまとめると以下のようなになる。

#### (1) 宮山古墳

##### 現 状

第3章に示した通り、宮山古墳に対する発掘調査は今まで計17次にわたり行われている(表3-1、図3-3)。その多くは開発行為に伴う小規模な発掘調査であり、墳丘そのものを対象としたものは少なく、周濠や周堤などの附帯施設にあたる位置での調査が多い。第1次調査は盗掘を契機とした緊急的な発掘調査であり、明確な目的をもって行われた範囲確認調査は、前方部北側造出を対象とした第8・9次調査の2例に留まっている。断片的な調査が多いこととも関連するが、古墳全体を収めた地形図(測量図)は第1次調査時に作成された粗い精度のものしか作成されていない(図3-4)。

研究に関しては、葛城地域最大の前方後円墳であることや南郷遺跡・極楽寺ヒビキ遺跡などの周辺遺跡との関係の中で宮山古墳の歴史的評価を行う地域論が特筆され(坂・青柳2011、坂2021など)、宮山古墳の場合、その被葬者に当時天皇家の外戚として大きな力をもっていた豪族葛城氏を想定し、一部に異論はあるものの、葛城氏の祖と位置づけられる葛城襲津彦を被葬者と考える被葬者論も積極的に展開されている(白石1973など)。また、前方後円墳の築造企画論や後円部南石室の長持形石棺や副葬品、形象埴輪配置を扱った論、陪冢論などの個別研究の中でも重要な資料として論じられることが多い。

##### 課 題

###### ●墳丘規模・構造の解明

今までの発掘調査によって、本来の墳丘は現在の指定地よりも外側に広がることが明らかとなっているものの、その正確な把握は未だ出来ていない。墳丘構造についても、現況地形の観察から三段築成であることは分かっているものの、各段の大きさや外表施設の状況については発掘調査による知見がほとんどない。他にも造出の構造、周濠・周堤の範囲、陪冢ネコ塚古墳の墳丘規模・構造など明らかにすべき課題が多く存在する。

###### ●後円部北石室、前方部埋葬施設の残存状況

既に古くから開墾や盗掘等の被害を受けていると考えられるが、その残存状況については明らかになっていない。

###### ●周辺地域との関係に関する検討

宮山古墳は、その本質的価値が示すとおり葛城という小地域に留まらない歴史性を有している。奈良県内外の他地域や朝鮮半島の遺跡、資料も視野に入れた議論の中で宮山古墳を位置づける必要がある。

###### ●古墳築造前史の解明

宮山古墳は、以前から葛城地域に突如として出現する大前方後円墳であると考えられてきたが、近年の発掘調査の進展によって、その前史である古墳時代前期の大規模遺跡である秋津遺跡・中西遺跡の実態が明らかになってきた。宮山古墳築造の歴史的評価に大きく影響するため、これら古墳時代前期の遺跡と宮山古墳の関係についても研究を深める必要がある。

###### ●古墳時代以降の歴史の解明

宮山古墳が築造された古墳時代以降も、いくつかの文献に宮山古墳と思われる古墳が描かれていた

り、近世の陵墓探索においても対象となっていたりするが、十分な整理・検討がなされていない。1次調査で出土している近世瓦についても資料化を行った上で、現代に至るまでの間に宮山古墳が辿った履歴を明らかにする必要がある。

#### ●墳丘や遺構の保全に関わる調査

宮山古墳の墳丘は、平成10年の台風被害による毀損はあったものの、その後の大雨などでは大きな損傷を受けることなく比較的安定した状態を保っている。しかし、指定地の南側で宅地と接している箇所では、一部墳丘が崖状に削平されたままの状態を呈しているなど、楽観視できる状態ではない。

また、後円部南石室内の長持形石棺についても、今のところ大きな損傷はないが、大雨の直後は石室内に水が溜まるなど石材に与える影響が懸念されている。

このように、墳丘や遺構が日常的にどの程度のダメージを受けているかを明確にする必要がある。

### (2) 巨勢山古墳群

#### 現 状

詳細は第3章に譲るが、巨勢山古墳群における今までの発掘調査の多くは、土砂採取や工業団地、ゴルフ場などの大規模開発に応じる形で実施され、古墳の破壊と引き換えに数多くの重要な知見が得られてきた。能動的な発掘調査は昭和58・59年度や平成13年度に行った範囲確認調査に限られる。古墳群の範囲が広いため、古墳群全体を収めた詳細な地形図（測量図）は作成されておらず、空中写真測量による縮尺2500分の1の都市計画図が使用されている。そのため、現在の分布図では現地における古墳の照合が困難となる場合も少なくない。また、古墳の数が非常に多いため、奈良県遺跡地図に登載されている内容に誤りと思われる点が少なからず認められる。

研究に関しては、大群集墳としての歴史的評価に関するものがみられるとともに（白石1973、藤田2003など）、渡来系遺物や金銅装馬具などの個々の出土遺物に関する研究に際しても触れられることが多い。そして、群集墳と大型前方後円墳の地理関係から両者に密接な関係を想定し、当時の集団の繋がりを推定する学史的な研究（白石1973）においても代表的な事例として扱われている。

#### 課 題

##### ●古墳情報の整理

古墳群を構成する個々の古墳の情報は、発掘調査報告書などにに基づきながら奈良県遺跡地図に概要が記載されている。しかし、なかには人為的なミスで現地に残存する古墳が消滅扱いになっていたり、消滅した古墳がまだ存在することになっていたり、内容に不整合が認められるため、古墳の実態と乖離している部分について修正していく必要がある。

また、史跡指定が地番に基づいて行われているため、指定地境界部においては古墳の一部のみが指定されている可能性が高いと考えられるが、十分な把握が行われていない。

##### ●指定地内にある古墳の調査不足

巨勢山古墳群の歴史的評価を行うための資料となる発掘調査成果は、そのほとんどが史跡指定前に行われた記録保存調査によるものであり、指定地内の発掘調査事例はわずかである。

##### ●群集墳の動態に関する研究

上記課題とも連関するが、巨勢山古墳群はその規模・範囲ともに大きく、築造期間も長い。その中でどのような古墳がどういった場所にいつ頃造られ、それが丘陵全体、支尾根単位でどのような動きをみせるのかについて、十分な研究がなされていない。

##### ●群集墳造営集団に関する研究

巨勢山古墳群は、宮山古墳との地理的關係からその造営集団について葛城氏との関係を想定する意見も散見される。しかし、地理的關係以外の点において葛城氏との関係を推定する明確な根拠はなく、

群集墳を構成する古墳の多様性からもその造営集団について再検討を行う必要がある。

●群集墳造営前後の巨勢山丘陵に関する研究

巨勢山丘陵では弥生時代の高地性集落や奈良時代以降の墓などもみつまっているが、それぞれにまとまった検討はなされておらず、群集墳造営前後に巨勢山丘陵がどのように利用されていたのか、研究を深める必要がある。

●巨勢山丘陵の治山的検討

土砂流出が頻発する巨勢山古墳群においては、考古学的な調査・研究だけでなく、丘陵の保全方法を考えるための調査・検討が不可欠であるが、今のところそういった調査・検討は行えていない。

(3) 両史跡に共通する課題

●詳細地形図（測量図）の作成

古墳自体の構造や宮山古墳と巨勢山古墳群の位置関係、広大な巨勢山古墳群の保存活用を考える上で必須となる、計画地全体の範囲をカバーする詳細な地形図（測量図）が無い。

●過去の発掘調査成果の再整理

過去の調査の中で正式な報告書が刊行されていないもの（宮山古墳第9次調査、巨勢山古墳群昭和48・57・58・62年度、平成13年度調査など）や、今日の研究水準に照らして再整理を必要とするもの（宮山古墳第1次調査）がある。

●両史跡及び周辺遺跡との有機的関係に関する再検討

宮山古墳と巨勢山古墳群は、その地理的関係から古墳時代後期における擬制的同族集団の存在を推定する重要な事例として扱われることが多いが、発掘調査成果に基づく異論がないわけではない。広く古墳時代研究においても重要な論点であるため、両史跡の関係を解明するための調査・研究が求められる。また、両史跡の周囲には同時期あるいは前後する時期の重要遺跡や古墳が存在しており、本質的価値の明確化には、それらとの関係についても検討する必要がある。

## 2 保存管理

### (1) 宮山古墳

第4章(表4-1)で示した史跡内外の各構成要素に関する現状と課題は表5-1のとおりである。

表5-1 宮山古墳の保存管理に関する現状と課題

要素の区分	要素	現状	課題
A 本質的価値を構成する要素及び一体となる歴史的・地形的要素	墳丘及び附帯施設	指定地内の墳丘は、東端では八幡神社の本殿等建物によって、南辺では多くの宅地によって削平されている箇所がある。 墳丘本体に対する発掘調査が行われていない。 既指定地は本来の古墳の範囲の一部であり、その7割強は民有地である。 後円部頂の国有地は、御所市から室自治会に委託して定期的な清掃看視を行っている。	墳丘の正確な残存状況がわかっておらず、宅地等で削平された崖面が露出している箇所もあり、法面養生が必要である。 附帯施設を含む本来の古墳の範囲全体が指定されていない。 既指定地の多くが民有地であるため、一体的な保存管理がなされていない。
	埋葬施設	後円部の埋葬施設は、既に2基も盗掘を受けている。南石室は、発掘調査が行われたのち、竪穴式石室とその中に納められた長持形石棺が現地で露出展示されている。 北石室は、原位置ではないと思われるが、窪みの中に竪穴式石室の天井石と思われる石材の一部が露出している。 前方部や造出の埋葬施設に関しては、正確な位置や数が分かっていない。	南石室は露出展示されているため、風雨による劣化の恐れがある。 北石室は調査が行われておらず、その内容が不明確で、盗掘による被害状況もわかっていない。 前方部埋葬は、二度の乱掘に伴う情報が異なる埋葬のものなのか同一の埋葬のものなのか明らかになっていない。
	外表施設	葺石と思われる石材や段築平坦面の樹立埴輪と思われる埴輪片が墳丘各所で確認できる。	詳細な内容がわかっていない。
	後円部埋葬施設上の方形埴輪列や敷石	南石室上の方形埴輪列は、発掘調査ののちの多くが取り上げられたが、少数の形象埴輪と敷石については現地に埋め戻されている。北石室上の方形埴輪列は、南辺の一部のみが発掘調査で確認されている。	南石室上の現地に埋め戻された埴輪の遺存状況がわからない。北石室上の方形埴輪列や敷石は、その全体像が明らかになっていない。
	副葬品など出土遺物	出土遺物は以下の調査機関で保管されている。 1次：檀原考古学研究所附属博物館 2・3・11・12次：檀原考古学研究所 その他：御所市教育委員会 前方部埋葬の出土遺物は、内容が一部わかっている。	出土遺物が分散して保管されており、全体像が把握しにくい。 前方部埋葬の出土遺物は、現物資料が所在不明になっている。
	周囲からの宮山古墳の見え方	墳丘の大半がヒノキの植林及び竹林となっており、北・西側からみた場合は背後の巨勢山丘陵に溶け込んでいたり、手前に建物が立地するため視認性が悪い。 北側周堤上を通る国道309号線まで近づくと、視認性はあがるが、裾部に立てられた建物が景観を阻害している。 巨勢山古墳群の裾部にあたる南側からみると、間に住宅が位置するもの前方後円形の墳丘形状がよく視認できる。	周囲からの視認性が悪いいため、見回り看視等の日常的な維持管理が行いにくい。 古墳の全景を一望できる視点場が存在しない。
	巨勢山丘陵及び史跡と併行する時期の古墳・遺跡	個別に保存管理されている。	それぞれとの関係を踏まえた、一体性のある保存管理ができていない。
B 本質的価値と関連する歴史的要素	後円部頂から出土した近世瓦(孝安天皇廟か)	報告書に簡単な記述があるのみ。	資料の存否が確認できていない。
	八幡神社	指定地内東端にあり、日常的な管理は自治会が行っている。	墳丘を一部削平している。
	史跡の前史に関わる遺跡(秋津遺跡・中西遺跡)	個別に保存管理されている。	それぞれとの関係を踏まえた、一体性のある保存管理ができていない。
C 史跡の保存・活用に資する要素	里道	指定地内南西部に前方部へ上がるための里道があるが、現在は使われていない。	正確な経路がわかりにくくなっている。
	管理見学道	八幡神社境内から後円部墳頂へ至る管理見学道があり、定期的な管理を御所市が室自治会に委託して行っている。	史跡内に1箇所しかなく、史跡全体を適切に保存管理できるように設置されていない。
	アプローチ道路	国道から分岐する市道が史跡の東西にあり、桜田池公園の広場へつながっている。	幅員が狭く、大型車両の進入が難しい。
	史跡標識	後円部側(八幡神社境内)と前方部側に各1基設置されている。	竹木や生垣などがあり、周囲からの視認性が悪い。
	史跡境界標	史跡地東端部に1基だけ確認できる。	当初の設置本数や位置が判然としない。

要素の区分	要素	現状	課題
C 史跡の保存・活用に資する要素	史跡解説板	後円部頂に御所市教育委員会が平成7年に設置した埋葬施設と方形埴輪列に関するものがそれぞれ1基あるが、経年劣化が進んでいる。史跡地の東端部に奈良県教育委員会が平成27年に設置した古墳全体の概説的な内容のものが1基ある。	管理方法が確立しておらず、損傷を受けただまま放置されている。内容が本質的価値を包括的に解説する内容になっておらず、不十分である。
	史跡案内板	八幡神社境内入口や管理見学道沿い、国道309号線歩道に御所市観光協会が設置したものが3基ある。	管理方法が確立しておらず、設置後の定期的な管理がなされていない。
	文化財啓発標柱	史跡内外に計6箇所設置されている。	管理主体が曖昧なため、日常的な管理がなされていない。
	復元埴形埴輪	後円部頂に御所市教育委員会が平成7年に設置したものが1基ある。	日常的な維持管理の施策が行っていない。
	墳丘上の樹木（古墳の毀損や眺望の阻害となるものを除く）	墳丘土の崩落を防ぐ一定の役割を果たしている。	日常的な管理がなされておらず、古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木との区別がつけられていない。
	便益施設（駐車場・トイレ）	墳丘南側にある桜田池公園の広場が駐車場として利用されており、広場の脇に御所市によってトイレが設置されている。トイレの管理は御所市から室自治会に委託している。	駐車場やトイレのある広場は、追加指定等の措置を検討すべき周濠上に位置している。アプローチ道路との関係上、大型車両が駐車できない。
D その他の要素	古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木	境内地や国有地になっている地点をのぞき、密なヒノキ林や竹林になっている。これら樹木の手入れ等の管理はなされておらず、過密状態である。	倒木などの毀損に繋がる可能性があるとともに、内外からの眺望を阻害している。
	区画集会所	指定地内（八幡神社境内）にあり、地元住民が利用しているが、老朽化が進んでいる。	史跡の本質的価値とは無関係であり、調整が必要である
	孝安天皇室秋津島宮址標柱・神武天皇遙拝所	八幡神社の境内地に立てられている。	
	景観等を阻害する建物（住宅・社寺・太陽光発電施設等）	本来の墳丘範囲（追加指定を検討すべき範囲）に多くの建物があり、特に墳丘の南から南西、北側に多い。空き家も一部含まれる。	古墳内外からの眺望を妨げている。
	道路（国道・市道）	本来の墳丘範囲（追加指定を検討すべき範囲）に国道309号や市道が通っており、それぞれの担当部局が管理している。	組織間の連絡調整が十分にできていない。
	農業施設（農地・水路・溜池等）	現在も耕作に利用されているが、一部の農地は耕作放棄されている。	権利者との連絡調整が十分にできていない。

## （2）巨勢山古墳群

第4章（表4-1）で示した史跡内外の各構成要素に関する現状と課題は表5-2のとおりである。

指定地は、継続的な公有化事業の結果、公有地が7割弱、残りの3割強が個人や民間事業者の所有地となっている（表3-5）。このうち民間事業者の所有地に関しては、史跡の南に隣接するゴルフ場の残地森林として保存されており、基本的に新たな開発が行われることはない。ただし、市・個人・民間事業者の三者による情報共有等が十分になされていないため、大小の毀損事案が生じており、広大な史跡でありながら管理団体が指定されていない点や、史跡境界標が設置されていないことで現地における境界確認が不明瞭になっている点が大きな課題である。

また、近年多発する大雨によって、史跡内の丘陵斜面が流出する事態が頻発しており、そういった土砂流出は近隣住民へ様々な被害を与えかねない大きな課題となっている。

表5-2 巨勢山古墳群の保存管理に関する現状と課題

要素の区分	要素	現状	課題
A 本質的価値を構成する要素及び一体となる歴史・地形的要素	古墳の墳丘	古墳群全体での古墳（古墳状隆起を含む）の総数は現在754基、史跡内では351基を数える。	分布調査が古く、個々の古墳の位置や残存状況を正確に把握できていない。史跡内で発掘調査が行われている古墳が少なく、個別の状況把握がほとんどなされていない。
	古墳の埋葬施設	そのうち発掘調査によって内容がわかっている古墳は、全体で98基、史跡内では10基である。	
	古墳の外表面施設	指定地境界部では、墳丘等の一部のみが指定されている状況がある。	
	古墳の副葬品など出土遺物	橿原考古学研究所や御所市教育委員会にて保管されている。	出土遺物が分散して保管されており、全体像が把握しにくい。
	支群内における古墳と古墳を繋ぐ墓道	古墳群内で数カ所検出されており、史跡内では323号墳に繋がる墓道がある。	埋め戻されているため、現地で視認することが難しい。
	古墳群からの眺望	指定地の大半が常緑針葉樹（スギ・ヒノキ）の植林地であるため、周囲への眺望が悪い。	部分的であっても周囲を見渡せる視点場が必要。
B 本質的価値と関連する歴史的要素	巨勢山丘陵	丘陵の基盤である花崗岩の風化が著しく、近年の大雨や台風によって広範囲で侵食が発生している。このような侵食は、個々の古墳を毀損しかねず、侵食の規模によっては、丘陵北麓の集落に損害を発生させている。イノシシによる掘り起こしも土砂流出の一因となっている。	古墳が立地する丘陵自体の適切な保全に向けた方向性が定まっていない。
	室古墓など群集墳造営終了後の遺構	発掘調査が行われたうち史跡内のは、その後埋め戻され、地中保存されている。未発掘地域に関しても、遺構が地下に存在していると推測される。	巨勢山丘陵上の歴史的層性を踏まえた一体性のある保存管理ができていない。
C 史跡の保存・活用に資する要素	巨勢山丘陵上の高地性集落	発掘調査されたものは、記録保存のため現地に残されていないが、未発掘地域にも同種の遺跡が存在していると推測される。	巨勢山丘陵上の歴史的層性を踏まえた一体性のある保存管理ができていない。
	里道・管理見学道	以前は丘陵内に複数の里道があり日常的に利用されていたが、現在は利用されなくなり、日常的な管理がされていない。丘陵斜面の土砂崩れで寸断している里道も多い。史跡境界で、現在も利用されている里道に接する部分は、御所市で定期的な草刈りを行い、境界部の視認性を維持するとともに、里道の使用に悪影響がないようにしている。里道の一部を管理道として利用している。	史跡境界部以外は日常的な管理ができておらず、丘陵内の里道の全体把握ができていないため、日常的な管理等のために丘陵内を巡回することが困難になっている。
	アプローチ道路	桜田池公園までは宮山古墳へのアプローチ道路を併用するかたちになっており、そこから指定地裾まではさらに狭い道路が一部に設けられている。指定地東端のみ、京奈和自動車道の側道が指定地裾まで伸びている。	京奈和自動車道の側道を除き、幅員が狭く、大型車両の進入が難しい。広大な指定地に対して、北東の一部にしか存在しない。
	便益施設（駐車場・トイレ）	宮山古墳と同様、墳丘南側にある桜田池公園の広場が駐車場として利用されており、広場の脇に御所市によってトイレが設置されている。トイレの管理は御所市から室自治会に委託している。	アプローチ道路との関係上、大型車両が駐車できない。
	丘陵上の樹木（古墳の毀損や眺望の阻害となるものを除く）	丘陵の土砂流出を防ぐ一定の役割を果たしている。今のところ病虫害は確認されていない。	日常的な管理がなされておらず、古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木との区別がつけられていない。病虫害の調査がなされていない。
	323号墳横口式石槨	発掘調査後、現地保存されている。	古墳に至るまでの道が整備されておらず、日常的な管理がされていない。
	202号墳移設石槨石材	史跡の南に隣接するゴルフ場内に移設されている。	日常的な管理がされておらず、一般への周知もできていない。
	史跡標識	設置されていない。	文化財保護法によって、設置が義務づけられている。
	史跡境界標		
	史跡解説板	史跡の南に隣接するゴルフ場内に、史跡の毀損事件を契機に1基、指定地外の条池支群に1基設置されている。	ゴルフ場内のもはゴルフ場利用者しか見ることができず、条池支群のものは史跡指定前の設置もあり、史跡に関する解説は無く不十分である。
	史跡案内板	設置されていない。	史跡への誘導ができておらず、史跡の周知ができていない。
	防災施設	史跡内の谷部に治山堰堤や砂防ダムが設けられているが、日常的な管理がなされておらず、十分に機能していない。史跡隣接地にある溜池の中には、結果として堆砂池として機能しているものがある。土砂流出の頻発地点については、御所市で定期的な浚渫を行っている。	丘陵全体でみた場合の適切な防災施設の在り方が定まっておらず、場当たりの対応になっている。

要素の区分	要素	現状	課題
D その他の要素	古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木	過密状態の放置林であり、細長く根付きの悪い樹木が多い。地表への日光が遮られることで下草の生育も悪い。	丘陵の地耐力低下の原因となっており、内外からの眺望も阻害している。
	道路（京奈和自動車道）	史跡地内を通っており、奈良国道事務所が管理している。	性格上、他所に移すことが難しいため、史跡との共存を図っていく必要がある。関係機関や個人との連携が十分にとれていない。
	水路（吉野川分水等）	史跡地内を通っており、大和平野土地改良区が管理している。	
	近代墓地	史跡地内北西部に個人の墓地がある。	今後の世代交代によって耕作放棄地が増加する可能性が高い。堤の損傷などが進行しており、瞬間的な大雨等によって下流へ多量の土砂等を供給してしまう恐れがある。
	農地（畑）	耕作に利用されているところもあるが、耕作放棄されている農地も多い。	
	溜池	史跡内、隣接地合わせて10前後あるが、いずれも農業用水としては現在利用されておらず、日常的な管理も十分にはなされていない。	

### 3 活用

活用とは、史跡の本質的価値の性質を理解し、それを適切に現代社会に活かすことであり、活用には大きく分けて、公開、諸施設の設置、ソフト面の施策という3つの内容が考えられる。

以下、その3つの内容を踏まえながら、重複する内容が多いものの史跡ごとに活用面における現状と課題をまとめる。

#### （1）宮山古墳

##### 現 状

指定地の東端にある八幡神社境内から後円部頂へ上がる見学道が設置され、後円部頂では発掘調査が行われた南石室とその中に納められた長持形石棺の実物が露出展示されている。

出土遺物は、第1次調査の遺物については橿原考古学研究所附属博物館の常設展示で主たるものが公開されている。御所市が行った調査の出土遺物については今のところ平時の公開はされていないが、近接する御所市文化財事務所での常設展示が計画されている。

本質的価値の理解を促進するための施設として、解説板が八幡神社境内の脇に1基と後円部頂の南石室前に2基設置されている。また宮山古墳を特徴づける南石室上の方形埴輪列に設置されていた鞍形埴輪の原寸大復元品も後円部頂に1基設置されている。

公開している空間において、安全で快適に過ごすための施設として、八幡神社境内から後円部頂へ上がる見学道に手すり付階段が設置され、指定地南側の桜田池公園には駐車場として利用可能な広場とトイレが1基設置されている。史跡までのルートを示す案内板は、史跡地の近傍に複数設置されている。

ソフト面の施策としては、史跡の概説を書いた解説資料の配布、宮山古墳をテーマに据えた企画展・講演会・シンポジウムの開催、市外施設での企画展示への資料貸与、臨時的なイベントや学校教育における現地での出前講座などを実施している。

##### 課 題

- 現地で公開されているところは後円部頂のみであり、前方部や段築平坦面などへの導線がなく、本質的価値の全体を公開できていない。また、出土遺物の公開が限定的で、史跡の近くで公開できる施設が今のところ設置されていない。
- 本質的価値の理解を促進するための施設が少なく、設置されているものも内容が不十分である。
- 見学用の施設が限定的で後円部以外の地点を回る見学道がない。また、指定地南側に駐車場があるものの、駐車場までのアプローチ道路の幅員が狭く、大型車両での進入が難しい。
- 周辺の幹線道路から駐車場へ誘導するための案内板や、駐車場から見学道までの案内板が設置されておらず、アクセス方法がわかりにくい。
- 後円部頂では、南石室の中に降りることができるが、手すり等の安全対策がなされていない。

- 史跡の公開・活用に関する能動的な取り組みが少なく、学習の場や教材の提供ができていない。
- ハード・ソフトの両面において巨勢山古墳群や関連する周辺の遺跡・古墳とのネットワーク構築ができていない。
- 地域との連携は史跡の日常管理の一部に留まっており、地域づくり等の取り組みに関して連携するには至っていない。
- 史跡の保存活用において協力できるボランティア・市民団体がいない。

## (2) 巨勢山古墳群

### 現 状

指定地の公開は全くされていない。出土遺物は、今のところ平時の公開はされていないが、近接する御所市文化財事務所での常設展示が計画されている。指定地外の古墳であるが、202号墳の横口式石槨に用いられていた石材が、指定地南側のゴルフ場脇に移設、公開されている。

巨勢山古墳群に関する解説板は、指定地南側のゴルフ場に1基、国道309号の南側を東西に走る市道沿い（指定地外）に設置されている。後者は史跡指定以前に設置されたもので、指定地外の一支部に特化した内容であるため、本質的価値の理解を促進する内容に十分になっていない。

指定地内の公開がなされていないため、安全で快適に過ごすための施設も設置されていないが、宮山古墳に近い、桜田池公園の広場やトイレは利用可能である。

ソフト面の施策としては、平成13年度の指定に先立つ範囲確認調査の現地説明会に際し、調査成果をまとめた資料を作成したが、現在もその資料を巨勢山古墳群の解説資料として配付している。他に巨勢山古墳群に関連するテーマの企画展・シンポジウムの開催、市外施設での企画展示への資料貸与などを臨時的に実施している。

### 課 題

- 指定地を公開するための見学道等が整備されていない。
- 指定地内に古墳は多くあるが、指定地内の調査成果が少ないため、指定地内において史跡の本質的価値を解説することが難しい。指定地内で古墳に関わる遺構を明確に体感できるのは323号墳の横口式石槨に限られるが、上記の通り見学道が整備されていないため、現地に辿り着くことが困難である。
- 本質的価値の理解を促進するための施設が少なく、設置されているものも利便性が悪く、内容も不十分である。
- 宮山古墳同様、桜田池公園の広場に駐車できるが、そこから史跡までの道が細く、案内板などがないため、史跡巨勢山古墳群がどこにあるのか十分に周知できていない。
- 配布資料が本質的価値を伝えるものになっておらず、ホームページなどのコンテンツの整備もされていない。
- ハード・ソフトの両面において宮山古墳や関連する周辺の遺跡・古墳とのネットワーク構築ができていない。
- 巨勢山古墳群に関しては地元自治会などと連携するには至っていない。
- 史跡の保存活用において協力できるボランティア・市民団体がいない。
- 巨勢山古墳群は、指定地内の情報に乏しく、史跡範囲が広大であるとともに起伏に富んだ地形であるため、現地の公開に向けた整備には一定の時間を要する。そのため活用のための整備と併行して実施できる活用方法について基本的な検討が必要（学校教育・生涯学習・環境学習・地域コミュニティ形成・憩いの場の提供など）。

## 4 整備

整備には、史跡の保存を目的とするものと、活用を目的とするものがあり、両者を調和的に実施することが求められる。

### (1) 宮山古墳

#### 現 状

(保存のための整備)

- 後円部頂に竪穴式石室と長持形石棺が露出展示されているが、覆屋等施設はなく風雨の影響を直接的に受けており、大雨の後は石室内が一時水没するような状況が時折確認される。
- 平成10年の台風で大きな被害にあったことで、後円部頂に関しては倒木が発生しないよう樹木が伐採されているが、それ以外の場所には依然として竹木が多く残っている。また、それによって周囲からの視認性が悪い。
- 保存施設として標識が2基、解説板が3基、境界標が1基設置されている。
- 後円部頂の国有地のみ、定期的な見回り・清掃・除草等の維持的措置を行っている。

(活用のための施設整備)

- 後円部頂へ上がる見学道やそこに至るまでの案内板、解説板などが複数整備されている。
- 自動車での見学者は、指定地の南側にある桜田池公園の広場を駐車場として利用できる。
- 桜田池公園の広場脇には、見学者が利用できるトイレが設置されている。
- 本質的価値を顕在化するものとして、後円部頂に方形埴輪列として立てられていた鞍形埴輪の復元品が設置されている。

#### 課 題

(保存のための整備)

- 後円部頂の竪穴式石室や長持形石棺に、現時点で風雨による損耗がどの程度認められるのかわからない。
- 後円部頂を除く指定地には未だに多くの竹木が残っており、天災による倒木などで史跡を毀損させる可能性がある。また、視認性が悪いため、日常的な維持管理が行いにくい状況を作り出している。
- 解説板は設置されているものの、史跡の本質的価値を伝えるには不十分な内容である。境界標が現状1基しか確認できず、史跡境界の認識が不明瞭となっている。
- 維持的措置を指定地全体で行えていない。

(活用のための施設整備)

- 後円部頂以外の地点について見学道が整備されていない。
- 後円部頂に露出展示されている竪穴式石室は、中に下りることができるが、手すり等安全対策がなされていない。
- 駐車場である桜田池公園の広場から史跡の見学道までの案内板が設置されていない。
- 幹線道路から駐車場までの道が狭く、案内板も設置されていないため、利用しにくい。
- 観光バスなど大型車が利用しやすい駐車場がない。
- 本質的価値の理解を促すための解説板が十分に設置されていない。
- 本質的価値の理解を促すためのガイダンス施設がない。
- 遺構の復元整備などの本質的価値を顕在化させる整備が十分でない。
- 史跡の本質的価値を伝える方法が、文字や図などの平面的なものが主体である。
- 周辺の遺跡や古墳と統一感のある解説板や案内板になっていない。
- 巨勢山古墳群側である指定地南側は、樹木が生い茂り両史跡間の見通しを妨げている。加えて、見

通しの確保にあたっては、指定地の南に接する宅地に対するプライバシーの問題等にも対応が求められる。

## (2) 巨勢山古墳群

### 現 状

(保存のための整備)

- 史跡の本質的価値を構成する個々の古墳について、保存のための復旧が必要かどうかの基本的な把握ができていない。
- 個々の古墳が立地する尾根の斜面について風雨等によって崩落している箇所が認められるが、復旧措置はなされていない。
- 保存施設として解説板が2基設置されている。
- 日常的な見回り・清掃・除草等の維持的措置は行っておらず、史跡境界と里道の接する地域のみ定期的な除草を行っている。
- 指定以前から谷部の一部に治山堰堤が築堤されている。

(活用のための施設整備)

- 指定地内を安全に見学できる見学道がない。
- 宮山古墳同様、桜田池公園の広場が巨勢山古墳群へアクセスする際の駐車場として利用でき、広場脇にはトイレが整備されている。
- 広場から古墳群までは近隣住民が日常的に利用しているいくつかの細い道があり、古墳群の裾まではその道を通してアクセスが可能である。
- 広場から巨勢山古墳群までの案内板や指定地内の案内板は設置されていない。

### 課 題

(保存のための整備)

- 風倒木や獣害等による個々の古墳の毀損状況について基礎的な把握を行う必要がある。
- 崩落している尾根斜面について、更なる進行を食い止めるための整備方法を検討する必要がある。
- 古墳の数も多く、地形的に大がかりな整備や全ての古墳に同質の整備を行うことは難しい。そのため、最小限で最大限の効果をえられる整備の優先順位を検討する必要がある。
- 解説板は設置されているものの、1基はゴルフ場内のためアクセス性が悪く、もう1基は指定地外の一支部に限定した解説板であり史跡の本質的価値を伝える内容になっていない。標識や境界標も設置されておらず、適切な保存施設の設置がなされていない。
- 広大な指定地における現実的な維持的措置の実施方法が定まっていない。
- 頻発する土砂流出に対する適切な防災施設が設置できていない。
- 地耐力低下の要因となっている密な放置林への対策が定まってない。

(活用のための施設整備)

- 指定地内の見学道や見学道沿いの案内板の設置方法が定まっていない。
- 指定地内の調査成果が少ないため、本質的価値を顕在化するための整備が行いにくい。
- 指定地北側では、宮山古墳と同様に桜田池公園を駐車場として利用することができるが、指定地が広いと、指定地西側の国道24号沿いからのアクセスに利用できる駐車場がない。
- 駐車場である桜田池公園の広場から史跡の見学道までの案内板が設置されていない。
- 幹線道路から駐車場までの道が狭く、案内板も設置されていないため、利用しにくい。
- 観光バスなど大型車が利用しやすい駐車場がない。
- 本質的価値の理解を促すための解説板が十分に設置されていない。

- 本質的価値の理解を促すためのガイダンス施設がない。
- 巨勢山古墳群を見上げる視点場や巨勢山古墳群から宮山古墳を見下ろす視点場がない。
- 現在管理のために利用している里道の入口は、住宅の裏庭横を抜けるルートとなっており、指定地の現地公開にあたっては、プライバシーの問題等にも対応が求められる。
- 史跡地へのアクセスの起点となる最寄り駅や最寄りのバス停、御所南 IC・PA からの案内板が設置されていない。

## 5 体制・運営・連携

ここでいう体制とは、史跡の保存・活用等を中心としたマネジメントを推進するために、必要な職員等を配置した御所市担当部局等の体制を指している。史跡の保存・活用は、文化財担当部局だけで完結するものではなく、関連する他部局との連携のもと、御所市全体で取り組むべき課題といえる。

運営については、基本は御所市の体制の中で行われる部分が主となるが、地域住民や様々な活動団体と協力して実施する場合も考えられる。

連携には、多種多様な在り方が存在するが、ここでは保存活用計画のマネジメントを進めていく上で必要な、①所有者と市の連携、②市の内部における部署間連携、③所有者、御所市、奈良県、国との連携、④地域との連携、⑤その他の連携を取り上げる。

### 現 状

体制は、文化財担当部局である文化財課が教育委員会事務局内にあり、管理職 1 名、技術職 3 名（内訳は埋蔵文化財 2 名、古文書 1 名）、事務職 1 名の計 5 名が配備されている。

保存活用等の運営については、基本的に文化財課が単独で行っている。また、史跡宮山古墳の管理団体には御所市が指定されているが、史跡巨勢山古墳群の管理団体には指定されていない。

連携の①に関しては、御所市を除く史跡の所有者には個人、神社、事業者、国が挙げられるが、史跡の保存活用に関するそれら所有者との定期的なコミュニケーションは十分に取れているとは言い難く、何か課題が生じた際に連絡を取るなどの場合が多い。②については、保存に関しては文化財課が単独で行っている。活用に関しては御所市企画政策課観光係もしくは御所市観光協会が史跡宮山古墳周辺の案内板設置等を行っているが、設置時の協議などは十分にはなされていない。③については、主に現状変更等の手続き、補助金事業の実施、専門的見地からの助言・指導などのところで行政間の連携は取られているが、①と同様、行政を除く所有者と市の間での連携が十分にはなされていない。④については、国有文化財管理事業として、史跡宮山古墳の地元である室自治会に後円部頂の清掃・看視を委託しているが、その範囲は国有地に限定されている。⑤については、過去に史跡指定地を含む巨勢山古墳群の発掘調査において大学と共同で調査を行うなどの連携をとっていた。

### 課 題

今までは、史跡宮山古墳に関して特に目立った保存活用事業を実施せず、史跡巨勢山古墳群については指定後の公有化事業が中心事業であったため、上記した体制で事業を遂行できていた。しかし、民間開発や公共事業が増加傾向にあるなか、今後史跡宮山古墳の追加指定・公有化事業や、両史跡の整備事業などを着実に展開していくためには、専門職員や事務職員の適正な配置を含む十分な体制の整備が課題となる。そして、史跡巨勢山古墳群については、複数の地権者が関わっていながらも御所市が管理団体に指定されていない点も大きな課題といえる。

連携に関しては、①と③については所有者と市のコミュニケーションの点に大きな課題があることに加え、②についても文化財部局と観光・まちづくり部局との連携に留まらず、山林管理等の点で他部署とどのような連携が必要かを検討し、実施していくことが課題といえる。④については、今後様々な保存活用事業を展開していくために、地元自治会はもとより、市の内外を問わず個人や団体との連携につ

いて検討する必要がある、⑤としては、今後の発掘調査や、山林管理、活用事業などを展開するうえでのような関係機関（学校・研究機関・民間企業）との連携が必要か検討する必要がある。

#### 参考文献

- 白石太一郎 1973「大型古墳と群集墳－群集墳の形成と同族系譜の成立－」『橿原考古学研究所紀要 考古学論攷』第2冊 奈良県立橿原考古学研究所
- 坂 靖 2021『倭国の古代学』新泉社
- 坂靖・青柳泰介 2011『葛城の王都 南郷遺跡群』シリーズ「遺跡を学ぶ」079 新泉社
- 藤田和尊 2003「大形群集墳としての巨勢山古墳群の性格」『古代近畿と物流の考古学』学生社

## 第6章 大綱・基本方針

### 1 大綱

本計画の中核をなす両史跡は、地域の宝であるに留まらず、その本質的価値が示す通り、我が国の古代の歴史を明らかにする上で非常に重要な位置を占めている。このような史跡を適切に保存、活用、整備、管理し、未来につなぎ、地域との共存を図っていくためには、管理団体であり一部所有者でもある御所市とその他の所有者、その他の市民や関係機関・団体が、両史跡の目指すべき将来像をしっかりと共有し、同じ方向を向いて歩みを進めていくことが必要となる。その目指すべき将来像は以下の通りである。

**様々な組織・団体・人々が協力し、  
2つの史跡が一体となる持続可能な保存活用**

### 2 基本方針

上記の大綱を実現していくため、以下の5つに区分して全体の方向性となる基本方針を定める。

#### (1) 調査・研究

- 両史跡とも十分な考古学的調査が行われているわけではないため、史跡の本質的価値をさらに検証・明確化していくため、計画的な発掘調査等を実施する。
- 両史跡に関するこれまでの調査成果や資料・データを整理・検証する。
- 両史跡の本質的価値は、両史跡だけでなく周囲の遺跡との関係の中でさらに大きなものとなるため、個別の史跡で完結しない俯瞰的な研究を行う。

#### (2) 保存・管理

- 史跡の価値を構成する諸要素の保存状況を的確に把握し、史跡の適切な保存管理に取り組む。
- 史跡からの土砂流出が周辺に被害を与えないよう、多角的な調査を行い、持続的な対策を検討する。
- 関係各所と連携を取りながら、持続できる管理方法を構築する。
- 周辺環境の適切な保全に努め、必要に応じて追加指定や公有化の可能性を検討する。

#### (3) 活用

- 本質的価値に負の影響を与えず、豊かに引き出すことができる適切な活用方法を検討する。
- 両史跡は、歴史だけでなく、人と自然の関わり方、人と災害の関わり方など、現代社会の抱える課題につながる多様な学びの場であるだけでなく、健康増進、観光振興など学び以外の視点も取り入れ、多様な人が史跡との多様な関わり方を生み出せる活用を行う。
- 多様な活用方法を展開するためにも、多様な市民・地域団体との連携を図る。
- 両史跡に留まらず、関連する周辺の遺跡群とのネットワーク化を進め、それぞれの文化財の保存活用の効果をさらに高め、地域活性化につなげる。

#### (4) 整備

- 本質的価値を確実に保存・継承し、潜在化している場合には顕在化できる適切な整備を行う。
- 活用と同様、両史跡に留まらない、関連する周辺の遺跡群を有機的に取り込んだ整備を行う。
- 本質的価値を伝える整備だけでなく、史跡を中心とした、市民が安全に憩うことができる空間にするため、休憩・便益施設等の整備を積極的に検討する。
- その時々管理体制に応じ、維持管理も踏まえたシンプルで持続可能な整備内容を検討する。
- 周辺住民への土砂流出など、防災の観点からの整備についても十分に検討する。
- 巨勢山古墳群に関しては、史跡の整備と山林の保全が密接に関連するため、丘陵自体の保全に関わる整備についても検討を進める。

#### (5) 体制・運営・連携

- 持続可能で効果的な施策を実行できる適正な体制作りを行う。
- 地域に根差した包括的な保存活用を進めるための、効果的な運営方法の在り方を構築する。
- 史跡の管理団体、所有者である御所市が主体的に計画を実行に移し、保存活用の施策を通して史跡（文化財）に関わりたいと思う人や団体を育成し、多様性で持続可能な体制を構築する。
- 現在御所市では、文化財に関わる地域活動団体はなく、文化財に関わる施策は基本的に行政が行っている。しかし、上に掲げた将来像を実現するためには市内在住者に限定しない地域住民による史跡への積極的な関与が不可欠といえる。そのため中長期的な観点から地域活動団体の育成についても検討を進める。
- 行政単独での施策の実施をできる限り抑え、様々な個人・団体との連携を常に見据える。

上記の5つに区分した基本方針は、当然ながら単独で完結するものではなく、それぞれに密接な関連性を有する。そのため、主従の関係が生じる場合はあろうが、常に他の区分の方針を踏まえながら進めていくことが求められる。

## 第7章 調査・研究

### 1 調査の方法

#### (1) 両史跡に共通する事項

まず調査、研究、保存管理、活用、整備の全ての基礎資料となる詳細な地形図（測量図）の作成を行う。そして新たな発掘調査を実施する前に、御所市が過去に行った調査で正式な報告書が刊行されていないものについては、可能な限り速やかに整理作業を行い、報告書を刊行する。ただし、奈良県が行った調査については正報告書の刊行状況を含め不明瞭な部分があり、御所市の計画の中で位置づけることは難しいため、正報告書の刊行を目指した調整を進めていく。

なお、御所市教育委員会が調査を行い、発掘調査報告書が未刊となっているものは、宮山古墳では第9次調査、巨勢山古墳群では昭和57・58年度、昭和62～平成3年度、平成13年度の調査である。

#### (2) 宮山古墳

墳丘規模・構造に関する考古学的な知見がほとんど得られておらず、附帯施設の範囲についても明確になっていない。埋葬施設に関しても後円部北石室や前方部埋葬施設の存在は明らかなものの、それぞれの残存状況や正確な位置については不明確である。このことは、宮山古墳の本質的価値を明確化し、その保存を確実にするうえで大きな課題である。そのため、計画的な発掘調査を実施することで課題の解決を目指す。調査に当たっては、様々な方法を吟味し、最小限の発掘調査に留められるよう留意する。

また、墳丘や遺構の保全について検討するための損傷状況の調査についても方法を検討する。

#### (3) 巨勢山古墳群

各古墳の正確な位置が十分に把握できておらず、史跡境界部では1基の古墳でありながら指定地の内外に跨がった状態の古墳も存在する可能性がある。上記した詳細な地形図の作成と合わせて、そういった現況の把握に努める。加えて、遺跡情報の基盤である奈良県遺跡地図に認められる明らかな錯誤等について修正を進める。

巨勢山古墳群の本質的価値は、その大部分が記録保存による発掘調査成果によって明らかになったものであるため、指定地内の古墳が本質的価値のいかなる部分を構成しているかについては、十分明らかになっていない。そのため、指定地内においても保存・活用等に資する計画的な発掘調査等を検討する。その際は宮山古墳同様、様々な方法を吟味し、最小限の発掘調査に留められるよう留意する。

### 2 研究の方法

#### (1) 両史跡に共通する事項

両史跡の本質的価値を明確化するには、両史跡間の関係に加えて周辺の遺跡・古墳との関係を明らかにする必要がある。本計画に則って行う調査・研究成果を、それぞれの史跡だけで完結させず常に両史跡間の関係の理解に結びつけるとともに、周辺の遺跡・古墳で行われている調査の成果についても意識を向け、研究に取り込んでいく。

#### (2) 宮山古墳

墳長200mを超える前方後円墳において、後円部埋葬施設上の埴輪列の実態が明らかになっている唯一の事例でありながら、報告書の刊行が古く十分な検討がなされていない。出土遺物の量が多く、橿原考古学研究所附属博物館の所蔵であるため、御所市として早急な対応策を講じることは難しいが、再整理の実施について関係機関と検討を行う。

宮山古墳は、その本質的価値が示すとおり葛城という小地域に留まらない歴史性を有しており、奈良

盆地内他地域との関係や、海上交通の玄関として密接な関係が想定されている和歌山県との関係、同時期の大王墳を含む大阪府百舌鳥・古市古墳群との関係、朝鮮半島との関係など、論点は非常に多岐にわたる。これら論点に関わる研究は近年活発に行われているため、これら研究にも目を配り、宮山古墳の位置づけを検討する。

宮山古墳築造に至る歴史的評価や築造後の地域内での捉えられ方は、本質的価値の明確化に大きく寄与する視点である。秋津遺跡における古墳時代前期の大型建物群の発見など新たな調査成果も増加しており、被葬者論も含めそれら資料を踏まえた再検討を進める。

### (3) 巨勢山古墳群

群集墳としての規模が大きく、未報告資料も多いことから、群集墳の中での古墳築造状況の推移や支群構成、築造集団の推定などの基礎的な検討が十分になされていない。現状で把握できる基礎データは第3章に掲載したが、未刊報告書の刊行や計画的な内容確認調査を実施し、それらの成果をもとにした基礎的な検討を進めていく。

巨勢山丘陵は、群集墳が造営される前後の時期にも様々に利用されていることが発掘調査によって明らかとなっているが、その点に焦点を当てた研究はあまりなされていない。群集墳造営前後の歴史を明らかにすることは、巨勢山古墳群の本質的価値を明確化するためにも必要な視点であり、上記した群集墳としての基礎的研究と併行して検討を深めていく。

また、巨勢山丘陵は花崗岩を基盤とする地質的特性上、表層の真砂化によって非常に崩れやすくなっている。加えて巨勢山丘陵は放置林となっている箇所が多く、樹木が密生することによる下層植生の発達阻害も相俟って、地耐力の更なる弱体化を引き起こしている。次世代へ確実に史跡を繋いでいくためにも丘陵自体を崩れにくい「強い山」へ改良していくことが必要である。そのため、治山の視点に基づいた各種研究の必要性についても検討する。

そして、上記の方向性に基づいて行った調査・研究の成果は、保存管理だけでなく活用や整備へも適宜反映させていく。

## 第8章 保存（保存管理）

### 1 地区割

史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群の保存に関しては多くの課題が山積しているが、今後の方向性については本質的価値を構成する要素（表4-1のA）やそれ以外の要素（表4-1のB～D）の関係を踏まえたうえで、以下の9つの地区に区分してそれぞれの方向性を示すこととする（図8-1）。

#### （1）指定地内

●宮山古墳史跡指定地（図8-1の①、以下同じ）

宮山古墳の現在史跡指定を受けている範囲に相当する。

●巨勢山古墳群史跡指定地（尾根上）（②）

巨勢山古墳群史跡指定地内の尾根上を主とし、史跡の本質的価値の大半を占める個々の古墳が存在する範囲に相当する。

●巨勢山古墳群史跡指定地（斜面・谷）（③）

巨勢山古墳群史跡指定地内の尾根上を除いた範囲全体を指し、古墳はあまり存在しないものの古墳群の基盤となっている丘陵の斜面から裾にあたる。ヒノキの植林地になっているところが多く、放置林状態が続いている。

●巨勢山古墳群史跡指定地境界付近の防災対策地区（④）

巨勢山古墳群史跡指定地の北部・西部の境界付近で、土砂災害警戒区域に指定されている区域。

#### （2）指定地外

●宮山古墳史跡指定地隣接地区（⑤）

本来の宮山古墳及び附帯施設（周濠・周堤・陪冢）が存在したと想定される範囲に相当する。

●宮山古墳西・東地区（⑥）

隣接地のさらに周囲、東には京奈和自動車道が、西には国道24号線が南北に走り、御所南ICがあるなど計画地への北方向からの入口にあたる。巨勢山古墳群に含まれる古墳が分布し、みやす塚古墳など一体的に保存すべき要素も存在する。当面の保存活用拠点として機能する御所市文化財事務所がこの地区に所在する。

●巨勢山古墳群史跡指定地外北地区（⑦）

巨勢山古墳群の北麓にあたり、史跡に隣接して農地や宅地が広がっている。

●巨勢山古墳群史跡指定地外南・西地区（⑧）

巨勢山古墳群の指定地南・西側と接する地区で、元は巨勢山丘陵の一面であったが、大規模な開発によって、現状は民間採石場やゴルフ場、御所工業団地、御所市クリーンセンター、御所市総合運動公園が存在する。なお、民間ゴルフ場内の残置森林には、巨勢山古墳群に含まれる古墳が遺存している。

●巨勢山丘陵南・東地区（⑨）

巨勢山古墳群の同一丘陵南東側に位置する地区で、巨勢山古墳群に包含される可能性のある古墳が多く分布している。

### 2 指定地内の保存の方向性

●宮山古墳史跡指定地（①）

この地区は、宮山古墳の本質的価値における枢要の地区であるため、古墳の保存に影響を及ぼすものについては原則として取り除いていく。ただし、早急な対応が困難なものについては、本質的価値を損なわないよう注意し、共存を図る。古墳の保存に必要な場合は、盛土等適切な手法で遺構の保護を図る。

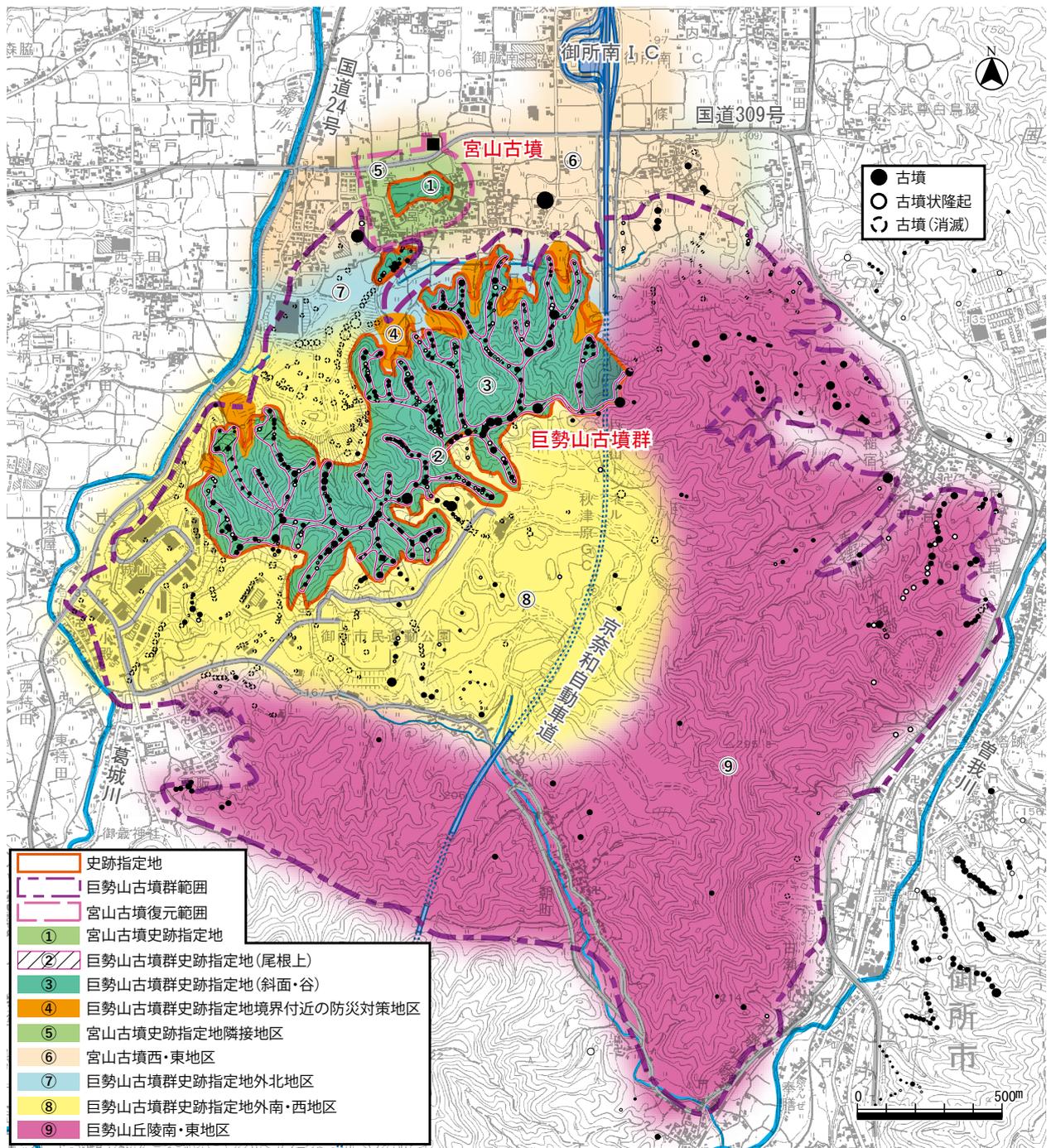


図8-1 計画地の地区割

宮山古墳の指定地内に関しては、今までに南石室の発掘調査（第1次調査）しか行われていないため、墳丘構造等に関しては考古学的な知見に基づく検討が十分になされていない。つまり、宮山古墳を適切に保存していくにあたっての理想像が不鮮明な状態といえる。そのため、詳細な測量図の作成や必要最小限度の発掘調査を実施することで、目指すべき宮山古墳の姿を明らかにし、具体的な保存方法について検討する。また、第1次調査終了時に現地に残された埴輪についても、どのように埋め戻され、適切に保存されているか十分な記録がなく定かではない。発掘調査に際しては、この点の確認も必要となる。

南石室やその中に納められている長持形石棺は、露出展示されているため日常的に風雨の影響を受けている。今のところ明らかな劣化や毀損は確認していないが、近年増加傾向にある大雨等がどの程度悪影響を与えているかは十分に見積もれているわけではない。そのため、経年劣化の程度に関してモニタリング調査等を行い、適切な保存管理方法を検討する。

出土遺物が調査機関ごとに保管されていることは、全体像が把握しにくいという難点はあるものの、

現在の文化財行政の体制上やむを得ない状況である。この状況を根本的に解決することは現実的ではないため、保管機関間の連絡調整を密にするとともに、未刊行報告書や資料化されていない資料の再整理報告書の刊行等を通して、出土遺物の全体像が把握しやすくなるように努める。また、所在不明になっている出土遺物については、機会を捉えて地元や関係機関への確認を行う。

周囲からの視認性の悪さに起因する日常的な看視作業の行いにくさについては、史跡の保存に影響の無い範囲で木竹の伐採等を行い、改善に努める。

史跡内の保存・活用に資する要素については、現況把握を行うとともにその充実を図ることで史跡の周知を進める。

指定地は民有地が多いため、計画的な公有化を行う。併行して地権者等関係者との連絡を密に取りながら、管理団体である御所市が一体的な保存管理を主導する。

### ●巨勢山古墳群史跡指定地（尾根上）(②)

この地区は、巨勢山古墳群の本質的価値の全てとも言える枢要の地区であるため、個々の古墳の保存に影響を及ぼすものについては原則として取り除いていく。古墳の保存に必要な場合は、盛土等適切な手法で遺構の保護をはかる。③も含め、巨勢山古墳群に関しては史跡について周知し保存管理を確実にするための保存施設（標識・解説板・境界標等）がほとんど設置されていないため、その設置を進める。

地区内の個々の古墳は、平成13年度に一部について発掘調査を行ったものの、大半は昭和58年度の踏査時の所見に留まっており、古墳の墳形・規模や埋葬施設の内容はもとより、丘陵上の位置についても正確な情報を欠いている。加えて、史跡指定以前から、群内の古墳に関する日常的な維持管理が行われていないため、古墳の残存状況に関する情報もわずかししか得られていない。

そのため、古墳の正確な位置や墳丘の遺存状況など個々の古墳の現況把握、古墳の保存に影響を及ぼす樹木等の把握を併行して行い、古墳の保存に影響を及ぼさない樹木を除いて原則伐採していく。ただし、指定地が広大なため、地点ごとの優先順位を検討し、具体的な中・長期計画を立てる。イノシシによる掘り起こしも土砂流出の一因となっているほか、古墳の保存に直接的な悪影響があるため、その対策を検討する。発掘調査を経て現地で保存されている古墳については、定期的な看視を行いながら適切な保存方法を検討する。

上記のような把握・検討やその後の保存管理にあたっては、丘陵内を日常的に看視するための管理道が欠かせない。そのため、丘陵内の里道網を復旧しつつそれを管理道として利用し、不足があれば古墳の保存に影響を与えない範囲で管理道を設ける。

また、巨勢山古墳群の本質的価値の一端である宮山古墳への眺望については、樹木が密生した状態である現在は全く開けていない。防災や活用等と優先順位を調整しながら、視点場の確保を進める。

群集墳造営終了後も巨勢山丘陵は様々な土地利用がなされている。しかし、その歴史的重層性は十分に周知できていないため、本質的価値と合わせた一体的な周知を図る。

出土遺物が調査機関ごとに保管されていることは、全体像が把握しにくいという難点はあるものの、現在の文化財行政の体制上やむを得ない状況である。この状況を根本的に解決することは現実的ではないため、保管機関間の連絡調整を密にするとともに、未刊行報告書や資料化されていない資料の再整理報告書の刊行等を通して、出土遺物の全体像が把握しやすくなるように努める。

③も含め、指定地の多くは公有化されているが、全体の約8%は個人の所有となっている。耕作放棄地の増加も懸念され、史跡の一体的な保存管理のためにも、条件が整った土地については順次公有化を進めていく。また、管理団体の指定についても、地権者の同意を得た上で文化庁長官へ意見具申を行う。

### ●巨勢山古墳群史跡指定地（斜面・谷）(③)

②尾根上地区の存立基盤となる地区であり、②と同様に良好な状況で保存していく必要がある。史跡

の保存に影響を及ぼすものについては原則として取り除いていく。ただし、性格上、取り除くことが困難なものについては、史跡の本質的価値を損なわないよう注意しながら共存を図る。特に現況は、地区の大半がヒノキの放置林であることから地耐力の低下を引き起こしており、間伐による樹間の確保を進める。間伐の実施にあたっては、指定地が広大であるため、防災的観点や活用時の眺望的観点を踏まえながら、優先順位を設定して計画的に行う。

この地区には、いくつかの治山堰堤が史跡指定以前に築堤され、現在も土砂流出や谷部における水流の速度緩和などの一定の役割を果たしていると思われる。しかし、現在の気象条件下において十分な能力を有しているとは考えにくい。そのため、巨勢山古墳群で頻発する土砂流出に対して、適切な防災施設の在り方や費用対効果を踏まえた日常的な管理方法を検討する。

巨勢山古墳群における既往の発掘調査成果を踏まえると、当地区内にも本質的価値を構成する古墳が存在する可能性が十分に考えられるため、将来の発掘調査の成果によっては②と同等の対応を行う必要がある。

#### ●巨勢山古墳群史跡指定地境界付近の防災対策地区（④）

現況においても近隣住民に対する大小の被害が発生しており、速やかな防災対策が必要である。被害要因の大半は土砂流出であるため、史跡内については③斜面・谷地区と同様の方向性によって、土砂が流出しにくい山作りを行う。ただし、丘陵を完全に崩れないようにすることは不可能であるため、史跡外については史跡に対する景観的配慮を十分に行ったうえで、流出土砂が近隣住民に被害を与えぬよう現実的な土砂流出対策を検討する。

### 3 指定地外の保存の方向性

上記した指定地内の保存の方向性を踏まえ、指定地外における宮山古墳・巨勢山古墳群の保存や景観の保全・形成の方向性を示す。

#### ●宮山古墳史跡指定地隣接地区（⑤）

宮山古墳及びその附帯施設が存在したエリアであるため、範囲確認調査等を行いつつ、史跡への追加指定・公有化を行い、既指定地と一体的な保存管理を行う。宮山古墳の視認性を妨げる建物に関しては、地権者との調整を図りつつ、可能なものから順に取り除く。

#### ●宮山古墳西・東地区（⑥）

南を除く三方に幹線道路があり、他の地区に比して開発の圧力がかかりやすい地区である。本計画地への玄関となる地区でもあるため、景観の保全に努めながら、十分な幅員をもつアプローチ道路や駐車場の整備など保存管理に適した在り方を検討する。

またこの地区には、史跡と併行する時期や史跡の前史に関わる重要な古墳・遺跡が存在している。史跡の本質的価値をわかりやすく周知していくため、保存管理についてもその関連性を踏まえた方法を検討する。

#### ●巨勢山古墳群史跡指定地外北地区（⑦）

国見山景観保全地区や農用地地区であることから、土地利用や景観上の大幅な改変は少ないと予測されるが、史跡巨勢山古墳群の足元を支える地区として地権者等関係者の同意と協力を得て、その景観の保全に努める。また、史跡巨勢山古墳群への玄関口としての立地になるため、日常的な保存管理を行いやすくするためにも指定地裾まで伸びるアプローチ道路や駐車場などの整備について検討する。

#### ●巨勢山古墳群史跡指定地外南・西地区（⑧）

大きな開発が既に及んでいるため、関係者の理解と協力を得て残存する遺構の保存や史跡境界部の管理、景観の保全を行う。

#### ●巨勢山丘陵南・東地区（⑨）

史跡指定地との間に京奈和自動車道が縦貫しているものの、トンネル構造になっているため、視覚的には連続した丘陵となっている。また、東地区は国見山景観保全地区となっているが、あくまでも届出制の規制であるため、景観上の改変が起らぬよう注意が必要である。この地区には史跡巨勢山古墳群に包括される可能性のある古墳が多く存在するため、自然環境の保全に努めるとともに、追加指定も考慮に入れた連続的・一体的な保存管理を検討する。

## 4 保存の方法

史跡の保存の方法には、法的・行政的・技術的な措置の3つがある。

### （1）法的な措置

#### ア 指定

史跡の本質的価値を十分に把握して範囲を設定し、文化財保護法（第109条）に基づき史跡に指定することである。既指定地外において、宮山古墳や巨勢山古墳群に包括される古墳・遺構が発見された場合においては、国、県の助言を得ながら、追加指定について検討する。

宮山古墳では、附帯施設を含めた古墳全体を追加指定し一体として保存することが望まれるが、未指定地の中でも北側は現在も営業している事業所が複数存在し、南側は広く宅地となっている。追加指定を進めるにあたっては、そういった環境にも配慮しながら、優先順位を設けて進めていく必要がある。

巨勢山古墳群については、古墳群全体でみた場合、現状はその北西部のみが指定されている。追加指定の対象となってくる地域は巨勢山丘陵南・東地区（⑨）が該当するが、その面積は広大であり、安易な追加指定は保存活用事業を展開していく際の足枷にもなりうる危険を孕んでいる。そのため、まずは様々な調査を実施し巨勢山古墳群としてのまとまりを明確にすることを優先し、現指定地における保存活用事業の成果を踏まえながら、改めて追加指定の方法について検討する。

#### イ 現状変更等の許可

##### （ア）現状変更等の許可を必要とする行為

史跡指定地内において現状変更等を行おうとする場合には、原則として文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。

文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。

また、同項には「ただし書き」があり、許可が必要ない行為が規定されている。

さらに、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、当該都道府県又は当該市の教育委員会がその事務を行うとあり、宮山古墳・巨勢山古墳群の場合は御所市教育委員会（文化財課）が担当することになる。

こうした法制度を整理するとともに、宮山古墳・巨勢山古墳群（史跡指定地）において想定される又は可能性のある現状変更等の行為の例を示す（表8-1・2）。

なお、現状変更等の許可を必要とする行為、必要としない行為は、具体的な行為の内容を勘案して最終判断を行う必要があり、行為を検討又は計画した段階で御所市教育委員会（文化財課）に問い合わせることとする（相談・事前協議）。

表 8 - 1 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの(申請先)	根拠法令等と行為の内容(抜粋、要約)	宮山古墳・巨勢山古墳群における例
文化庁長官	<p>■文化財保護法第125条第1項</p> <p>史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p>○現状変更</p> <p>・建築物その他の工作物の新築・増築・改築</p> <p>・土地の形質変更など</p> <p>○保存に影響を及ぼす行為</p> <p>・地層のはぎ取りなど(影響の軽微である場合は許可が必要ない)</p> <p>【上記の「ただし書き」】</p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※維持の措置の範囲は、文部科学省令(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条:表8-2参照)の規定に基づく</p>	<p>【現状を変更する行為(軽微である場合等を除く)】</p> <p>○休憩所や展望所などの建築物の新築</p> <p>○八幡神社拝殿や室区集会所の増築・改築・除去</p> <p>○八幡神社の鳥居など設置の日から50年を経過している工作物の改修</p> <p>○地形・土地の形質の変更、掘削</p> <p>○発掘調査等各種学術調査、史跡の保存・整備など</p> <p>○林道・園路の新設</p> <p>○林相改良に伴う抜根、植樹</p> <p>○枯死した樹木の抜根</p> <p>【保存に影響を及ぼす行為】</p> <p>○遺構・建造物の型取り</p> <p>○地下遺構の直上における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為</p> <p>○石・木材等の露出遺構の薬剤処理など</p>
御所市教育委員会(文化財課)	<p>■法施行令第5条第4項</p> <p>○小規模建築物(階数が2以下、建築面積が120㎡以下)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築</p> <p>○工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)</p> <p>○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</p> <p>○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管、その他これらに類する工作物の設置又は改修</p> <p>○建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等)</p> <p>○木竹の伐採</p> <p>○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など</p>	<p>宮山古墳・巨勢山古墳群における例</p> <p>○イベント等に利用される仮設建築物の整備(テントの設置など)</p> <p>○工事に関わる仮設建築物(2年以内)の整備(プレハブの事務所・倉庫、仮設トイレなど)</p> <p>○建築物以外の工作物(フェンス、鳥獣被害対策の柵、ベンチ、水路排水関連工作物、電気配線、防災・防犯施設、解説板、看板、電柱など)の設置・改修・撤去…「土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為(影響の軽微である場合は除く)」以外の場合</p> <p>○既存里道の舗装及び修繕</p> <p>○史跡標識・解説板・境界標等の設置・改修</p> <p>○埋設されている水管の改修</p> <p>○林相改良に伴う間伐や木竹の伐採</p> <p>○倒れていない枯損木・危険木の伐採</p>

(イ) 現状変更等の取扱原則と取扱基準

A. 現状変更等の取扱原則

宮山古墳・巨勢山古墳群においては、史跡の本質的価値を構成する要素を対象とした整備(遺構の保存・活用に伴う整備:復旧、遺構の表現など)、及び史跡の保存及び公開・活用、管理運営に伴う整備などの現状変更等の行為が想定される。

今後、史跡を確実に保存し、後世に継承するため、史跡指定地内における現状変更等は、本質的価値を構成する要素及び本質的価値と一体となる歴史的・地形的要素の調査・研究、保存管理・活用に資するもの、及び防災に関するもの以外は認めないことを原則とする。

表 8 - 2 現状変更等の許可を必要としない行為

区分	根拠法令等と行為の内容 (抜粋、要約)	宮山古墳・巨勢山古墳群における例
維持の措置	<p>■文化財保護法第 125 条 (第 1 項ただし書き) ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (省令) 第 4 条</p> <p>○毀損等からの現状復旧 (※ 1) 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状 (指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状) に復するとき。</p> <p>○毀損等の拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。</p> <p>○除去 (復旧が明らかに不可能な場合) 史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p>	<p>宮山古墳・巨勢山古墳群における例</p> <p>・部分的に毀損している墳丘などの原状復旧 ・一部が崩れている石段、水路 (雨水排水路) の石組などの原状復旧など</p> <p>・毀損している墳丘への一時的なシート、土のうの設置など</p> <p>・枯死した木竹の除去 (保存に影響を及ぼす抜根は除く：表 8 - 1 を参照) など (既に倒れているものは一般的な管理行為で対応可能)</p>
非常災害のために必要な応急措置		<p>・崩落や浸水を防ぐ土のうの設置 ・シートによる遺構の保護 ・立入禁止柵などの設置 ・倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去など</p>
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの		<p>・危険木、史跡の利用上支障となる樹木の除去 (剪定か伐採かで対応が変わるため、許可の必要な行為かどうか個別具体的に検討する。) など</p>
一般的な管理行為		<p>・除草、下草刈り ・木竹の管理 (剪定、除草、下刈、つる切りなど) ・景観や周辺環境に配慮した枝打ち ・倒木の除去 ※許可が必要な行為かどうかは、個別具体的に判断する。</p>
届出	<p>〈許可は必要ないが届出 (文化庁長官) が必要な場合〉 ※文化財保護法第 127 条 ○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要のある場合は除く。</p>	

※ 1 復旧

史跡等が毀損し衰亡している場合に、毀損又は衰亡する前の状態に戻すこと。史跡整備の手法としては「遺構保存」(劣化等の進行の抑制)と「修復」(保存修理、復元)があり、建築物では一般的に「修繕」という。

## B. 現状変更等の取扱基準

史跡指定地内における現状変更等について、取扱基準を表 8 - 3 のように定める。

取扱基準を運用するにあたっては、必要に応じて国、県の指導・助言を受け、適正に対応する。先にも記した文化庁長官の許可を必要とする現状変更については、御所市教育委員会 (文化財課) が窓口となり申請書を受け付け、関係法令及び現状変更等の取扱基準をもとに内容を確認し、受け付けたものを奈良県に意見を付して進達 (副申) する。なお、奈良県へ副申した申請書は、その後奈良県が文化庁長官に副申し、文化庁で可否の審査が行われる。⇒図 8 - 2 を参照

現状変更に関しては、問い合わせ (相談・事前協議) を含め、記録様式を作成して年月日、問い合わせ・申請者名、内容、管理団体としての対応などを記録する。

表8-3 宮山古墳・巨勢山古墳群における現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為）

区分	①宮山古墳史跡指定地	②巨勢山古墳群史跡指定地（尾根上）	③巨勢山古墳群史跡指定地（斜面・谷）	④巨勢山古墳群史跡指定地境界付近の防災対策地区	
地区の性格	宮山古墳の本質的価値を構成する要素が集積し、かつ、景観的・視覚的に古墳の存在を把握できる地区である。	巨勢山古墳群の本質的価値を構成する要素が集積し、かつ、景観的・視覚的に古墳群の存在を把握できる地区である。	巨勢山古墳群指定地の②地区を除いた範囲全体であり、古墳はほとんど存在しないものの古墳群の基盤となっている丘陵の斜面から裾にあたる地区である。	史跡巨勢山古墳群の北・西側で、丘陵谷部からの土砂流出が激しく、速やかな防災対策が必要な地区。	
現状	後円部頂に南石室が遺存し、後円部頂を除く全体が竹木に覆われている。	尾根上に古墳が分布し、個々の古墳の墳丘上や周囲には樹木が多く存在する。	尾根斜面は全体が樹木で覆われており、②地区の眺望を遮っている。	全体が樹木で覆われており、③地区からの流出土が堆積している。	
現状変更等の取扱方針	史跡の保存・整備のための発掘調査、遺構の保存修理及び表現、史跡に相応しい景観形成のための樹木整備、保存施設や史跡の公開・活用のための施設・設備の整備、防災施設の整備、既設の建築物・工作物の改修・移設・撤去などを除き、原則として現状変更は認めない。 なお、認められた現状変更等は、下記の「共通事項」を前提に行うこととする。				
現状変更等の取扱基準	共通事項	○遺構の保護及び史跡として相応しい景観に影響を及ぼす行為は、それが軽微であるものを除き認めない。「軽微なもの（除草、下草刈り、樹木の枝打など）」であるかどうかについては、具体的な行為の内容を勘案して判断する。			
	建築物	新築・建替え等	○建築物の新築及び全面改築、建替えを、原則として認めない。 ○既設社殿の全面改築・建替えについては、現況を大きく変えない内容の場合認める。 ○既設集会所の全面改築・建替えについては、指定地外への移設等を検討のうえ、やむを得ない場合はこれを認める。	—	○ただし、休憩所等の小規模な建築物については、遺構の保護及び史跡として相応しい景観に影響を及ぼさない場合のみ認める。 ○防災的観点に基づき、最低限必要と判断される建築物については、遺構の保護及び史跡として相応しい景観に配慮することを前提にこれを認める。
		修繕・部分改築・撤去等	○既設社殿等の修繕・部分改築については、現況を大きく変更しない内容の場合認める。	—	○上記の建築物を整備した場合は、その適切な維持管理、修繕（修理）等を行う。 ・増築は、原則として認めない。 ・改築を認める。 ・撤去を認める。
	園路・広場の新設、修繕等	○史跡の保存（保存管理）及び公開・活用に資するとともに、古墳の歴史性や景観を考慮（配置等に留意）したもの以外は新設を認めない。 ○既設又は今後整備する園路等の適切な維持管理、修繕・改修を行う。		○史跡の保存（保存管理）及び公開・活用に資するもの以外は新設を認めない。	
	工作物	設置（新設）	○史跡標柱や解説板等の保存施設、案内板や休憩施設等の管理・公開・活用のための施設（ベンチ等）、防災・防犯設備や水道設備、電気・照明設備等の維持管理施設、雨水排水等の埋設物及び鳥獣被害対策の施設など、史跡の保存・活用のために必要な施設・設備以外の工作物については、原則として設置（新設）を認めない。 ○工作物を設置（新設）する場合は、遺構の保護や景観に配慮した工法、材料によることとする。		
		改修、撤去等	○既設又は今後整備する工作物については、適切な維持管理や改修等を行う。 ○毀損や老朽化などによる工作物の撤去を認める。		
	土地の形状の変更	○墳丘の保護や修復・復元、遺構の表現などを除き、土地の形状の変更を認めない。		○原則として土地の形状の変更を認めない。 ○ただし、調査に基づく地形の整備、崩落箇所の復旧、及び史跡の保存・活用のために必要な軽微な土地の形状の変更（スロープの設置、くぼ地への盛土など）については、国、県と協議し、判断する。	
	木竹伐採等	○遺構・地形の保護や防災に配慮することを前提に、木竹の伐採等を認める。			
	植栽	○墳丘の保護や本質的価値と調和する植栽、眺望等を阻害しない植栽を除き、原則として植栽を認めない。		○斜面地の保護や史跡の景観と調和する植栽、眺望等を阻害しない植栽を除き、原則として植栽を認めない。	○森林の保全（維持管理）に関わる植栽以外は、原則として植栽を認めない。

※用語の定義

【改築】

従前の建築物を全部または一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの（著しく異なるもの）を建てること。元の建物と著しく異なるときは「新築」又は「増築」と捉える。

【修繕（修理）】

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと同様同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

【改修】

毀損・劣化した建築物・工作物の原状回復（復旧、修繕）にとどまらず、機能を向上させるような改造・変更やグレードアップなどを伴う工事のこと。ここでは、遺構の保護と史跡としての景観との調和を前提とする。

【土地の形状の変更】

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する造成を行うこと。

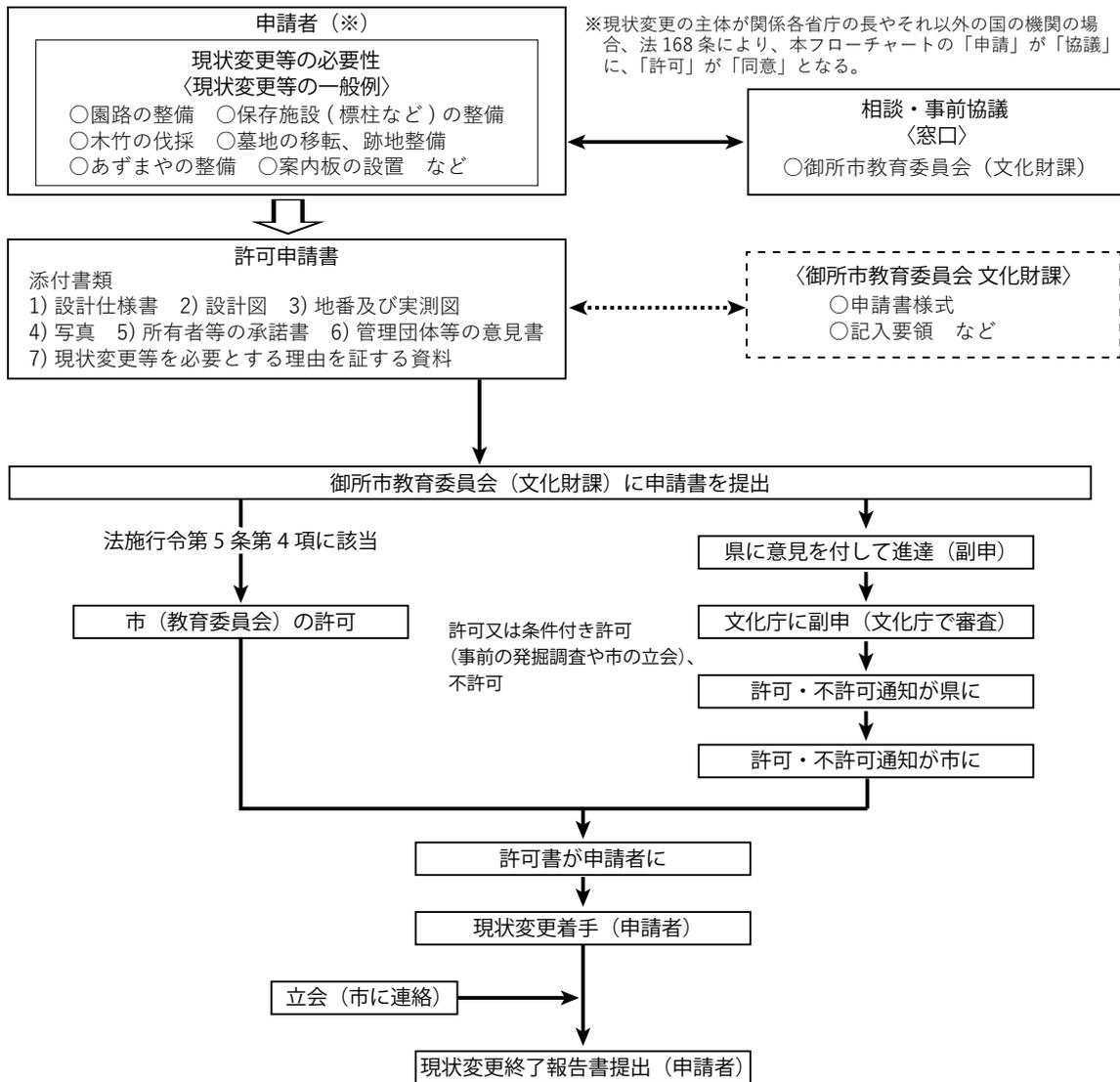


図8-2 宮山古墳・巨勢山古墳群における現状変更等の手続きの流れ

## (2) 行政的な措置

### ア 土地の公有化

今後両史跡の保存・活用及び整備を進めていくため、地権者の理解と協力を得ながら、土地の公有化を行う。

宮山古墳指定地の公有化はまだ実施しておらず、既に国有地となっている後円部頂を除いて他は民有地のままとされているが（図3-11）、令和4年度から調整がついたところについて公有化を進めていく。

巨勢山古墳群指定地の公有化は断続的に実施しており、既に指定地の68%を公有化している。国土交通省管轄の道路・水路や民間ゴルフ場の残地森林として保存されているところについては公有化を要さないため、今後の公有化対象地は個人有地である指定地の8%となる（表3-5、図3-33）。

### イ 「保存活用計画」の策定

史跡の適切な保存と活用を実施するために「保存活用計画」を策定するが、本計画がこれに該当する。

#### ウ 日常的な維持管理の施策

史跡の整備などの進捗状況を踏まえながら、地域住民等と連携し、史跡指定地やその周辺の清掃美化の定期的・持続的な実施を図るとともに、墳丘や遺構、樹木などの定期的な点検を行う体制を構築する。

### (3) 技術的な措置

#### ア 情報の整理と保存施設（標識・解説板・境界標等）の設置

史跡の保存管理を確実にするため、史跡を構成する各古墳の位置情報といった基本的情報の整理を行い、遺跡情報の基盤である遺跡地図の内容についても適宜修正を行う。

また、史跡について周知し保存管理を確実にするためにも、個々の史跡に必要な内容の保存施設を設置する。

#### イ 史跡の保存や防災に関わる間伐の実施および施設等の設置

史跡を構成する各古墳や、史跡の位置する丘陵自体を確実に保存し、周辺地域への災害を生じにくくするため、積極的な間伐を進める。そして、史跡内における急傾斜地等の崩落を防止するとともに、流出した土砂が集落まで流れないように対策を検討する。

#### ウ 遺構等の定期的なモニタリング

史跡の本質的価値を構成する遺構の定期的なモニタリング等を通じた管理を行う。今のところ地表に露出している遺構は、宮山古墳では南石室とその中に納められている長持形石棺、巨勢山古墳群では323号墳の横口式石槨があるが、風雨による損傷の程度は十分に明らかにできていないため、定期的な管理を通して、今後必要な保存方法について検討を行う。

#### エ 鳥獣対策及び病虫害防除

巨勢山古墳群ではイノシシによる掘り起こしが散見するため、その対策について検討する。また、史跡内における具体的な病虫害はまだ確認されていないが、土砂流出対策に一定の役割を果たしている樹木が枯死しないよう、病虫害の現状把握に努めるとともに防除策を検討する。

#### オ 毀損及び衰亡の状態からの復旧

天災等による史跡の毀損や衰亡が認められた場合は、速やかな復原を行う。

## 第9章 活用

### 1 方向性

第5章（126頁）で記した3つの活用内容に沿って、大枠となる方向性を以下に示す。

#### （1）公開

史跡に指定されていることを周辺地域へ周知し、本質的価値の理解を促進する適切な情報を提供するためにも、史跡の保存や見学者等の安全が確保できる範囲で積極的な現地公開を進める。

出土遺物の公開も現在は十分にできていないが、近接する御所市文化財事務所での公開を行う。

#### （2）諸施設の設置

両史跡とも本質的価値の理解を促進するための施設が十分に設置されていないため、調査・研究と併行しながら、地域内外の多様な人々が史跡の本質的価値を学ぶことのできる解説板の設置を進める。御所市の文化財行政の拠点である御所市文化財事務所が両史跡の近傍に立地するため、この施設に両史跡のガイダンス施設としての機能を付与していく。

公開とも関連するが、快適な見学を可能とする見学道や誘導案内板の設置も併行して進める。これら諸施設の設置にあたっては安全の確保に最大限留意し、既設のものについても安全が確保されていないものについては改善を行う。公共交通の便が悪く幹線道路に囲まれた本計画地では、自動車が一般的な来訪手段になることが予想される。現在の駐車場は幹線道路から入り込んだ立地のため、場所がわかりにくく、大型車での来訪が難しいという欠点があるため、大型車も入りやすい新しい駐車場の設置も視野に入れたアクセス性の向上を図る。

#### （3）ソフト面の施策

両史跡の本質的価値を地域内外の多様な世代の人々が学ぶことのできる機会の充実に取り組む。具体的には、情報発信コンテンツの充実や学校教育・生涯学習における歴史・地域・環境・防災などの多様な学習機会の創出、見学道の健康増進に資する空間としての提供などが考えられる。それらにあたっては、両史跡間の関係及び周辺の遺跡・古墳との関係を念頭に置いた施策の展開に努める。

### 2 活用の方法

上記の方向性に基づき、以下、後章（整備）と一部重複するところもあるが、想定される具体的な活用の方法を提示する。

#### ●積極的な現地公開と管理見学道の設置

宮山古墳については、現在容易に立ち入ることができない前方部頂や各段築平坦面への管理見学道を安全を確保した形で整備し、史跡全体の公開を目指す。その際は、宮山古墳の背後に造営された巨勢山古墳群への眺望についても十分に考慮した形で木竹の伐採等を検討する。

巨勢山古墳群については、保存や日常的な管理の方法を定めることの優先度が高く、また指定地内の管理見学道の整備に一定の期間を要することから、宮山古墳に比べて現地公開の難易度が非常に高い。その現実を踏まえ、当面は全体の公開は目指さず、安全性が確保しやすい見学ルートを設定し、そのルート上の公開に注力する。巨勢山古墳群は、現在鬱蒼とした森林となっており山頂からの眺望が開けていないが、特に北方への眺望は巨勢山古墳群と宮山古墳の立地条件を理解する上で重要な要素であるため、その点を踏まえた整備を検討する。

#### ●御所市文化財事務所における常設・企画展示での資料公開

令和4年度から常設展示を開設する。展示スペースの制約から両史跡の出土遺物は部分的な陳列に留

まるため、別途企画展などを通して、史跡に伴う出土資料の公開に努める。その際は、奈良県の所蔵資料を借用するなど、日頃公開されていない出土資料の公開を積極的に実施する。

常設展示とは別に両史跡のガイダンススペースを設けることは施設の規模を考えると難しいため、常設展示が両史跡のガイダンス機能を果たせるような内容を検討する。

#### ●解説板を用いた的確な情報提供

宮山古墳は、葛城地域でも屈指の規模を誇り、全国的にみても重要で貴重な考古学的知見が得られている。その価値は、御所市や葛城地域という範囲に留まるものではない。近年世界遺産に登録された大阪府百舌鳥・古市古墳群ではその構成文化財の中心をなす大型前方後円墳の多くが陵墓に<sup>じじょう</sup>治定されており、その実態について十分な情報が得られていない。宮山古墳の調査で明らかになっている知見は、その欠を補うに足る成果であり、古墳時代を学ぶ上で格好の教材と言える。

現在設置されている解説板は、宮山古墳の本質的価値を十分に伝える内容になっていないため、上記の管理見学道の設置位置も踏まえながら、解説板的な設置を行う。

また、『帝王編年記』などの古代以降の文献史料の中には、宮山古墳と思われる古墳の記述や葛城襲津彦に関する記述を含むものが散見される。そういった文献史料についても宮山古墳の歴史の一環として解説板で触れるよう内容を検討する。

巨勢山古墳群についても、現在設置されている解説板は内容、設置位置において不十分であるため、早急に新たな解説板の設置を進める。ただし、現地の見学ルートが定まらなければ解説板の設置位置は決定できず、その内容も全体の概説を除くと指定地内の調査成果を蓄積していかなければ記述が難しい。したがって巨勢山古墳群の解説板設置にあたっては、調査・研究、整備の進捗に合わせて進めていく。

#### ●案内板や駐車場の整備

両史跡ともに、現状では見学の出発点は桜田池公園の広場になると想定されるため、そこから両史跡へ向かうための案内板を適所に設置する。また、幹線道路から駐車場への案内板についてもその設置を検討する。

大型車等の利用も踏まえた幹線道路沿いの駐車場の整備については、国道309号線沿いであれば両史跡へのアクセスに利便性があり、国道24号線沿いであれば、巨勢山古墳群の指定地西側へのアクセスが容易となる。駐車場用地の確保にあたっては宮山古墳の保存（追加指定や公有化）や整備とも関連するため、それらと合わせて検討する。

#### ●情報発信コンテンツの充実

両史跡ともに、本質的価値を的確に伝えるパンフレットの作成を行うとともに、文化財課ホームページ上における史跡の解説を充実させる。それらの作成にあたっては、史跡ごとの解説に終始することなく、両史跡間の関係や周辺の同時期の遺跡・古墳との関係、また前後の歴史の流れを十分に踏まえた内容を検討する。

#### ●学校教育における活用

両史跡が位置する秋津地区やその他の地区の小・中学校を対象に、両史跡を通じた地域史学習の機会を作り、郷土への愛着を育む。具体的には、専門職員による現地での解説に加え、子どもたちが興味・関心を惹きやすいワークショップ形式の歴史講座（例：埴輪・勾玉作り、鑄造実験など）の開催を検討する。

また、両史跡の本質的価値や日本史に占める重要性をわかりやすく伝えるためのパンフレット作成や学校教員向けの講座などを通して、子どもたちだけをターゲットにしない活用方法についても検討する。

### ●生涯学習における活用

参加者の安全を確保した上で、現地における解説付きウォークツアーや巨勢山古墳群の多様な古墳という本質的価値を活かした史跡内スタンプラリーの開催、両史跡と関連する遺跡を取り上げた講演会やシンポジウムの開催を検討する。

また、学校教育向けのワークショップをもとに、専門性を段階的に設定した生涯学習向けワークショップの実施も検討する。

### ●環境、防災教育における活用

巨勢山古墳群は、密生した放置林が目立ち、鬱蒼とした外観は丘陵内への気軽な散策をためらわせる状況にある。しかし、それは反面、自然環境と人間の関りをリアルに感じ、考えることのできる場ともいえる。そのため、史跡の保存管理・整備等の機会を積極的に環境教育の場として活用していく。

巨勢山古墳群の保存にあたっては、治山の視点に立った計画的な間伐を行っていく必要があるが、現地で間伐を行う過程を、間伐材の現地での利用方法や従来里山が果たしてきた環境的役割に関する解説などを交えて公開したり、間伐に関するワークショップの実施など実践的な環境教育の場としての活用を検討し、史跡を身近に感じる機会の創出を図る。

また上記と関わって、巨勢山古墳群は、自然災害と我々の生活の直接的な接点を図らずも提供している。地球規模の異常気象が目立つ昨今、その対策を考えることは持続可能な社会を実現していくための必須事項といえ、史跡巨勢山古墳群という空間は、防災教育の実践場としての活用も期待できる。

### ●健康増進の場としての活用

それほど標高が高くない割に起伏に富んだ巨勢山丘陵の地形は、トレッキングなど日常の気軽な運動に適した地形といえ、頂部から奈良盆地を一望できる好立地を踏まえると、市民その他の健康増進の場、緑豊かな憩いの場としての機能も十分に担うことが可能といえる。そのような巨勢山丘陵や宮山古墳、さらに近隣の関連する遺跡を結び、体力に応じた複数のウォーキング・トレッキングルートを設定することで、市内外の人々が気軽な運動を楽しみながら、史跡に触れる機会の創出を図る。

### ●市内周遊ネットワークづくり

両史跡の周囲には、掖上罐子塚古墳、みやす塚古墳などの関連性の高い古墳や、南郷・名柄遺跡群などの大規模集落遺跡が存在している。それらは文献史との接点があり、当時の時代像をイメージしやすいという利点がある。それは本質的価値の理解を促進する上でも重要であることから、その利点を最大限に活かし、両史跡とその他の文化遺産をつなぐ周遊ネットワークとその活用を検討する。

### ●広域周遊ネットワークづくり

両史跡をはじめとした御所市内の古墳時代遺跡は、様々な視点で近隣市町村とのつながりを見出すことができる。

同時代的な視点で見ると、宮山古墳や南郷・名柄遺跡群などの5世紀代の古代葛城氏に関わる遺跡を通して、世界文化遺産である大阪府百舌鳥・古市古墳群との密接な関係があり、屋敷山古墳や火振山古墳などの葛城市域の前方後円墳とも深い繋がりが想定できる。通史的な視点で見ると、前史となる4世紀代の秋津遺跡や鴨都波遺跡などの大型集落遺跡、後続する6世紀代には高取町域を含む巨勢谷地域の大規模横穴式石室墳、7世紀代を中心とする飛鳥・藤原という古代都城成立前史の歴史的な流れを追うことが可能である。このような近隣の観光地と連携したネットワーク構築による観光振興についても検討する。

## 第10章 整備

### 1 方向性

両史跡の本質的価値を保存するための整備と、本質的価値の理解を促進する活用のための施設整備の方向性は以下のとおりである。

#### (1) 宮山古墳

(保存のための整備)

見回り・清掃・除草など日常的な維持的措置や保存施設の的確な設置を行いつつ、露出展示されている遺構の保存や史跡の毀損を起こしかねない削平された墳丘法面の養生、木竹の除去を計画的に進めていく。

(活用のための施設整備)

指定地全体の公開に向けた見学道の整備や安全対策を進める。本質的価値の理解を促進する解説板等の充実に力をいれるとともに、本質的価値を顕在化させる整備についても、調査・研究の成果を踏まえながら現実的な整備手法を検討する。

#### (2) 巨勢山古墳群

(保存のための整備)

巨勢山古墳群の保存は丘陵の適切な保存が大前提となるため、積極的な間伐を進める。広大な指定地での間伐や見回り・清掃・除草など日常的な維持的措置の実施には管理道が必要不可欠であるため、計画的な整備を行う。そして、その管理道を利用して個々の古墳の遺存状態を確認し、墳丘の流出防止や修復などの復旧が必要な場合は適宜進めていく。加えて、標識や解説板、境界標などの保存施設の設置やイノシシ等による史跡内のき損被害防止についても取り組む。

土砂流出が頻発している巨勢山古墳群では、近隣集落や農地などへの土砂流出などの災害を未然に防ぐための設備についても整備が必要となる。治山・防災施設については、史跡との景観的な共存をどのように図るかが課題となるが、流出土砂量に応じた地点ごとの特徴を踏まえつつ、できる限り史跡の歴史性や景観を考慮した内容のものにする。また、当該施設については、可能な限り史跡外において整備を図ることが求められるが、地権者や地域関係者とも協議を行い、地点ごとの最適解を出していく。

(活用のための施設整備)

安全かつ史跡の本質的価値を効果的に理解できるような見学ルートを設定し、過不足のない見学道の整備を行う。管理見学道は、昔の里道を可能な限り利用し、史跡内の現状変更を最小限に抑えるよう努める。そして、見学道整備に合わせて、調査・研究の成果を的確にまとめた解説板や遺構の保護を前提とした遺構（埋葬施設、埴輪列、葺石など）の露出展示、案内板などの整備を検討し、本質的価値の理解を促す。

保存のための間伐とともに、巨勢山古墳群から宮山古墳を眺める視点場の確保のための樹木の伐採についても計画的に行う。

両史跡に共通して、本質的価値の理解を促すためのガイダンス施設は、御所市文化財事務所にその機能を備える方向で検討する。そして、両史跡までのアクセス性を高められるよう駐車場の整備や各所からの案内板の設置を積極的に実施する。

## 2 整備の方法

### (1) 宮山古墳

#### (保存のための整備)

##### ●削平された墳丘斜面の保護

指定地の南辺を中心に、後世の宅地造成等で墳丘が削平を受けている。ブロック積み擁壁等で崩落防止策がなされている箇所は今のところ問題ないが、削平面が露出している箇所については更なる墳丘土の流出を防止しなければならない。そのため、そういった法面養生が必要な箇所を整理し、整備を検討する。整備に際しては、新たな墳丘土の掘削を最小限に抑え、周辺の景観に配慮した整備手法を検討する。

##### ●墳丘上の木竹の除去

天災による倒木等で史跡が毀損しないよう、また視認性を高め日常的な管理を行いやすくするため、史跡の保存に影響がない範囲で木竹を取り除く。ただし、墳丘の南側は宅地が接しているため、プライバシーの保護に十分配慮した除去の方法・内容とする。

##### ●露出展示されている竪穴式石室や長持形石棺の適切な保存管理のための整備

風雨による損耗状況の診断を行い、遺構の毀損が起らないための整備手法を検討する。

##### ●保存施設（解説板、境界標等）の設置

解説板は、見学道の入口に史跡全体の概説、各遺構の付近には各遺構に特化した内容とし、本質的価値を過不足無く伝える数量を検討し、設置する。

境界標は、保存管理（追加指定や公有化）の計画と調整しつつ、適当な位置・数量を検討し、設置する。

##### ●史跡全体に対する維持的措置の実施

保存や活用のための整備を進めながら、指定地全体の日常的な維持的措置（見回り・清掃・除草等）を実施する。

#### (活用のための施設整備)

##### ●活用のための木竹の除去

保存のための整備と重複するが、宮山古墳頂部からの眺望は、史跡の活用においても重要な要素であるため、積極的な木竹の除去を検討する。ただし、墳丘の南側は宅地が接しているため、プライバシーの保護に十分配慮した除去の方法・内容とする。

##### ●保存管理、活用のための見学道の設置と維持

前方部側から墳頂へ登るルート、後円部頂と前方部頂を繋ぐルート、各段築平坦面へのルートなど、本質的価値を伝える上で必要なルートを検討し、管理見学道を設置する。そして既設の見学道と合わせて日常的な維持管理、修繕を行う。

##### ●安全に配慮した設備の設置

既設見学道の手すりの管理をはじめ、新たに設置する見学道や露出展示している遺構などにおける見学時の安全性を検討し、それぞれに適切な安全設備を設置する。

##### ●効果的な案内板の設置

駐車場から宮山古墳までのルート、今後設置する指定地内の見学ルート、主要幹線道路から駐車場までのルートなど、来訪者の利便性が向上するよう効果的な案内板の配置を検討し、設置する。

##### ●駐車場の整備

現在駐車場として利用している桜田池公園の広場は、宮山古墳の南側周濠部分にあり、幹線道路との間をつなぐ道路は幅員の狭い箇所が多い。観光バスなど大型車での来訪者には便の悪い状態となっているため、今後の保存管理（追加指定・公有化）の計画を踏まえつつ、幹線道路沿いなど大型車も利用しやすい駐車場の整備を検討する。

### ●解説板の充実

宮山古墳の本質的価値を的確に伝えるため、ポイントをおさえた解説板の設置を行う。

### ●御所市文化財事務所への史跡ガイダンス機能の付与

史跡に近接したガイダンス施設の新設は、用地の確保や財政的な障害が多くあまり現実的ではない。そのため、史跡の近傍に既に存在する御所市文化財事務所に史跡のガイダンス機能を整備する。

### ●遺構の復元整備の検討

宮山古墳の往事の姿を認識出来るのは、今のところ後円部頂に露出展示されている竪穴式石室と長持形石棺のみである。宮山古墳の本質的価値をさらに顕在化するため、遺構の復元整備の可能性について検討する。例えば、全国的にも貴重な後円部頂の方形埴輪列や、三段築成に伴う葺石や円筒埴輪列、前方部両側の造出、くびれ部北側の造出、陪冢のネコ塚古墳などが挙げられる。これらの整備を進めるには、事前の発掘調査による内容確認や出土資料の再整理が必要不可欠である。近年はAR／VRなどの技術が進歩し、必ずしも物理的な復元整備を要しない手法も増加していることから、物理的な復元の必要性、その後の管理費用も踏まえた費用対効果、市の財政状況なども踏まえながら、いずれの手法が効果的か検討を行う。

## (2) 巨勢山古墳群

### (保存のための整備)

#### ●管理道の整備と日常的な維持的措置の実施

指定地内の維持的措置は、指定地の広さや管理道の未整備もあり史跡全体を対象に直ちに実施することは難しい。そのため、まずは指定地内を看視するための管理道を整備する。整備に当たっては、本質的価値への影響を最小限に留めるため極力既存の里道を再利用することとし、やむを得ない場合を除き管理道の新設は行わない。そして管理道の整備と併行しながら、現実的かつ効率的な維持的措置の実施方法を検討する。

#### ●本質的価値を構成する要素の保存整備

個々の古墳については、地下遺構への影響が考えられる墳丘上の樹木等を除却し、墳丘の毀損・流出が進行しないよう、植栽等適切な整備手法を検討する。毀損箇所については盛土等による復旧が二次的な災害を引き起こさないかを十分に考慮したうえで実施を検討する。

#### ●本質的価値と関連して歴史環境を構成する要素の保存整備

史跡指定地内における弥生時代や古墳時代以降の遺構についても現地保存をし、巨勢山丘陵の重層的な歴史を伝える上で必要なものは、遺構展示などの整備についても検討を行う。

#### ●間伐を中心とした土砂流出対策の実施

頻発する土砂流出を抑え、本質的価値の土台を支える巨勢山丘陵の保全を効果的に行うには、間伐を通した下層植生の成育促進が現実的な手法と考えられる。指定地内の現況を把握したうえで優先順位をつけた地区設定を行い、地区ごとに間伐を行っていく。上記の管理道整備は、間伐の優先順位なども考慮した効率的な路網整備を心掛ける。

実際の間伐にあたっては、切り捨て間伐を主体とせざるを得ないが、長期にわたって二次的な災害を引き起こさない間伐材の処理方法を検討する。また、丘陵斜面の保護方法として、間伐材を利用した土留めなどの方法も検討する。

近隣集落への土砂流出を防ぐ施設の設置については、谷ごとの土砂流出量を踏まえ、溜池の堆砂池への転用など史跡への影響が極力少なくなる方法を検討する。また、砂防ダムの浚渫等の維持管理に必要な各種施設の整備も合わせて検討する。

#### ●保存施設（標識、解説板等）の設置

巨勢山古墳群が史跡であることを周知するため、標識や解説板等を史跡の景観に調和した形で整備

する。標識、解説板ともに今後整備する見学ルートに沿って効果的な数量を配置し、解説板の内容は本質的価値を過不足無く伝えるものにする。

(活用のための施設整備)

#### ●見学道の整備

原則として管理道との共用を図る。整備に当たっては見学者等の安全性を考慮したうえで、手すり等必要な安全対策を行う。現在主に利用している里道は住宅の裏庭に隣接しているため、整備にあたってはプライバシーにも配慮した内容を検討する。

#### ●宮山古墳を見下ろす視点場の整備

両史跡の関係を体感できるような視点場を整備する。整備に当たっては、宮山古墳以外の周辺の遺跡・古墳などへの眺望も考慮した位置を選定し、間伐の優先順位とも調整しながら樹木の伐採を行う。

#### ●遺構展示の整備

巨勢山古墳群は、多様な古墳の存在がその本質的価値を構成しているため、現地でその多様性を体感できるような遺構展示を検討する。多様性を端的に表すのは墳丘の規模や形態、埋葬施設の種類であるため、そういった要素を認識できるような整備の可能性について内容確認の発掘調査の実施も含め検討する。ただし、遺構の保存が大前提であることから、維持管理にかかる種々のコストも念頭に入れたうえで過度の復元整備は行わない。

#### ●案内板の整備

見学ルートや駐車場から史跡までのルートには、景観に調和した外観の案内板を整備する。

#### ●御所市文化財事務所への史跡ガイダンス機能の付与

史跡に近接したガイダンス施設の新設は、用地の確保や財政的な障害が多くあまり現実的ではない。そのため、史跡の近傍に既に存在する御所市文化財事務所に史跡のガイダンス機能を整備する。

#### ●便益施設（トイレ、休憩所、駐車場など）やアプローチ道路の整備

桜田池公園の便益施設を活用しつつ、広大な指定地の見学ルートを踏まえた便益施設の配置を検討する。見学ルートは、比較的傾斜のあるものになるため、史跡の本質的価値を構成する要素に影響のない範囲で、かつ史跡の景観に調和した外観の休憩施設を要所に配置することが望まれる。その際は、1つの施設に展望機能など複合的な機能をもたせるよう努め、過剰な整備にならないよう心掛ける。

指定地は、京奈和自動車道御所南IC・PAや国道交差点に近く、自動車でのアクセス性が高い立地をしている。しかし、史跡までのアプローチ道路は狭小な道路に限られており、立地の良さを活かしてきれていない現状がある。そのため、国道24号線沿いの駐車場やアプローチ道路の整備、PAからのレンタサイクル等によるルート整備など、費用対効果も検討したうえで、最善の方法を検討する。

両史跡の個々の整備にあたっては、両史跡のもつ歴史的関係は当然のことながら、周辺の関連する遺跡や古墳とのつながりを踏まえ、内容だけでなく外観などにも一体感のある整備となるよう最大限留意する。

### 3 整備の主体

上記した保存や活用のための整備は、基本的に御所市が行い、教育委員会事務局文化財課が所管するが、規模の大きな土木工事等が生じる場合は、他部局（産業建設部建設課等）と緊密な連携をとる。巨勢山古墳群については、現状で御所市が管理団体になっていないため、早急に管理団体に指定されるよう手続きを行う。なお、指定地内であっても、史跡の本質的価値を構成する要素及び本質的価値と一体となる歴史的・地形的要素（表4-1のA）に関わらない整備（神社関係施設や集会所の改修など）に関しては、それぞれ所有者の責任で行うこととする。その際は、現状変更等の手続きに遺漏のないよう、御所市教育委員会（文化財課）と入念な協議を行う。

## 第11章 体制・運営・連携

### 1 方向性

保存活用計画を策定し、それに基づく十分な予算を確保したとしても、それを事業として実施に移す体制が十分に整備されていなければ、効果的な事業遂行はできない。

そのため、史跡宮山古墳及び史跡巨勢山古墳群の確実な保存と適切で効果的な活用を図っていくため、史跡宮山古墳の管理団体であり、史跡巨勢山古墳群の所有者である御所市（所管：御所市教育委員会事務局文化財課）が運営の中心となり、秋津地区史跡等調査整備審議会に適宜諮りながら、土地所有者、地域活動団体、関連機関等が連携できる体制の充実・強化を図る。

両史跡の保存活用を展開するに際しては、地元住民との連携は必要不可欠である。現在は室自治会と宮山古墳の清掃看視において連携をとっているが、それに留まらない連携の方法を模索する。また、第9章に記した3つの活用を通して史跡の保存活用に関心のある市内外の人々を惹きつけ、ともに活動するグループの組織化についても検討する。加えて、教育機関や研究機関、有識者などとも連携し、両史跡の調査・研究、及びその成果に基づく保存活用施策の推進に努める。

### 2 体制整備・運営・連携の方法

#### ●体制整備

まず、後章にまとめる今後の短期、中期、長期の実施計画に対し、文化財課として想定される他業務（両史跡以外の指定・未指定文化財の保存活用、官民開発への対応など）の推移を踏まえ、現行の体制が十分であるかどうかを吟味する必要がある。特に従前は保存活用の保存部分に業務の比重が大きかったが、今後活用や整備などの事業を効果的に展開していくために、専門職員だけでなく事務職員も含めた適正な職員数・体制の検討を進める。適正な体制については、両史跡の保存活用が非常に長期に渡る可能性が高い点からも、職員の数だけでなく年齢構成などのバランスも考慮した持続可能な体制にすることが望まれる。

#### ●運営

保存活用事業の運営は、両史跡を一体的に進めていくため、今後も御所市が中心となって進めていく。そのためにも、御所市は早急に史跡巨勢山古墳群の管理団体に指定される必要がある。効果的な事業実施にあたって地域住民や活動団体と協力した事業運営が必要な場合も考えられるため、臨機応変に対応ができるよう日頃から連携を図っていく。

#### ●連携

第5章で示した連携の5つの在り方（①所有者と市の連携、②市の内部における部署間連携、③所有者、御所市、奈良県、国との連携、④地域との連携、⑤その他の連携）に即して、以下の通りまとめる。

①に関しては、保存活用計画の趣旨を所有者と共有し、史跡における現状変更の手続きなどの基本的な点を改めて確認するなど、定期的なコミュニケーションの機会について検討する。

②に関しては、保存の点で特に大きな課題となっている史跡巨勢山古墳群の山林管理について、市の関係部局との情報交換や技術協力などの連携の方法について検討を行う。活用の点では、観光・まちづくり部局と当計画を共有し、無駄の少ない効果的な事業実施に関する連携を強化する。

③に関しては、①と同様に所有者と市の連携を強化した上で、県・国とも密な情報共有を行うことで、円滑な事業の実施につなげる。

④に関しては、現状の地元自治会との連携が、委託－受託という契約に基づく関係が主となっているとともに清掃・看視の範囲が国有地に限定されている。地元自治会も高齢化が進んでいるため、互いに

無理のない現実的な連携の方法について検討する。

また、地域住民への本計画の周知や講演会・勉強会の開催などを通して史跡への興味を喚起し、保存活用に対する地域住民からの主体的な参画を促していく。市民協働への下地が整ってきた際は、史跡の管理にあたっての具体的な知識や技能に関する講習なども検討する。そして、このような取り組みは地域住民だけに留まらず、市内外の個人や団体に対しても積極的に進め、連携の輪を広げていくことに努める。

両史跡の保存活用は多岐にわたるため、多様な市民参加が期待される。そういった史跡の保存活用に関心をもつ人々と協力し、より良い保存活用事業を展開していくため、ボランティアグループの組織化についても検討を行う。

⑤に関しては、学校教育機関・研究機関・民間企業などの組織との連携や周辺市町村との連携等が考えられる。こういった組織との連携は保存・活用（大学教育・生涯学習・人材育成）における繋がりが深いため、後述する実施日程を踏まえながら具体的にどのような連携が可能なのかをまず整理する必要がある。なお、広大な山林である史跡巨勢山古墳群については、博物館等施設で利用されている指定管理者制度のように、山林管理に長けた民間企業との連携も検討する。

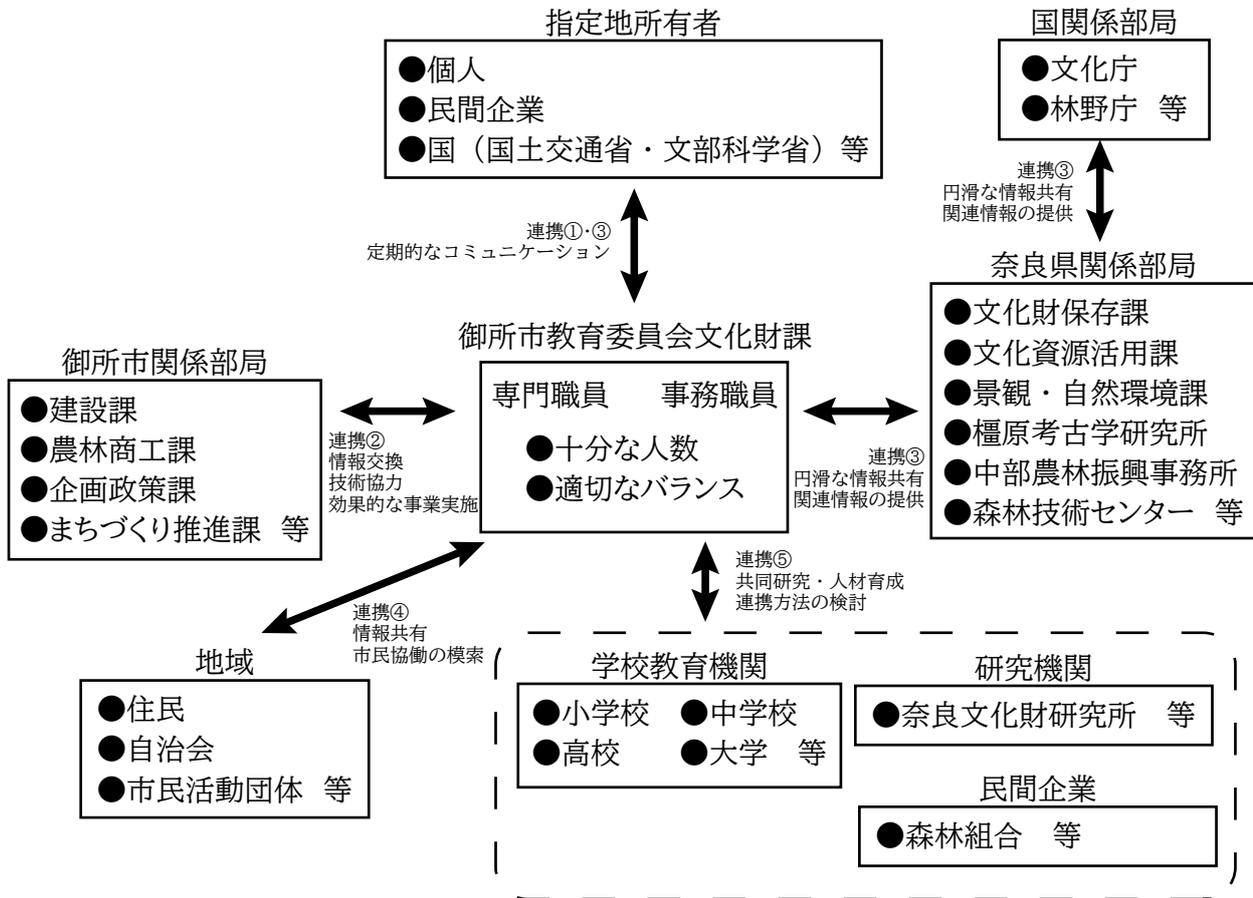


図 11 - 1 体制・連携のイメージ

## 第12章 施策の実施日程

### 1 実施日程の策定

第7章から第11章に記した方向性や方法を実効性の高いものとするため、本章では、それぞれの項目の中で実施すべき施策を整理し、今後どのような日程で施策を実行していくのかを表にまとめる（表12-1）。

施策実施の日程は、概ね短期・中期・長期の3段階に分けることとする。短期日程は、史跡の保存活用において即効性の高い事業の実施や、中期・長期日程での実施を想定する施策に必要な情報を収集・整理する準備期間という側面があり、本計画策定から概ね5年間を想定する。

中期日程は、史跡の保存活用にあたり早急な実施が困難な施策を実施することを想定しており、短期日程において整理した情報を元に効果的に施策を実施する。また、短期日程で実施した施策の検証を行い、そこから得られた課題を克服するための施策を新たに検討する期間でもある。概ね短期日程に続く5年間を想定する。

長期日程は、中期日程以降を想定し特に期間を定めないが、短期・中期日程で実施した事業の検証を行うと共に、その時点での各施策の進捗状況や新たに生じた課題などを踏まえて、全体計画の修正の可否を検討する。

表12-1 施策の実施日程一覧表

区分		短期（～5年）	中期（～10年）	長期（終期なし）	
調査・研究	調査	・計画地をカバーした詳細な地形図作成（R4～）		・短期、中期実施施策の検証と反映 ・整備状況を踏まえた保存活用計画修正の可否の検討 ・整備基本計画策定の検討	
		・御所市未刊行の発掘調査報告書刊行	----->		
	・奈良県未刊行の発掘調査報告書刊行に向けた協議	・奈良県未刊行の発掘調査報告書刊行			
	・効果的な調査方法の検討	・両史跡の本質的価値を明確にし、保存活用に資する各種調査の実施			
研究		・両史跡及び周辺遺跡との関係に関する考古学的検討			
	・宮山古墳第1次調査の再整理作業に関する協議	・両史跡と周辺他地域との関係に関する考古学的検討			
		・宮山古墳第1次調査の再整理作業の実施			
保存（保存管理）	法的な措置	指定	・宮山古墳全体の追加指定（R3～）		----->
			・巨勢山古墳群追加指定の検討		----->
	行政的な措置	現状変更等の許可	・現状変更への適切な対応		----->
		土地の公有化	・宮山古墳指定地の公有化（R4～）	・巨勢山古墳群指定地（調整難航地）の公有化	
	技術的な措置	保存活用計画の策定		・計画見直しの可否検討	
		日常的な維持管理の施策	・現状（整備前）の日常的な看視	----->	
	技術的な措置	情報の整理と保存施設の設置	・遺跡地図等との情報の整理 ・内容や数量の検討⇒設置	・調査研究成果の反映	
		史跡の保存や防災に関わる間伐の実施および施設等の設置	・優先順位に基づく間伐の実施 ・維持管理のための施設の設置	・予防的観点からの防災施設設置の検討	
		遺構等の定期的なモニタリング	・南石室・石棺のモニタリング ・323号墳石櫛のモニタリング	・各遺構の保存方法の検討	
		病虫害防除及び鳥獣対策	・現状の整理と対策の検討	・（必要であれば）検討した対策の実施	
毀損及び衰亡の状態からの復旧		・随時対応			

区分		短期（～5年）	中期（～10年）	長期（終期なし）
活用	公開	・樹木伐採や草刈りを通して公開箇所の増加を図る（宮山古墳）	・安全な見学ルートの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期、中期実施策の検証と反映</li> <li>・整備状況を踏まえた保存活用計画修正の要否の検討</li> </ul>
		・安全な見学ルートの検討（巨勢山古墳群）		
		・眺望を考慮した間伐の検討と実施		
		・文化財事務所常設展示における出土遺物の公開（R4～）		
		・企画展示での史跡出土遺物の展示（県所蔵資料の借用）		
	諸施設の設置	・解説板・案内板の検討、設置	・駐車場の検討（追加指定や公有化状況を踏まえて）	
		ソフト面の施策	・史跡解説パンフレットの作成（一般向けや子ども向けなど複数種）	
	・文化財課HP・SNSにおける史跡情報の積極的な発信			
	・市内小中学校への出前授業や現地解説、体験型ワークショップの開催			
	・生涯学習における活用（史跡ガイド、講演会、ワークショップ）			
・環境・防災教育における活用（講演会、ワークショップ）				
整備	保存のための整備	宮山古墳	・墳丘上の竹木の伐採（公有化の進捗に合わせて）	
			・南石室・石棺の損耗状況の診断	・整備方針の検討
		・解説板の検討、設置	・境界標の検討・設置	
		・日常的な維持的措置の実施		
		巨勢山古墳群	・管理道の整備（安全設備の設置）	・日常的な維持的措置の実施
	・間伐の優先順位決定⇒間伐の実施		・本質的価値を構成する要素及び関連して歴史環境を構成する要素の整備手法の検討	
	・土砂流出に関するモニタリング調査の方法検討、実施		・間伐成果の検証と施策の継続に関する検討	
	活用のための施設整備	宮山古墳	・見学道の検討と簡易な整備（安全設備の設置）	・本格整備に向けた検討
			巨勢山古墳群	・管理道を見学道として利用するための付随的整備の検討（プライバシーへの配慮等）
		・視点場の検討		・（間伐等の進捗を踏まえた）視点場の整備
・便益施設やアプローチ道路整備の検討		・駐車場の検討（追加指定や公有化状況を踏まえて）		
共通		・案内板・解説板の設置	・遺構復元等整備の検討	
	・文化財事務所へのガイダンス機能の付与	・検討を踏まえた体制の整備		
体制・運営・連携	体制整備	・文化財課の適正な体制の検討	・検討を踏まえた体制の整備	
	運営	・管理団体指定を受ける（巨勢山古墳群）		
	連携	①所有者と市の連携	・保存活用計画の趣旨の共有	・連携の実践
			・定期的なコミュニケーション方法の検討	
		②市内部における部署間連携	・巨勢山古墳群の山林管理に関する関係部局との連携方法の検討	
			・活用に関する施策の観光・まちづくり部局との連携方法の検討	
		③所有者、市、奈良県、国との連携	・県、国との密な情報共有	
④地域等との連携	・地域住民や活動団体との持続可能な連携方法の検討	・市民ボランティアグループの組織化と連携		
⑤その他の連携	・様々な施策における関係機関との連携の検討			

※表中の矢印は短期から中期にかけて継続するものを示し、破線矢印は短期での完了を目指す中期に継続する可能性があるものを示している。

## 2 実施日程遂行に向けた課題への対応

上記のように整理した各施策の日程の遂行にあたって、現状で想定される対応すべき課題は以下のよう  
にまとめられる。

### (1) 必要な予算の確保

宮山古墳及び巨勢山古墳群の保存活用は、前章までに記してきたとおり非常に長期に渡る事業となる。  
特に各史跡の整備事業を実施するに当たっては、国・県との緊密な連携のもと、必要な予算を適切に確  
保する必要がある。そのため、御所市における他の主要施策とのバランスにも留意しながら、施策の有  
効性や優先順位等を十分に吟味し、持続可能な予算計画を描くことが求められる。

### (2) 文化財課内における他業務との調整

令和3年度現在、文化財課が抱える課題は本計画における史跡の保存活用に留まらない。具体的に挙  
げると、御所市役所周辺に広がる御所まち地区の重伝建選定に向けた事業、宮山古墳の東方約1kmに  
位置する史跡條ウル神古墳の保存活用に向けた事業、増加傾向にある民間開発事業への対応、市役所庁  
舎を含む市内公共施設更新への対応などがある。それぞれが非常に負担の大きな事業であり、文化財課  
の体制整備や他部署・関係機関との積極的な連携によって、本計画の遂行に大きな支障が生じないよう  
十分な注意を払う必要がある。

### (3) 計画の適切な進捗管理

本計画のように、計画の終期が明確でなく、時点ごとの修正が必要となる計画を効果的に進めていく  
ためには、適切な時機に適切な方法で計画の進捗を管理する必要がある。その具体的な内容については  
後章で詳述するが、各種事業等の検証・見直しに際しては、計画・実行・評価・改善のP D C Aサイク  
ルを回すことを心掛け、計画の推進や見直しを行う必要がある。

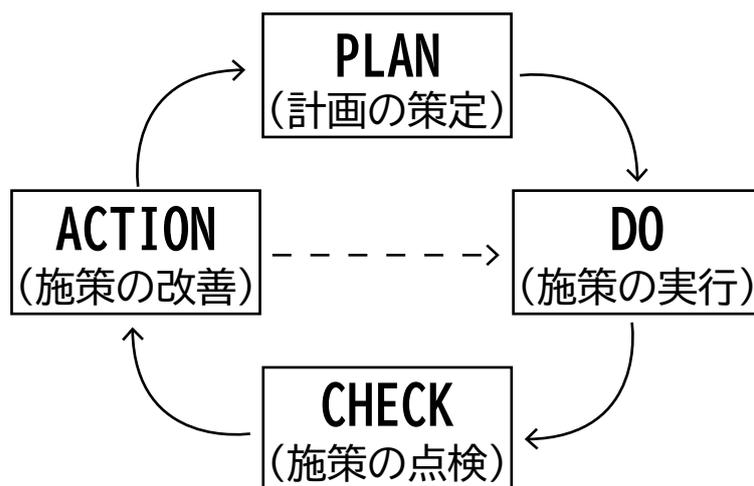


図 12 - 1 P D C A サイクルの概念図

## 第13章 経過観察

### 1 方向性

保存活用計画を適切に運営していくためには、その時々で史跡がおかれている状況を正確に把握する必要がある。計画がどこまで実現し、どこがまだ実現されていないのか、今後どのようにすれば実現へ近づけることができるのか等を考えていくために、経過観察は非常に有効な手段といえる。

施策の内容及び現況、進め方等について経過観察をする場合、そもそもの計画の目標に立ち返り、施策を担当するものが自らの置かれた状況を客観的に検証することが重要となる。

経過観察を適切に実施することで、様々な施策の進捗や成果を常に確認することができ、その後に繋がる施策の改善に役立つうえ、様々な関係者の間において目標達成のための意識を高めたり、相互の連携を円滑に進める上で非常に有効な手段となり得る。

この経過観察については、史跡宮山古墳の管理団体であり、史跡巨勢山古墳群の大半を所有している御所市（文化財課）が主体となって実施することが適当といえる。市内関係部署や地域住民、活動団体等の様々な組織との連携にあたっては、文化財課が各組織との情報等の整理・共有及び協議を行う。

こうした経過観察の結果としての施策の評価は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画や施策の修正・改善に利用していく。

### 2 経過観察の方法

具体的な経過観察の方法としては、次の3つの流れで取り組むこととする。

- ①現状の把握、施策の進捗状況や実現状況の確認
- ②実行した施策によって得られた効果の確認・分析
- ③基本理念への寄与と改善点・課題の把握

この3つの流れの中で、具体的にどのようなことを行うかを以下にまとめる。

#### (1) ①現状の把握、施策の進捗状況や実現状況の確認

まず、史跡指定地やその周辺環境の現状を把握する。宮山古墳・巨勢山古墳群両史跡において、現在どのような施策が実施されているか、今後計画されているかを確認する。

基本的な点検指標やその方法、点検の時期などについては、下表（表13-1）の内容を基礎とする。ただし、今後実際に経過観察を行う際は、必要に応じてより詳細な内容や指標を設定し、それぞれの指標に対応した経過観察シートなどを用いて、効率的な確認に努める。

#### (2) ②実行した施策によって得られた効果の確認・分析

実行した施策は円滑に進められたか、その効果はどうかの確認・評価を、次に示す基準と方法をもとに行う。

ア 保存に関する施策の妥当性・効果

##### 【判断の基準】

- 本質的価値を構成する要素及びそれと一体となる歴史的・地形的要素（A）の保存・整備の方法は適切か、史跡の本質的価値が顕在化したか。
- 本質的価値と関連する歴史的要素（副次的価値、B）の保存・整備の方法は適切か、史跡の本質的価値を高める内容になっているか。
- 史跡の保存・活用に資する要素（C）の保存・整備の方法は適切か。
  - ・遺構（構成要素A・B）の保存に影響はないか。
  - ・防災面への影響はないか。

表 13 - 1 施策の進捗状況の確認における基本的指標と経過観察の手法

区分	経過観察の基本的指標	経過観察の手法	
		方法、点検主体	時期
(開始) 全体	当該年度に実施を予定している施策の整理は行ったか。	・文化財課による把握・確認	毎年度
	当該年度に実施を予定している施策の分担は決めたか。	同上	同上
	実施する施策ごとに工程を細分し、工程ごとの期限を決めたか。	同上	同上
調査・研究	施策実施前の情報収集は行ったか。	同上	同上
	関係機関との情報共有は行ったか。	同上	同上
	施策の実施によって新しく分かった点や新たな課題はあるか。	同上	同上
保存 (保存管理)	本質的価値を構成する要素 (A) は確実に保存されているか (毀損の有無など)。	・文化財課による定期的な看視 ・地域住民や地域活動団体による定期的な看視	季節ごと (概ね 2 ~ 4 回/年)
	本質的価値と関連する歴史的要素 (B) は適切に保存されているか。	同上	同上
	史跡の保存・活用に資する要素 (C) は適切に管理されているか。	同上	同上
	樹木や下草の状況はどのようなものか。 草刈の必要性はあるか。樹木の繁茂で景観が阻害されていないか。	同上	同上
	指定地及びその周辺の環境は美しく整えられているか。危険な箇所はないか。 ゴミや不法投棄の有無。落書き等の有無。史跡周辺の景観を阻害する看板や建造物の有無。	同上	同上
	追加指定に向けた施策は行っているか。	・文化財課による把握・確認	毎年度
	現状変更の相談や申請はあるか。	同上	同上
	公有化に向けた施策は行っているか。	同上	同上
	鳥獣害や病虫害は起きていないか。	・文化財課や農林部局による把握・確認	同上
	保存施設や防災施設は適切な内容・数量で設置されているか。	・文化財課による把握・確認	同上
活用	可能な範囲の現地公開がなされているか。	同上	同上
	文化財事務所では史跡に関わる資料が公開されているか。	同上	同上
	解説板や案内板は適切な内容・数量で設置されているか。(史跡の本質的価値、前後する歴史などの史跡の理解に供する内容 等)	同上	同上
	史跡の理解を促すパンフレットは適切に配布されているか。	同上	同上
	H P や S N S での積極的な情報発信は行っているか。	・文化財課や観光部局による把握・確認	月ごとなど定期的な実施
	講演会やワークショップなどの施策は行っているか。	同上	毎年度
	来訪者・見学者はどの程度か。	同上	同上
両史跡や周辺の関連遺跡を繋いだ活用がなされているか。	同上	同上	
整備	本質的価値を構成する要素 (A) 等の保存のための整備は行っているか。その方法は適切か。	・文化財課による把握・確認 ・文化財課による把握・確認	事業を予定している年度 同上
	見学ルートや案内板・解説板の整備、改善は行ったか。それらは史跡に影響を与えず、歴史的景観と調和しているか。	同上	同上
	便益施設 (休憩施設・トイレ) や駐車場の整備、改善は行ったか。	同上	同上
	文化財事務所へのガイダンス機能の整備は行ったか。	同上	同上
体制整備・運営・連携	文化財課の適正な体制は検討されているか、体制の充実・強化に取り組んでいるか。	・文化財課、関係部局による把握・確認	毎年度
	管理団体指定を受けたか。	・文化財課による把握・確認	事業を予定している年度
	所有者との定期的なコミュニケーションはとれているか。	同上	毎年度
	市内部における部署間の情報共有は図られているか。	同上	同上
	国、県と密な情報共有は行っているか。	同上	同上
	地域住民や活動団体との連携方法について協議がなされているか。	同上	同上
	連携可能な関係機関の探索が行われているか。	同上	同上

- ・景観への影響はないか。
- ・周辺住民への配慮はなされているか。

- 調査・研究の方法や内容は適切か。
- 史跡の点検の方法や記録の整理、点検結果の活用・公開は適切か。

【確認・評価の方法】

- 文化財課による確認・評価
- 外部からの評価：御所市文化財保護審議会、秋津地区史跡等調査整備審議会、専門家 等
- 原則として毎年度、施策の妥当性・効果を把握 (分析)

イ 活用に関する施策の妥当性・効果

【判断の基準】

- 市民・来訪者等の史跡に関する知識・理解、及び満足度は高まっているか。
- 史跡の来訪者・利用者は増えているか。
- 学校教育、生涯学習などでの学びの場として効果を発揮しているか。
- 情報の提供・発信の方法や内容は適切であるか、効果を発揮しているか。
- 史跡の利用は適切に行われているか（遺構等の毀損はないか）。

【確認・評価の方法】

- アンケート調査やヒアリング調査の実施（定期的な実施の検討）
- 文化財課及び関係部局による確認・評価
- 外部からの評価：御所市文化財保護審議会、秋津地区史跡等調査整備審議会、専門家 等
- 原則として毎年度、施策の妥当性・効果を把握（分析）

ウ 整備に関する施策の妥当性・効果

【判断の基準】

- 史跡の復旧や遺構の表現は適切に行われているか、保存・活用に効果を発揮しているか。
- 保存施設や解説板、案内板等は本質的価値の顕在化や来訪者等の史跡への理解、利用の快適性に寄与しているか。
- 文化財事務所の史跡ガイダンス機能は来訪者等の史跡への理解に寄与しているか。
- 公開・活用のための施設は、史跡の遺構に影響を与えず、歴史的景観と調和しているか。

【確認・評価の方法】

「イ 活用に関する施策の妥当性・効果」に準じる。

エ 体制整備・運営・連携に関する施策の妥当性・効果

【判断の基準】

- 保存・活用の体制は適切か、十分な効果を発揮しているか。
- 御所市が、史跡の管理団体として保存活用の主体となっているか。
- 地権者との定期的なコミュニケーションはとれていたか。
- 地域住民や地域活動団体等の連携、協働の取組などは進んでいるか、効果を発揮しているか。
- 国、県との情報の共有、連携は適切に行われているか。

【確認・評価の方法】

「イ 活用に関する施策の妥当性・効果」に準じる。

(3) ③基本理念への寄与と改善点・課題の把握

実行した施策が、本計画の基本理念（大綱）である「様々な組織・団体・人々が協力し、2つの史跡が一体となる持続可能な保存活用」に、どの程度寄与しているかの評価を行う。

その方法としては、①・②の結果や、秋津地区史跡等調査整備審議会、その他学識経験者や地域住民・地域活動団体等の意見を踏まえながら、文化財課が中心となって、関係部局との協議を行い総合的に評価・判断する。

施策の中には、実施後すぐには基本理念に寄与しないものもあることが想定され、効果をあげるまでに一定の時間を要する場合や、単独の施策ではなく、それらの積み重ねによって効果が顕在化する場合もあると考えられることから、一定の期間、間隔を空けながら、継続的に評価・判断する。

さらに、区分ごとの個別評価、総合的な評価を踏まえながら、残る課題や新たに生じた課題を把握し、PDCAサイクルを回しながら施策の改善に努める。そして必要に応じて本計画の見直しを検討する。

# 資料 関係法規

## 1 文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号

### 第一章 総則

#### （この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

#### （文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
  - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
  - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
  - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
  - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
  - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百一十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

#### （政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

#### （国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

### 第三章 有形文化財

#### 第一節 重要文化財

#### 第二款 管理

#### （管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

#### （所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従

- い、重要文化財を管理しなければならない。
- 2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
  - 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
  - 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

#### **（所有者又は管理責任者の変更）**

- 第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
  - 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

#### **（管理団体による管理）**

- 第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
  - 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
  - 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
  - 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
  - 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

#### **（滅失、毀損等）**

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

### **第三款 保護**

#### **（管理又は修理の補助）**

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
- 3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

#### **（管理に関する命令又は勧告）**

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

#### (修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

#### (文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 国宝が毀損している場合又は滅失し、毀損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

- 2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

- 2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。
- 3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。
- 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。
- 4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

#### (補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第四十二条 国が修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
  - 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
  - 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
  - 三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）
  - 四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数
- 6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
- 7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

#### (現状変更等の制限)

- 第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
  - 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
  - 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
  - 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (修理の届出等)

- 第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### (管理又は修理の受託又は技術的指導)

- 第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。
- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
  - 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
  - 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

### 第六款 調査

第五十五条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
  - 二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
  - 三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
  - 四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
  - 3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

## 第七款 雑則

### (所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
- 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

## 第七章 史跡名勝天然記念物

### (指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

### (仮指定)

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

### (所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるることができる。

### (解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

### (管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

### (所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため

必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

#### （管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、毀損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

#### （復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、毀損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

#### （文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物が毀損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、毀損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

#### （補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

#### （現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

#### （関係行政庁による通知）

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、

当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

#### （復旧の届出等）

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### （環境保全）

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### （管理団体による買取りの補助）

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

#### （保存のための調査）

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、毀損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

## 第十二章 補則

### 第二節 国に関する特例

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

### 第三節 地方公共団体及び教育委員会

#### (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百二十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第百十八条、第二百二十条、第二百二十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
  - 二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
  - 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
  - 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
  - 五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
  - 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
  - 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
  - 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
    - 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項
    - 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第百三十一条第二項
    - 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
  - 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
  - 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
  - 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
  - 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

## 2 文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和 50 年政令第 267 号）

最終改正：平成 31 年 3 月 30 日政令第 129 号

#### (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
  - 二 法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
  - 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
  - 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
  - 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
  - 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。
    - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
      - イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
      - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
    - 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
    - 三 法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
  - 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。
    - 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
      - イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
      - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
  - ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
  - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
  - ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
  - ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
  - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
  - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
  - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
  - ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
  - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
  - 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
  - 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
  - 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
  - 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

### 3 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）

最終改正：平成 27 年 12 月 21 日文部科学省令第 36 号

#### （許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
  - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
  - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
  - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
  - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
  - 十三 現状変更等に係る地域の地番
  - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
  - 二 出土品の処置に関する希望

#### (許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
  - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
  - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
  - 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
  - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
  - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
  - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

#### (終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

#### (維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

#### (国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

#### (管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会

- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
  - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
  - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
  - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

## 4 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号)

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日 文部科学省令第 30 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

### (標識)

- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。
- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
    - 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
    - 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
    - 三 指定又は仮指定の年月日
    - 四 建設年月日
  - 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

### (説明板)

- 第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。
- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
  - 二 指定又は仮指定の年月日
  - 三 指定又は仮指定の理由
  - 四 説明事項
  - 五 保存上注意すべき事項
  - 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

### (標柱及び注意札)

- 第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

### (境界標)

- 第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。
- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
  - 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
  - 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

### (標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

### (囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

## 5 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（抜粋）

(平成12年4月28日庁保記第226号)

都道府県教育委員会あて

文化庁次長通知

地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

### I 共通事項

- (一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
  - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
  - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
  - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
  - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
  - ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
  - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
  - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
  - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
  - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
  - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

### II 個別事項

#### 一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
  - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
  - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

- (三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

## 二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

## 三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一) 「工作物」には、次のものを含む。
  - ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
  - ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
  - ③小規模な観測・測定機器
  - ④木道
- (二) 「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

## 四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

## 五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

## 六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

**史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群 保存活用計画**

令和4年(2022)3月31日

発行 御所市教育委員会

編集 御所市教育委員会事務局 文化財課

〒639-2277 奈良県御所市室102番地

電話：0745-60-1608 ファックス：0745-62-9872

E-mail：bunka-zai@city.gose.nara.jp